

予算審査特別委員会会議録

[平成26年 3月12日開催]

[平成26年 3月13日開催]

[平成26年 3月14日開催]

[平成26年 3月17日開催]

南あわじ市議会

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成26年 3月12日
午前10時00分 開会
午後 4時08分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	中 村 三 千 雄
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大 夫
委 員	北 村 利 夫
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
副	市	矢	谷	浩	平
市	長	土	井		環
総務部長兼選挙管理委員会事務局書記長		入	谷	修	司
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	岸	上	敏	之
鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長		興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
都	市	山	崎	昌	広
下	水	原	口	幸	夫
教	育	太	田	孝	次
市長公室次長兼新庁舎建設推進事務局長		橋	本	浩	嗣
財	務	神	代	充	広
市	民	高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
会	計	馬	部	総	一
監査委員・固定資産評価審査委員会事務局長		大	瀬		久
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	藤	本	和	宏
総	務	富	永	文	博
緑総合窓口センター所長		片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長		岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長		柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長		松	本	典	浩
財	務	堤		省	司

市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第5号 平成26年度南あわじ市一般会計予算

[歳入の部]

①債務負担行為、地方債及び款1. 市税～款20. 市債 (P. 9～P. 59) …………… 7

[歳出の部]

②款1. 議会費 (P. 60～P. 61) ～款2. 総務費 (P. 62～P. 91) …………… 8 4

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成26年 3月12日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時08分)

○蛭子智彦委員長 それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開催したいと思います。

非常に春めいてまいりました。昨日は東日本の大震災3周年ということで、いまだに行方不明の方が2,700人、死者が1万8,000人と、避難施設に入っておられる方々が27万人ということで、大変厳しい状況が続いておるということで、私たちもこの春のぬくもりを本当に実感できる、そうした南あわじ市に、また、県にも国にもそういう市をつくっていくということで、今回の新年度予算についての審査を進めたいと思います。

私も、質問をするほうは非常になれておるんですけども、議事運営ということになりますと、お名前を大分読み違えするかもわかりません。失礼をお許してください。

皆様方、委員の皆さんには活発な審査をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうからの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

執行部挨拶、お願ひいたします。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さん、おはようございます。

今も、委員長のほうからお話ありましたとおり、きのうは本当に3年前の、今まで未曾有の大震災が起こり、その3年目でございます。当然、私ども、この南あわじ地域も非常にそういう面では心配が多いわけでございますが、また、いろいろと自主的な事業もその中で、ハード・ソフトあわせて取り組んでいきたいと思ひます。この予算書の中にも何点か、市の関係のものが示させていただいております。

さて、今回、平成26年度ということでの新年度の予算を御提案申し上げております。今までもずっと同じような中身も結構あるわけでございますが、要は選択と集中、予算の範囲が限られております。また、それを実行できるという意味合いから、各部に対して枠配分というのを、これも引き続いて行っております。

当然、これから御審議を願うわけでございますが、大型事業、大型のものについては着手なり、それなりの進行が今、進んでおります。そういうことから、全体的な予算は少し減っております。しかし、必要肝心なことはやはり主の、主な事業として計上させていただいておりますので、どうぞよろしく御審議をいただき、適切妥当な御決定をお願いする次第でございます。

審査に当たっての私からの一言、御挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○蛭子智彦委員長 それでは、ただいまから予算審査特別委員会の審査を始めたいと思います。

第53回定例会において付託されました議案についての審査となります。

審査に入る前に確認をいたします。

本特別委員会での発言は、会議規則に基づき、挙手をして、委員長と発言しての発言の許可を求め、委員長の許可後、委員の皆さんは自席で着席のまま、説明員は自席で起立をして答弁を行うようお願いをいたします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じ傍聴するような指示を出しております。

審査の順序は、お手元に配付の次第のとおりといたします。御確認をください。

一般会計については、歳入、歳出に区分し、審査を行います。

なお、歳入の審査終了後、歳出の審査を行いますが、歳出の審査時に関係する歳入の質疑を許可する場合があります。質疑は予算書の該当すべきページを先に発言し、質疑の内容に入ってくださいようお願いいたします。資料の提出要求は、委員会で決定後、委員長より行うこととします。

お諮りします。

以上の確認事項について御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議なしと認めます。

異議がございませんので、ただいま申し上げました要領での審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

各会計予算については、本会議において説明を受けておりますので、本委員会での再度の説明は省略をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

平成26年度当初予算の審査に当たり、昨年も資料提出の要求をしております平成26年度の補助金一覧表を、本委員会で資料要求を行うことを求めたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 御異議なしと認めます。

よって、平成26年度の補助金一覧表の資料を要求いたします。
直ちに配付をしてください。

1. 議案第5号 平成26年度南あわじ市一般会計予算

[歳入の部]

①債務負担行為、地方債及び款1. 市税～款20. 市債 (P. 9～P. 59)

○蛭子智彦委員長 それでは、次第に基づきまして審査を進めたいと思います。

付託案件1、議案第5号、平成26年度南あわじ市一般会計予算。

歳入の部、①債務負担行為、地方債及び款1. 市税から款20. 市債。

ページは9から59ページまでの範囲といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 私、基本的なことをお尋ねさせていただくんですけど、ページは14ページの地方交付税99億円ということでお尋ねをするわけでございますが、一応、いよいよ合併の算定がえというのが今年度で最終というような認識をしとるわけやね。次年度から5年間かけて1割カット、3割カット、5割カット、7割カット、9割カットというようなことで行くと思うんですわ。

先般の市長の答弁で、この5年したら交付税算入が20億ぐらい減額されるというのやけど、そのあたり、実際この通常の算定による交付税というのは、この99億円、今回計上しとんのやけど、これから5年先はこの交付税というのは、基準になれば大体概算でどれぐらいになるんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長(神代充広) 財務部次長兼財政課長の神代でございます。よろしく願いいたします。

今、交付税の合併算定がえ終了後5年、平成32年度になるわけなんですけども、その時点では平成26年度と比較いたしまして、今、委員おっしゃいましたように約20億円が減額ということになります。減額の対象となるのは、地方交付税のうちの普通交付税に

係るものでございまして、平成26年度の予算では90億円を見込んでおりますので、それから行きますと、単純に計算いたしますと70億円というような結果になるかと思いません。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、今年度は今年度で予算編成できとんのやけど、来年は1割カットということは、20億円の1割が、2億円が減額されたようなことで交付税算入、のってくるというようなことでよろしいんですか、そういう理解で。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、今からかなり厳しいような、投資的経費というか、事務的経費は当然、確保せなあかん経費なんやけど、今から市の単独、そういうふうな20億円も減額されてきたら、市の単独の事業というのは非常に予算編成において厳しい状況になるというような認識を持つねけど。

例えば、南あわじ市は子育て支援に、市の独自のそういう補助をしてますわな。この辺、今から20億円減額するというたら、どの辺をカットするような事業計画で財政のほうを考えとるんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 必要な事業についてはカットするというようなことは大変難しいであろうというふうに思います。財政計画を24年2月に策定をいたしました。その財政計画の中には当然、その20億円のカット分についても含んだ形で策定をいたしております。

具体的に申し上げますと、これから人件費なり公債費なりがかなり減ってまいります。これについては、職員の定員管理適正化計画に基づきまして、計画的に人件費のほうも、人員のほうも削減をしております。そういった効果もありますし、また、公債費については、これまでの交付税算入のない起債の抑制なり、繰上償還等によりまして、これもかなり削減をしておりますが、これからも徐々に、平成30年度あたりに向けまして減

ていくというふうなことが試算できておりますので、そういったいわゆる義務的経費の部分でかなり削減できていくというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、10年間は4町のやつで交付税算入されとったさかい財政的にかなり余裕があったと。前倒し償還であったりとか基金の積み立てをしながら財政健全化を図ってきたと思うんやね。

この10年間でかなり交付税が、合併の、要は算定がえでないけど、10年間というのはそれなりの、旧町の4町の交付税算入された上で来とったということは、財政的にいうたらかなり余裕があったと。余裕があったさかいに、前倒しの償還であったり基金積み立てしたと思うんやけど。では、実際、この合併10年間で基金の積み立てというのはどれほどふえましたか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 財務部長の細川でございます。よろしく申し上げます。

基金もいろいろ種類があるわけでございますが、財政調整基金を例にとりますと、25年度末、これはあくまでも予定でございますけれども、24億3,400万でございます。財政計画では20億3,400万円でございますので、財調基金につきましても約4億円多く積み立てすることができております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、次年度のやつ聞いて悪いんやけど、ということは、来年、2億円ほど交付税ということは、今年度並みの予算編成しようかと思うたら、2億円足らんと。足らるときはそういう基金の取り崩しとか、市債とかその辺で今から対応していくということなんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） その質問に対する答えですけれども、私ども、平成23年度から収支バランスのとれた財調基金を取り崩すことなく、当初の財政健全化計画よりも1

年前倒しでスタートすることができて、それが4年間連続しております。私ども、それ以降、財政健全化計画の後継の計画といたしまして、財政計画というものを定めておりますけれども、その計画の中にあつて32年度、一本算定によりまして交付税、かなり現在と比べたら減るわけでございますけれども、思いといたしまして、財政計画の中でその32年度、一本算定になつても収支バランスのとれた計画になるようにということでの計画としております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点だけ。先般、国家公務員並みに給与を引き下げたと、してない自治体もあると。してない自治体は、何らかの国のペナルティーというたら、麻生財務大臣が給与引き下げ、国家公務員並みに引き下げたところはそれなりの対応をして、その国家公務員並みの給与引き下げをせえへんだところにはペナルティーを科すというような、そういうような新聞報道があつたんやけど、当市は国家公務員並みに準じて給与を削減した中でそういうことはないんやけど、他の自治体でペナルティーを科せられたらよ、実際、ああいう新聞報道はほんまなんけ。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） ほんまかと言われましても、うその報道ではないというように考えておりまして、私どものほうの来ている通知の中でも、それに触れるようなものにつきまして通知がございます。平成25年度につきましては、地域の元気臨時交付金ということで、市の予算措置額が1億6,000万ということで、最後に補正後で最終的には2億5,600万円程度あつたわけですけども、この25年度の地域の元気臨時交付金が26年度、名前が変わりまして、がんばる地域交付金というものが創設されております。その内閣府の説明資料によりますと、その分につきまして、地方負担額に対して財政力指数によりまして、1から4割程度が交付限度額となるということになっておりまして、その分につきまして一定程度、給与削減を実施されていない自治体につきましては一定の割合で減額されるというようなことを聞いております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これで最後にさせてもらうけど、私は自主財源というか、東京都み

たいに自主財源で行政運営できる自治体で、やはりこれ、人口減少というか、地方自治と
いいながら非常に人口が減少してきよる中で、人口規模によって交付税というのはある程
度算定されとると思うんよね。同じようにひとしく、これは日本国民たる者はひとしく行
政サービスを受けらんなんというようなことで交付税という制度があると思うのやけど、
その辺一方的に、平成の合併以降、こんなして10年間はこないしてやったるというのが、
今からは20億も切るやいうて、理不尽な国の、そういうようなことをしとると思うのや
けど。

地方交付税というやつ、そもそもの目的というか基本的な概念というのはどういうこ
となんでしょうか。私はそういうふうに理解しとんのやけど。財政基盤の厳しい自治体に当
たって国が交付税算入することによって、市民がそれなりのひとしく行政サービスを受け
られるような財政担保をしとるというような、私はそういう認識を持とんのやけど。そ
のあたり、この交付税のその辺、東京都でないけど、この辺、どうなんでしょうか。いな
かは、ほんならもう、いなかの自治というのは、非常に福祉であったって厳しくなっ
てくるというような感覚を持たな、しゃあないんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部次長（神代充広） 交付税制度の目的は、今、委員おっしゃったとおり、要は、
日本全国民がどこの自治体に居住しておってもひとしく行政サービスが受けられるよう
にということで設けられた制度でございます。

今回といいますか、27年度から交付税が削減されるということについては、これは合
併の制度が決まった時点でもう決まっておりましたことでございますので、それをあえて
おかしいんじゃないかということは、これは言えないであろうと思います。

それと、東京都に都民が集中して、東京都は以前から交付税はもらっておりません。と
いうよりも、お金が余っておるような自治体でございます。これは税の抜本改革の範疇に
入ってくるかと思えますけども、要は、消費税にしても26年度から3%アップして、ア
ップすることによって東京都のほうにまた地方消費税交付金が加算されていくというこ
とで、またまた財源が余ってくるというようなことで、26年度の地方法人特別譲与税、ち
よっと名前がはっきり今覚えておりませんけれども、そういった税を創設いたしまして、
これは国税なんですけども、それを一旦吸い上げて、交付税の財源に充てていこうとい
うようなことも国のほうは考えておるようでございますので、そういった面である程度、ふ
える財源について地方のほうに配っていこうというような、そういう考えのようござい
ます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連でお聞きをします。今、財務部長ががんばる地方交付金ということで、南あわじ市は国の公務員の給与削減について協力をしてきたというようなことで、総務大臣の新聞報道等によると、そういう地方の公共事業を実施をする市町村に対しては財政力の指数に応じて地方負担額を約3割配分するというような談話が出ているわけですが、我が市はそういう協力をしてきたということですから、やりとりを聞きますと、その配分をいただける、該当する市であるというふうに理解してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 当然、その分につきましては、食の拠点でありますとか大きな事業をすることになっておりますので、その交付については受けられるものというように考えております。

ただ、国の26年度予算編成するに際しまして、国の予算の、先ほど委員おっしゃいました分の総額につきましては、前年度と比べて数%と、非常に少ない金額でございましたので、そのときにつきましては新聞報道でありました、先ほど谷口委員からの質問もありました新聞報道の内容につきましてもつかんでおりませんでしたので、総額が非常に少ないということで、あえて当初予算の中には計上はしておりませんが、今後、そのものが明確になる段階で、補正予算のほうで歳入のほうに計上させていただきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、総額で前年度比較%という話が出てますので、そういう国の施策に対して協力をしてきたということで、何ぼかはそういう増額がされるというふうに解釈してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） まだ詳細が明らかでございませんので、額が幾らということ、この席上では申し上げることはできませんけれども、その交付につきましてはあるというように考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 他に。
吉田委員。

○吉田良子委員 16ページの市民税についてお伺いいたします。

個人分、均等割、今回、前年度3,000円だったのが3,500円に引き上げられております。それで、県民税と合わせると均等割が1,000円上がるということで、これは復興税と言われるようなもので、1,000円を10年間すると、そして所得税は昨年からは2.1%、25年間という形で、それも復興に充てられるということになっておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 税務課長兼収税課長の藤岡でございます。よろしくお伺いいたします。

今、委員御質問の内容でございますが、税制面で制度改正がございまして、震災復興の関連します臨時特例措置ということで、国税につきましては先ほど委員が御説明いただきましたとおり、所得税の2.1%を25年間、市県民税におきましては均等割、市民税分500円、県民税分500円、トータル1,000円を10年間という形になっております。

内容につきましては、課税課のほうでは余り把握はしてないんですけども、そういう法律も設けまして、震災復興に係る防災面の各市における財源に充てるといような内容ではなかったかなというふうに承知しております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 計算で行きますと、年収400万で単身世帯ですと2,800円、800万円で夫婦子供2人で年間6,000円の負担というようなことになる計算もできておりますけれども、これで震災復興、本当に震災のために使われるのであれば市民の方々も納得いくわけですけれども、今、復興財源の使い道というのは国のほうでいろいろ議論もされて、本当に使われているのかどうかというのがあります。それで、こういうふうに課税というか税金の負担割合がふえていきますと、当然、ここにも書いてありますけれども、滞納繰り越し分が前年度に比べますとふえております。

そこでお伺いいたしますけれども、滞納繰り越し分の中で、所得階層によっていろいろ滞納の状況が違おうと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 所得階層別の滞納額の内容についての御質問かと思えますけれども、24年度の決算をベースにしまして、収税課のほうで作成した内容で答えをさせていただきたいと思えます。細かく言いますといろいろあるわけなんですけれども、全体的な内容で行きますと、例えば所得階層がゼロから100万円未満、200万円未満、200万から300万未満とか区分しとるわけなんですけれども、全体的な概要をまとめて説明させてもらいますと、やっぱりゼロから200万円未満の低所得者層ほど滞納の件数が多い。その低所得者層の滞納額につきましては5万円から50万未満。これが市県民税で申しますと、全体で約1,600件ほどあるわけなんですけれども、そのうちの6割を占めておるという内容でございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、説明がありましたように、所得の低い方の滞納が多いということでもあります。そうしますと、先ほど申し上げたように税金が引き上げられますと、さらにこれに追い打ちをかけるのではないかというふうに思いますが、その対策等については減免制度の拡充とかということが言われますけど、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 現在も課税に対する減免は条例規則等で定めさせていただいておりますので、それに準じて対応させてもらっているところでございます。滞納者につきましては、特に低所得者につきましては、納税交渉、納税相談をしっかりとやらせていただく中で、できる限りその低所得者の所得に応じた分納というような形で納付をお願いしているところでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど説明があったのは平成24年ですけども、これまでの経過を見てみましても、同じように所得の低い人たちに滞納が多いという状況になっているのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） おっしゃるとおりでございますが、やはり低所得者の方につきましては、私どもは滞納者の方の、例えば分納相談につきましてもできる限り早期の完納をお願いしているところでございますが、やはり低所得者の方につきましては、やはり支払い能力に限りがございますので、その支払い能力の中で分納をお願いしておりますので、どうしても次年度にまた滞納額を繰り越しているというような状況があるのは事実でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはりなかなか厳しい状況がはっきりしてきていると思いますので、やはり減免制度の拡充というのは避けて通れない話だというふうに思いますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど来、谷口委員なり阿部委員からもいろいろ質問がありました。一方では、今、吉田委員がおっしゃるように、所得の低い人たちは大変そういう面では苦勞されているという状況もございます。ですから、全てが全て減免をとということになりますと、一方は、その他の収入が減る。一方は一般の人たちの公平な課税がどうかということになってきますので、なかなかそう安易には減免を行いますとは言いにくいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 全てが全てということになしに、所得が何割以下になったとか、そういうところでやはり線引きもある一定必要かと思っておりますので、その点もぜひ、ほかの自治体もやっているところがありますので、ぜひその点は今後、これからもずっと増税が続いていくわけですので、その点、よく考えていただきたいと思っております。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかに。

川上委員。

○川上 命委員 滞納と簡単今、説明されておりますが、この今回の歳入における滞納額、大体何ぼつかんだるんですか、これ。億になりませんか、どうですか。税の滞納。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 現在、平成24年度決算におけます滞納繰越額を説明させていただきます。まず、市税のほうでは6億7,880万ございます。あと、国民健康保険税で5億6,500万程度ございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、市長も施政方針の中で、今後も油断することなく中長期的視野に立った行財政の基盤づくりをしますと、これはいいんですけど、この滞納額、とれる税がとれない、先ほど同僚委員が言われましたとおり、生活が非常に苦しい方もあるわけで、そういった判断をどこで線を引くか、今後の問題点であります。そういったこのただ数字的に挙げて、それでその滞納の徴収、それと不納欠損、どのようなことで決裁していくのか。もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 委員の御指摘はごもっともだと思います。当市におきましても、平成20年から収税課を設けまして、徴収強化に力を入れているところでございまして、今現在、先ほど滞納繰越額を報告させていただきましたけども、大きく自信を持って減っているということではございませんけども、年々、滞納整理、その中での差し押さえでありますとか、また納税交付書の強化でありますとか、催告の強化でありますとか、いろいろ滞納整理に努力をさせていただきますと、毎年、滞納額の幅、減とはなっておりませんが、その現年から滞納のほうに繰り越していく額も減ってきているというふうに承知しているところでございます。

また、不納欠損につきましても、徴収権というのが我々に与えられてますので、それを履行しないというのはもってのほかというような認識を職員も私も持っておりますし、きちっと滞納整理の中ではそれぞれ財産調査をしっかりとっておりますし、基本的には納めたくてもなかなか納められない人につきましては、納税交渉の中でできるだけ分納誓約のほうに納税相談で持っていくわけなんです。納められる資力がありながら納めてないような方につきましては、滞納処分、差し押さえというふうな形の中で厳しく対応をさせて

もらっているところでございまして、理由のない不納欠損処理の件数につきましても、年々減少しているというふうに認識しております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 今、説明あったわけですが、私、この滞納額というのはかなり大きな数字になるわけでございますので、まじめに納めている方、また、ふるさと納税という中で協力している方、いろいろあるわけでございますので、そういったことが、滞納が余りにもふえてきますと、まじめに納める人が少なくなるんじゃないかと懸念をされるわけでございますので、そういった面、しっかりとひとつ、油断することなく税を納めていただくということを努力していただきたいと思います。

それと、この24ページの滞納ですが、滞納駐車場使用料と、これはどういうことか、ちょっと説明してくれますか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 都市計画課の原口でございます。よろしく申し上げます。

この分については、土木使用料の市営住宅の関係の使用料、また駐車場の滞納分。市営住宅の関係の分でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 だから、市営住宅、それはようわかるんです。この上を見たら。なぜその滞納市営住宅使用料から滞納駐車場まで払わない、これはとれる見込みがあって上げとるんですか。おくれとるだけですか。とれる見込みがあるんですか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 駐車場の使用料の徴収については、住宅使用料と駐車場と一括して納付していただくことになってます。それで、当然、住宅の使用料が滞納になれば駐車場もその分について滞納額が上がってくるということです。ただ、平成24年の決算書上では、前年度と比べて徴収率というか滞納額も減ってきております。また、今年度についても途中ですけども、滞納額は減ってきているような状態です。

以上です。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、こういったここに、歳入の中に滞納が上がってきとるわけですが、こういったものは帳面上の処理の仕方の中で上げているという、滞納という意味とまたちょっと違うんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） ですから、決算時期に次年度に繰り越した分の滞納という考えで、その分の使用料ということで上げております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 17ページ、固定資産税なんですけども、これ、減額になってるんですが、この要因は。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 固定資産税につきましては、新聞報道等でもごらんになっておられると思いますけども、やっぱり大きなものは地価の下落の継続でございます。それと、償却資産のほうで大規模な設備投資が、景気の低迷等で出ます。最近は景気の回復とかも言われてるんですけども、特に南あわじ市の場合は大手企業に左右される部分がございます、その大手さんのほうにも業績の内容を確認するとともに、設備投資の今後の傾向なども確認した上で、今のところ予定はないとかいうような回答をいただいた中で、今回、固定資産税の見込みを立てております。

そうした結果としまして、昨年度に引き続き減額となっておりますけども、減額の幅は昨年度よりも縮小しているというふうに思います。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる新築住宅というのはどれぐらい建ってるんですか、年間。新築住宅。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 新築住宅についての課税につきましては、25年度に評価をした家屋につきましては26年度で課税するというような流れになっておるわけなんですけども。25年度中。申しわけございません。1月から12月までに評価した家屋につきましてでございます。その軒数が、これは去年の11月現在での見込み数値でございますけども、210軒ほど予定しております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる新築家屋に対して特例措置があると思うんですが、どういう措置があるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 新築家屋につきましては、新築軽減というのがございまして、居住部分の120平米の部分について新築後3年度分について固定資産税の2分の1を減免するという制度がございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その減免制度は1年限りなんですか。それとも何年か継続されるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 3年間、固定資産税の2分の1を減免するという制度になっております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 あと、認定優良住宅の控除なんかもあるわけですが、それでも内容は同じですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 認定優良住宅につきましては、新築後5年間だったように思います。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この優良というふうに名前がつくわけなんですけども、いわゆる昨年度11月末210軒と言われましたけども、そこには優良住宅と言えるものは含まれているんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 含まれておりますけども、軒数のほうまでは把握しておりません。ただ、昨今、ハウスと言われますメーカーが建ててますエコ住宅とかもかなりありますので、そういった住宅につきましてはそういう認定優良住宅に該当するのではないかなというふうに思っております、かなり軒数は最近ふえてきているのではないかなというふうに認識はしております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、優良住宅については軒数は把握してないということなんですけど、これはいわゆる建築の耐火構造、非耐火構造によっても控除期間が違うんですね。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 先ほど申しあげました認定長期優良住宅以外の新築住宅におきましても、その構造が3階建て以上の耐火建築物、準耐火建築物については5年間というような内容になっておまして、認定優良住宅の税額控除におきましても同じように3階建て以上耐火建築物、準耐火建築物につきましては7年間というような制度になっております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 こういうことは、普通は住宅メーカーがセールスの際にそういう減免措置がありますよということを説明するとは思いますが、市のほうとしてはそういうい

わゆるPRといいますか、そういうことはやってないんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 私、直接家屋評価に立ち会いしているわけではないんですけども、家屋評価につきましては常に2名の者が評価に立ち会っておりまして、家屋の評価をする者、それともう一人はこういう新築軽減の制度、または住宅が建ちますと住宅特例というような土地の特例措置もありますので、そういった内容の話をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 資料の概算説明書の3ページですが、市税一覧からでございます。市民税の個人の部で増額になっております。所得税においては課税額の1.2%が震災対策で出しましたが、税制改正に伴う均等割額の増という、この震災対策に係る臨時特例措置はどのような内容なのか、まずお聞きします。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 先ほども少し触れたわけでございますが、個人市民税の均等割につきましては、震災復興の財源確保に係る特例措置による増税ということで、均等割が個人市民税で500円、個人県民税で500円、合わせて1,000円、これを平成26年から平成35年までの10年間増額されるという制度でございます。これによりまして、本年度の当市の個人市民税につきましては約17.2%、1,140万程度の増収となっております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次に、ただいまもありましたが固定資産税が下落しておりますが、土地の評価額下落による減少というのが大きいんだと思いますが、このどれほどの金額で対前年比何%ぐらい、土地に関しては減少しておるのか。それから、3年に一度の評価がえの年であるというふうに理解するのでしょうか。それともまだ、そうではないというふうに考えておってもよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 固定資産税の土地につきましては、先ほどもお話しさせてもらったとおり、土地の下落が続いているということで、本来、今委員がおっしゃいましたとおり、固定資産税の土地家屋の評価につきましては3年に一度、基準年度を設けて評価をしておるわけなんですけども、土地につきましては過去にも御説明をさせていただいたことがあると思うんですけども、国の特例措置であります下落修正、時点修正というような制度がございまして、毎年1月に国のほうが公示価格、それと7月に県の地価調査価格というのを発表しておりまして、当市におきましてはその7月1日時点の国の県地価調査価格をベースに、その価格が前年度よりも下落しておった場合には土地の評価を毎年見直すというような下落修正をしております。その影響で、本年度につきましても、前年度よりは若干下落幅は下がっておるわけなんですけども、金額でいきますと対前年比でマイナス4.1%、金額で3,500万程度で減額しているところでございます。

それと、評価がえの年次でございしますが、前回は平成24年度でございましたので、その3年後ということで、今回は平成27年度ということになりまして、土地につきましてはこの平成26年1月1日現在が基準日となりますので、現在、25年度予算におきまして鑑定評価がえの不動産鑑定士を入れての委託業務を行っているところでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次に市たばこ税ですが、理由は禁煙対策と健康志向と書いてありますが、本当は、まず聞きたいのは、市に対してたばこ税がどれだけ入ってくるのかということというのは、全体の割合ですね。それから、さきにたばこの値上げがあったんですが、減らなかったように思っておりますが、その辺の状況はどうでありましょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） まず1点は、たばこ税の税負担割合であるというふうな内容だったと思うんですけども、例えば、たばこ1箱410円とした場合の金額割合でお話をさせていただきますと、国が25.9%で106.04円、地方たばこ税が29.9%で122.44円。その内訳で、都道府県たばこ税が17.2円、市区町村たばこ税が105.24円となっております。ほかにたばこ特別税というのが16.4円というのがございまして、それに消費税を加えて、全体で264.4円、全体では割合で申しますと64.5%が1箱のたばこ税に係る税負担割合でございまして、残りが税抜き価格ということで事業者に入る金額というふうに認識しております。

それで、市たばこ税の予算見込みでございますけども、平成22年10月に大きな税制改革がございました。昨年25年度におきましては、法人自己税率の改正によります県たばこ税から市区町村たばこ税への税源移譲などもございまして、消費本数は従来からずっと、本数は減っているわけなんですけども、税額面では税率改正とかそういう税源移譲がございましたので、前年度よりも増額というような期間もあったわけなんですけども、本年度予算におきましては、そういう影響も加味するとともに、ここにも書いてあるとおり、今までの禁煙健康志向を加味しまして、消費本数並びに税額ともに前年度より2.2%減少減収というような内容になっております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この次に5ページを、同じ5ページですが、性質別の歳出の4番目の物件費の対前年比が減少しておりますが、この主なところで需用費等の委託料が減少しておると思うんですが、その辺はどれぐらいかお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 今のは歳出のほうでお願いしたいのと、それと、ちょっと質問を区切れれば、また別の方の委員の質問ということにさせていただくわけにいかんでしょうか。

○登里伸一委員 わかりました。それでは最後にします。
同じページの9の繰出金のほうですが。

○蛭子智彦委員長 これも歳出でお願いします。
阿部委員。

○阿部計一委員 税の滞納について、税は時効があると思うんですね。後期高齢者で2年、介護保険料で2年、その他の税金で5年となっておりますけども、市営住宅とか、住宅の滞納については、これは時効がないとお聞きしておるんですが、そのとおりですか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 一般的には公債と私債があり、市営住宅の滞納については、私債ということで一応、5年という時効はあるんですけども、本人からの申し入れがない限り、それは消滅しないということになっているかと思えます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市税は、これは時効がないというふうにお聞きしとるんですが、今の説明ですと、そういう理由で時効はあるということですか。

○蛭子智彦委員長 市税のほうについてまず聞きましょうか。市税の時効について。税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 税金については、委員おっしゃるとおり法律で時効5年というふうになっております。また、保険料につきましては2年というようになっています。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、同僚委員が先ほどからも、私も滞納には興味を持っておるんですが、所得の低い方でなかなか税を払えないと、これは理解できることもあります。ただ、これはもう不納欠損しなかったら、これはもう本当に天文学的な数字の滞納額になってると思うんです、はっきり言って。かなり厳しく職員の方もやっていますけどもこれだけの滞納額になっておると。ということで、例えば、市営住宅で時効がないということは、結局、払わなくてもどないも市は対応でけんということに解釈できるわけですが、その場合はやはりこれ、ある程度言って払ってくれなんだら時効と。その辺の1点と、これもかなりそういう欠損という形を落としてると思うんよな。どういう基本線の中で一つの、線引きというのはあると思うんよな、こういう場合は不納欠損にするとか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 これは使用料の時効ということで、もう少し幅のある話というふうに受けとめてよろしいですか。住宅だけではなくて、さまざまな使用料があると。水道料金とかも含めて。住宅のほうでいいですか。

阿部委員。

○阿部計一委員 結局、そういう時効がないというだけに、聞くところによるとそういう法的なことも知ってて、それで意識的に払わんというような悪質な人がやっぱりおるわけよな、それは市としてはどないもでけんわけでしょう、結局。そういうことも含めてよ。

○蛭子智彦委員長 そしたら、まず住宅の使用料の関係の時効についてと、全般的な使

用料、税の時効の関係について、二つ分けて答弁をお願いしたいと思いますが、まず、都市計画課長から、住宅使用料の時効について説明をいただけますか。

都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 市営住宅の使用料については、時効は同じ5年なんですけども、本人からの申し出というか、時効の援用があって初めて消滅するというので、現在、返済計画なり滞納者についてはそういう協議をしておりますので、時効はないというふうな考えでおります。

以上です。

○蛭子智彦委員長 全般的なことについては説明いただけますか。使用料。よろしいですか。

阿部委員。

○阿部計一委員 いや、今の課長の答弁やったら、本人から申し出があれば認めるとか何とか言いよるけど、今、もう一人の課長のほうは、法的に時効はないと、こう言いよるのやけどな。その辺、どういう解釈をしたらええんで。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩しましょうか。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時02分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

総務部長。

○総務部長（入谷修司） 総務部長兼選管書記長、入谷でございます。よろしくお願いたします。

ただいま、阿部委員の御質問ですが、市の徴収権、いわゆる債権ですが、いろいろ区分がございます。債権も二つございまして、まず金銭債権とその他債権という2種類に分かれます。それで、今おっしゃっておられるのは金銭債権という部分で、これも、先ほど都市計画課長から申し上げましたように、公債権というのと、私債権、この二つに分類されます。それで、家賃については私債権という債権です。それと、税初め保険料等につきましては公債権という中で、この公債権においても2種類に分類されて、一つは強制徴収公

債権、税法並びに税に準じて強制的に徴収権を持って徴収できる債権と、それ以外に、徴収権を行使できない債権、非強制徴収公債権、この2種類。

ですから、家賃の場合は、私債権ということで、その扱いは民法によります。それで、民法債権はいろいろ種類があります。

それで、今言う民法で規定された私債権ですから、時効の援用があって初めて時効が成立するという債権でございます。それに対して税は強制徴収公債権ということで、これは法律にのっとって処理をする債権ということで、税は5年、原則5年ですが、ただし、相手が行方不明とか相続放棄しとる場合は特例で執行停止をかけて3年で消滅するというような、そういった規定に基づいてやってございますので、住宅の家賃、それから先ほど、駐車場も出ておりましたが、こういったことは民法にのっとった債権という中で時効の援用があって初めてできると。それで、これを強制的に徴収する場合は、裁判所に手続して強制的に徴収するという手続が必要になってまいります。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 詳しく説明していただきましたけど、ようわからんけども。我々としたらそれはもう、そういう時効か時効でないかと、けど、そういう市営住宅の家賃についても、そういう取り方によっては結局時効がないということに解釈できると思うんよな。それで、それはそれとして、結局、何ぼ取りに行ってもくれへんというようなことで、先ほどお聞きした、不納欠損を決める市としての一つの基準があると思うんよな。ある程度たまってきて、どうしても取れへん場合は落としていって、不納欠損として落としよると。ほんでなかったら、もっとすごい金額になってると思うのやけど、その辺はどうですか。基準というのはどういう基準で不納欠損にされておるんですか。

○蛭子智彦委員長 まず、都市計画課長、住宅のほうの不納欠損の処理を。

○阿部計一委員 住宅のほうはもういいです。

○蛭子智彦委員長 いいですか。では、市の全般的なことということで。
総務部長。

○総務部長（入谷修司） 税につきましては、先ほど申しましたように法律にのっとって処理をするという債権でございますので、5年、何も執行できなければ時効となる。それで、時効となった税についてはもう徴収できないという規定になっておりますので、そ

ういった時効については催告、もしくは滞納処分をしなければ、その時点でも徴収権はなくなります。その中での処理でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 民法では、これは私もえらそうなことは言われへんけど、例えば、品物を買って1年請求書が1回も行かなんだら、一応、法的には、道義的な問題はありますけども、これは時効になるわけよね。請求書を出さなんだら。出していけば10年たとうが20年たとうが有効なんですけども。今、部長の答弁ですと、税は5年頑張ったたらこれはほんで時効になると、こんなふうに私、解釈するんやけど、それでよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 先ほど、部長の御説明は、いわゆる法律の内容の説明をさせていただいてだけございまして、先ほども私のほうから滞納整理のお話はさせていただいたところでございますが、先ほど、川上委員がおっしゃったように、しっかりと定められた金額を納税されている方が9割以上、そのうちの8割以上の方につきましては納期内納付をされていると、そういう市民の方との公平性はやっぱりきちり守るといのが、やっぱりそのために徴収権をしっかり履行するというのが我々の務めであるというふうに認識を持って、先ほど御説明させてもらったとおり、滞納整理をしっかりしていく中で、当然、資力の、担税力のない方については差し押さえとかいう権力行使でなしに納税相談で納めていただくと、資力のある方については滞納処分の中で差し押さえ、もしくは企業が競売等の物件につきましては裁判所のほうに交付要求をさせていただいて、それをすることによって時効中断になりますので、時効中断になればまた5年間、次その間にまた整理を進めることができますので、そういった内容で収税課のほうでは事務を進めておりますので、理由のない不納欠損処理についてはできるだけ少なくするようにするのが、公平な納税に対する務めであるというふうに認識をしております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は税の滞納の法的な根拠を聞いているわけやな。そやから、そりゃ市民によっていろいろ良心的な人もおるし、そういう支払い能力があっても払わない人もおられると思うけども、例えば民法のように5年で時効になっても、例えばそれを常に請求し、そういう文書でも払ってくださいというようなことを常に通知をしておれば、そ

ういうことは時効にならない、民法ではそういうふうになっておるわけやな。そやけど、
ということは、さっきから何回も同じようなことを聞きよるんやけども、部長は5年で不
納欠損としてもう消滅するというをはっきりおっしゃったよって、聞きよるんです。

そやから、今、何か一生懸命そういう徴収に向けてやりよるやいうのを聞きよるの、そ
ういうのはこっちもようわかってますけども、そういう5年で不納欠損と、そういう滞納
というか、5年でなるといことがはっきりと言われた、ほんならもう5年間払えなんだ
場合は、それで消滅すると。単純な答弁、できると思うんやけど、違うか。5年で時効に
なるんやったらそれでしまいやないか。けど、民法やったら違うねん。民法やったら、
請求書出しておく限りそれは生きとんねん、何十年しようが。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 時効については確かに5年でございます。これは何もせなん
だ場合の話であって、それを中断する方法は何かといたしましたら、滞納処分という方法に
よって時効を中断させます。それからまたさらに年数が。その一つとしては差し押さえ、
交付要求、その他の手続によって時効は中断させて、徴収権は消滅させないようにする
という中で処理をできるということになってございます、税は。そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、ということは、そんなふうに言うてもろうたらこっちも理解で
きる。ということは、そういう手続をしようたら、そういう時効にはならんということ
でしょう。どうですか、今の言うたの。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時20分）

○蛭子智彦委員長 それでは、再開します。

済みません、ちょっと言い忘れしました。教育長と建設課長、所用のため本委員会、欠席をさせていただくという連絡がありました。

それと、砂田委員も体調不良のために欠席という連絡がございます。

以上、報告しておきます。

再開いたします。どうぞ。

木場委員。

○木場 徹委員 今の滞納の関係ですけど、市民の方が誤解を招いたらいかんと思うので、再度お聞きします。

何か、話していくと5年頑張ったらそのまんまもう行けるんやという話に聞こえたんですけども、実際、やっていることは滞納整理の中で、時効もあるんですけども、差し押さえとかいろいろ方法策があると思うんですけど、その辺、実際やっていることをもう一度お答え願えますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 滞納整理につきましては、まず督促状を発送します。督促状を発送してから20日以内に差し押さえとかいう手続ができるんですけど、当該年に差し押さえとかいう手続ができるんですけども、南あわじ市の場合は催告状を送らせていただいて、その後何も動きがなければ呼び出し状を送って、それにも反応がなければ差し押さえの事前通知をして差し押さえをするというような滞納整理の一つの事務処理があるわけなんですけども、それとあわせて、分納のほうの納税交渉のお話であるとか、そういう事務処理も進めております。

そうした中で、財産調査なんかもきっちりしていく中で、先ほど、法律の中にもありましたとおり、資力がない、財産もない、差し押さえる財産もないとかいう方につきましては、また、所在が不明であるとか相続放棄をされた事案につきましては、滞納処分の執行停止ということで、3年間その状況が変わらなければ3年後に納付義務がなくなるというような制度がございます、その法律の制度にのっとりまして、3年後に不納欠損に上がっていく滞納金額もございます。

今、ほとんどの地方行政機関で進めておる滞納整理につきましては、そういう内容で行っているのかなということで、先ほどから説明させてもらっているとおり、時効もあるんですけども、そういう滞納整理を進めていく中で、執行停止の事務を進める中で、時効で落ちていく分もあるんですけども、今現在取り組んでいるのは、滞納整理をきっちり進め

ていく中で、どうしても差し押さえとかいう滞納処分にできないような事案につきましては執行停止をかけていって、3年後に不納欠損で処理していくというのが基本的なスタンスで、事務を行っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら実際、年間にどのぐらいの差し押さえ件数とかやっとなるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 24年度の実績でございますが、416件行っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 四百何件で、それで、交付要求というんですか、あれ、たしか競売とか処分したときに南あわじ市は何ぼ、兵庫県は何ぼいうて割り振りする、そういうのでどのぐらい入ってますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 債権であるとか不動産、そういったものの差し押さえ件数が416件で、あと、競売物件で交付要求した件数が54件、合わせまして470件が平成24年度に行いました差し押さえ等の滞納処分の件数でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、その差し押さえは年度ごとにふえとるんですか、それともそれまでに職員の方の努力と、今、相手の誠意というたらいかんけども、こちらの請求にこたえて納付していただくというようなことが、どういう傾向ですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 分納誓約の金額についてはちょっと把握はしてな

いんですけれども、差し押さえの件数につきましては、平成22年度からの経緯を申しますと、平成22年度が200件、平成23年度が343件、平成24年度が416件、これは先ほどの交付要求を除いた件数でございますが、年々増加しております。ただ、平成25年度の状況を見ますと、やや件数は下がってきております。

ただ、換価額と申しますか、差し押さえして金額に換価できた金額のない金額につきましてはふえてきておるといことで、差し押さえ件数につきましては、今まで滞納整理が進んでない時代がありましたので、件数がどんどんふえておりましたけれども、25年度の状況を見ますと、滞納整理のほうも十分、過去の分、整理ができてきて、滞納差し押さえをする件数もやや落ちついてきたのかなというような認識を持っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 たしか、あれ、差し押さえしても優先権いうたら第1、2、3、4、5とあれば、後から差し押さえしても余り意味ないように聞いたんですけれども、記憶あるんですけれども。早目に手を打たんと、事務だけしてもいわゆる金にならないというようなことではないんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 差し押さえして換価できれば一番いいんですけど、それは滞納処分の一つの手法でございますので、先ほど、総務部長のほうも申し上げましたとおり、時効の5年というのがございますので、その時効をとめる手段としての差し押さえというのもありますので、少額の、例えば休眠している預金口座を差し押さえる、例えば500円でも差し押さえしても5年の時効は中断されますので、その後、また財産調査を進めていく中で思わぬ財産が見つかったりという場合もございますので、そういうのを繰り返しながら、時効中断をできる分については時効中断をしながら滞納金額の回収に努めているというような状況でございます。

先ほど委員が、さきに差し押さえた分とかいうお話ですが、そのとおりでございますので、交付要求、特に競売物件につきましては、他の金融機関への債務とかがございまして、金融機関のほうに先に抵当権とかをつけているという内容でございますので、なかなかうちもそれに対して交付要求するわけですが、配当がないというような事案もございすけれども、それも時効中断のための事務処理ということで行っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市長にお尋ねします。

今、いろいろ担当の課で努力されていると思うんですけども、市を挙げて、他市ではいろいろと管理職を中心に動きを見せて、盆と正月、いわゆる節句のときにずっと回っておるといような他市もあるんですけど、そういうお考えはありませんか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど来、税の不納欠損なり、また、滞納処分をどのような手順をしているかというお話でありましたし、また、さらにはそれを実行するのに管理職である人も動員したらどうかということでございます。

まず、先ほど来、話を聞いておまして、私、当然、そのまま何もしなければ時効というのが発生します。ですから、その時効の中断をすることも大事であって、しかも、どうしても市の税がいろいろな理由、死んだり、どこへ行つとるかわからんとか、もう財産がないとかいうような場面の、これは先ほど来、話があるとおり不納欠損に持っていかなるを得るので、やはり基本的には、どうしても公平性を保つためには、できるだけいろいろと方法を考えて取り組むべきやと思います。

一つには、先生方御案内のとおり、県のほうから専門のそういう指導を仰ぐ人をお願いして、ここ3年ほど来て、していただいています。そういう効果は多少は出てるんですが、なかなか期待できる効果が目に見えておりませんが、今、課長から話があったとおり、年々、差し押さえの、ほとんど金融の差し押さえです、見たら。私のところに全部決裁が回ってきますので、その都度、私も金額と名前もちゃんと把握しております。これは、幾らそういう手順をしてもそのままでは解決しない部分があると思うので、今、委員おっしゃられたように、やはりそういう徴収、いかに積極的にするかということも大事やと思うので、これもどういう形ができるのか、また課長とも担当とも相談していきたいと思ます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 大変な仕事ですけども、担当課だけでなく事業課初め皆さんで頑張っ
てほしいと思っています。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 同じく税で、固定資産税についてお伺いいたします。

先ほども質疑があったんですけども、現年度分で見ますと、評価額というのは土地が昨年より下がっておりますし、家屋については若干ふえているというところで、これは先ほどあった新築の関係かなと思うんですけども、この書かれています中で軽減というのがあります。これは昨年に比べてちょっと大幅に金額がふえてるんですけども、この要因についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 細かな今、データを持ってないので具体的に御説明することはできないんですけども、先ほどお話ししました新築軽減の3年間の分でありますとか、今、認定長期優良住宅等もふえてきておりますので、その辺の額であろうと、ほかに特に軽減の対象となる、法律で示されるような制度はございませんので、そうではないかなというふうに認識しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この固定資産税は収入がなくても払っていかなければならないということで、市民からにとっては大変重たい税金ということで、先ほどから出ております滞納につきましても、金額がかなり大きい金額になっております。

そこでお伺いしたいんですけども、いわゆる商売をして、年をとってそれをやめると、しかし、商売がら、その土地、建物については固定資産税がかかってくるということで大変負担感が大きいわけですけども、廃業された方についていろんな軽減を考えていく必要があるのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 制度でのお話をして申しわけないんですけども、今現在、廃業による固定資産税の減免制度というのは、私どもの市のほうでは規定しておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほども申し上げましたように、こんな時代ですからいろんな商売もなかなか大きな影響を受けて、民宿なんかでもやめざるを得ないというところで、建物は

大きな立派な建物ができているわけですがけれども、それに対する固定資産税の重たさというのがあるので、そこら辺はやはり、市として状況を見ながら軽減制度を実施していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 課税を担当する部署としまして、現在のところ、そういう考えは持っておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市長にお伺いいたしますが、これもまたよく似たお答えになるかと思えますけれども、やはり高齢になって、ただ固定資産税の重税化というのは、これからはますます大変で、先ほど言われた滞納の関係もあると思うんですけど、そこら辺、配慮する余地があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） そういう状況の人が、場合によってはふえてくる可能性もあります。しかし、今の現状では、そういう人を救済する制度というのがないわけで、新たにつくるといことになると、とどめもなくそういう制度を次から次へとつくっていかねばならないという羽目に陥っていくように思います。

ですから、今の段階では、何とか頑張っていただいて、苦しい中ですが対応してもらえないというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 一律にということではなしに、そこでは厳重な審査も必要かと思えます。そういう例を、先ほどより一つ示したわけですがけれども、やはり審査をしながら軽減措置に取り組むということにすべきだというふうに思っております。

繰り返しになりますので、もう質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございますか。
原口委員。

○原口育大委員 50ページ以降の雑入について伺います。

まず、広告掲載料ですけれども、それぞれの媒体ごとの見込みというのはどれぐらいになっておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼します。情報課の富永と申します。よろしくお願ひします。

御質問の、5の雑入の広告掲載料100万円でございますけれども、内訳といたしまして、ホームページでバナー広告、これにつきましては12カ月ということで、10万円の枠を4枠予定しております40万円。それから、広報紙への掲載の分でございますけれども、1枠2万円で12カ月間の方が2名ということで48万円。それから、同じく2万円の枠を6カ月掲載していただく方が1名ということで12万円。合わせまして60万円、合計で100万円を予定しております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、情報課だったんですけど、らん・らんバスとかオニオンタワーとかいう広告料というのはどういうふうになっておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 市長公室課長の喜田と申します。よろしくお願ひします。

ページ51ページの上から8番目、産業振興協賛金、これがオニオンタワー30万円の収入になります。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 らん・らんバスはないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 現状においては今、計上はしておりません。努力はさせ

ていただいておりますが、計上はしておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 52ページの生活環境課の雑入ですけれども、再商品化合理化拠出金配分金というのがあるんですけど、これはどういう仕組みのお金なのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 市民生活部次長兼生活環境課長、高木でございます。よろしく申し上げます。

この再商品化合理化拠出金配分金でございますけれども、これは資源ごみに当たりますところの容器リサイクル協会と契約したもので、そこで利益を発生した場合、各市町村に配分される金額でございます。これは、この配分金につきましては、ペットボトル、それとあと、廃プラスチック、この2点が主なものでございますけれども、材料の原料となるような製品にした場合は高額で、そのものを加工して燃料にしたものは低額になっておりますけれども、これは容器リサイクル協会が契約する企業によって異なる金額でございます。

この26年度につきましては200万円を予定しておりますけれども、このたび、新日鐵のほうと契約が決まりましたので、そこではエタノールを抽出するというような予定になっておりますので、若干、金額が上がってこようと考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 資源ごみの売却というのは、売却料というところで1,900万ほどあるということで、そしたらこれは、拠出金配分金ということは、以前に拠出をして、それに対して配当みたいな形で配分されてきよるといふふうに考えていいんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 先ほどの配分金は、容器リサイクル協会から入ってくるものでございます。ただいま御質問の資源ごみ売却料につきましては、市内民間で引き取っていただける資源ごみの売却料金です。例えばアルミ缶であったり雑鉄であったり、また、紙類としてはダンボール、新聞紙、雑紙、そういうもの全て、単価契約いたしまして、市のほうで入ってくるお金でございます。民間と協会の違いがございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、協会に対して何がしかの拠出をしとるということかと思うんですけど、それは幾らぐらい拠出しているんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 容器リサイクル協会と契約しているものは5品目ございます。びんの無色、びんの茶色、その他びん、それとペットボトルと、先ほど申し上げたプラとトレイでございます。全部で5種類でございます。ここの容器リサイクル協会と契約いたしますと、民間で処分する経費の約3%から18%の間で安く引き取っていただけます。

具体的に申し上げますと、25年度の実績では、びんの無色は1キロ当たり4円ですけれども、これは民間の引き取り価格のわずか3%で引き取っていただくことができております。また、高いものでしたら茶色のびんということになるんですけれども、1キロ当たり5.5円で引き取ってもらっております。これは民間の18%の支出でおさまっております。

拠出金の関係につきましては、あくまでもペットボトルとトレイなんですけど、ペットボトルはゼロ円。ゼロ円なんですけど、そこで利益が発生しますと、先ほどの分配金で返ってくるような仕組みになってございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、拠出金というのはその処理料のことを拠出金と言うわけですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 少し説明が長くなってわかりにくかったと思うんですけど、まず、容器リサイクル協会では基本的に市が処分料を支払っております。先ほどの割合でもって、例えば4%から18%というような、民間に比べて格安に引き取っていただいております。

ペットボトルにつきましては、これは民間にいけますと何らかの売却益が発生するわけなんですけど、協会が一括してそれぞれの企業に契約し、利益が発生したら先ほど予算に

置いてあります200万円なり、その利益に応じて入ってくるわけなんですけれども、ちなみに24年度は432万8,973円ございました。その前、23年度は708万2,275円ありました。このうち、ペットボトルで利益を上げたのは大体、毎年300万円ぐらいございましたので、その辺のリサイクルの貢献度と品質の基準の向上というような係数も入っておりますので、毎年お支払いするよりも、そういう配分金で入ってくる金額のほうが高くなってございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 拠出金と書いてあったので、何か元に出してるのかなと思ったんですけど、今言うんだったら、それぞれで引き取っていただくとかのお金が拠出ということになると理解してよろしいんですね。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 出資金は支出してございません。利益で得た配分金のみでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 商工観光課の雑入なんですけども、市民サポーターパスポート作成料というのが24年度決算でも5,900円ほどで、5,000円ずつぐらいを計上してあるんですけど、これはどのような中身になっとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ただいま御質問のありました市民サポーターということですが、これは淡路ファームパークイングランドの丘に関係したものでございまして、この市民に年間パスポートというものを発行いたしまして、南あわじ市の市民がエキストラとなり公園を盛り上げていただき、リピーターとなる市内外に広報を行うというふうな目的で、公園の利用促進を図るために行っておるものでございます。

このサポーターに登録していただきますと、年間を通じて平日は無料、それから日曜、祝日については半額で入園できるというもので、そのパスポートを作成するための料金でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ、雑入ということは、パスポート作成料というのをいただくという
ことですよ。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのパスポートを作成するためのお金をいただくという
作成料でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、今のサポーターという人が何人かおって、それぞれから作
成料をいただいておりますということなんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。そのサポーターに登録していただいた方にいた
だっているものでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたらこれ、5,900円ということは、何人ぐらいがサポーター
として活躍いただいとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 1人50円ということで、100人分を計上してござ
います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
川上委員。

○川上 命委員 38ページ、39ページ。この中山間地域直接支払交付金2,900
万出ておりますが、この一般地域が何地区あるのか。それと、特認とこの一般地域との違

いをひとつ、御説明いただきたいというのと、それと、その二、三段後ろに、直接支払推進事業補助金（推進事務費）として1,200万円ほど計上されておりますが、これはどのように使われているのか。それと、一番心配されるのが、せっかくの中山間というありがたい補助金でございますが、その目的がどうも十分達せられてないというような感を受けるわけですが、それについて説明をお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 農業振興部次長兼農業振興課長の森本でございます。
どうぞよろしく申し上げます。

まず、中山間地域の制度の一般地域と特認地域の差、違いということでしたと思うんですけども、一般地域につきましては、四つの法律、離島振興法、山村振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、この四つの法律に当てはまる地域につきましては一般地域ということになってございます。特認地域につきましては、今の4法の指定地域に地理的に接する地域で、都道府県長が特に認めた地域でございます。中山間地域につきましては市内で20集落ございます。そのうち一般地域が17集落、特認地域が3集落ございます。

転作の推進費でございます。これにつきましては、農会長さんであるとか、そういった方への報償費というんですか、そういったものに使用しております。

中山間地域等の直接支払制度につきましては、中山間地域では自然環境であるとか、また、農業生産の基盤として大変重要なところであるんですけども、やはり地理的な条件の中で生産性が低いということで、耕作放棄田等が大きく進む可能性があるので、守っていくべき地域であるために制度としまして補助金等を助成して、集落でその地域を守っていただくということございまして、そういう耕作条件的に不利な地域について、補助金を出して集落全体でその地域を、個々じゃなくて集落として地域を守っていただくというような内容の制度でございます。

それで、20集落、平成12年から本年度、5年ごとの区切りで事業をやっているわけなんですけども、第3期になっているわけなんですけども、それぞれ地域で御活躍をちゃんといただいているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと説明がわかりにくいので、理解しにくいんですけど、この、要は2,900万円という補助金については一般地域と特認地域と分かれておるわ

けですが、その指導そのもの、目的というものは十分、補助金にかなったような目的で地域がやられておるように思われるんですが、その点、どのように担当課として感じとってるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 中山間制度の中におきまして、それぞれ集落で協定をつくっていただいております。その集落ごとに何に力を入れて、地域を守るための推進をやっているかという話で、それぞれの地域において守るべきもの、耕作放棄田の解消であるとか農道であったり、また、用水路であったり、そういったものの維持管理等々の整備をやるというような協定の中で事業推進をしていただいております。それぞれについてはそういう協定の内容に沿って推進をしていただいているものと考えてございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 この1,200万円の推進事務費というのは、これはどのように使われておるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 転作のほうの推進補助金につきましては、市の転作に係ります事務経費として使用してございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員、今のよろしいですか。

○川上 命委員 もう少しちょっとわかるように説明してもらいたい。この1,200万円、転作というように、これはもう結局、担当課が推進事業として使いよることですな。一般には関係ないということやね。

それと今、説明いただいた中で、どうも中山間支払制度、5年も後わずか、これは後、どのようになるのか。それとも、この目的そのものが十分達成されてないと思うんで、どうも金の使いに困るところもあるというようなところもあるんで、そういったことをひとつ、担当課でどのように感じとってるのか、ひとつ。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） この制度自体は国のほうで昨年度から農政改革ということでいろいろな見直しがある中なんですけども、制度自体は来年以降も堅持されるように聞いてございます。

今、おっしゃられております集落において協定どおりの内容になってないということのお話なんですか。それにつきましては、十分、協定どおり達成されていると思うんですけども、なお、その辺につきましては、そういう集落につきまして確認をいたして、指導等をさせていただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時。よろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時00分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

再開に先立ちましてよろしくお願いいたします点としまして、発言の際には手を挙げて、また、委員長の指名をしていただいて、できるだけお願いしたいと思います。そうでなければ、ひょっとしたら発言を指名しない場合もありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 39ページの県の補助金についてです。

1点、新規就農実践事業補助金80万円の2分の1県という予算と、一番下に、新規就農総合支援事業補助金、150万掛ける15人と、まずこの二つの違いについてお聞きします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） まず、新規就農実践事業補助金につきましてですけども、これは新規就農者になったときに研修期間、大体3年間をみるんですけども、3年間に対する助成でございます。県のほうからその助成に係ります2分の1助成がございます。本年度はお一人、一昨年から継続されている方でございますが、その方の分を見込んでございます。

それと、最後の新規就農総合支援事業補助金でございます。これは国10分の10の補助でございますが、新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまでの間、大体5カ年間でございますが、支援するということで、お一人当たり150万円を支援するものでございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私、要するにどちらとも新規就農ですよ。だから、その違いは何でしょうかということ。制度とか仕組み、お金の支払いは、3年間の研修とかいうのはわかるんですけどね。要するに、新規就農が来た場合に、どのように違いがあるのか。年間150万円もらえる人と、最初、15万円とか月々という、その辺の違いはどういうことかお聞きしたいんです。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業振興部の神田です。よろしくお願いたします。

違いといいますと、新規就農総合支援事業補助金、5年間150万円、経営が安定するまで支援していただけるんですけども、これについては人・農地プランに入って、地域で認定農業者とか新規就農者に経営を委託する、そういう場合にこれに該当すると。地域で人・農地プランがどうしてもできないと、かといって島外から新規就農したいと、南あわじでしたいという方々を支援するという意味で新規就農実践事業補助金、こちらのほうで対応しているという現状でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。ということですね。要するに、人・農地プランに位置づけられた人、要件的には人・農地プランに位置づけられた人は、同じ新規就農であっても150万の年間が5年間支給されるという制度に、もう一つのほうは、その人・農地プランに入っていない集落に新規就農してきたと、それに対してどんな要件があれば、それを認めるんですか。1年目15万円、毎月という、この新規就農をどんな条件で認めていくんですか。要件ですね。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 新規就農実践事業補助金のほうについては、3年間支援する金額が変わってきます。1年目が月15万、2年目が10万、3年目が5万と、3年ぽっきりなんですけども、一つの経営安定する計画書をつくっていただきまして、認定農業者が今、490万ですか、目標値。それに向かって計画書をつくって、それで自立できるような支援をしていくという形になろうかなというふうに思います。

新規就農の人・農地プランに入っている新規就農者については、目標値が5年間にその目標に達してほしいということで、今言いました認定農業者の目標値と同じように490万、夫婦で510万円だったと思います。そこへ目がけて5年間でとりあえず達成してほしいという目標で経営を実施していただく方に支援をしているという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 新規就農の150万、人・農地プランの件はわかりました。それとは別に、農業をしたいということで南あわじに来られた人が、夫婦でもいたとしますよね。そうするとそれは、認定農業者に向こう3年間でなるための何か条件的なものをつくって、計画をつくって、それを誰が認めたらオーケーと。例えば、もう一つは島内、島外とか、何かそういう条件的なものがあるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 基本的には、その経営が安定することを目標にしておりますけども、今一番多いのが、親元就農といいまして、これも新規就農者だと、該当になるんですけど、人・農地プランで新規就農者もオーケーやし、親が農業をしていて、子がサラリーマンしておったんですけども、退職して地元の跡を継ぐというようなパターンも新規就農者に該当します。ただし、条件がございます。条件があるんですけども、耕作面積は、いきなり親元へ来ても、親の財産をそのまま継いで耕作するということになればだめなんですけども、半分、親の土地の半分を借りて、第三者からその半分以上の土地を借りて経営した場合は、新規就農者ということで認めていただけます。これは通常、親元就農というんですけども。

このたび、法律が農政改革で一部変わりました、この場合の新規就農者も、人・農地プランに入ったらあかんと、プラス、今、中間管理機構という組織ができております。中間管理機構の中の用地を借りた場合、借りて経営した場合、それも該当するというようなことに変更になっております。だから、そういう新規就農者の採択できる幅が広がったと、できるだけ担い手をふやしていく方向で今、進めている状況でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 済みません、しつこくやるんですけど。例えば、知人が農業をしたいと、南あわじで農業をしたいというケースのときは、恐らく新規就農、人・農地プランのところの集落に入ってそこに続けられれば一番いいんでしょうけど、なかなかそうはいかない。新規で来るわけですから、その集落に入る、これがなかなか難しいとしたときは、やっぱりもう、一匹オオカミ的な格好でやる可能性もあるわけですよ。

そういう人に対する助成という、もう一つついでなんですけど、今、予算的には1人と言いましたよね。ちょっとその辺のところをお伺い願いますか。今年度見込みは1人というあたり。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今現在、1人の方が新規就農で今1人、実際、南あわじ市に来られて、実際やっています。ちょうど3年目に入るんですかね。その方のお金がこのたび、3年目ということで、2年目と3年目の境目なんですけども、だから80万計上しております。これはあくまでも、さっき次長から説明いたしましたように、県単事業で半分半分、県が半分で市が半分ということで、このたびも島外から新規就農したいと、人・農地プランに入っていない集落で新規就農というようなケースがこの場合も出てきたんです。その場合は、さきに言いましたように、県とうちの事業で、新規就農を支援しようということになっておったんですけども、県に問い合わせたら、県も資金関係がありますので、その調整があるんですけどね。

来れば全部支援するということはできないんですけども、そのときに、それを採択するかせえへんかというのは、県のそういう機関がありますので、うちも入って面接して、どういう状況でどういう目標を持っとんのかと、どういう経営実態をしたいのかという計画書をつくってもらって、それが妥当性があれば承認するという形になっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。ちょっとこの辺は、この話はいろいろまだお聞きしたいんですけど、この辺で終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 50ページ、先ほど同僚委員が聞いておりましたが、広告掲載料についてお伺いします。

これは100万円と書いてあるわけですが、この広告掲載料の100万円というのは、どれに広告掲載をして100万円の収入を見込んでおるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほど申し上げましたように、ホームページにバナー広告といいまして、そこを押していただくとその広告主のホームページに飛んでいくという形の広告、その分が40万円でございます。それから、広報につきましては、ごらんになったことがあると思うんですけれども、縦4.5センチ程度と、あと、横幅、あるいはその半分の広告を掲載しております。その分の収入として60万円を計上しております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この広報について聞きたいと思うんですが、これは毎月何枚あるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 月によって変わりますけれども、おおよそ5枚程度であると思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 実は、私の知り合いの企業の方が、既に担当のほうへ連絡も行ったかと思うんですが、この広告をぜひ掲載したいということで問い合わせをしたらいいんですね。そうしますと、今、こういう掲載依頼が多くて、ちょっと今、急には掲載できませんよと言われたように言うんですが、これだけ企業から掲載要望があるんでしたら、その枚をふやしてやるとかいうような考えはないんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そのような話が時々ございます。それで、年間を通して出し

ていただく企業さんに対して、1回あるいは2回お休みしていただいて、その新規の方を入れさせていただくというようなお話もするんですけども、そこら辺でちょっと都合がつかない場合は、今おっしゃったような形で待っていただくという場合がございます。

それで、全体のページの中でその枠をふやしていくということにつきましては、どうしても市からの情報としてその月に載せるべきものがある場合、優先するのはやはり、その市からのお知らせということになりますので、今おっしゃったような形で処理させていただいたこともあるかと思えます。ただ、今後、そこら辺についてはなるべく、せっかくだいておくことですので努力をしていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとそれ、課長、私は思うんですけど、課長の考えは、もうとにかく広報はまず何ページあるべきという概念でものを言いよると違うかな。この何ページの中で市からのいろんなものを掲載せんといかんと、その余った部分についてはこれだけやから広告はこれだけしか載せらんというような感じの今、発言ですけどね。

仮に、企業からの広告掲載要望が多いんなら、それに応じるようにページ数をふやすという考え方があるんですよ。ですから、これだけのページでこれだけ市からの発信をせんといかんの、余枠はこれだけしかないという考え方自身が、まずそれ、変えていったほうがええんでないかと思うんですが。ページ数をふやしてやるという考えはありませんか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今の広報紙の様式ですと、ページをふやすとなると4ページ単位になってしまいます。半ペラを折り込むなら別ですけど。そういうことで、4ページということになると、逆にちょっと記事が足りなくなるというような場合もございますので、今、各ページ1段というふうになっていると思うんですけども、そこを2段にするとか、そこら辺は工夫をさせていただけたらと思えます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、それはおかしいのう。ページ数をふやして、4ページふやしたら、今度は広報が市民に発信するものが少なくなってきた、埋めるのが困るみたいなことを言うけれど、そんなおかしいことないと思えますよ。市からの発信やいうものは、出せば出すほど、何ぼでもあるはずやと思えますよ。それを、今の場合は出さんなんの、10

0なら100あるやつを圧縮して60にし、70にし、しながらやっておると思うんですよ。ですから、そのページ数を4ページふやすことによって、広報の発信する資料が乏しくて困るやいう考え方自身が、まずおかしいと思うんですがね。どうですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） おっしゃるように、できるだけ広報として載せる情報を集めて載せるべきであると考えます。ただ、やっぱり毎月、各課のほうからの情報を集めてくる中で、4ページの中でやはり、もうどうしても一部埋まらないということが心配で、そういうふうに申し上げてしまいました。その点については今後、検討させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはおかしい。載せようと思ったら、市からの市民に対する情報発信は幾らでもあるはずだと思いますよ。

それと、今現在、毎月5コマか6コマかということなんですが、今、担当課のほうへ広告掲載要望の企業は何社ぐらいから来てますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 25年度ですと、今までで7社から御要望があって、掲載をしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この広報の広告掲載に関連して課長にお伺いしたいんですが、ケーブルテレビは今のところ、南あわじ市は広告、コマーシャル放送をやってますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） はい。制度としてはございます。ただいまは映像を御自分でつくられて、それを持ち込んでいただくという形にしておりますので、件数的にはまだ数件程度であると、過去においては数件程度であったと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 数件程度であるということは、既に放映は数件程度、したということですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） はい。過去においてでございます。ちょっと今、一覧表を持ってないんですけども、過去にそういう実績はございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、担当課として、そのケーブルテレビで企業のコマーシャルを大々的に取り上げて放送してコマーシャル収入も得るという考えはありますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） はい。26年度からになりますけれども、先ほど申し上げた放送用の映像を持ち込むという形にしておりましたけれども、ケーブルテレビ淡路のほうで作成もさせていただくという形で、市民の方というか企業の方にお問い合わせをしていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、特にケーブルテレビでコマーシャルを流すということになりますと、企業としても市民が、より多くの人に見てもらおうという前提のもとにコマーシャルを出すというようになると思うんですね。ということは、今度は、発信しているほうは市民の方々により興味を持ってケーブルテレビを見てもらおうような番組づくりをせんといかんかということになってきますわね。そうでないと、企業のほうもお金を出してコマーシャルする意味がない。

ですから、必然的にそういうことをやっておりますと、放送内容が充実し、市民の方々がより興味を持って見てもらおうようなものをつくらない限り、コマーシャルの依頼が殺到するということがないんですから、そこらが当然、相関関係があると思うんですがね。

市長、このたび、広報広聴委員会で、岡山県の井原市に行った場合、民間企業でやっとなるんですね。一生懸命、内容も充実して、当然コマーシャルもやってやっとなるんですが、

そこは民間会社でやって、出資金の1割配当をやっとるんですね。それぐらいいい実績を上げておるんですね。やっぱり、あとまた違う場所は、今度は公営でやっところと両方見てきたんですけど、やっぱりこれ、そういう意味から考えても、民営化、指定管理ということも考えていくときが来ているんでないのかなと、私自身、この間も行ってきたメンバー自身がそういうことも言っておるんですが、市長自身はどういうお考えですか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、時代の変革とともに今、お話のあったことも考えていかないかと思うんですが、ただ、これはやっぱりそういう素地をつくらないと、ああいう一方的な放送ですから、少し方向性を間違うと、なかなか修正が効かない。今の、私がここでやっておるのは、やはり公ですから、そういうところに重点を置いておるんで、少し今の答弁を聞いていても、消極的なところがあるのかなと。今後、そういう部分も踏まえて、民間とあわせての、一気にには行かなくても、そういう民間の新しい取り組み、知恵なんかも入れながら、当面、進めていく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 23ページのB&G海洋センター使用料について、お聞きをいたします。この190万の積算の根拠はどういう数字で出したものでしょうか。お聞きいたします。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 過去の実績における数字を大体、上げさせていただいております。使用料全般につきましては、そういう形の上げ方をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、過去どれぐらいの方がこれを、センターを利用されていますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 昨年度、平成23年度の実績で行きます。23年度の実績なんですけども、体育館、それから武道場、テニスコート、グラウンド、艇庫等がB&Gの一応、使用状況として上がりますので、その合計が2万6,421名です。平成24年度が3万214名となっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、その2万とか3万とかいう人数なんですけども、それは島外等からの人も大分来られてると思うんですが、そこら辺、どういう地域から来られてるとか、そこら辺のことは掌握されてますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 済みません、名前を言うのを忘れていました。生涯学習文化振興課長の福原です。よろしくお願いします。

これはほとんど大きい施設、体育施設、文化体育館も含めてなんですけども、夏休み、それから冬休み、春休み等につきましては、島外からの合宿等々の利用がございます。どこからというのは、ちょっとそういう個々のデータを持っておりませんが、先ほど言いましたとおり、合宿が中心になってきております。あとの通常につきましては、大会であったり市内の団体の利用客になっております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、今の状態では夏、冬休み等についてはほぼ満杯の利用と、こういう形になっているのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 大体、健康広場、それから文化体育館、社会教育センター、B&Gにつきましては、ほとんど旅行団体の方々が利用されている状態でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これ以上言いよったら、ここの使用料から外れてしまうかもわかりませんが、そしたら、あとは冬休み、夏休み以外の利用状況等の今後考えてみる必要があるのかなと思ったりもするんですが、そこら辺の検討はされておりますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 現在、体育館の使用状況でいきますと、大体、1万7,000人ぐらいになってきております。ちょっと減ってきてるのは減ってきてるんですけども、使用料のほうは現在の段階で180万1,600円ほど、現在上がっております。実際、B&Gのほうなんですけど、グラウンドがあって、グラウンドの利用度が減ってきている、ちょっとグラウンドのほうは整地が必要な状態になってきている点がありますので、その辺のことも踏まえて整地、あそこはちょうど体育館側とグラウンドのほうの切り盛り、それから、それを埋めたというような形になっておりますので、その辺がちょっと地すべりを起こしている部分、段差が1メートルほど出てますので、ちょっと利用しにくくなってきたりしていますので、改修は、これは当然伴いますので、その辺を相談させていただきながら、利用度を高めていきたい、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 市税の19ページで、入湯税についてお尋ねするわけですが、これ、私もずっと毎年、4,000万ぐらい入湯税になっとるんやけど、150円で26万6,670人。この辺の4,000万というやつやけど、市内でこの入湯税を徴収しとる施設というのは、どれぐらいの施設が入湯税の徴収をされておられますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 入湯税につきましては御存じのとおり、その温泉施設を持っておられる施設で特別徴収をしていただいて納めていただいている税でございます。現在、特別徴収義務者数は31、これは市内のホテル、旅館、民宿等を含めた数でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 31施設でこれ、26万人。市内の宿泊施設、大体、観光客58万ぐ

らい宿泊施設があると思うのやけど、この辺は、私は今回、聞くのはそういうのは趣旨ではないんやけど、要はこの、収税課長にお尋ねするんやけど、この入湯税の4,000万というのは目的税で、観光振興、消防施設整備等々に使用される、そういう目的税で徴収しとると思うのやけど、その辺、どういう認識ですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 委員おっしゃるとおり、入湯税につきましては、地方税法で目的税と位置づけられておりまして、環境・衛生施設でありますとか、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に企てる目的税というふうに位置づけされております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、先般も一般質問でやらせてもうてんけど、うずしお温泉がそういうふうな施設に対して、言うたら源泉をしながら観光施設の利用をしとるんよ。そこで、うずしお温泉の源泉の出湯というか出る量は、かなり悪くなってっとなのよ。そこらのこの4,000万円の税というのは、当然、私はそういうところへ投入して観光振興というか、31施設で、これ、うずしお温泉がどれだけの施設にそういう源泉を配給しよるのか、私もそこまで理解しとらへんのやけど、当然、西淡町のホテルであったり旅館であったりというところへはそういうふうなやつも持っていきよるのやけど。そこらのやつにこういう、改修というか調査とか、そのあたりにこれを使うべきやと思うのやけど、その辺はどういうふうなお考えをお持ちですか。

○蛭子智彦委員長 谷口委員、ちょっとお願いなんですけど、それは歳出のほうで深めていただきたいんですが。

○谷口博文委員 まあ、1回だけ。答弁だけしてもらったら、ほんでやめるさかい。

○蛭子智彦委員長 わかりました。
財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 今、うずしお温泉がどういう状態であるのかというのは、私、存じておりませんが、当然、改修なり改良する必要があるならば、市の予算に計上するということになれば、この入湯税についても充当は可能であると思っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 47ページのケーブルテレビの一般会計の繰入金のことについてお聞きします。

今年度、4,600万の一般会計への繰入金となっておりますけども、今、これ前年は5,800万円、その前は5,700万円というふうに、大体、その繰入金が5,000万前後でという話は聞いてはあったんですけども、この辺の数字は、大体どんな見当でケーブルテレビの特会から一般会計のほうへ繰り入れする、何かそういう基準というのか考えはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 基準というか、これだけの額というような基準はないと思います。その年度の予算を算出する中で、どれだけ繰り出せるかということ各年度で検討しておると思います。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、もう成り行きで、特会のほうで財政的に収支がこうなれば減るのはやむを得ないと、何か一つの目標値とかそういう考えはないんですか。

それともう一つ、次にお聞きします。これは幾ら市債というか、債権が残っておるんですか。一般会計側で。いろいろハードウェア投資とかどんどんやってると思うんですけど、今、幾らぐらい残ってますか、ケーブルネット関係での債権。残高。毎年、5,000万円返していくとして、一体幾ら残っておるんですか。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 25年度末で約24億残っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。この辺また、特別会計のほうでまた詳しくお聞きしたい、歳入、歳出関係でお聞きしたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
 登里委員。

○登里伸一委員 21ページの地方消費税交付金でお聞きします。

 この総務省自治税務局の課長からの、引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化についてという、この資料を見ておられますと、この消費税が4月から始まるんですけども、これについて、消費税の交付金が、やっぱり来年度中に入るんでしょうか。普通、予定納付する人もおるんでしょうけども。

 それで、それが12分の2というのは、この5億4,000万の6分の1ということになるんですか。この12分の2と6分の1と、同じことやと思うのやけど、何で12分の2と言うのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 予算概要説明書の10ページのほうに、交付税アップ分についての明細等をつけてございます。社会保障関係経費に充当するというので、その充当先を明示しておるんですけども、その中で消費税3%増収になったとき、来年度については9,000万円が歳入として入ってくるというような説明をしてございます。

 今、御質問の12分の2ということを書いてあることについて、6分の1と同じじゃないかということなんですが、これは当然、同じでございます。ただ、国のほうが何かの算出根拠として12分の2というふうな明示しておるのだというふうに思います。

 その算出根拠については、私ども、ちょっと承知していませんんですけども、この様式でそういうふうになっておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 補足説明をちょっとさせていただきたいと思うんですけども、12分の2というのは確かに計算すれば6分の1と同じことなんですけども、先ほど次長も申し上げましたように、これについては法律のほうと、国のほうの法と関係がございまして、先ほど、12分の2の根拠ですけど、これにつきましては26年度における地方消費税収には、引き上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引き上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が、国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定の期間を要するという、それからまた、都道府県のほうから市のほうにおいてくるというようなシステムになっておりますので、一定期間を要するというので、かなりの

タイムラグがあるということで、それだけの少額の金額になっております。

それで、12分の2の表現の仕方につきましては、地方税法によりましたり、税制抜本改革法とかによりまして、17分の10を12分の10と読みかえたり、17分の7を12分の2と読みかえるという経過措置等を規定しておりますので、あえてその分母を12ということにして、そういうような表現になっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、消費税が始まって26年度中に消費税の収入が、交付金が入ってくるのかどうかということと、この8%が、参考にお聞きするんですが、8%になりますと、社会保障に使うお金が全部とした場合に、3%の金額というのは幾らになるのかだけ、お聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 先ほど来、申し上げておりますように、26年度予算に5億4,000万という総額を乗せておりまして、その国からの通知等によりまして、5億4,000万の12分の2につきまして、その3%アップ分とみなすというようなことで、それが全て社会保障費に充てなさいというように指定されてますので、アップ分で社会保障に回すべき財源として9,000万ということで、予算概要説明書の10ページにその内訳を規定いたしております。社会福祉費、社会保険費、それから保健衛生費と、その10ページに規定されて列記しております中に、その財源が充てられるということでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 再々済みませんが、昨年、今年度ですか、前年度が4億8,500万ということで、新年度は5,500万の増ということなんですけども、8%、これは先のことを聞いたんで、要は参考にお聞きしとるんですが、3%アップとなりますと幾らになりますかということ先ほど聞きました。

○蛭子智彦委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 26年度は平年ベース、平準化しておりませんので、9、

000万円の増を見込んでおりますけども、これが平準化する27年度になりますと、恐らく3億1,000万から2,000万になると思います。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
 柏木委員。

○柏木 剛委員 51ページのらん・らんバス運賃収入についてです。
 これ、1,200万を今年度予算として上げてますけども、去年は1,400万。去年に比べて運賃収入の見込みが大分減らしてるんですけども、これはどんな内訳で今、見えますか。この数字の内訳です。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 昨年比、今、2月末現在で7割弱の収入になっております。それに換算しまして1,200万ということで上げさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 内訳というのは、例えばデマンドバスがどうか、あるいは。デマンドバスは幾らなんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 細かく分けているのではなくて、ことしの実績を見ながら類推して上げさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 デマンドバスは幾らですか、実績で。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 少しお時間いただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時40分)

(再開 午後 1時40分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 4月から2月末まで、7万3,400円です。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうすると、デマンドバスは余りほとんどこの中には実績は入ってないんですけども、一般のらん・らんバスのほうでも7割になったと。私、一つだけちょっとお聞きしたいのは、25年度に75歳以上は無料でやってたのを、市民はもっともっと下げろと、65歳以上にしろという話があったんですけども、それにもかかわらず100円にしましたよね。当然、増収、要するに赤字を少しでも減らそうという意図だったかと思うんですけども、ところが意図に反して、逆に減収になっているという、この辺はどんなふうに考えますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 経費につきましては、公共交通会議において、老人会の役員さんも入っているわけなんですけども、やはり受益者負担というものを求めるほうがよいというような御意見もいただきまして、最低限の100円にさせていただいております。結果として、75歳以上につきましては昨年度比39.8%、2月末現在ですけれども、昨年度から比較しますと、その程度になっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ちょっと今の数字、75歳以上の利用者の人数がふえたということですか。100円という意味ですか、今のお答えは。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 申しわけございません。利用者につきましては、75歳以上は7割になっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そういことですか。結局、地域公共交通会議がどうか知りませんが、目指す方向に対して逆に赤字が膨らんでいるということにならないんですか。もちろん、デマンドバスの問題もあるんですけどね。今のらん・らんバスだけで言うても。その辺はどんな今、市長公室としては考えてますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 全体を通しますと昨年比利用者数が約9割、1割減になっております。ただし、例えばすいせん号ですね、1.5倍の利用者になっております。また、せい太くん号でほぼ100%、その他で7割とか5割とかというような、路線によって変化が出てきております。

今、非常にこの後、歳出のほうでも御質問あればお答えさせていただきたいと思いますが、やはり乗り継ぎであったり便数であったり、そこら辺を25年度に大幅改正させていただいて、それを今、分析中ではございますが、何とかうまく回転させるような方向で検討に入っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 53ページのサンライズ淡路施設使用料なんですけど、1,542万2,000円を予算計上しておりますが、これ、指定管理時の契約時と比べて、どんなような推移になっておりますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サンライズ淡路の施設使用料につきましては、指定管理を行ったときは収入の13%ということで、その推移でやっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 どのような推移になっておりますかということです。

○蛭子智彦委員長 過去のものと現在のものという意味ですか。
印部委員。

○印部久信委員 そうそう。指定管理して2年目かな、3年目かな。その間の施設使用料の推移はどうなってますかということです。

○蛭子智彦委員長 金額で。出ますか。
暫時休憩します。

(休憩 午後 1時45分)

(再開 午後 1時46分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) まず、24年度でございますが、1,120万2,599円。それから、25年度につきましては、1,140万9,672円ということで、若干ふえております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、26年度は400万余りの増額を見込んでおることによろしいですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) はい。指定管理するときに収支計画書を出していただいておりますが、その計画書にも基づきまして算出したしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、26年度はそれだけの売り上げがあつて、施設使用料が40

0万円も増額されるというのは、それは結構なことであると思うんですが、このたび、この指定管理を新たにする以前に、いわゆる施設使用料の未納があった問題がありますね。その問題があって、指定管理を新たにし直したということなんですが、現在、その施設使用料の残額とその後、市がそれに対しての対応はどうなってますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 前指定管理者の会社でございますが、破産ということで裁判所のほうでその手続を行っておりましたが、昨年6月にその裁判が終了したということで、結果、債権等につきましては取り立てが不可能であるというふうな結論をいただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、聞いてなかったか。残額がどれぐらいあって、経過はどうなってますかということを質問しとるんです。一つ答えてない。

○蛭子智彦委員長 債権額のことですね。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 債権額につきましては、サンライズ、それからサイクリング、両施設合わせまして2,272万3,805円というふうになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の課長の答弁では、裁判が済んで、ともかくこの全額が取り立て不能ということですか。もう一遍答えてください。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい。その裁判の結果におきましては、この会社にはもう資産がないということで、この債権は取り立ては不可能であろうというふうな通知をいただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、不可能であろうということでありましてということをお答えしましたが、ならば市はどういう、これで、この以後、どう対応するんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 6月にその裁判所のほうから通知があつて、以降、その会社の社長の個人資産につきまして、個人が破産宣告をしたというふうなことで、その個人についての裁判を行つておるということを聞いております。それにつきましては、まだ終わつてないということで、現在はそのまま保留という感じになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の課長の答弁でしたら、会社に対しての訴訟はもう取り立て不能ということで、あと、個人に対して市は訴訟を起こしとるの、これ。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 個人に対しては連帯保証人という形でいただいております。それにつきましては裁判所のほうへ債権を申し出しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、答えが出てないのでともかく、会社に対してはもう取り立てが不能、個人に対しても今、訴訟をやつておるといふことですが、南あわじ市は2,272万という債権ですが、裁判所に、個人に対して起こしておる訴訟、総額幾らですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 債権の額につきましては、会社のほうへ申し出た額、2,200万という金額を申し出しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私の聞きよるのは、市は2,272万ですけども、いわゆる債権者

が訴訟を起こしておるんでしょ、個人に対して。その総額は幾らですかということ聞きよる。2,272万は市が相手に対しての債権でしょ。全体で幾らですか聞きよるんです。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長、全体額。どのような訴訟が行われているかということ説明すればいいんじゃないんですか。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 破産管財人のほうで調査中ということで、現在のところは我々のほうではわかりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今の課長の答弁を聞いておりますと、これ、今からの個人に対する訴訟で、市の2,272万円が回収できればいいんですが、どうもこういうケースの場合、あらゆる裁判においてもそういうことは、100%回収ということは、ほぼ不可能であろうと思うんですね。それは全部回収できればいいんですが。

仮に、判決が出てないのに余り仮定の話というのはいかんのですが、これ、回収不能になった場合、どないなるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 産業振興部の岸上でございます。よろしく願いいたします。

今、個人に対してそういうことで管財人からやっておるといようなことで、もしという御質問だったわけなんです、我々担当部としては、裁判でそういう結果になったとしても、やっぱりこの2,000万円を超えることではございますので、やっぱり何かの努力を、何かの方法をして取り組んでいきたいという担当部としての考えでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、仮定の話で今、部長の話では、万が一とれなくても担当部としては何らかの形の努力をしていきたいということなんです、この個人に対して訴訟を起こして、仮にこれで取り立て不能になって、担当部長が何らかの、まだなおかつ、何らかの方法で取り立てをするというのは、なおかつするというのは、どんな方法があるんです

か、訴訟以外に。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今、私もまだ研究不足で、まだこれといった具体的なものはございませんが、やっぱり十分研究をしていきたいと、そのように考えております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待って、そんな。訴訟を起こして、訴訟で取り立てが不能となった上に、なおかつ担当部が何らかの方法とって、訴訟というのは、ほとんど最終的な手段だと私は思うんですが、それでもなおかつ取り立てができない場合、なお別の方法というのは、その別の方法と言うのは一体どんな方法があるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これはもう、方法はありません。破産によって、それで免責されればもう債権は飛ぶという格好になって、徴収できなくなると。これはもう、破産法に基づいて、その確定がなされれば不納欠損という扱いをせざるを得ないというところがございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですからその今、岸上部長の言われたことは、一体、我々の質問に対して、なおかつその回収がまだできると言わんばかりの、何らかの方法というようなことの答弁をして、この場をおさめるというのは、一体どういうことよ。最終的にはできらんのやったら、仮定の話やけど、今、入谷部長のような答弁をせんといかんのと違うの。そんな含みを持たせたように、我々の質問に対して、できもせんことを、あたかもまだ方法があるというような答弁は、これはいかなものかなと思うんですが、委員長、どうですか。こんな答弁で我々の質疑を、次に進められるやというようなことになったら、ほかの質問をしにくいと違うの。こんなむちゃな答弁、やめてくれ。できらんものはできらん、不納欠損は不納欠損と言うたらいい。そんなばかな答弁あるか。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 1時56分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

今の総務部長の答弁と産業振興部長の答弁が違うんですけども、改めて統一見解の答弁を求めます。統一的な、市としての対応答弁を求めます。

相談しますか。

そしたら、申しわけございません。休憩をもう一度とります。

再開は2時10分とさせていただきます。その間によろしくお願いいたします。

(休憩 午後 1時57分)

(再開 午後 2時10分)

○蛭子智彦委員長 それでは、再開します。

産業振興部長。

○産業振興部長(岸上敏之) 委員おっしゃるように、法的にはそういうふうなことになっておると承知しております。ただ、今、管財人のほうからそういったことをまだ決定がついておりませんので、我々としましては、また、もしそういうふうなことになったとしても、もう一度専門的な人と相談しながら、さらに研究、指導をいただきながらやっていきたいというような考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、こういうケースの場合はほとんどがもう取り立て不能になるケースが多いと、ですから部長に聞いたのは、仮にこれが裁判で取り立て不能となった場合はどうなりますかと聞いておる。そういうことを聞いておる。そしたらあなたは、なおかつ、ほかの方法を、道を探りますという答弁だったわけ。そうでしょう。

私が言いよるのは、仮定の話で、裁判が決着して、取り立てが無理な場合はどうなりますかと聞いておる。それでもなおかつ、ほかの方法があるんなら教えてくださいと。私は裁判で決着がついて、それ以上の方法があるように私は思わん。ただ、部長はまだほかの方法を探るというから、その方法があるなら言ってくださいと言いよる。そういうことを言いよる。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 確かに、これといったようなものは今、先ほども申し上げましたように、具体的な方法は私自身は持ち合わせはございません。したがって、専門的な弁護士であるとか、そこで相談をしていくというのが今の考え方です。もし、全てがだめな場合は行政による事務処理になろうかと思いますが、今はまだ、そこまですべてないという部分が少しございますので、さらにそういうふうに進んでいきたいという考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、部長の今の発言を私なりに解釈しますと、一審でそういうことになっても、なおかつ上告してでもやるというような考え方かな。どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） もし、そういうふうになった場合は、今、私自身はまだそういったところはまだ不勉強なところがございますので、弁護士さんなんかと相談しつつ取り組んでいきたいと、そういう考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はね、そういうような含みを持たせた発言もいいんかもわかりませんが、やっぱり、いよいよ取り立てが不能になった場合には、今、部長が言うたように行政処理をしていくというのは、いわゆる不納欠損していかんとしゃあないと違うかと思うとるんですよ、私は、最終的には。そうせんと、とるところがないものを、いつまでも追わえていく言うたって、追える相手がおらへんのやから。だから、そういう場合はこういうことになりますでええんと違うんかな。そう思うんですがね。どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） そういうふうになった場合は、仮定としてそうだと思うんですが、まだそこまですべてない現実がございますので、いましばらく、こういう取り組みで進んでいきたいという現在の考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 最後に。これ、市長、部長は全て皆、市長部局で、市長にかわって職務をやっておるわけですね。今の質疑を聞いておりまして、市長はどのように感じられましたか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに厳しい話だと私自身も、倒産のときから感じております。ただ、今も担当部長なり課長から話があったとおり、100%、ジ・エンドでないというふうに聞いてます。それは、個人の保証人の形を、厳しい話ですが今、継続中であると。しかしながら、内容的には大変厳しい状況であるというのは間違いのないと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 25ページの12款の使用料及び手数料、1項の使用料でございますが、保健体育使用料として、社会教育センター使用料、それから健康広場使用料、B&G海洋センター使用料、文化体育館施設使用料など、非常に高額に使用料が入っておるんですが、この、例えば文化体育館使用料はやっとすることも、場所も、施設も大きいということで、突出しております。社会教育センターの使用料は285万、健康広場、それからB&Gは200万前後ということで、まず、この施設の耐用年数、それから耐震設計的なものはどうなるとするのかということと、この二つの使用料の差は、使用料の金額が大きいのか、使用の頻度が多いのかということと、もし耐震耐用年数が来ておるとすれば、将来、どういう対応をするのかということをお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 済みません、ちょっと時間をいただきます。

まず、体育館の建築年数ですけども、社会教育センターの体育館が昭和52年6月です。それから、健康広場が58年の8月、B&Gの体育館が53年の12月、賀集スポーツセンターが53年の2月、阿万の体育館が50年の3月。文化体育館は比較的新しく、平成12年の6月となっております。

まず、耐震の関係なんですけども、現在、耐震関係の調査済みが阿万の体育館、それか

ら社会教育センターの体育館が現在実施済みです。新年度はB & Gの体育館のほうの耐震の診断をする予定となっております。なお、健康広場と文化体育館につきましては、耐震の新耐震の基準となっておりますので、そちらのほうは耐震の調査は不必要かなということと考えております。

まず、改修の計画なんですけども、それらの結果を見ながら、今度は私ども教育委員会だけでなしに、公の施設検討委員会等もごさいますので、設置されたようでごさいますので、そちらのほうで年次計画を用いながら改修なりを進めていきたいというふうに考えております。

それから、使用料につきましては、大体、それぞれの体育館については昔からの町の施設だったものを踏襲しながら上げさせていただいた分です。あと、利用料の関係なんですけども、例えば社会教育センターの中には体育館とそれから武道館、B & Gにつきましては、先ほど言いましたようにいろいろな附随の施設がごさいますので、それぞれの利用料を勘案しながら上がってきた使用料となっております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 社会教育センター等は非常に、海の端で潮のかげんもあって、老朽化が進んでいるのではないかと思います、どういうふうな診断であったのか、簡単に、できましたら教えてください。

○蛭子智彦委員長 耐震の検査の結果ですね。
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 簡単に端折って説明させていただきます。

まず、社教センターのほうの体育館なんですけども、鉄筋コンクリートの2階建て、まず、東西方向については耐震の指標に達していないというふうに診断をされております。南北につきましても耐震基準のシステムに達していないというような結果をいただいております。事務所のほうにつきましては達しているということで、間違いないと思うんですけども、体育室内のほうの大きい建屋の部分につきましては、それぞれ耐震システムのほうに達していない、基準に満たない部分が出ているというふうに診断をいただいております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 結果を聞きますと、建てかえなければいけないような状況が近いと、

それに来ておるといふうに感じました。公の施設の検討委員会で検討していくということですが、この耐震を全て診断が終わってからの話になるのでしょうか。それとも、その辺の話はどのように進んでいるのかだけ、状況をお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、施設の改修につきましては多額な費用がかかってきます。ざっと社会教育センターのほうで約2億円ぐらいかかるのではないかなみたいな感じでは思っております。その辺につきましては、財政課なりと協議しながら、できるだけ早目に担当部局としては改修をしていきたい、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 25ページのグラウンド、今、同僚委員が質問してましたけど、私、これ使用料が非常に少ないと思うんですよ。これ、いろいろ無料にするとかいろいろな一悶着があったときもあったわけですが、今、基準としてどのような基準で、例えば地元のチームをやるとかいろいろあると思うんですが、どういう基準で使用料をいただいておりますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、基本的な使用料と電気料を伴う照明使用料というか、照明料等をつくっております。基本的には中学校、小学校の学校行事、それから、各種団体、体育協会の主催、加盟団体の主催、そういう部分の大会については全て減免という形になります。ただし、ナイターにつきましてはいろいろな団体によりまして、その利用によりまして必要な場合、必要でない場合というふうになっております。

それから、地区体育協会に所属するそれぞれの地域で行うスポーツにつきましても、それぞれの大会についてはいただかないようにやっております。少年スポーツ団等につきましても、こちらのほうは練習から大会、全て無料ということになっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そこで、もう地元の子供のために無料、趣旨はよくわかるんですが、例えば少年野球、少女バレー、いろいろそういう大会がある場合は、参加費というのは最

低5,000円、社会人野球等であれば1万5,000円もとってるわけよね。恐らく社会人野球とかそういうものはきちりとした基本料金に基づいていただいておりますと思うんですが、やはり管理費が要っている中で、もらうべきものはきちりもらわんといかんと思う。私も今までの経験から見ると、やっぱり阿万のスポーツセンターでも60万円上がったけど、何かこれ、ちょっと少ないような気がするわけよね。

ということは、子供たちは地元で、ただでという、それはもう、そういう気持ちは何ですけれども、やはり、それはナイターでお金とるのは当たり前で、やっぱり阿万であれば阿万の少年野球と賀集と、練習試合をする、それは地元やから無料でやると。ただし、公式戦で南あわじ同士の試合がある場合は、これは参加料もとってやってるんやから、それなりの規定の料金を払うと、その辺の基準が曖昧やと思うんですよ。

ちょっと、その辺をやっぱり課長ね、もうちょっと指導を徹底して、もらうところはきちりもろうて、そして、遊んでもらうときは遊んでもらう、その辺のことをもう少しきちりやらないと、それは、使用料は安いほうがええねんけども、やっぱりその辺ちょっと、何か曖昧な気がするんですけど、どうですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） ありがとうございます。とれるものはとりたいたなどは思っておりますが、今のところ、市外、特に野球なんかだったら、南あわじ市だけでなしに南あわじ軟式野球連盟とかいう形でやっているといるんですけど、それは市外扱いになりますので、そういう大会等については減免措置がなく、適用によっては市外料金でそのままいただいているという現状があると思います。

先ほど言いましたとおり、あと、同好会という団体というたらおかしいんですけど、サークルにつきましては当然、練習については減免措置をなくして、いただいておりますので、一般の方は、簡単に言いますと体育協会等に加盟しておれば、大会等については使用料は免除になる。ただし、練習はきちりお支払いいただく、そういうふうな住みわけをきちりさせていただいているつもりです。

また、今後、収入等これから改修等の経費もかかってきますので、この辺は改めるところがありましたらまた、改めていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、何もありがとうございますと、私も執行部側に立って別に話をしよるのと違うねん。やっぱり、そういう、たとえ南あわじ軟式野球協会の大会であっても、1チーム何ぼという参加料をとってやりよるのや。そういうところはきちりと、何

ば地元やいうたって、もらうもんはもらう。そうでしょう。そうでなかったら、維持管理やいうのは、これは一般であったってそうや。やっぱり、そういう地元同士で練習でやったりする、それは、そういうことはそういうふうな形でやっていただいたらありがたいけども、何ぼ協会主催であっても、それはお金もろうてやりよんのやから、当然、グラウンド使用料は払うというのは当たり前だと思う。その点、どうですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、私どもの使命としましては、やはりスポーツ団体等の育成等を考えておりますので、まず、どこをどういうふうにすれば利用度が高くなるか、また、団体が育っていくのかという部分も十分加味しながら、今までこの減免措置を考えてきたのかなというふうには思っております。

ですから、大会等をやる場合は、できるだけ負担金の要らないような形で大会を運営していく。ただし、現在、体育協会の中で、体育協会の主催事業でなしに、体育協会から委託をしている事業、そういう部分については大会の係る経費、要するに体育協会からの補助金をいただいて委託10万円でやっている事業につきましては、使用料もいただくということとなっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、私言いよるのは、どういうなんであれ、大会参加料を納めている大会は、料金をもらうべきじゃないですかと。私はいろいろ無理言いますけども、グラウンド整備とか、お金がないというのが課長の口癖ですよ、それはそういう意味でもやはりもらうものはもらわなんだら。そういうことで、その1点に絞って、体協の主催であったってどうであったって、お金をとってやるのであれば規定の料金をいただくと、その点、はっきり御答弁願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 申しわけございません。現在、私どものほうでは、それぞれの団体の試合、どれぐらいの経費をいただきながら登録料をいただいておりますのかちょっとわかりませんので、その辺をちょっと確認をさせていただいて、参考にしながら、改定するところは改定していきたい、そのように思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 体協が幾らぐらいか知りませんが、軟式野球協会であれば安くても5,000円、一般社会人であれば1万5,000円。もう2万円になってるかな。少年野球でも南あわじの協会であれば七、八千円の大会参加料をとってるわけですから、そこらをはっきりと参加料をいただいておりますところは規定の料金をいただきますということ、やはり前向きというか、そういうことをきっちり、基本を決めて指導していただきたいと思えます。

もう最後になりますので、答弁をお願いします。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いますとおり、どれぐらいの会費をとりながら運営しているか、また、その運営経費について、どれがどういう形で使われているか、その辺も全ての協会に調査をかけて、使用料が出てくるような大会であれば、先ほど言いましたように、今も多分、それぞれの大会については審判謝金とか、いろいろな形で支出の項目も決まってると思うんです。そういうところで、なおかつ使用料がとれるのか、それぞれの協会、それぞれの試合の運営状況なりを確認させていただきたい、そのように思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、何で、参加料をいただいておりますところはそういうふうにしたらどうですかと言いますね。それで運営ができるとかでけんとかいうて、きょうび、そんな1,000円の参加料やいう、そんな。体協は知りませんが、体協は参加費ゼロでやりよるのや、それはそんなところ、お金いただく必要もないけども、普通、一般、南あわじ軟式野球協会、少年野球でも、参加料はとってると思えます。とってますわ。恐らく5,000円ぐらいとってると思うんです。そういうところは別に、5,000円もいただいたら、グラウンドの使用料を払うのに何ら問題ないと思うんですよね。そういうことを聞きよるので、その点の答弁をお願いしたいと思います。相手の、大会の運営がどうこうやいう問題でないと思うので。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 検討させていただきます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 23ページの火葬場使用料について伺います。
これ、26年度はこれだけの入を上げておるんですが、24年度、賀集の南あわじ市の火葬場の使用された数、それと、市外からの使用された数字、わかりますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 24年度の実績は719件でございます。そのうち、市外なんですけれども、市外の大人の方が10人いらっしゃいます。子供はゼロでございます。25年はその内訳はございませんけれども、628件となっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 逆に、市内から洲本市、洲本市はたしか2カ所あったんかな、洲本市のほうで利用された方は数字つかんでますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 収入源がないため、収入が入っておりませんので、件数は把握してございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちなみに、これは市内の方の使用料と市外からの方の使用料の金額を教えてくださいませんか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 市内大人が1件1万3,000円で、市外大人が2万6,000円となっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員　　そういうことで、この今の賀集の火葬場、二、三年前は結構苦情があったんですが、ここ、去年ぐらいから余り苦情らしいものがないということで、私も安心というたらおかしいけど、それで行ってるならいいなと思っておるんですが、合併当初よりこの火葬場の移転というものが懸案であったと思うんですね。これは合併特例債を用いてやるということだったんですが、当初10年であったのが5年間延長になったということで、担当の方もちょっと一休みしとるんか知りませんが、本来10年でしたらもう着工しとらんといかん時期なんですね。

　　いつか私もこのことについて質問させてもらったときに、移転先については水面下で調整しとるといような答弁があったんですが、もう既に水面下で2年、3年過ぎておるんですが、その後の状況はどうなってますか。

○蛭子智彦委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　まず、市の庁舎内で検討委員会を組織いたしまして、それで候補地を選定いたしまして、その中で一番最適なところに伺って説明会を開催したという実績がございます。ただ、まだ地元がございますので、公表するわけにいかないんですけれど、ただ、今、反対意見も多うございますので、その地元で意見が分かれていますので、今後、調整を速やかに図り、御理解をいただきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　どこでどのような候補をしておるのか、交渉しておるのか知りませんが、当初の説明ですと、無煙無臭、周辺整備をするということのようであると思うんですが、これは私、いつも言いよるんですが、この火葬場とかいわゆるごみ処理場とかそういうものは、どうも日本人の国民性というか、とにかく端のほうの、見えにくいところへやっついこうとする傾向があるんですね。しかし、大都市の中なんかで見ておると、無煙無臭という、それだけ自信を持って、周辺を公園化するというようなことでやっておる場合、町のど真ん中でも結構、火葬場とかそういうものが見受けられるんですね。

　　ですから、あえてその、何か人間の死者を火葬するということに対する嫌悪感というものを持つのがいかんと思うんですね。やっぱり、全ての人がこれは通っていく道であるので、何もそういうところをつくらんなんという考え方は改めるべきだと思うんですよ。80年、90年、社会に貢献した方が最後に火葬されるのを、何でそんなところでせんなんのかと思う。広々とした青空のもとで火葬してもええと思うんですよ、私は。

　　今、南あわじ市庁舎を建設しとる、その横に建ったら手っ取り早い。そのぐらいの考えを持ってやらんと、何もこの、そういう、こういう言い方したらまたいかんのやけど、何

かそういうものは隅のほうへ、端のほうへ、日陰のほうへという考え方は変えたほうがええんと違うんかと思うんですが、次長、どう思いますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、墓地埋葬法によりまして、火葬場の基準というのがございまして、公共施設、また、住んでいる地域から220メートル以上離すことというようなことになっておりますので、その距離は十分に配慮して候補地なり、また、候補地から予定地というようなことで考えていきたいと、今、そういう段階でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はその法律で考えられて決められているメートルとか、そんなことを言いよるのでなしに、その候補地そのものを、あっちの山のへり、こっちの山のへりとかそういう考えでなしに、もっとそういう考え方を変えたところにつくっていくという方法も一つの選択肢に入れておいたほうがええと思うんですが、どうですかと言いよるんです。距離が何ぼやとか、そういうことを聞きよると違うんです。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、候補地、予定地につきましては、まずその距離というのは十分考慮に入れられないかんというのが心得ておりまして、それと、あともう一つ、印部委員さんがおっしゃられました昔のイメージと、まず火葬のイメージを今は違うんやと、御遺体だけを火葬するんじゃなしに、本当に命の尊厳を考えて、最後のお別れをする場やというようなことで訴えております。

それと、もう一つは、火葬施設そのもののイメージでございます。今の火葬場は、もう既に50年近く、昭和41年、最初に建ったのが。それをそのまま持ってくるものと思われておる誤解がございまして、やはり今の火葬場の施設、それと火葬に対する考え方、そのようなものをやはり今、訴えていって、御理解をいただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はとにかく、いろいろの考え方があると思いますが、とにかく一番便利なところにつくったらいいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 43ページの松くい虫についてちょっとお尋ねをします。

南あわじ市は慶野松原というすばらしい松林があるわけですが、この松林については、ある程度しっかりと守っていただいております。しかし、山を一旦、山のほうに目をやると、ほとんど松が見当たらないと。特に一番惨めなのは、今、鳴門渦潮世界遺産と言われているあの周辺が全滅してしもうたと。非常に惨めな姿を見せつけておるということでございますが、この松くい虫の防除そのものが、松原荘の松は守られとるのに、何で山の松が、ああいうふうには消毒しても守れないのか。私はちょっと不思議に思うんですけど。

特に、私も庭に3本の松があった中、大概大事にしとった松を1本枯らしてしまったわけです。そういった中で、本年も防除しようと思って薬を農協のほうに買いにいくと、もう、一番松くい虫に効くエカチンという薬がなくなっている。それで聞いてみますと、松にはよう効くけど、虫にはよう効くけど、やっぱり人間に害を及ぼすというような形の中で、いい薬はだんだんと消えていきよるわけです。農薬でもそうです。

そういった中で、この山の松くい虫、航空防除もそうですが、結局、どのような薬をやっているのか、エカチンをやりよるのか、それともスミチオンをやりよるのか。そういったことを、防除対策がなっとれへんのと違うかいなと思ひ、ただ単に形式的に予算消化のためにやりよるような、私は感じもするわけです。

そういったことでやっぱり、防除体制がなっとらんさかい、あのような惨めな姿をさらけ出すようなことを私は思うんですが、どうですか、担当課は。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 山の松のお話なんですけども、防除についてはもう委員も御承知のように、毎年やっております。薬についてはチアクロプリド水和剤というものをやっておりますけども、やはり道路であるとか民家であるとか、そういったものから最低200メートル以上離れたところでないとは航空防除がやれないというような状況がございます。

そんな中で、毎年頑張って航空防除をやっているんですけども、やはり防除をやる中で、ぽつん、ぽつんと松くいが出てまいります。そういったものについてはそれぞれ伐倒駆除をして、すぐ切って対処をするような状況をしているわけなんですけども、やはり結果として海岸等から見える範囲につきましては、やはり松くいがすごく進んでいるというよう

な状況にあるように認識をしてございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 次長、さらりと答弁してくれたわけですが、なかなか現状はそうはないでしょう。現状の山を見ると。ほんまに惨めな姿をさらけ出しておるということで、こういったことで結局、ことしもある程度、この43ページのところには1,500万がついておりますが、こういったお金を、血税を使うて松くい虫やって、その効果が上がらんと、上がってないと。もう毎年、毎年、松のある山がなくなっていくという、その現状をどうとらえとるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 先ほどお答えした内容と余り変わらないんですけども、25年度、昨年、航空防除でやる前に、係員が、市の職員がヘリに乗って散布範囲を確認するわけなんですけども、この範囲の中におきましては当然、松は維持されてございます。ただ、今申しましたように、道路であるとか、また海岸から見える範囲におきましては、やはり先ほどの散布範囲等がございまして、また、ここ数年の変化等もございまして、やはり松が少なくなっている現状は否めないのかなと、そのように認識をしてございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほど、次長の答弁で出ていたように、民家が近く、百何メートル以内はやらないという、あの決定以来、山は全滅に近いようになっていったわけで、やっぱり、人間のほうが大事ということで民家のそばはやらんと、これはもうよくわかるんですけど、やっぱり慶野松原はある程度、これは下から消毒しよるということで守られています。山もやっぱりそういったように大ざっぱに、民家はやったらいかんという中で、今やったら南あわじ市で松があるのは湊山の奥のほうやと思うんやな。家の近くはもう全部枯れていきよる。もう二、三年したら全滅してしまうんじゃないかというような勢いで、毎年、毎年、山は真っ赤になっていきよる。

そういったことを、どこがこれ、はっきりと把握して、何とかせなならんというのはこの課ですか。これは、南あわじ市の農業振興部課ですか。それとも県ですか。どうですか。現状を。もう、惨めなことはわかっとるでしょうが。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 航空防除の範囲につきましては、県が決めるものと市が決めるもの、それぞれございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 いやいや、そういう県が決めるものとかいうようなこと、南あわじ市が、そういうことではなしに、今の現状を見て、皆さんは、南あわじ市の職員ですから、これから、鳴門渦潮遺産いうても、現場を見たら皆さん、惨めな姿をさらけ出して、鳴門の渦潮やいうけんど、山を見たら緑はないと。結局、一番肝心の松がないということで、非常に惨めな姿をさらけ出しておる。これ、二、三年前までは、あそこは青々とした松並みだった。そういったことから枯らしてしまった中で、行政として責任があるんじゃないかという、もう少し何か対策がないかと。これ以上言うてもいいけど、答弁して、頑張ってください。答弁してください。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 松を誰が守るのかという話なんですけども、基本的に私ども、農業振興部が松くい防除をやっているというのは、いわゆる山を守るという、下流域にいつときに水が押し寄せないであるとか、そういうふうなことで、山を守るための手段として、今までございました松を守っているというような状況でございます。

山を守る中には、松にかわる樹木がまた生えれば、それはそれとして、その分、松の代替機能になるというような考えではございます。ただ、今までの状況の中で当然、市のシンボルとして松を守っていかなあかんと、こういうことは大変重要なことだと認識しております。そういうことで、これからも防除活動については頑張っていきたいと、そのように思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 次長、管轄は違うけど、慶野松原はしっかりと、絶対に枯らさんように、ひとつしっかりと守っていただくのと、山のほうもいろいろと、今後、緑をどのようにしていくかということもあわせて、松くい虫とあわせた中でひとつ、担当課としては、ひとつ頑張ってやっていってください。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 46 ページ、寄附金についてお尋ねします。
一般寄附で660万円の増となっておりますが、これはどういうことでしょうか。説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災課の藤本です。よろしくお願いいたします。

この一般寄附という部分につきましては、消防の小型ポンプなり、ポンプ自動車、それから積載車につきましては、市のほうで決めております基準額をオーバーする部分について、地元のほうから地元負担というような形で納めていただいています。その金額が今回の600万の増という形になってきております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、市で定める機具よりぜいたくというか高級な仕様になっておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。

次に、総務寄附でことしも100万円ですが、これはふるさと納税の関係ですか。確認します。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そのとおりでございます。ふるさと納税です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 この件につきましては、一般質問でもある議員さんから質問があったんですが、このふるさと納税をふやすことによって、市内の物産を市外にPRというか、こちらから送ると、そういうことをしてはどうかという提案がありましたけれども、相変わらず100万円と、例年どおりの考え方で行くような予算であります。そういう考えは、これ一遍、矢谷副市長、市外への発信ということで、ワカメであったりタマネギであったり、そういうことについてはどうですか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（矢谷浩平） 副市長の矢谷でございます。

今、委員御指摘の点なんですけども、ふるさと納税、実際に地元の産品を広めるという意味では非常にいいんですが、今度、じゃあどういう産品を市外の方々に提供していくのか、市内のどの業者のどの品物を送っていくのかと、ここは非常に慎重にならなければいけないというふうに考えます。考え方自体は非常に積極的でいいんですが、じゃあ実際、それを運用するとなると、やはりハードルというのがあるのかなというふうに考えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 一遍、やってみたらどないですか、そない慎重にならんと。よそであれだけやっとなのやから。一步、前へ出たらどないですか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（矢谷浩平） どういうメリットがあるのか、あるいはどういうデメリットがあるのか、総合的に考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、市長、もう一遍再度、この考え方、お願いします。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、よその市でこういう取り組みをしている事例も、私も知

っております。今、少し矢谷副市長からもお話がありましたが、やはりいろいろなそういう市内の業者、何をどのように、金額的にどうするか、これやっぱり、十分検討した中でないと、ただ、いいぞ、やれやということになると、逆にその反動もあるので、せっかくのすばらしい制度をゆがめる懸念もあると思うので、一度、内部調整を、この前も言っておりますが、内部調整を一度してみたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ぜひ検討していただいて、実現の方向でよろしく願いいたします。
終わります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で、先ほど、これは私、ふるさと納税と違うのやけんど、一般寄附金のほうの消防資機材の整備に当たって地元負担というやつ、私はどうも納得いかんのやけんど。

これ、消防力の整備指針に基づいて、あくまでも自治体が、市町村が消防力の整備をせんなんと思うんよね。ほんで、そういうポンプ、口数の配備というのは消防力の整備指針にのっとしてやっとなねん。そんな段階で、当然、私は前も言うように、消防団の再編というようなことを視野に入れて、やはり地元負担というのは私は非常におかしな、消防組織法、消防力の整備指針等々、十分熟知しても、そのあたりは私はどうも納得せんかのやけんど、このあたり、今後も消防団施設、また、団の詰所等々も、地元負担というのを求めていくつもりでおられるんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在のところにつきましては、今までの形の中で動いていく予定でございます。今現在、先ほどの答弁をさせていただいた対応につきましては、ポンプ、それぞれ小型ポンプであれば120万とか、積載車であれば、軽であれば200万というような形で上限を決めさせていただいております。それで、その中で今の現状では行けるのではないかということで、試算をした中で制度をさせていただいております。まず今、現状ではそのような形の中で動いていきたいと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　これ、昭和48年のときに常備消防を設けなければいけない市町村ということで、淡路1市10町がなりましたわな。その以前の体制として、各おらが地区に消防団のやつをやった上でやってっと思うんよね。それから、もう40年近くになってきた段階で、それなりの火災防御に関しては常備消防もできとるし、道路整備、車両の機動力もできてきた段階で、私はそれなりの適切な、消防力の基準は満たさないかのやけど、それは十分、市内のポンプ自動車というのは台数は足りてますわ。

その辺で、それなりのやっぱり機動力、道路整備もできた上で地元負担というのは、今から今後、過疎地というかそういう限界集落のところで、その辺に地元負担を求めるというのは、私は行政としてやっぱり、消防責任を果たしていないという思いがあるので、今後、その辺も再度、十分配慮した上で、地元負担金は求めないような状況で、消防力のまた新車の導入等をやっていただきたいという思いがありますので、その辺どうですか。

○蛭子智彦委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　今後、委員の言われております市のほうでそういう防災関係の経費については持つという部分については、承知をいたしております。ただ、その中で今まで培ってった中で、そういう流れで来ているという部分もお含みをいただきまして、今後、そういう中でいろいろと協議はさせていただきたいと思いますが、なかなか委員が言われておるような形の中には、なかなか難しい部分もありますが、今後の課題としては承知していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○蛭子智彦委員長　　暫時休憩いたします。

再開は3時10分。

（休憩　午後　3時00分）

（再開　午後　3時10分）

○蛭子智彦委員長　　再開します。

なお、委員の皆さんに御協力のお願いをしたいのですが、現在、歳入の審査ということでやっております。質疑の中で、歳出に係る部分もかなり出ておるようですので、できるだけ歳入にかかわっての質疑内容にさせていただければというふうに思いますので、委員長からの協力の依頼ということでお受けとめいただいて、お願いいたします。

それでは、質疑を再開いたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 歳入のことで、まだまださまざまあろうと思うんですけども、よろしいですか。
それでは副委員長、歳入で1点だけ。

○中村三千雄副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 先ほどもいろいろ松くい虫の関連もあったようです。全体的に見て県の委託金や補助金、こういったものがかかり削られて、市が執行する事業にもさまざまな影響が出ているというふうに感じておるわけですけども、その点で、本当にたくさん、多岐にわたりますね。これは社会保障の関係もあれば、農業振興の部分もある、商業振興の部分もあると。トータルさまざまあるんですけども、これはどのように受けとめ、また、県に対してはどのような働きかけをしていこうとお考えなのか、これは市長に端的にお伺いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中村三千雄副委員長 市長。

○市長(中田勝久) 細かいことまでは、私はなかなかそこまで折衝もしてないし、そういう予算の中身なりも把握してないんですが、やはり、県においてもかなり26年度の予算全体では不足分が出ている。正確な数字ではつかんでないんですが、1,600億ぐらいは足らんというように早うに聞いていたんで、果たしてどのようにしたのかわかりませんが、やはりそういう影響が出ると思います。

しかし、国・県のそういう支えがなければ、冒頭の話であつたとおり、これからどんどん厳しくなるので、そういう面ではできるだけ市の財政状況なり、市のいろいろな取り組みなりを十分お話し申し上げて、できるだけの支援をお願いしていく、これしかないと思います。国・県に対してそういう動きはとっていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 それでは、歳入についての質疑をこれで終結をしたいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〔歳出の部〕

②款 1. 議会費（P. 60～P. 61）～款 2. 総務費（P. 62～P. 91）

○蛭子智彦委員長 それでは、歳出の部に移ります。

歳出の部は、委員会次第によりまして、第2番目、款 1. 議会費（60～61ページ）から款 2. 総務費までの審査を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 62ページの委員報酬、特別職報酬等審議会委員についてお聞きします。

この委員会を我々は余り、開かれたということを知ることがないのですが、25年度は開かれておりますか。また、26年度予算計上してありますが、まず、25年度はこの委員会、開きましたか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 総務課長の佃でございます。よろしく申し上げます。

ただいま御指摘の審議会なんですけども、25年度は開催した実績はございません。前は平成22年度に開催しておりまして、それ以降は開催はございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちなみに、委員さんは何人おるんですか。もしよかったら、委員さんの名前をお聞かせください。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 委員は今、8名でございます。ただ、委員の任期は随期ということございまして、ちょっと名簿については今、資料は手元にないんですけども、ちょっとお時間いただけましたら。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、任期は、課長は随期と言われたんですか。ということは、例えば

今、任命している委員さんは何らかの、どういう時点まで委員を務められるのか。どうい
うときに委員が変わるのか。任期は、いわゆる何年という任期はなしに、これはもう、常
に、かわるまで常に委員というように解釈していいわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、随期と申しましたのは、市長から報酬の諮問があった
ときに委員のほうを選定させていただいて、それで審議をして、答申が終わるまでの期間
での任期ということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今は何らかの答申があつて、今、委員さんがいない状
況ですか。それとも、委員さんはまだ継続して、委員さんが残ってるんですか。今、現状
はどうですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 前回の平成22年度のときに諮問を受けて答申をした委員は
残っておりますが、それ以降、諮問がないものですので、そのままでの状態で残っており
ます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、委員さんはそのまま8名残っておるということですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） はい。残っているというか、今、ちょっと空席というような
状況となっております。諮問があつて初めて委員を選定をして、任命をして、それから答
申が終わるまでの任期ということで御理解をいただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今、審議会委員は空白ということなんですが、そこに

予算措置をしてある意味は。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） もちろん、必要となって、また特別職の報酬等の見直しがありましたら、これ、毎年度、上げさせていただいておるわけなんですけども、必要となれば開催をするという意味合いでの予算計上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、この委員さんの報酬44万8,000円ですので、委員長もおれば副委員長もおるということで、通常の委員さんの委員報酬というのは、年間5万円程度の委員報酬ということなんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） いえ、委員1人当たり1回、1日8,000円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 69ページの公用車の購入をお伺いいたします。
この公用車の購入ですけども、どういうたぐいの車を購入する予定なのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課長の堤でございます。よろしくお願いたします。
委員お尋ねの備品購入費のうち、公用車購入費でございますが、1,550万円でございます。内訳といたしましては、マイクロバス1台、それと議長さんの公用車1台、副市長の公用車1台と、業務に使います軽のバン1台、それと軽のトラック1台。全て更新ということでこの金額となっております。
以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、電気自動車というのが公害がないということでかなり普及されておりますけども、この点はどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 電気自動車につきましては、平成24年度に公用車として軽の箱バンタイプですけれども、購入いたしまして、現在、各庁舎の連絡に使ってございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、今回は電気自動車は対象になってないということでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今回は電気自動車という形ではございませんが、ハイブリッド車を、このうち議長車並びに副市長車に購入しようという考えでございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 次のページに、くにうみ協会の事業費負担金というのがあるんですけども、くにうみ協会などのホームページを見てみますと、電気自動車の普及ということが盛んに言われてますし、きょうかきのうの兵庫県の県政なりいろんなこと書いたチラシが新聞折り込みで入ってましたけれども、そこにも南あわじ市の主婦が電気自動車を使って、音も低いというようなことがあったし、淡路市では日の出農協が各支所に電気充電器を備えてるといようなこともあって普及に努められていると。

南あわじ市のホームページから見ますと、電気自動車の充電装置を備えたところが7カ所というふうになってます。市関連の施設ではゼロというふうなことで、まだまだ電気自動車に対する市の取り組みは弱いというふうに思っております。そこで、やはり市みずからが電気自動車を購入して、やはり啓発に当たるべきではないかと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 市の施設での電気自動車用の充電器の調達でございますが、一昨年かもう一つ前でしょうか、慶野松原荘に設置してございます。かつ、今年度予算で同じく公有財産管理費の工事請負費の中に市有施設整備施設として中央庁舎に電気自動車の充電器を設置するというので計上させていただいてございます。1台分でございますが、それもあわじ環境未来島構想にのっとりしました基本的な設備として、電気自動車の推進に当たるということで計上させていただいております。市の施設では今回の予算を合わせまして2カ所となるというふうなことで、急速充電ですけれども、なっております。以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新庁舎の建設時にそういう充電器を備えていくということから、やはり市の公用車についても電気自動車の購入というところに切りかえていってはどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、申しました電気自動車につきましては、各庁舎と連絡用に、導入した分については使っております。その仕様を見ておりますと、日に40キロから50キロ程度の定時的な走行、定区間の走行ということで、それには支障ないんですがございますけれども、いざ島外等へ出る機会となれば、やはりまだちょっと不安があるというふうな部分がございます。その仕様を十分考えまして、まだ導入する部分につきましては検討していきたいと考えてございます。以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほども言いましたように、かなり急速的に充電器の装置ができてきておりますし、走行距離にも問題があるというような発言がありましたけれども、やはり市みずから助成金も出てるようでありますので、ぜひそこら辺は切りかえをお願いしたいということをおきます。

それと、もう1点、80ページの市民交流センターの関係でお伺いしたいんですけど

も、市民交流センター、今、実証的にやられておりますけれども、ここでの利用実績というのを少しお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 市民課の塔下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、窓口サービスの補完ということで、証明書の発行状況について、まず説明させていただきます。2月末日現在で、883件、松帆が201件、伊加利100件、西淡志知150件、神代212件、三原志知220件でございます。

また、市役所への書類の取り次ぎにつきましては、2月末現在で295件、松帆80件、伊加利41件、西淡志知60件、神代81件、三原志知33件となっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 結構、住民票とかの発行がそれぞれの市民交流センターで多いわけですが、ところで今、阿万、北阿万、賀集などが、灘も含めて、まだ市民交流センターに移行してないわけですが、そこらの方々は南淡庁舎なり三原庁舎にまだ今、住民票とかを直接取りに来ているわけですが、そういうところにも、職員もいるわけですから、この4月からでもそういうふうに住民票の発行というのができないものか、そのことをお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 答弁できませんか。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3時27分）

（再開 午後 3時28分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（松本典浩） 南淡総合窓口センターの松本です。よろしくお願ひいたします。

私どものほうに、今の段階では交流センターの形でなく、申請書がうちに届いたものに

つきましては、うちのほうで発行して出しているような形をとっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 質問は、そういうところ、今言った灘、北阿万、賀集などのところで取れるようにすべきではないかという話なので。今の実態はわかってる上に立って、質問させていただいてるんですけど。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 市長公室の土井本でございます。よろしく申し上げます。

当初から、27年4月を目途に、新庁舎完成時と同時に市民交流センターにということで、今、現状は連絡所においては取り次ぎで翌日交付という、連絡便を南淡庁舎とやりとりしながら発行しとるという状況でございます。

26年度からということになりますと、その端末の整備なり、インフラ整備も必要であります。もともと平成27年、当初は1月と言うとったんですが、4月に連絡所を市民交流センターに立ち上げると、変更するという目標の中で27年4月ということで準備を現在進めているところでございます。証明書発行だけでなしに、地域づくりの部分についても、今現在、昨年の秋から順次、残りの16カ所の地域について説明会を実施しておりますので、その部分を含めた中で市民交流センターという立ち上げをしたいと思っておりますので、26年度については最初からそうした交付の部分についてはするという計画でございませぬので、27年4月に全ての残りの16の市民交流センター、一緒に立ち上げをしてやっていくという計画でございませぬので、御理解を賜りたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 インフラ整備は当然必要になってきますけれども、これについて時間がかかるのか、お金がかかるのか、その点はどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） どちらもかかります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 お金もそれは時間もかかるという話ですけども、先日も三原庁舎に北阿万の人がわざわざ印鑑証明を取りにくるというようなことがありました。先ほども説明があったように、当日か次の日か、朝申し込みに行って昼から3時過ぎにもう一度行くという、二重手間を強いられているわけでありまして、それは時間もお金もかかるかもしれませんが、いずれするんであれば、一日も早く市民のためにしていったらいいのではないかと、地域づくりは市民交流センター発足後でもいいと思うんですけども、そこら辺は市民の不便を解消するという努力が見えないように思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） もともと、南あわじ市に合併するとき、南淡の連絡所をどうするかという中で、かなり旧町時代に議論をしました。残すというところで、他の地域と比べてサービスは充実しとったのかなというつもりでございます。ですから、そうした部分を含めて、同時に平成27年4月にやっていきたいという思いで、そうした考えをしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 過去の話をしてあれなんですけども、現在の話をしているわけであって、それ、インフラ整備にお金も要るということですけど、いずれするんであれば、やっぱり市民にとっては一日も早いほうがいいのではないんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） やはり、我々も公平性の面を配慮した中で、そうした考え方をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市役所は公平・公正というのはモットーだというふうに思っておりますけれども、やはり灘とかそういうところは大変遠いわけありますので、そういう意味から言えば、三原志知などでも、三原庁舎へ来れば近いところであっても220件もあるということになっておりますので、そこら辺は市民の利便性を第一に考えるという方向転換をぜひお願いしたいんですけど。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 西淡の丸山とかいう部分についてどうするんやという話も出てきますので、いわゆるそうした公平性の観点から27年4月ということをおもっていますので、御理解賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 丸山は丸山で、また市民交流センターの立ち上げはそれなりに地域で努力されていくことと思いますけども、既存の施設があるところでそういうサービスが受けられないというのは、ある一定、不公平だというふうに思っています。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 公平性の観点から、何遍も同じことを言いますが、御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、吉田委員からも質問があったわけですが、公用車を市長、副市長とマイクロバスを購入することだと思うんですが、市長と副市長の公用車には1,550万ですか、幾らの金額を充てておられるんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 購入する車につきましては、議長の車です。議会の議長様の。

○蛭子智彦委員長 内訳をもう少し明確にはっきりと言っていただけますか。
管財課長。

○管財課長（堤 省司） 議長の車、これはハイブリッド車でございますが、金額的には390万円を予定してございます。続いて、副市長の車についてもハイブリッド車でございます。値段的には330万円を予定してございます。よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　私は市長と勘違いしとったんで、うちの議長に買っていただくというのはありがたいことですが、私も1年間、経験しまして、対外的に言って、私どもの市長は非常に行革とかそういう給与面でもみずから削減をしていくというようなことで、非常に私なりに言うと、寂しい雰囲気の中で公用をなされておったと。我々もそういうことで、送っていただいても、やはりそれなりの車というのは必要やと思うんです。

そういうことで、せっかく買うんであればあんまり貧相な車を買わんと、やっぱり南あわじ市、人口5万の議会議長にふさわしい車を買っていただきたい。そして、副市長にふさわしい、そういう風格のある車を買っていただかんと、ほんまに私、1年間、寂しい思いしましたので、今後、そういうこともやっぱり大事やと思うんです。やっぱりいい車はそういう車体自体がかたいということで、やはり芸能人がベンツを買うというのは、自分の身を守るためにそういう高級車を乗るわけですから。やはりそういう面も考慮した中で配慮していただきたいと思いますが、その点、どうですか。

○蛭子智彦委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　対外的に恥ずかしい車でないものというふうなことの御質問でございましたが、管財課としましては、議長様につきましては環境に配慮をいたしましたハイブリッド車ということで、ハイブリッド車の大型の車を想定してございます。ちょっとベンツまでは行きませんが、国産車でございますが、高級車ということで予定をさせていただきます。副市長車につきましても同様でございますので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　それはまあ、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。
マイクロバスについては、何人乗りのバスなんですか。

○蛭子智彦委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　現在のバスと同様、マイクロバス2台ございますが、そのうちの1台が排ガス規制等がかかりまして、大阪市内へ乗り入れできないという状況がございますので、28人乗りの、現状と同様のものを用意したいと考えてございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 28人乗り、公用車いろいろ数ありますけど、非常に何か、車に座って前後が狭いとか、座席のゆとり、その辺も、お金との兼ね合いもありますけども、そういう面も考慮していただいて、できるだけゆったりとした車を購入していただくと、その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 委員御指摘のゆったりした大きなバスというのは非常に理想的な部分ではございますが、利用形態等考えてみますと、市内のやはり狭い道を通ることがございますので、そういった形のもものが結構ありますので、マイクロバス28人乗り、ごく標準的なものを考えてございます。大型になりますと、やはり入れない、利用できないような状況も発生いたしますので、現状のマイクロバスと同様のものということで、高級感まではございませんが、そのような形で考えてございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう使い勝手のいいような車、それはまあ大事ですけど、そういう車はたくさんあると思うんですよ。やっぱり、市を代表するそういう議員研修等、いろいろ公用車を使うて行く場合もありますし、やっぱりそういう、ちょっと大き目のバスというのを1台、私は必要でないかと思しますので、これは強く要望しまして終わります。もう答弁、結構です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この79ページの新庁舎建設工事費、その辺の工事改修、全般的にちょっとお伺いしたいんですけど、この辺、要は4月から消費税等々、若干、3%引き上げしますわね。当然、建築資材というか、そのあたりはこの予算の出には含まれとるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市長公室次長の橋本でございます。

既に新庁舎の建設工事については本体、それから外構工事については発注をしております。当初、入札した分については5%で消費税は計算しておりますが、その後、変更契約等の分については税務署等も確認してきておりまして、8%というような形になります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで、この27年4月は、一応、完成は間違いなく完成されるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 現在の契約では2月末を工期としております。その後、情報関係、通信ネットワークの関係の整備がございますので、2月末を完成目途に現在進めております。進捗についても総務委員会でも報告させてもらっておりますが、順調に、多少、何日か単位で早くなったりもしております。ですので、大丈夫だと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それとね、労務単価引き上げてというようなことでやっていただきよんのやけど、この辺、労務単価の引き上げは、もう含んだ上での予算なんですか。まだ今から、もっと僕は労務単価、引き上げたらなあかんと思うんよ。その辺、どうですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 実は、以前、労務、資機材の高騰ということで、補正予算をさせてもらっております。また、ところが、国のほうから通達が来ておりまして、工期が2カ月以上のものについてはそういうことを変更するよんというよんものが来ております。業者のほうから請求があつて、それから基準日を定めて、その基準日で出来高を把握して、残りの分については労務、資機材について業者と協議するよん形の通達は来ております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この下に庁舎備品購入費2,200万円いうてあるんやけど、これ、

新庁舎の全部の備品で2,200万なんですか。私は新庁舎4階建てで、備品、それなりの新庁舎にふさわしい備品を購入したら、こんな2,200万ぐらいででけへんと思うのやけん。これは新庁舎の備品購入費なんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 新庁舎建設に当たりましては、随分以前から市民の方々にも説明会もしながら進めてきております。事業費はできるだけ抑えようというようなことで、備品についても今あるものについては、流用可能なものについては流用するというような方向で考えておりますので、この予算計上の中で整備をしていこうというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら、例えばこの2,200万円の備品購入費というのは、具体的に何をあれされるんですか。今ある古い、腐った机を持って行って、そんな、新庁舎にふさわしくないようなやつで。せっかく庁舎ができたら、職員が仕事しやすいように、市民がそこへ訪れやすいような、やはり景観というのも必要やと思うんよな。さらに新築が建って、ぼろの家具入れとって、そんなんでいかなものかなど。もっと私は、景気にちょっと活性化するのに、どんどん市内の業者から備品を購入したってもらうても構わんと私は思うとんのやけん。この2,200万いうたら、何を買うんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今、谷口委員がおっしゃられたようなことも当然、気は使っております。特に、市民の方が来られたときに、やはり1階の税務関係であるとか福祉関係、市民関係、その辺が一番目立つと思います。そこらについては新しいものを買って、庁舎との違和感をなくそうと思います。それから机等につきましても、今、古いものと新しいもの、色で言いますと白っぽいものとグレーっぽいものがございます。今、グレーっぽいものを減していくような感じで進めておりますので、新しいものは2階、3階にはそういうものを持ってきまして、あと、足りないものは購入しようと考えております。

この中身でございますが、先ほど申しましたように、新庁舎の市民スペースの什器備品であったり、新庁舎の書庫段設置費等も含めて、書庫であるとか災害対策室の什器、そういったものを購入しようと考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今、次長の話聞きよったら、そうしたら、市民が来る1階はそれなりの調度品というかそういう備品を購入するんだらう。議会は例えば、これを持っていくんか。議会はもうこれか。そういうことか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 議会の机も議会側と執行部側がございます。議会側のほうについては以前からずっとそういうふうな説明はさせてもらっておりました。あと、執行部側ですが、今現在、南淡庁舎のほうに以前使っておったものがございます。ただ、あそこの議場が段差になっておりますので、多少の建具仕事といたしますか、そういったものが必要になろうかと思いますが、そこらを利用すれば、こういうふうな今の、布をかけたような形でないものはできるのかなど。それについては今現在、ちょっと検討しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 84ページの徴税費で、コンビニ収納の手数料があるんですけども、これ、去年からやられと思うんですが、それぞれ件数とか金額とかの実績を伺います。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） コンビニ収納につきましては、平成25年4月からスタートしておるところでございます。平成26年2月末現在でございますけども、件数で、現年と滞繰合わせまして、一般会計、市税のほうで1,560件ほど、国民健康保険税のほうで4,170件ほどの件数となっております。

ごめんなさい、済みません、数字のほうを訂正させていただきます。市税、市県民税、固定資産税、軽自動車税の3税で1万5,700件、国民健康保険税で4,170件、現在、コンビニ収納の件数で把握している数字でございます。これ、今、現全体の割合でいきますと、市税のほうでコンビニの割合が約9%、国民健康保険税で言いますと、7.3%程度、コンビニを利用されているという内容でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この数字についての評価、このシステムを導入したことに対する評価でもいいんですけど、どういうふうに評価されていますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 評価につきましては、まだ1年たっておりませんので、評価の検証まではいたしておりませんが、納税義務者の納税に係る利便性には一役買っておるのではないかと、本年度の予算を置く関係で、前年度と比較しまして、約25%程度の見込みを立てておるところでございますので、来年はもう少し伸びるのかなということで、今後、利用が増すものというふうに期待と想定をしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この手数料というのはどういう計算になるのでしょうか。証明書なんかだったら、1件300円とか350円とか固定やと思うんですけど、この手数料はどのような基準で支払っておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） コンビニ収納の手数料でございますが、収納代行業者というのがございまして、そこは委託契約を結んでございまして、基本使用料というのがございまして、月額2,500円の12カ月分と、1件当たりの収納手数料が57円ということで、本年度につきましては、1万9,000件を見込んでおります。本年度、25年度予算におきましては1万5,000件で計算しておりました。
以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この数字というのは、結構、私としては多かったような予想なんですけども、予想外に多かったような気がするんですけど、ということはやっぱり利便性が高かったというふうにも思います。コンビニでの証明書の発行というのは、この次に課題となってくるかと思うんですけど、市民交流センターがあればそんなの要らんということかとも思うんですけど、これだけ利便性というか利用者が多いとすれば、コンビニでの証明書の発行というのもある程度検討するほうがええんと違うかと思うんですけど、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） コンビニ発行については、全国で今、取り組まれているのは80件ぐらいだったと思います。南あわじ市においても検討する部分はあったんですけども、御承知のようにマイナンバーという制度が27年から28年度あたりから始まっていくと思います。それとの兼ね合いもございまして、その様子を見ながら取り組み方を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 谷口委員の関連なんですけど、先ほど、橋本次長が新庁舎の議場の机、椅子について、事前に議員にお話をしていたということを言われましたけど、どんな話をしとったんですか。机は新しいけども椅子は持ち寄りの古いものを持っていくんか、事前に議員に説明しよったという説明をしてほしいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 新庁舎建設特別委員会というのが、以前ございました。そのときには、議員さん全員がおられたように思います。そのころから、議会のしつらえであるとかその辺の御説明もいろいろとあったかと思うんですが、そのときに、机は今のを流用させていただきたいというような説明をしたと思うんですが。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは執行部の一方的な説明であって、我々は、それはもう、ちょうどあのときは中田室長であったと思うんよな。やっぱりそういう、何であったって、ある程度コーディネートというのは要るわけよ。我々もお客さん、地方からわざわざ議会のほうへ研修に来ていただく議員さんに、我々が行ったら、私たちの議場を見てくださいと、大概、見せていただくんですけどね。うちはそういうことは言えないんですよ。それはもう、合併で財政も厳しいということで、それはしゃあないと思う。

しかし、せっかくいろいろあったにせよ、27年度に新しい議会ができる、議場ができる。私は楽しみにしてるんですよ。これはもう最後かなと思うぐらい楽しみにしとるんです。その中へ、そういう特別委員会でそんな、橋本次長が言われたように、話はしとるの

は聞いてますよ。いや、そんな具合悪いというような私の意見で言うたはずやと思うし。そんな、議会は納得してないと思うんですよ。そんなところに変な、新しい、古い机とか、そんなナンセンスな。誰が見ても、もっと始末せんなんところ、ようけあるんと違うか。どない思う。そんな、とんちんかん議場をどない思いますか。納得やしてないで。あんたらが説明しただけの話なんやから。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） そうした御意見をいただきましたので、議会のほうで、私は特別委員会のほうでそういうことが決まったのかなと、こう思うとったわけなんです。議員さんのほうでぜひともということであれば、議会のほうでまとめていただいて、補正でも置いていただいて、議会のほうで計上いただくか、また新庁舎の建設費のほうへ足すか、それは今後の話し合いになるかと思しますので、議員さん方のほうでこの机でええというのか、もうせっかくやから新しい机ということになるのか、結論を出していただければ、そうした補正予算で対応できるかなと思うてますので、よろしくをお願いします。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 室長、私、何も高価なものを買ってとか、そういうことを言ってないんですよ。それなりの価格のものをそろえてしたほうが、やはり見た目もええし、せっかく新しい議場なんでね。今、室長が非常に前向きな御答弁をいただいたので、これで終わります。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 77ページ、委託費、無料法律相談。これ、予算なんですけど、昨年から約40万ぐらい減額されております。これはどうしてですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 24年度までは顧問弁護士に顧問弁護士業務と市民への法律無料相談業務を一括して委託しておりました。25年度、今年度は市民課で市民への法律相談業務の予算措置をして委託するというので、予算を置きました。その予算につきましては、委託先、回数などを検討するというので、他市との状況を踏まえて予算を置きました。その検討結果、26年度につきましては引き続き顧問弁護士に市民への法律相談

を委託するというので、このような金額になっております。

回数としては、月2回に加えまして、臨時的に法の日の合同相談とか休日相談のような臨時的なものを2回ということで、84万3,000円を計上しております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 月2回、臨時的に2回というふうなことなんですけども、この利用状況はどういうふうな状況でしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 24年度におきましては、平均月14.7件でございます。相談の枠数としては、1回9人、18枠ございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 1回9人、これ、たしか広報で事前的に申し込みして、それで時間割りをするんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 月初めに広報が出ましたら、予約を受け付け開始いたします。それで、申し込みの早い順に、順番に予約を受け付けるということになっております。それと、先ほどの件数ですが、申しわけございませんでした。先ほどのは24年度でございまして、今年度につきましては、現在のところ、平均12.8件でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、相談件数が減ってきているというふうにとらえていいんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） ここ二、三年の件数を見てもみますと、少し減りつつあるというふうな状況です。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 こういう無料相談というのは、本当に市民にとってありがたい部分があるので、この申し込み状況によって、やはり回数を、臨時が2回あると言っていましたけど、多ければふやすというふうな、柔軟な考え方で運営していただきたいと思っておるんですけども、この点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） お断りするような方が多く出てきましたら、1日の相談の受付時間、今は1時半からですけども、1時から始めるとか、最終を5時までとかいうふうにして、大勢の方を受け付けられるようにしたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 最後に。弁護士さんでもいろいろ、強い分野があるんですよね。相談事によって、その事件なり民事なり、いろいろあると思うんですけども、そこらは顧問弁護士、専門分野において区別できておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 市民生活部長の小坂でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今、お願いしております弁護士さん、非常に経験も長いということで、お二方をお願いしております。その専門分野、それぞれいろいろあるとは聞いております。ただ、この無料法律相談で行っておりますのは、事件の解決ではございません。あくまでもアドバイスといいますか、入り口の部分のアドバイスということで、もちろん、弁護士さん、専門、得意な分野があるかもしれませんが、現在の弁護士さんでこれまで十分対応してきてくれておりますし、相談者からもクレーム等もいただいておりませんし、今後もこの状態で行けると感じております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もし、いろんな形で自分の問題を解決したいという強い意思で相談い

ただいと思うんですけども、今の顧問弁護士が専門分野でなければ、もし訴訟等においては、その専門分野の弁護士さん紹介とかいうふうなことも、当然していただけるんでしょうね。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 事件の解決へ向けた次の段階については個別案件ということで、この相談に来ていただいている弁護士さんが受けることも可能ですが、基本的にはあくまでも個人がそれぞれの弁護士さんを選んでいただくという考え方でございます。

したがって、例えばどういう弁護士さんがおるのかと聞かれれば、例えば県の弁護士会の弁護士さんの一覧といいますか、そういうふうな弁護士会を紹介したりというふうなことは可能でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そのためにここに、下に兵庫県弁護士会負担金10万円というのがあるんですよ。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） こちらの兵庫県弁護士会負担金につきましては、兵庫県弁護士会が行っております人権救済、リーガルエイド基金の法律援助事業に要する費用について負担するものでございます。こちらの事業の目的といたしましては、資力のない犯罪被害者や子供、精神障がい者、高齢者、ホームレス、そして少年など、社会的弱者に対して少しでも憲法で認められた法的な援助をすることでございます。

○蛭子智彦委員長 大変恐縮なんですけど、本日はここまでとさせていただきたいのですが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、あす10時からの再開ということで、暫時休憩いたします。

どうも本日は御苦労さまでございました。

(閉会 午後 4時08分)

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成26年 3月13日
午前10時00分 開会
午後 4時01分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（15名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	中 村 三 千 雄
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（2名）

委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
副	市	矢	谷	浩	平
教	育	岡	田	昌	史
市	長	土	井		環
総務部長兼選挙管理委員会事務局書記長		入	谷	修	司
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	岸	上	敏	之
鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長		興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
都	市	山	崎	昌	広
教	育	太	田	孝	次
市長公室次長兼新庁舎建設推進事務局長		橋	本	浩	嗣
財	務	神	代	充	広
市	民	高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
会	計	馬	部	総	一
監査委員・固定資産評価審査委員会事務局長		大	瀬		久
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	藤	本	和	宏
総	務	富	永	文	博
緑総合窓口センター所長		片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長		岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長		柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長		松	本	典	浩
財	務	堤		省	司

市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第5号 平成26年度南あわじ市一般会計予算

〔歳出の部〕

②款1. 議会費 (P. 60～P.61) ～款2. 総務費 (P. 62～P. 91) …………… 1 0 9

③款3. 民生費 (P. 92～P. 118) ～款4. 衛生費 (P. 119～P. 133) …………… 1 5 6

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成26年 3月13日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時01分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

昨日に引き続きまして、審査を行います。

なお、本日は下水道部長、それから北村委員、砂田委員より欠席の報告を受けております。

早速審査に入ります。

1. 議案第5号 平成26年度南あわじ市一般会計予算

[歳出の部]

②款1. 議会費(P.60~P.61)~款2. 総務費(P.62~P.91)

○蛭子智彦委員長 議案第5号、平成26年度南あわじ市一般会計予算、歳出について。

款1、議会費、款2、総務費。ページ数は、60ページから91ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 市民相談費について、質問させていただきます。

昨日も、同僚議員が無料法律相談の件について質問されておりました。市民の幸せを増進するという観点からの市民相談というのは、地味ではありますが非常に重要な業務であろうと思います。この、76ページの市民相談の横の7節、賃金のところで、臨時職員賃金消費者生活相談員賃金224万3,000円という件について御質問いたします。この、消費生活相談員というのは、どんな仕事をされとるんでしょうか。いつごろからこの業務ができたんでしょうか。まずお伺いします。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長(塔下佳里) 平成21年9月に、消費者庁の発足と同時に施行された消費者安全法により、市町村に消費生活センターの設置義務が課されました。県は設置要請をするとともに、国から交付された消費者行政活性化交付金を活用し基金を設置し、その基金の一部を市町へ配分しました。南あわじ市においては、この消費者行政活性化補助金を活用して、22年4月に消費生活センターを設置しております。

消費生活センターにおきまして、相談員は祝日・年末・年始を除く月曜から金曜の午前9時から正午、午後1時から4時まで交代勤務により、商品の購入や契約、サービスなどの提供についての質問や、トラブルが起こった場合の相談を受け付けております。またそのほか、緑市民センター、西淡庁舎、南淡公民館において、それぞれ月1回ではございますが、出張相談も行っております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が質問したい4つぐらいの件、まとめて答弁していただいたんで、ちょっと質問の骨組み変えないかんですけれども、要するに消費者庁がいわゆる4年ほど前ですかね、あの民主党政権が発足したときに消費者庁ができて、それと同時にこの消費生活相談員が全国の自治体に義務づけられたという、私も認識を持つてはるんですけども、今、塔下課長が御答弁された交代勤務やられてると。ということは、この224万円というのはお一人の職員の賃金ではないということですかね、何人ぐらいの方が交代勤務をされとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在、勤務いただいております相談員は2名でございます。26年度におきましては、もう1名の雇用を考えております。予算としては、3名分を計上しております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私が調べた限りでは、この前も一般質問で、全国的な非正規公務員の件について質問させていただいたんですけども、この地方自治体で働いているいわゆる非正規の公務員ですね、一番非正規の率が高いのは、この消費生活相談員ともう1つは学童保育の指導員。今、学童保育と言うたらいかんですけども、ちょっと名前変わってる。その辺が、ほとんど消費生活相談員というのは非正規の職員であります。この消費生活相談員の格上げについて、昨年の暮れに消費者庁で会議が開かれまして、いわゆる国家資格を与える必要があるというような議論がなされていると、ちらっと新聞で見た記憶があるんですけども、その辺課長は御存じですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 国では、非正規職員が大半を占めるということで、優秀な人材を確保することをねらいに、新たな国家資格を設けるような方針ということは承知しております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この議論の背景になったのは、ほとんどの相談員というのは非常勤でありまして、そのうちの2割の人が雇いどめにあるという実態を背景に、国家資格を取らせて、例えば何とか1人でも生活できるような、母子家庭でも子供が育てられる、男性も職として希望できるという給与水準であるとか、待遇に引き上げようという大きな夢を持った会議であったというふうに新聞ではちらっと出たんですけども、なかなか議論の中身はそれとはほど遠い現実があります。今、課長が何カ所かに窓口があるとおっしゃってました、もう少し具体的に、日常的に市民は相談に行こうとすれば、どこに行ったらいいんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 常設につきましては、三原市民センター2階の消費生活センターです。そちらでは、来訪での相談も受け付けますし、電話での相談にも対応しております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 三原庁舎の2階に、消費生活センターがあるということなんですね。恥ずかしながら、私もあんまり行ったことないし、今初めてどこにあるかとわかったんですけど、多分市民の方は、御存じない方が少なからずいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、最近いわゆる消費生活問題というのは、非常に国民生活の中でいろいろじわじわと問題が起こってます。オークショントラブルであるとか、キャッチセールであるとか、いろいろ消費者が大きな被害を受けてる。また、従来からあるオレオレ詐欺なんか、あれは消費生活相談員がかかわる範疇ではないような、弁護士とか警察とか、その辺がかかわる問題であろうと思うんですけども、かといって窓口はやはりその辺広げておいてあげる必要であろうと思うんですけども、この今現在2名いらっしゃる相談員という方は、先ほど議論されてるといふ国家資格ですね、その辺を取れるような態勢の人であるのか、年齢的にはどんな方がなられてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在、勤務いただいております相談員2名につきましては、県が実施しました兵庫消費生活プロフェッショナル塾というので、初級で50日、中級で50日、2年間にわたり講習を受けております。また、そのうち1名につきましては、独立行政法人の国民生活センター理事長が、相談に応じるために、一定の知識と能力を持ってると認定しました消費生活専門相談員という資格を持っております。24年度の合格率につきましては、27%のような専門相談員でございます。

○蛭子智彦委員長 年齢は。

○市民課長（塔下佳里） 60歳でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、聞いたら60歳となる、かなり年齢的にベテランの方がなれらるという認識でよろしいんですね。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、課長がおっしゃったその消費生活専門相談員という資格を持つてると。今、議論になってる国家資格云々というのは、もう一つ消費生活アドバイザーというのと、消費生活コンサルタントという3つの資格を持つとって、それを持つとったら国家資格を取れるというふうな議論もあるんですけども、横滑りでそれではだめだという議論もあるようでありまして、なかなかこれはハードルが高いということなんですけども、この市民の相談、暮らしの相談なんかについてはJA、農協ですよ。農協は、全国的に暮らしの相談員というのを配置しているそうではありますが、御存じでしょうか。急な質問なんでわからなかったら、私はちょっと予習しましたんでわかるとるんですが。南あわじ市はわからんですがね、全国的にはそういうJAには暮らしの相談員という、大体20代後半から30代にかけてのばりばりの、多分これは正規職員だろうと思います。宝塚の若者のことがインターネットで出てたんですけども、どこどこに務めとって次にはどこどこに転勤になりましたというようなこと言うてましたから、多分正規職員だろうと思うんですけども、彼らは今の話と違うのは、出前相談やっとなですよ。とにかく、その会員の方にちょこちょこちょこちょこ行って、電話とかあったら家に行っているいろいろ相談を受けて、ちょっとこれは難しい問題やなというたらまた上の専門の人に話を持っていくとか、その

辺の体制があると思うんですが、南あわじ市の場合はそういう窓口において相談を受けると
いうことなんですね。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 今のところは、三原市民センターにあります消費生活センタ
ー、またはお住まいの地域によっては、出張相談の折にその場所までお越しいただくとい
うようなことで対応しております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 基本的には、その窓口で相談を受けるということなんですけれども、
やはり窓口でいるのと、出向いていくのと、おのずから相談件数も違ってくると思うんで
すが、現在の相談員の1年間ですね、わかってたら25年度とか24年度とか、何件ぐら
いの相談があったんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 平成24年度で相談件数が143件、内訳といたしましては、
電話による相談が96件、来訪による相談が47件。今年度につきましては、2月末現在
で、電話による相談が84件、来訪による相談28件の、合計112件でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 思いのほか、かなりの相談があるようなんですけれども、内容はどんな
んでしょうか。わかってたら、もしも問題なかったら。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 内容といたしましては、悪質な訪問販売や、アダルトサイト
などの有料情報サイトに代表されるインターネットの関連トラブル、また健康食品の送り
つけ商法、また消費者金融からの借り入れによる債務の相談など、多岐にわたっておりま
す。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もちろん、この方たちは弁護士でもないし警察官でもないんで、相談できる、いろいろサジェッションできるような範囲の限度があると思うんですけど、しかしやはり市民がそれだけこの南あわじ市でも100件以上の相談を受けてるということは、非常にニーズの高いポストであろうと思うんですけども、この人たちは、先ほど課長がおっしゃったようにかなり研修もされてると、トータル100日ぐらい研修に行っとるんですか。それだけ細かな研修を受けてから相談を受けてると、これは非常に大変なことだろうと思うんですけども、彼らの勤務の処遇ですよ、形態ですよ、嘱託職員であるのか非常勤であるのか、先ほど全国的な傾向で言いよったら、いわゆる雇いどめ云々というような実態も背景にあるということなんですけど、南あわじ市はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在は、6カ月更新1年の臨時職員でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 臨時職員ということは、雇用はもう1年ぼっきりということで、1年1年変わっていくということなんですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 1年終わった時点でまた更新ということで、引き続きの勤務となっております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 臨時職員であっても、1年1年継続して今のところは勤務されてるという実態があるという御答弁でしたけれども、やはりこういう高齢化社会、それから今の国民の非常に厳しい生活状況からして、オレオレ詐欺もいろいろな手をかえ品をかえて、いろんな形で国民の足元をすくうような動きがございます。それから、いろんな小売業界でもですね、いろいろな形のトラブルが発生してるように聞いておりますが、こういう相談業務というのは非常に大切な、先ほどのうあった、弁護士は月に2回しか来てくれないのでね、やっぱり日常的に市民の相談を受ける窓口としては、この消費生活センターというのがあるんですから、その辺の充実を今後とも極力お願いしていきたいなと思いま

す。特に雇用形態については、正規職員とはもちろん現実非常に難しいと思うんですが、せめて嘱託職員ぐらいに何とか努力お願いしたいなと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 消費生活の相談に必要な知識や、実務能力のための研修を受けた消費生活の相談員ですので、私としても継続して勤務していただきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ページ71の、コミュニティバス運行事業についてです。

これについては、きのう歳入のほうでちょっとお話しました、私やっぱりデマンドバスについてちょっと問題と思うんです。2年間で契約したというふうに聞いとんですけど、今の状況に対して何か手を打つということは考えてはおられませんか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 開始にあたって、開始の前に地域に入りまして、3回ほど会議をさせていただいておりました。その中で、この方が乗る乗らないというようなところまで絞ってきたんですけども、総務委員会のほうでも御報告させていただいたように、4月5月がゼロというような実績でございました。地元の方々、乗る方がいらっしゃるといことで始めたんですけども、やはり御案内だけでは高齢者の方はわかりにくいということで、橋本次長が現場に入りまして、一人ずつまずはどこに行きたいかをお伺いして、そのためにはこういう形で連絡してデマンドを呼んで行ってください、帰りはこういう形でお願いますという個別のことをさせていただいて、最終的には372名、2月末現在では乗っていただいているというような形になっております。ですから、やはり折り込みを入れたり自治会を通していくというよりも、自分はこう行きたいんだけど実際どうしたらいいのかという、細部にわたる相談を受けないとなかなか乗りにくいというような形になっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私がお聞きしたのは、確かにそもそも利用したい人数も少ないとか、あるいは時間の予約の問題の時間制約とか、あるいはバス停方式やとか、ドア・ツウ・ド

アやないとか、いろいろ問題があつて、橋本次長も行かれて実態が一番よく御存じやと思うんですけどね。ただ、それをこのまま、要するにあれば出動があろうとなかろうと、固定的にお金を業務委託しとるという形態ですよ。それに対して何かの手を打つ、見直ししていくとか、何か手を打つことの考えはないですかという意味なんです。いろいろな問題はあると思うんです、利用できない。あるいは、そもそも利用したい人が少ないかもしれないです。そうすると、やっぱりその固定的な業務契約というのは、やっぱりちょっと問題じゃないかということで、その辺のところ見直すとかいう考えはないですかということです。26年度でね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 25年度に大幅改正をさせていただきました、2年契約をさせていただいております。27年度に、今のベースをしながら変更ということ、今、検討に入るとるわけなんですけども、26年度に対してであります、やはり伸び率は低いにしても需要があります。それを頼りにしている高齢者の方も結構出てきました。ですから、なれてきてそれを使うという方向性にきておりますので、もう少しいろいろ努力をさせていただいて、利用度を上げていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、前から原口委員も大分いろいろ問題指摘してるところもあります。1,700万円のお金を業務委託しながら、利用料が何百人ですか、きのうの話の7万円とかいう話ですから、これやっぱり問題視して、少なくとも26年度何かの手を打つ考えは私はあってもいいんじゃないかと、その場の成り行きで自然増を待つという、そういう話じゃどうかなと私は思うんですけどね。2年間の契約は有効で、縛られてしまうんじゃないですけどね。何か手を打つ考えはないんでしょうかということだけ、そういうことです。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 御指摘のとおりかと思えます。しかし、2年間という実証の中で、今、手探り状態が続いてるような状況ではありますが、やはりバス文化があるところ、西淡地域みたいにバス文化があるところとないところでは、やはり徐々にふえていく傾向にあるかどうかを、もう少し見きわめさせていただきたいというふうに考えております。対策につきましては、再度地域に入りながら、基準を設けておりますので、ほか

のところもそうですし、バス停そのものもそうなんですけれども、交通公共会議でありますように、やはり少ないところについては断念せざるを得ないというような前提のもとで、協議に入っていきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、いろいろと我々も総務委員会で視察なんかしまして、年間1,000万円ぐらいで非常に有効にやってる事例はあるんです。玉城町とかいろいろ一緒に行きましたけどね。そんな事例で、本当にみんなの足になってる。ところが、南あわじ市がやってるやり方はドア・ツウ・ドアでないし、いろいろな面で声は相当届いてると思うんですよね。だから、何も1年間待たなくてもいいんじゃないかと私は思うんで、その辺はもっともっと研究して、有効な方法に変えていってほしいということだけ言うとして、私はもう答弁いいです。またちょっとあるんで、終わります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 69ページの工事請負費の市有施設整備工事費、これ去年は410万円だったんですけど、4,550万円と大幅にふえておりますが、これはどこを整備する工事費なのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 市有施設整備工事費につきましては、3件の工事でございます。1件目につきましては、LEDの照明の工事でございます、これが中央庁舎の市長棟の照明をLEDに取りかえるもの、それと保育所等も含めましたLEDの照明工事、それと電気自動車の充電器の設置、これは中央庁舎になりますがその工事、それと駐車用の駐車場の整備工事合わせての金額のものでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと確認したいんですけど、LED、きのうも質問した電気自動車の充電器は、新庁舎建設のために絡んだ予算というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） LEDの照明工事につきましては、新庁舎とは特に関係ございません。現庁舎の照明の器具の取りかえでございます。電気自動車につきましても、新庁舎とは特に関係ございません。設置場所につきましては、この議会棟の玄関のあたりというふうなことで計画させていただいております。
以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしましたら、最後に言われた、駐車場整備というふうに言われたと思うんですけど、それはどこの駐車場なんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） これにつきましては、新庁舎用ということで、新庁舎に際しまして敷地が狭いということで、借地をいたしまして駐車場を整備するというものでございます。
以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、金額幾らなんですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 工事費といたしまして、2,800万円程度考えてございます。
以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、下にあります庁舎電話設備工事費と、庁舎ケーブルのこれも工事費なんですけども、これも新しく新年度予算で上がってきておりますけれども、これも新庁舎関連の工事ではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 庁舎電話設備工事につきましては、新庁舎の設備として本体工事とは別に発注するという形で、設備の工事を発注考えてございます。庁舎ケーブル電話整備工事につきましても、新庁舎のケーブル電話の設備用の工事ということでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ここに、新庁舎建設の工事費が入ってくるというのは、何かおかしいというか、本来なら新庁舎建設の関連のところ、78ページにそういうふうに工事費がうたわれておりますけれども、何でこういうふうに仕分けされてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 電話それからネットワークの関係、これについては、当初の新庁舎の建設事業計画の中から外しておりました。そういうようなことで、新庁舎の事業とは別で計上させてもらっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 当然、駐車場の関係、ケーブル電話の関係とかは、当然新庁舎が建てればそれは付随する事業でありますし、必要な工事費だと思うんですけども、こういうふうに分けて金額を少なくするような感じが受けとられるんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 2回目になりますが、当初から電話工事、それから情報通信の関係は外しますよと。担当のほうとしては、やはり建築のほうの主になります。その時期に、電話とかネットワークについては非常に専門的な知識がいるということで、別枠で予算立てをさせてもらうというような説明もさせてもらっておりました。そういうような意味で、現在ここで計上させてもらっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民の方から見れば、そこまで詳しく情報としては入っていないと思うんですけども、その下にあります施設用品備品購入費も、昨年に比べて20倍になってますけども、これはどういうものを買う予定で予算を組まれてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 既存の職員の机、椅子、ロッカー等老朽化してきておるといふふうなことをございまして、その更新の経費ということで、2,000万円の予算計上させていただいております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 きのうも話がありましたけれど、新庁舎建設のところでは、庁舎建設用備品購入費というのがきのうも議論になっておりましたけれども、これは少ないんじゃないかというような話がありましたけれども、今話を聞きますと、これも新庁舎関連の備品購入がこちらに紛れ込んでるといふふうな理解になるんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほど管財課長が申しました机とかそういうものは、新庁舎ができればできまいが老朽化してきているので、例えば新庁舎がなくても5庁舎の中で計上していくべきものです。それが、26年度計上させていただいて、27年度新庁舎ができるのでそのように感じられとるのかと思いますが、これは新庁舎建設とは何ら関係ございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 昨年に比べて、すごく金額が20倍というふうにあがってますので、そこら辺はやはり新しく机なんかを買って新庁舎へ行くというふうに当然理解するわけありますので、そこら辺はきのうも橋本次長は市民に予算のお金は説明会できっちりとお話

させて、それ以上はふやさないような答弁もありましたけれども、そういう答弁の中で、こういうふうはこちらに紛れ込ますような印象を当然受けますので、そこら辺はもっと正確な形で予算計上していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本環） 非常に、線引きが難しいと思います。昨年度も、職員の机、椅子等を買う予算を25年度でおいとったんですが、新庁舎ができるのでそれを辛抱して、26年度で買うほうがいいよというふうな話もさせてもらいました。議会のこうしたシステムについても、議会費でおいております。情報課の、いわゆる情報整備の部分についてもおいてます。そしたら、住基システム等の部分についてはどうやと、そういうことを全部入れるということになれば、全て新庁舎の建設に入ってきます。そやから、当初で非常に少ない予算で庁舎を新築するということの線引きは、そこで線引きをさせてもうてますんで、そうしたことの御理解は賜りたいなというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、市民にとっては新庁舎建設で幾らいるんかというのは、トータル的に皆知りたい話であって、こっちとこっちと振り分けるといようなことになれば、ちょっと誤解を招くような予算計上ではないかと思えますんで、今後まだ新庁舎建設に絡んでいろいろな予算が出てくるのかと思いますけれども、そこら辺はやはり正確に上げていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本環） 以前に印部委員から、その道の市5号線、新庁舎絡みあるん違うかと。防災公園の部分を、新庁舎ができるんで整備するんで、それも関連あるん違うかということをおっしゃると全てが入ってきますんで、新庁舎はものを建てて、箱物をつくってやるということの整備費でございますんで、その点は御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今後、まだまだ新庁舎建設に絡んで、先ほども申しあげましたように、いろんな予算がついてくると思うんですけど、やはりそこら辺は、新庁舎建設で幾らいっ

たんかというようなことを、はっきりした予算組みに変えていただきたいというふうに思います。

それともう1点よろしいでしょうか。代表質問で防犯灯の質問がありまして、防犯灯と防犯灯の距離が100メートルというような話がありましたけど、その基準はいつ決められたのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これは、合併協議会担当部局が協議しまして、それぞれ旧町によって基準が違っていただけなんですけれども、その違い点は、細かく私も、今、資料持っておりませんが、そのときに100メートルぐらいの間隔でまずもって整備しようというような、そこで設置要綱等を定めたわけでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 予算で見れば、昨年とほとんど変わらない予算になっております。それで、町を歩けば昨年の電気の消費の関係とかで、やはり節電意識が市民の中に働いて、夜玄関の電気を消すとかそういうところがふえてきたように思います。ですから、町が暗くなったというような状況があると思うんですけれども、その今言われた100メートルのその合併協議の中でということでもありますので、今、状況が大きく変化していると思います。ですから、そこら辺の基準を見直して、防犯灯ももっとふやすというようなことで、予算をもっと昨年と同じでなしに、ふやしていくという努力が必要なのではないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、おおむね100メートルになっておりますので、100メートルを目安といたしまして、地形的にやはり次の防犯灯が見えないところ等がございましたら、100メートルにかかわらず設置しとるところでございます。また、どうしても入り込んだところに本数がある場合につきましては、地元で管理しますというような地元管理の防犯灯も市のほうで設置して、電気代の一部を市が負担する補助金を御用意しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 100メートルにかかわらずというような話も少しありましたけれども、やはり町が暗くなったら、子供たちの通学路も含めて大変危険な状況もあると思いますので、そこら予算は補正予算なりで十分対応していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、100メートルの基準につきましてはおおむねということで、状況によって対応したいと考えております。また、100メートルということは基本にして、まだ防犯灯の行き届いてないところもございますので、まずは面的に対応したいと、そのように考えております。それと、町が暗くなったというのは、全くそのとおりでございます。夜中に淡路市のほうからずっと来ておりますと、本当に三洋電気ぐらいまで蛍光灯、LEDの防犯灯がないような状況です。ただ、広田に入りますと、やはりその辺は南あわじ市といたしまして、徐々に整備できておるような状況でございます。またこのたび、原材料費でもってまずLEDを300本購入するような新しく予算を組んでおりますので、26年度はできるだけ本当に努力させていただいて、整備に努めたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 担当課としても、防犯灯が少ないというのは自覚されてるようなので、ぜひ、今、谷口委員も言われておりましたけれども、各地域からいろいろな要望があると思うので、十分対応をお願いしたいと思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 71ページの、まちづくり推進費の委託料、コミュニティバスの業務委託費について伺います。

そのうちのデマンド部分について伺いたいんですけども、まずこれ登録制になつてと思うんですけど、登録者数というのは、今、何人いるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 登録制にはさせていただいておりますが、先ほどできるだけ多い範囲でしておりますので、今、人数そのものは20名ほどやったと思うんですけど

ども、できるだけ多い範囲で登録制ではなくて、突然の一報でも対応できるような体制で、業者さんと調整させていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ホームページで案内を見ると、まず登録してくださいという案内になっとるんですけど、それではちょっと利用しようと思っても、登録せなあかんのかと思って諦めてる人おるん違いますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、運転手さんに、ないしは、今、電話の受付の方に連絡と同時に、登録とみなしていくというような形をさせていただいております。今おっしゃっていただいたように、事前登録が必要という表現が、なかなか加入について難しいんじゃないかということでありましたですけども、そこら辺も一度検討させていただいて、要は地域、エリアの方々が、できるだけ乗りやすいような形でもっていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 事前にニーズ調査をされたという話だったんですけど、ニーズ調査ではどれぐらいのニーズがあったんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、手元に細かい資料持っておりませんが、倭文地区を中心であります、倭文地区ないしは西淡の宝明寺の自治会長さんとかお伺いしたり会議をしながら、各集落でこの人が乗るであろうというような形で、一つずつの集落ごとに何人ぐらいいてはるかというようなことをお伺いして、始めさせていただいた案件でございます。今、ちょっと手元正確な数字持っておりませんが、そういう手順を踏んで始めさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 見直し基準というのを定めてまして、西のエリアと東のエリアそれぞれ

れ1日1便あたり3人以上という基準にしています。ということは、1日6人は最低限利用してほしいと。例えば、2月ですと19日間でしたけども、仮に月20日とすると120人。これが往復利用するとしても、60人登録がないとその目標はクリアせえへんのですけども、それはニーズに合ってるんですかね。どうも今の登録者数からしたら、全然足りないような気がするんですけども。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 御指摘のとおりでございます。このたび初めて、25年度からデマンド方式を採用させていただきました。担当課としても迷いながら、あるいは自治会の方々ともいろいろな話もしながら進めさせていただいておりますが、このシステムが、先ほど柏木委員からの御指摘もありましたように、いいのかどうかを実証するために2年間やらせていただいております。その仕組みそのものがいいのか悪いのか、あるいは手法がいいのか悪いのか、周知が悪いのかいいのか、あるいは先ほど申し上げたように、やはり個人個人がどういうふうに動いたらいいのかということまで入っていかないと、高齢者の方にはなかなか受け入れがたいところがありますので、そこら辺もう少し吟味しながら、深く検討していきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと検証したいんですけど、直近の2月の実績ですけども、運行した日数は営業日は19日と、デマンドの東ルートで20人、1便あたり0.42人。西は18人で0.37人。これ、便数に割り直すと、東が48便、西も49便かな、ほぼ48便それぞれ動いたようになってるんですけども、そうすると19日間ですので、走らなかった日もあるのかなと思うんですけども、その辺はどうなってますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 木曜日と日曜日、並びに祝日を休みとさせていただいております。その中で、2月については運行日数が19日、それから運行回数、便数が32便というような実績であります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 全然走らなかった日というのはなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 10日ほど走っていないということになろうかと思いません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 定休日のはのけて、要するに木曜と日曜、祝日は走ってないのはわかっ
とるんですけど、それをのけると19日の営業日。営業日は、必ず全部走ったということ
ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 2月が28日、それで休日が8日と祝日がちょっとあれ
でしたけども、基本的には走ってるんですけども、ちょっと細部のもっと詳しい資料手元
にないんですけども、今のところ2月は19日運行してるという結果でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、定休日というか、それを除けば19日なんで、毎日最
低1便は走ったということだと思んですけども、そうすると2月の委託料、運行費用払
わなあかんですけれども、それは2月で幾ら払う計算になりますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 年間上限を、642万6,000円というふうにさせて
いただいております。1回あたり400円かける実回数というところ、プラスアルファい
ろいろな電話の聞き取りというような形になっておりまして、運賃収入がそのうち7,6
00円、2月ですね、なっております、2月支払いにつきまして、ちょっと手元、今、
資料持ってなくて申しわけないんですけども、後で調べて述べさせていただきたいと思
います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 あんまり難しい計算でないので、2万2,000円かける19日、1便あたり400円ですわね。あと、その管理費というか、オペレーターの部分が4万8,500円と2,000円ですか、2,000円含んで4万8,500円という足し算したらええと思うんですけども、50万円弱になってくると思うんですけども。これ、予約が1時間前となつとるんですけども、実際にそうなんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には1時間前とさせていただいておりますけれども、そこら辺も運用の範囲で、電話の聞き取りをしていただいている方、運転手の方、またタクシーのその時点でのいる位置等によって、もう少し短くなったりするケースもございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 このタクシーですけども、待機してる間というのは、どこにおるわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 上八木の交差点をベースとして、いろんところで待機してるというふうに聞いております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、待機してる間というのは、これタクシーですけど、これ以外の営業というのはしてないわけですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的にはしていないわけなんですけれども、その状況により代替とかいうところは多少はあるかもしれませんが、基本的にはしていないという形になります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 さっき柏木委員も聞いた部分の、利用者をふやすというのは当然努力してもらわなあかん。ただ、今の契約のあり方で、1日あたり2万2,000円かける運行日というのが最低限支払われるようになってるんですけども、その走らんかっても結局1日2万2,000円という計算になつてるように思うんですよね。それで、その日仮に利用がもしなかったとしても、営業日かける2万2,000円ということは、これ実際に走った、例えばこれ10便だとしたら1回2,200円、1日フルに動いて2,200円の10便ということに、両方のエリアを足すと10便ということになるので、2,200円で走ってるみたいなもんやと思うんですけども、これ走らん分については払わないというふうな契約に変えていくのが一番納得いくんですけども、そういうふうにしてるところもあると思うんですけども、そういうことは検討されないですかね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） バスないしはデマンドタクシーの運行にあたっては、まず車を確保するというところが第一になります。その次に、利用度を上げながらその効率性を高めるということも必要になってこようかと思います。やはり急に、急にといいますかその予約制ということではありますが、できるだけ運用の範囲で利用度を上げるために、やはり待機というのは避けられないというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今までの運用実績を見てたら、例えばその辺のタクシー会社さんが、営業所で電話聞いて走らせても全然対応できる利用なんです。それぞれのタクシー会社も車椅子対応のものは持ってますし、営業車を固定しなくても十分やっていけると。そういうふうにしてるところもほかにはあるんで、ちょっと今のこういう契約方式というか契約内容というのは、余りにも経費が、固定費がかかり過ぎるような契約になってますので、ぜひ見直してほしいというふうに思いますが、どうですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そういう御指摘を、各方面からもいただいております。こういうシステムをつくるのであれば、個人にお金を提供して、タクシーで行っていただいたらどうかという御意見もあります。しかしながら、やはり非常に南あわじ市については、公共交通システムがなかなか非常に少ないところで、特に山間部、里山部、あるいは

は海岸部、これに全部広げますと、高齢者全てにタクシー代を補助して、していくという
ような補助事業になってしまいますので、ここら辺は公共交通として、国交省の認可を受
けながら、市として最大限のサービスを提供していきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ずっと苦勞されとるのもようわかってますんで、それは理解するんで
すけども、実際にタクシー業界、今、市内のタクシー業界見てて、十分やっていけると思
うんですね。それで、それをやっぱりもうちょっと公共交通会議の中でも、タクシーの
組合の代表も入ってますけども、そこら辺の意見ももっと聞いていただいて、いろいろな
ところありますけど、市内仮に旧町単位ぐらいにエリア分けしたところでそれぞれ対応で
きると。そしたら、全然複雑なコンピューターとか入れなくても、運行管理ができるぐら
いの今の状態だと思います。特に登録というか、利用者は交通弱者に限定すれば、あるい
はその利用の要綱の中でいろいろ絞っていけば、そない全域に広げたからいうて支障が出
るというようなことはないと思います。特に利用の高いすいせん号とか、そういうのは時
刻表を停留所方式で、今まで以上に利用しやすくしたらええわけであって、山間部とかの
過疎地等の対応については、やはり今みたいな停留所で回すんでなしに、デマンドでド
ア・ツウ・ドアに持っていくという方向でぜひ検討していただきたい。今すぐというん
でないですけども、公共交通会議のほうの中でも、そういうことも十分検討していただき
たいというふうに要望したいんですけど、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そもそも、デマンド方式を導入した経緯につきましてで
すが、例えば中山間地域あるいは里山地域の方々が、1,000円の買い物をするのに3,
000円のタクシー代を使って行かれています。なかなか、それだけの負担を高齢者の
方々にしづらいというところもありまして、公共交通としてどこまでできるか、その中で
議員の先生方も、過去からデマンド方式ということについて視察もされてるようですけれ
ども、導入したらどうかという御意見もいただいて、昨年実証として入れさせていただきました。
事務局、担当課としても、いろいろな課題を抱えながら皆さん方の御意見を賜り、
財政上の問題と比較して、その境界を探して対応していきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 当然、この今からの高齢化の中で、絶対に必要なインフラですんで、それはしっかりと整備をしていただきたいというふうに思います。大変だと思いますけど、よろしくをお願いします。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。
再開は11時5分。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
質疑ございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 単純なことですが、お聞きしていきたいと思います。
まず、62ページ、63ページですが、4節に共済費があります。その一般職共済費6,790万4,000円。それから、その次のページに、共済組合追加費用というのが7,993万7,000円とあります。これの説明をお願いしたいということと、各款には共済組合費が載っておりますが、全部合計して総額幾らになるか。また、平均した一人当たり幾らかというのを、もしわかりましたらお聞きします。

○蛭子智彦委員長 共済組合費。
もう少し明確に、済みません。

○登里伸一委員 共済組合費が、この2つに別れておりますが、その理由とそれと総額、総額幾らで一人当たり幾らになるかということをお願いします。
それから、同じ63ページの旅費のところ、普通旅費と特別旅費がありますが、これは特別旅費というのは特別職の関係なのかということと、次に65ページの。

○蛭子智彦委員長 1つずつお願いできますか。今の2点だけ。
総務課長。

○総務課長(佃 信夫) まず、共済費の関係お答えさせていただきたいと思います。
62ページの共済費のところの一般職共済費、特別職の方の共済費もあるんですけども、

これは地方公務員の共済組合制度ということの中での社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能力的運営に資することを目的として設置されてる制度でございまして、いわゆる現役の職員の掛金によって運営がなされております。一方ですね、追加費用というのが、次の63ページが一番上に載っております。金額は7,993万7,000円でございます。これは、現在の共済組合費制度の施行日、これは昭和37年でございます。それ以降に加入した共済組合の長期給付の財源については、現在の組合員からの共済掛金と、地方公共団体からの負担金となっておりますけれども、その共済組合の発足以前の町村の恩給組合や、旧市町村の職員、共済組合の機関を有する組合員にかかる長期給付の財源につきましては、地方公務員等共済組合法の関係法令によりまして、地方公共団体が全額負担するということになってございます。これの負担金が、その共済の追加費用でございます。

まず、以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この、共済費が総額幾らで、掛金は収入の多少によって違いますから、平均すると一人何ぼになるかわかりましたら、お聞きします。

○蛭子智彦委員長 今、計算しとるんですけど。

○登里伸一委員 あとでも結構ですから。

○蛭子智彦委員長 では、質疑。
登里委員。

○登里伸一委員 次は、その63ページの、特別旅費はどういうことかということなんです。

○蛭子智彦委員長 普通旅費と特別旅費の違いという質問です。答弁。
財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 一般的には、職員が要務で出張する場合等は普通旅費で
いております。ここでいております特別旅費については、職員の研修旅費という形
でいてございます。
以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 65ページに、負担金補助及び交付金のところで、互助会負担金というのがあります。これが、全て総額なんですか。職員一人当たり金額は幾らになりますか。神戸市等もうなくしてると、前にも質問したことがあります、もう1万5,000円ぐらい切っとるんではないか、平均。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 互助会の負担金につきましては、前回は答弁させていただいたように、現在職員の掛金については1000分の4ということで、市の補助金が1000分の2ということでございます。その職員一人当たりといいますのは、市の負担金を職員で割った数字ですか、それとも市の1000分の4の、個人掛金でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 2のほうです。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 2のほうですか。少々お待ちになっていただいてよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 67ページの役務費、通信運搬費とありますが、内容はこれやっぱり引越しの関係ですか。ページ、76ページには、移転作業費というのが載ってるんですが、これとは関係あるんですか、お聞きします。

○蛭子智彦委員長 委員、申しわけない、ちょっと質問が変わっていくんですかね。

○登里伸一委員 私は、1つを深く掘り下げらなくて、疑問点とか頭に入りましたら。

○蛭子智彦委員長 そしたら、先ほどの答弁終わってから次の質問にさせていただいて、別の委員の方の、かなりさっき手が挙がってましたので、そちらのほうを先に優先させてもうてよろしいですか。

○登里伸一委員 委員長の差配どおりにして。

○蛭子智彦委員長 申しわけないですけど、よろしくお願ひします。
それでは、他の方の、何人か手が挙がったように思ひますので。
長船委員。

○長船吉博委員 80ページの、市民交流センター運営推進についてお聞きします。
昨日、モデル地区の5地区で、窓口業務の件数等々を質問しておりましたけども、この5地区で、今、約1年弱やりましたよね。その中で、問題点とかいう部分はなかったのか。まず、それからお聞きします。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在のところ、約1年が過ぎたということで、その検証を行うべく準備を進めております。検証につきましては、3つの機能、地域コミュニティの支援、また窓口サービスの補完、公民館活動という点で進めていこうと思っております。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 問題点ということで、窓口業務においては、これといった問題点はございませんでした。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 その住民から、税務とか福祉とか、そういう部分についての相談というのは、1件もなかったんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 先ほど、問題点という質問だったですか。

○蛭子智彦委員長 問題点ということです。

○市民生活部長（小坂利夫） そういう意味ではなかったです。ただ、相談という新たな今の質問ですけれども、具体的な件数はちょっと私は、今、数字を持っておりませんが、問い合わせ等はあったと思います。ただ、やはり今の段階でしたら、いわゆる本課へつないだり、そういうふうな形で対応はしてきております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 公室長、特に私どもの福良、庁舎があったところ、人口の多いところ、それは市民交流センターになるということになると、かなりの相談とか問題点とか、いろいろ出てくると思うんですよね。うちの自治会と、市民交流センターについて、もう2年も前に話しとんよの。これから何も言うてけえへんわけ。問題点もいろいろ指摘してあるのに、言うてけえへんわけや。もう、27年4月には開設せないかんねん。それを、早急に問題点いろいろ上げてあるのに、何もないというのはこれいかなもんかということで、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本環） 一つ、大きな問題点を指摘されてるということで、一つは公民館活動のサークル活動の部分については、これは教育部のほうと話をしながら、現在中央公民館のほうでそうした取りまとめをすべく、最終調整に入っているところでございまして、あとのほかの特段問題点については、先般説明会のときに御指摘いただいた部分については、余り私の頭の中ではないんですが、特に大きいのは、地区館としての位置づけをきっちりすべきやという御指摘をいただいておりますので、その部分については、26年度で三原公民館を改修して、中央公民館の位置づけをするということの中で、そうしたサークル活動の部分について、中央公民館のほうでまとめていただいて、それぞれの公民館のところで割り振りをするような形ができないかということの中で、教育部のほうと現在詰めてやっているところでございまして、結論についてはまだ出ておりませんので、説明会でお話をするということとはできない状況であるので、御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 中央公民館という、今、実質南淡公民館で旧の南淡中央という形でそういうサークルがやっておる。それはわかる、それは今後分散していきなり、三原中央に

帰るなり、それは理解できます。でもね、自治会よ、その地区の人と市民交流センターについて、問題点いろいろあるやん。特に、今も言ったように、福良みたいな人口の多いところは、窓口業務もけたはずれてあるだろうし、それからいろいろな今言う税務相談、福祉相談もかなり出てくると思う。なぜか言うたら、中央庁舎から離れとるだけに、コミュニティバスそういうふうなのもあるかもわかりませんが、これだけの高齢社会になって、そういうのをスムーズにやっつけていける高齢者がたくさんおるかというたら、不自由な人も多々あると理解しとるわけ。そこで、やっぱりもっと自治会と密な調整をやっただけなのか、もう2年も前にやっつけてから何もやってないという現実、それは公室長は前任者とどういふ引き継ぎをしとんのか知らないけども、やはり前任者のときに自治会とやっ取るねんから、それを指摘しとんねんから、それ全然、かれこれ2年もなるわけですよ。ですから、そこらもう少し緻密にやってもらわれへんかという質問なんです。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本環） 今、全地区あと16カ所について、順次説明会をさせていただいております。まず、自治会の方をお願いをして、自治会長に寄っていただいて、地域づくり協議会のメンバーになりそうな各種団体の方々に寄っていただく会をお願いしたいということをお願いしております。ということは、そうした福良の場合はまちづくり協議会がございますので、そこで市民交流センターの位置づけをどうするのかという話し合いを、今年の11月にさせてもうたと思います。そやから、そうした協議会のところで話し合いをすると、そやからもう一つ戻って自治会と話すという気持ちはございません。福良と灘と賀集については、まず自治会長会にところへお邪魔して、こうした立ち上げをしてもらえないかというところの部分の説明会をさせていただいたのちに、各種団体の代表の方に寄っていただいて、そうした説明をして、問題点等があればその場でやりとりをしていくという方向の中で、ことしの9月までにセンター長兼公民館長の推薦をお願いしております。また、正規職員の派遣でいいのか、地域での臨時職員の対応をするほうがいいのかということも合わせてお願いをして、これから地域づくり協議会で、各地域に応じた対応、計画を練っていただくという形になろうかと思っておりますので、特段福良については多いという想定はされますので、福良、広田なんかの場合は、職員を2名派遣するという中で、本庁にもそういう応援の職員がおりますので、立ち上げたときに全くもってこれは対応できないよということであれば、応援の職員が駆けつけるという形でいいのではないかなと思っております。特段、今まで回らせていただいた中で、特に問題があるだろうなというところは割と少ないんじゃないかなという気はしてます。ほとんどのことについてはその場で即答して、内容を理解いただいているのかなという認識でおります。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、福良のことばかり言うたら悪いんですけど、福良はもう多分、今言う人選はできておるといふふうに理解しております。その中で、今、職員を派遣して対応できるというふうなことを言うておりますけども、やはり専門的な部分においては、即対応しがたい部分があるというふうに僕は理解しておるんです。これは一つの提案なんです、前々から言いよんねんけども、特に福良みたいな人口の多いところには、市民交流センターの中に相談室を設けて、その相談室にパソコン置いて、担当部局とスカイプで対面で相談したら即回答が出てくる。今、もう書類なんかファクスでもぽんといったらできるんで、そういうスピーディーさ、行政のサービス、そういうのが必要ではないかという思いがあるんですけども、公室長いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本環） まず27年4月に立ち上げて、動向を見ながら、そうした対応も将来的にはいるのかなという気はします。やはり、そういう設置をするとするならば、21カ所に全てそうした設置をします。ただ、その取り次ぎの中で、交流センターの職員が4年後臨時職員となったときに、果たしてどこまでそうしたお世話ができるのかなというところもございまして、市民交流センターの役割を十分精査しながら、今後の方向性を一度でなしに一気に27年4月というのは無理やと思いますので、取りあえず立ち上げたいいただいて、様子を見ながらそうした対応も検討していくべきかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今言った部分、地域との話し合いももう少し早くやっていただき、その中で提案した部分も、一つ課題としてやっていってほしいなというふうに思いますので、これで終わるときです。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほどは大変失礼いたしました。登里委員の御質問のお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、共済費でございます。共済費につきましては、一人当たり、年間でございますが108万2,600円。互助会の掛金につきましては、一人当たり7,860円でございます。

す。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員、よろしいですか。

○登里伸一委員 互助金は、もう一度お願いします。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 7,860円でございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
登里委員。

○登里伸一委員 はい。

4目の財産管理費ですが、67ページ。役務費の12節のこの役務費の通信運搬費と、これはこれに関する引っ越しだと思っんですけども、76ページの庁舎ができて移転作業費用とは関係ないんですか。800何ぼありますね。どういうことをするのかだけお聞きしたいと思いますが。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 私のほうからは、67ページ、財産管理費の一番下の役務費の分についてお答えさせていただきます。これにつきましては、現在の5庁舎の電話代の合計額でございます。825万3,000円でございますが、それにつきましては、5庁舎の電話代でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 5庁舎の電話の引っ越し代ですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 電話の使用料金でございます。1年間の5庁舎の電話の使用料金の金額が、合わせて825万3,000円でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次に、69ページの、職員提案制度報奨費が5万円載っておりますが、これは何件ぐらいで、どういうふうな報奨をするのかということをお聞きします。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 職員提案制度については、議会の先生方から、再々いろいろな御指摘もいただいております。25年度9件審査をしておりますが、職員に対する報奨記念品というような形で、計上を初めてさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次に、地域おこし協力費のところ、79ページですが、昨年度が1,600万円、今年度3,000万円ということで、大半は地域おこし協力隊員の賃金であります。その次に80ページに、使用料及び賃借料で住居借上げ料というのが416万円あります。これは、毎年このように借上げ料が必要なんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） この予算につきましては、沼島5名、伊加利2名、灘2名の予算を上げさせていただいております。沼島所管市長公室、それから灘、伊加利は農業振興部のほうで所管をしていただきます。総務省の100%交付税算入という補助金が、交付金が400万円一人当たりございます。基本的な考え方は、200万円人件費、200万円は活動費並びに賃料、いわゆる住居借上げにあてることができるということで、住所変更を、例えば沼島、今、5名ですけども、沼島に住所を移転して住居を借りるということについての予算を認められております。その予算でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということは、毎年必要だということよろしいですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 73ページに、情報課推進費のところですが、電算システムとか、ネットワークの設定料とか、電算機の処分費がありますね、110万2,000円と。まず、この電算機の処分委託料、処分するのにこれだけいるという理由をお聞かせ願いたいんですけども。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 電算機器の処分委託料につきましては、110万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては、別項にありますけれども、パソコンそれからプリンターを、合併時から使用しております分でございますけれども、約10年たっております。それらの更新を予定しております。台数としては、900台を予定しております。そのときに出る、従前のパソコンについての処分を予定しております。その経費でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 機器の処分に必要な経費だろうということはわかりましたが、いわゆるどこの業者に出さないかんのか、その辺も詳しく知りたいと思ったんですが。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 予定ではございますけれども、そのパソコンの入札による納品の折に集約をしまして、それでデータの消去及びハードディスクの破壊を行いまして、適切に処分をする業者に引き渡すという形を考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 ほかに。

阿部委員。

○阿部計一委員 登里委員の関連についてお尋ねします。互助会というのは、これは私

思うんですが、会員同士の助け合いというか、そういう目的を持った任意の組織と、法的な根拠はないと思ってるんですが、間違ってますか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 本市の互助会制度につきましては、南あわじ市職員の互助共済制度に関する条例によりまして規定されております。互助会の事業につきましては、一般財団法人の兵庫県市町村互助会のほうに委託をして実施をしております。互助会制度そのものにつきましては、地方公務員法の第42条の規定によりまして、職員の福祉の増進を図るために実施するものでございます。福祉、厚生、医療等に関する資金の給付などの事業を行っておるものでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、勤勉手当等と同じような解釈をしてよろしいわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 勤勉手当が、法的にすることができるというようなことからの御質問でしょうか。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 勤勉手当も、首長さんまた議会の判断で、勤勉手当もどうにでもなると。この互助会も、互助会についてはそうでなくして、これは自治法にはっきりと、そういう制度をして金を出さなければいけないという、そういう決まりがあるわけですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 根拠は、地方公務員法に基づいて、今、事業を行っておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 互助会については、もう全国の自治体でもかなり廃止をしているところがありますわね。そういう中で、今、先ほど私も聞き漏らしたんかもわからんけども、南あわじ市の互助会の金額は26年度は幾らでおりますか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほども、登里委員のときには一人当たりの金額を申し上げましたが、平成26年度南あわじ市全体で、互助会の市の掛金につきましては402万円でございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
廣内委員。

○廣内孝次委員 ページ、78ページ。委託料の中で、新庁舎サイン工事詳細設計業務委託料とありますけども、この内容について、詳細設計ということはどういうことかなという感じがしますんで、お尋ねします。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今、合併特例債が当初10年間というようなことで、各地で新庁舎建設をよくされております。その場合に、当然合併したのでキャパも非常に大きくなっております。市民の方々が初めて来て、自分がどこに行ったらいいのかというようなことで、やはりサインというのは非常に大事かなというような気がします。そういった意味で、市民の方々が、自分の行くべきところに行きやすいような明示をするための詳細な設計でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 何か所ぐらいの予定をしとるんか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 何か所ぐらいという御質問自体が、ちょっとわかりづらいんですが。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 庁舎に1カ所。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） まず入ってきて、玄関あたりに、各階にどういう課があって、それであと平面的なもの。それから、最近では病院等なんかでは、矢印というか、床面にそういうようなこともあるかと思えます。それから、市民の方々が立ち入って見たときの、一番視線のいきやすいようなところに、つり看板であるとか壁かけの看板であるとか、これからですの何カ所というのはちょっとわかりづらいですが、初めて来られてもできるだけわかりやすいように、例えば色分けをすとか、そういうようなことの詳細でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 庁舎内の案内看板であれば、これ設計業務となつとるんよね。そやから、そこらをちょっと勘違いしたんかもわからへんけども、看板を設置工事、設置とかそういう工事であればわかるんですけども設計業務と、その設計業務では280万円という金額でありますので、そういう看板の設計するだけで280万円というのはちょっと金額的におかしいと、そういう意味合いです。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） すいません、設置込みでございますので、サインの設計及び作成、設置を込みになります。その委託でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 それであれば納得できるんですけども、設計業務だけでなんで280万円、ちょっとそこらが不思議に思いましたんで、お尋ねしました。

続いて、ちょっとその関連でよろしいですか。続いて、その79ページですけども、新庁舎建設工事補完工事と、これちょっと予算計上されておりますけども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 新庁舎のほう、実施設計が出て、今、工事をしております。その中で、書庫等が非常に手狭なような感じになっております。そこらについての書庫であるとか倉庫、ここらも、今、各5分庁舎でかなりの書類を抱えております。これについては、もう1年も前から6割程度に減らすようにというような案内もして、中央庁舎あたりではかなり書類の整理もさせてもらっております。ただ、なかなか書類を保管しておく場所が非常に狭いというようなことで、倉庫なんかも必要になってくるんじゃないかということで、計上させてもらっております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 よくわかりました。関連で聞くんですけども、先ほど吉田委員がLEDのことを、本庁舎の件お尋ねしましたけども、これ新庁舎、LEDが全てでないという話を聞いておりますけども、補正でも組んでやはりLEDに変えるべきじゃないかと思うんですけども、それに関しましてどのような考えがございますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） これについては、特別委員会でもいろいろと、特に長船委員さんからはそういうような御意見いただいております。業者のほうにも確認をして、今、採用しております蛍光灯については、高効率のHFというようなことで、廣内委員さんはもう職業柄よく御存じだと思います。HFの効率、それから値段、それと今のLEDの値段と比較しますと、やはりなかなかまだ採算性がとれないというような状況があるということで、耐用年数等もございしますが、それをグラフ化してやった場合に、最初のインシヤライズがやはりまだLEDのほうが高いので、この幅が減ってきますが、なかなか逆転しないというような状況の書類をいただいております。ただ、ダウンライトであるとか、そこら廊下、トイレとか、そういったダウンライトができるようなところについては、LEDのものを採用しております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 本庁舎の照明をLEDに変えるということをおっしゃっていらっしゃるので、その場合であれば、これ工賃が皆かかるわけですね。庁舎これからですんで、工賃がいらぬわけですね。照明器具だけの変更でいけるとは思うんですけども、そういうよ

うな検討はもっとされたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 庁舎特別委員会の際の説明から、かなり時間もたってきております。そのときの書類では、なかなかまだLEDのほうが安くなるというような結果が出ておりませんでしたので、時間がたってきておりますので、LEDの単価の下げ率等も見ながら、再度その辺の比較設計をさせてもらいたいと思います。それで、高ければ今の状況かなというように思いますが、よろしく申し上げます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 メーカーもたくさんできておりますし、値段も大分安くなってきておりますので、十分検討されたいと思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 ページ数の69ページ、工事請負費の中に、庁舎電話設備整備工事費と庁舎ケーブル電話設備整備工事費、先ほど吉田委員のほうから話がありましたが、今、緑庁舎とか南淡庁舎、西淡庁舎にある分が、三原のこの中央庁舎に来ると思うんですが、電話番号等の変更はあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 電話番号、また組織の変更も、当然新庁舎になりますと入ってきます。それと合わせて、今の現中央庁舎の現組織のままの分は変わらないようにしたいとは思ってございますけれども、どうしても変わらざるを得ない部分が多数出てきます。そうした場合につきましては、電話番号を新たに定めたものを、市民の方にお知らせするというようなことが必要かと考えてございます。変わるように思います。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、4月から新しい庁舎になりますと、それまでに周知徹底をしなければならないという形になると思うんですが、今見ますと、広報では新聞折り

込み、市勢要覧については27年度完成ということで、間に合いませんよね。そこら辺の周知徹底方法も、この時点で考えておかなければならないと思うんですが、どのような取り組みをされるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この予算にも、現在は含まれておらないのが現実でございます。考え方としましては、番号が決定されましたら、折り込みチラシ等でお知らせする、またケーブルテレビ等でお知らせすると。また、広報にも載せるというようなあらゆる形で、周知させていただきたいと考えてございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その金額は、どれぐらいになるかわかりませんが、ある程度わかってることでしたら、予算の中に計上すべきだったのではないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 新市に合併の折にも、電話番号が変わりました。そのときにも、テレホンガイドという形で、1枚のチラシにさせていただきまして、市民の方にお配りしたというふうな形でございます。そういうふうなものを想定してございますので、そう大きな金額はかからないのかなという考えでは持っております。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 予算書の80ページをごらんおきいただきたいと思えます。その中の、市民交流センター運営推進費の11節で、印刷製本費をおいております。これは、市民交流センター、要は地区の公民館が今後このように変わりますよというふうなお知らせの中にも、新庁舎のそういった電話番号等は載せていけるのかなというふうに思えます。それと、あとケーブルテレビができておりますので、例えば音声告知放送で、文字放送ですんで、112ですか、そのチャンネルで南あわじ市の何課は何番ですとか、そういうようなこともできるかなと思えますんで、電話番号はどうしても変わってしまいますので、そこら全力を挙げて周知をしていきたいというふうに思えます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あと、ほかにも封筒等も含めて、全て新しい住所、また新しい電話番号等も記入しなければならないと思うんですが、そういうことへの対応も、26年度はしっかりとされてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 庁舎用の汎用の封筒につきましては、管財課のほうで集約してつくらせていただいております。毎年、今もその状況でございますので、新庁舎の電話番号が決まりましたら、その番号で新しい封筒の作成を直ちに取りかかるという形で、新庁舎の開庁に間に合わせたいと考えてございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 61ページの、議会中継システムの設置工事費、これはちょっと内訳をお聞きしたいんですけども、直感的にはちょっと4フロアの中で、この中継システムの機器かどうかわかりません、その辺お聞きしたいんですけど、ちょっと直感的には4,500万円というのは大きいなという感じがちょっとしてしまうものですから、この内訳わかれば教えてください。

○蛭子智彦委員長 議会事務局課長。

○課長（垣 光弘） 議会事務局の垣です、よろしくお願いたします。

議会中継システム設置工事ということで、4,500万円計上させていただいております。その分については、当初は既存の機器を移設流用という形であったんですけども、合併後10年以上経過しており、移設とかいうのは全く考えられないのかなという判断をしております。中身的には、議会中継システムに必要な議場の機器、委員会室、議員協議会室、モニター室、事務局に必要な機器の整備を行っていきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 要するに、積算といいますか内訳、機器に幾ら、ソフトに幾らあれば

設置、もろもろに幾らという、そういう内訳的には、どんなふうに想定してますか。ちょっと発注前ですのでわかりませんが、想定としては。

○蛭子智彦委員長 議会事務局課長。

○課長（垣 光弘） 予算の計上については、それら必要な機器をリストアップし、見積もりを複数徴収した中で、一番安価な業者の見積額を採用させていただいております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 機器自体は幾らですか、じゃあ。もうそれだけでいいです。

○蛭子智彦委員長 機械設備の費用。新たに発生する費用。
議会事務局課長。

○課長（垣 光弘） ちょっと確認します。

機器とソフトがあると言われることなんかと思うんですけども、大半が機器に関するもので、機器と工事費、取り付け費等含まれているもので、ソフトの部分については、ちょっと、今、確認できておりません。

○蛭子智彦委員長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
質疑ございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 ページの63ページ。市民が大変関心の深い、職員採用試験の面接官謝礼1万円ありますけども、まず職員採用についての流れを、佃課長お願いします。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 本市の職員採用試験につきましては、一次試験、二次試験、三次試験と3回に分かれて試験を行っております。まず、一次試験は教養試験ということで、既成のペーパーテストを行わせていただいて、まず一次選考します。その次に、二次試験ということで、集団討議面接を行いまして、それでまた、言い方悪いんですけどもふるいにかけると。それで、最終的には個人面接を行いまして、最終残った方が合格者というものでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今の御説明の中で、一般教養というか筆記試験ですね。これは、どういう試験をやっていますか。初級、中級、上級。

○蛭子智彦委員長 試験の内容ですね。
総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちょっと、日本人事試験センターというところから、共通的な、全国的にも委託が多い法人がございまして、そこの試験を用いております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それまでは、県の町村会でやっていたときの延長じゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） その、委託先は同じでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、いわゆる地方公務員の初級試験ですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 初級試験といいますと、普通は大学、短大、高校卒ということで、高校卒の対象にということになつとると思うんで、それで間違いございませんか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） それで間違いございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その中で、去年あたりですか、大阪市かどっかでその採用試験、初級の試験に大卒の方が受けとって問題になったことありますけど、課長、御存じですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） いえ、ちょっと存じておりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そういふことで、大阪市やったと思うんだけど、ちょっと問題になって、その人が大学を出とんのに、高卒の資格でその初級試験で職員になられたという話があったんです。それで、テレビでかなりそのときは大々的に報道されたんですけども。それで、私がちょっとここで言いたいのは、南あわじ市の場合は、大学卒、高卒一緒に試験しとるんじゃないかと思うんですけど、どないですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。高卒以上という枠というか、その制限資格でございますので、例えば短大卒でも大学卒でも受験可能となっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 洲本市とか、県はどないですかね。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 県はですね、上級職それと初級職。洲本市は、存じているのが、大学卒卒と短大卒卒と高校卒卒に分けて実施しているということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 南あわじ市は、例えばそういう分けらんとするというのは、何か理由があるんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 合併以降ですね、合併前からの旧町のものを引き継いでおりますので、その延長ということで、今現在も実施しております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 当然、高卒の人と大卒の人と、いろいろ試験が違ったらまた成績も違ってくると思うんですけども、私が言いたいのは、高卒の人は学校出てすぐですから、4年間の普通差があるんですね。ですから、大卒に有利じゃないかということをお願いです。それで、高卒が不利になっているんじゃないかということに心配して、こういうことを言ってるんです。ですから、洲本市のように、大卒は大卒の試験、高卒は高卒の試験をやってはどうかということをお願いしたかったんです、どないですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまの御意見は、ごもっともなこともございます。ただし、一般教養につきましては、別に大卒よりも高卒の方のほうが成績がよい傾向もございます。ただし、二次試験の集団討議となりますと、やはり社会経験があったほうが場慣れをするということで、有利になってくることもございます。そういうことで、今後それは検討の余地があるということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今度、市長、庁舎も新しくなって、名実ともに市役所になるんですか

ら、ぼちぼちそういう方向で考えてみてはどうですかという、これ提案なんですけども。市長、一言お願いします。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 委員心配されてるように、そのハンディーがあるのと違うかというのですが、実質これまで、私も町のときからずっと最終の場面で立ち会ってますが、成績を見ますと、比率から言いますと高校生の成績のほうがいいんです。というのは、高校生を対象にした試験ですので、逆に大学生は、今、勉強しとることが出ればいいけど、高校段階の試験が出ると、やっぱり現役の高校生で挑戦してくる、その人たちの、一次試験ですけどね、成績がいい子が多いです。ですから、今後一つのそれは課題ですが、高校生も結構ある、大学生も結構あるような受験比率いうんですか、そういうのがどのようになっていくか、これも中身を検討しながら、また内部で協議したいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できたらですね、大卒は大卒、高卒は高卒の試験で枠を決めてやるほうが、長い目で見るといいような気がするんです。それで、佃課長にちょっともう一遍お願いしたいんですけど、今どんな比率ですか、過去5年ぐらいは、高卒の方の受験が多いんですか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 例えば、ことしの受験申込者から申し上げますと、全体で事務職108名ございました。大卒者の申し込みは77名で、短大卒が4名、専門学校、これは例えば公務員受験のための短大みたいなのがございます。その専門学校が19名、高校卒業生が8名というような内訳でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今の数字からいいますと、大半大卒、それに短大卒の資格ですか、それから高卒が8名ということで、大半大卒のように思うんです。ですから、逆に大卒の人に不利だということになると、不公平が生じるのではないかと考えております。ですから、市長もこれから考えるということですが、何遍も言いますけども、庁舎だけ新しくなっても、やることは旧の町時代と同じことをしては市民の理解が得られにくいと思いますので、

その辺をよく考えていただいて、何遍も言いますけども、中身も外見も市役所にふさわしいような組織というか、やってほしいということで、終わるときです。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほかにございますか。
印部委員。

○印部久信委員 ページ、79ページの、大学入学奨励金について聞きます。
まず、開学して1年が経過しようとしとるんですが、昨年度の入学者数と、まだ1年経過してないんですが、退学者等はあったかどうか、そこをまずお聞かせください。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 定員60名に対し、昨年度56名でございます。退学者ゼロでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ことしも入学シーズン、受験シーズンであると思うんですね。もう終わったかと思うんですが、現在の合格通知はどれぐらい出していますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 合格通知につきましては、数字はまだお教えいた
おりませんが、けさお伺いしますと、101名が受験されて、50名余りが30万円の入
学金を払われとるということで、昨年並みと聞いておりますが、ちょっと厳しいような状
況でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私、昨年ちょっと聞いた話なんです、26年度は入学定員が、今、
60人を80人ぐらいに上げたいなというようなこともちょっと言ってたようにも聞いて
おったんですが、その辺は現実はどうなったんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 定員は、文科省の認可ですので変わりません。今、80名言われとるのは、目標を80名にしたいということで、学校法人順正学園のほうで、それを目標に努力をされていたということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 目標80人ということなんですが、私学の場合は定員掛ける入学者の上限は1.29だったかな。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことで、そういう目標であったと思うんですが、これ課長、まだこういうことを聞くのはちょっと無理かもわかりませんが、もしよかったらこの50名のうちの市内、市外、島外の内訳やいうこと、もうわかるとるかな。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 56名のうち、市内が2名でございます。去年。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ことし、ことし。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） ことしですか。ごめんなさい、ことしはまだ。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 まだ把握してない。わかりました。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、開学して1年なんです、この吉備国際大学が開学して、島内でこの大学の非常勤講師になられてる方が何名かおると思うんですが、いわゆる非常勤講師になられてる方、あるいは現場で実習に携わって助手をされておる方もおると思うんですが、そういう方は何人ぐらい行ってますか、大学へ。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 非常勤講師全体で72名いらっしゃいます。そのうち、島内については、詳しくは手元資料ないんですけども、一般教養あるいは研究にあたる分、だんじり唄も一つの教養として入っております。17名いらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今のお話では、島内の非常勤講師といわれる人が17名ということでよろしいですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 正確な数字はちょっとつかんでおりませんが、おむねその程度です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 大学の先生に学歴はいらんとよく言われます。平たく言えば、誰でも専門に秀でとる人は大学の先生になれるということなんです、今言われたこのだんじり唄の先生とか、そういういわゆる教授陣としての非常勤講師と、今言われた課外活動的な非常勤講師があると思うんですが、その辺はどんな比率になってますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そういう、南あわじ学というようなものも設定しております。それから一般教養で、御存じのとおりいわゆる体育系ですね、ないしは郷土文化と

ということで、正井先生にもお願いしておりますけれども、そういう地域を学ぶという視点、あるいは一般教養のうち地元でお願いできる方を、このおおむね17名の中でお願いをしているということです。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、委員長は今の大学入学と関係なしに、大学の連携推進協議会の補助金についてちょっと聞きたいんですが、よろしいですか。

○蛭子智彦委員長 はい、どうぞ。

○印部久信委員 大学連携推進協議会補助金というのが、新たに100万円上がっておるんですが、これはどのような目的のお金ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 大学連携推進協議会各種団体の長、あるいは県関係の方、大学関係の方入っていただいて、組織をさせていただいております。昨年から、一昨年ですか、大学誘致推進協議会という名前でしたけども、25年度から大学連携推進協議会になっております。内容につきましては、県民局で淡路環境未来島推進構想の補助金をプレゼンしながらいただいて、昨年度については市100万円の補助金と、プラス県民局補助金で200万円、300万円いろいろなイベントとか先生方との連携、研修をしました。今年度の予算については、県民局100万円と、今回上げさせていただいてる100万円の200万円で連携をさせていただきます。内容につきましては、きょう新聞にも出ておりましたいろいろな連携のセミナー、講習等を、いろいろな形でさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 何日か前の神戸新聞で、灘の水仙郷が閉幕するときの様で、何かスイセンを使って大学で研究するというようなことが出てたと思うんですが、これは結局こういう金の補助金を使ってやるんですか、それともこれは学校独自の中の研究開発費でやるとるんですか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） この補助金でやる部分については、セミナーとか具体的な事業化になった場合使わせていただいています。スイセンについては、スイセンの酵母を取って、スイセン酒とかスイセンのパンという形で、新たな商品開発ができないかということで、学部長の真山先生という方が独自に研究開発をしようとしております。具体化になりますと、今から協議であります、どういう形で補助金であるのか、また独自でやっていただくのか、線を引いていきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今のところはまだ大学独自の研究費でやっとして、産学でやっとするのではないんですね。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 具体的に、まだ事業化に至っておりません。地元の企業さんとかとは相談はさせていただいておりますが、事業化にあたってまたいろいろ協議をさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

③款 3. 民生費（P. 92～P. 118）～款 4. 衛生費（P. 119～P. 133）

○蛭子智彦委員長 それでは次に、民生費、92ページから118ページまで。款4、衛生費119ページから133ページまでの審査を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 94ページの、臨時福祉給付金について聞きたいと思います。

これは、まずこの給付金1億6,000万円、これ趣旨はどういう趣旨ですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課の鍵山です、よろしく申し上げます。

この、臨時福祉給付金の趣旨ですけれども、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響をかんがみて、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と合わせ、低所得者に対する適切な配慮を行うために、暫定的、臨時的な措置として給付をするものでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、事業概要説明書にもちょっとかいつまんで書いてあるわけですが、この中で見ておりましたら、ちょっとわかりにくいところがあるんですね。市民税非課税の人が要件ということなのですが、この市民税非課税という対象者、この1億6,000万円からこの金額を逆算してみますと、一万二、三千人おるんかなというふうに思うわけですが、実際の対象者はどれぐらいおりますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 25年分ですけれども、市民税非課税の方が1万2,900人と想定しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでお伺いしたいんですが、この市民税非課税というのは、市民税が非課税になるというのは、収入あるいは所得何ぼ以下の人を市民税非課税としとるんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 市町村民税の非課税の定義でございますけれども、まず均等割も所得割もかからない方につきましては、法律のほうで決まっております、生活保護によりまして生活扶助を受けている方、それと障がい者、未成年者、寡婦で前年の合計所得の金額が125万円以下、これは給与所得者の年収になおしますと約204万4,000円未満、これが法律のほうで規定されている分でございます、もう一つ均等割がかからない人ということで、前年の合計所得金額が市区町村の条例で定める金額以下の人ということでございまして、南あわじ市につきましては、基準額28万円に本人の控除対象者、配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、加算額としまして16万8,000円を加算した金額以下の人というのが条例で定めておりますので、これ以下の所得

の人につきましては、均等割がかからない今回の給付対象者ということになりますが、今回の給付対象者につきましては、市町村民税均等割が課税されないもので、うち市町村民税が課税されるものの扶養親族等を除くということになってまして、その数字が、先ほど福祉課長が申しあげました24年分所得、25年分の住民税課税データから抽出しますと、約1万3,000人という数字になります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の課長の説明ですと、その所得ということをおっしゃっていましたが、その所得というのは、課税対象金額の所得を言いよるんですか、それとも私はどっかで聞いたのでは、収入が何ぼ以下の場合を市民税非課税世帯というような言い方もあると聞いたんですが、これはどちらが正しいんですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 収入では、先ほど申しあげました基準額の28万円、これはお一人の場合ですと28万円以下ということになりますので、収入ではなくって所得金額、いわゆる給与所得者で申しあげますと、65万円の給与所得控除を除いた額ということになります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、それが1万2,900人おるということなんですね。これを、この実際に受給者に給付する、具体的にこれはどんな手続で進めていくわけですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） まず、広報で全般に給付金額、給付金の概要等お知らせをします。それで、その申請の時期とか大ざっぱな、本当に全員の方に広報なんで、市民の方にお知らせをするんですけども、あと非課税の方が6月ぐらいに税が確定すると思いますので、こちらの予定としましては、7月に給付金の受給者の対象者のデータを抽出をする予定をしております。それで、そのデータの対象者から、生活保護の方とか、扶養されてる方とか、支給対象外の方がおります。その方を削除して、8月に対象者の方に申請案内を送付する予定としております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、今、課長言われたように、広報で公告をして、市のほうから対象者に申請を挙げてくださいますよという書類を送付するということですね。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 対象者に送付する予定をしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、私は一番心配してるのが、果たしてそれで周知徹底できるかなど。例えば、高齢者で独居老人でおられる方、また特養へ入院してる方、いろいろのケースがあって、どちらかといいますと、このたびのこういう給付を受ける人は、そういう方も結構あるように思うんですね。その方々が、市からの案内通知を受けとって、申請が果たしてスムーズにいくかどうかというのが心配しとるんですね。何年か前にね、国が定額給付金かいうて配ったことがありますね。あのときも、なかなか市の担当者が全ての方に100%給付が徹底できないいうて、大変苦しんでいたことを思い出しますが、今回これどうですかね、やってみないとわからんといえはわからんねんけど、一番大事なこういう、消費税が上がったがゆえにその人に救済の手を差し伸べるということでやっとなる制度が、果たしてそういう一番必要な人に全部行き渡るかどうか、心配といえば心配なんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 委員おっしゃるとおり、それが一番私どもも危惧をしておりますが、一応その該当者に配布して、申請書を郵送して手続をしてもらうわけですけども、当然こちらで把握してる方全員が申請に来られるとは限りませんので、そこで何度か多分通知をしたいと思います。それでも来なければということなんですけども、直接何かでその方にアクションを起こしていかざるを得ないのかなということ、やはり対象者には全員の方にこの給付金を受けていただきたいので、国のほうではいつまでというのは示してはないんですけども、給付をして、支払いをして、追跡をしていくのが来年度中にはなっておりますので、その間にはほぼ全員の方には支給を目指してはいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、期間は結構幅広いようなこと今言われましたが、申請された方にはどれぐらいの範囲内でそれは、これは振り込みですか現金ですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 国が示しておりますのは、口座のある方については、もう基本は振り込みということになっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。これ、なかなか全ての人に行き渡らせるのは大変だと思うんですが、よろしく願いして、終わるときです。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 130ページ、ごみ収集委託料1億9,600万円についてお尋ねをいたします。

まず、今回のこの1億9,600万円の落札業者と、落札金を説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 5地区におきまして入札しました。順番は、行政順に緑地区、西淡地区、三原地区、南淡第一地区、南淡第二地区でございます。

落札額なんですけれども、これは2月25日ホームページでも公表されております。税抜き価格で申し上げます。

○阿部計一委員 委員長、私の聞いたことだけ答えてもうたらええねん、順番に言うていくよって。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 5年間の入札額ですけれども、緑地区、1億2,300万円。西淡地区、1億9,780万円。三原地区、2億4,996万円。南淡第一地区、

1億4,986万8,642円。南淡第二地区、1億6,201万1,715円でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 まず、今、課長が5年と、今までは2年やったと思うんですね。2年やったと思うんですが、今回急に5年になった、その要因とはどういうことなんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 5年につきましては、一般廃棄物収集運搬受託者選定委員会の中で協議しました。その中で、5年というのは、まず車両の耐用年数がパッカー車5年、ダンプトラック6年となっております。それともう1つなんですけれども、今まで2年としておったのは、それぞれ収集形態の変更、また施設の統合で運搬先が予測されておりましたので、過去2年間の契約となっております。それともう1つなんですけれども、5年というようなことで、新規参入者、過去に協議がございましたハードルを少し下げて基準をおくことにより、新規参入者も参加しやすい。それと、受託した業者が、5年間という計画を持って営業できて、その事業に非常に安定性が出るということで、5年と定めております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、私ももう3年か4年前に詳しくお聞きしたことあるんですけど、これは国の方針で市民生活の環境衛生というようなことで、かなり基本的に保護政策をとられた政策やと思うんです。そういう中で、今、次長がお答えになったけども、そういう新規参入者もできやすいようにと言いますが、これまでの合併以来のデータを見ますと、もう既に既定路線になっておると。淡路清掃、サンスイ、それから南淡3業者、松井さんのほうは公社でやって途中から入られておるということで、今回も次長にお聞きしたところ、結局入札されたのは5者であって、言うたらプロポーザル方式で入札をされとんねんな。それで、幾らそういう国の環境衛生面の配慮とか、市民生活へのいろいろな配慮をしても、やはりそういう競争原理ね、入札に対して。競争原理がプロポーザル、今のような状況であれば、もう落とす業者が決まってる。はっきり言って大体決まってるでしょ。違うことない、ずっとその路線でいってますやん。そういうことで、2年を5年にするやいうことは、もう一回言うてくれへん、どんな人が寄って決めたんで。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　まず5年に定めたのは、先ほど言いました選定委員会で決定。メンバーを申し上げます。まず、県民局の環境課長、あと受益者代表者2名、行政相談員等、あと消費者相談員、それとあと副市長が委員長でございまして、あと総務部長、財務部長、市民生活部長、それと私でございまして、それとあと、外部の学識経験者といたしまして、県民局で推薦をいただきまして総務企画室長、環境参事、以上10名で選定委員会を構成しました。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　私はそんなふうに思っておるわけ。それで、これ私も18年度のデータをとってあるわけですが、今これ26年の2月28日現在の南あわじ市の市民ですけども、緑町で6,212人、西淡1万911人、旧三原で1万5,897名、旧南淡で1万7,198人、全部で5万218人ですけども、まず一戸あたりの単価、どないなってますか。

○蛭子智彦委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　まず、緑地区の1世帯あたりの単価でございましてけれども1万1,602円、西淡地区が1万565円、三原地区が9,414円、南淡第一地区が1万766円、南淡第二地区が9,637円、沼島地区は含まれておりません。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　この、今の答弁をお聞きしますと、緑地域については当初よりは、17年18年の統計よりは一戸あたりは安くなってるということになっておりますし、平均的に見ると、余り変化はないということはあるわけですけども、今回のやはり最終的に5者が入札したということで、最後はプロポーザルというような形になったと思うんですけども、最終的に今言われた委員の方が、決定権というのはこれは副市長が持ってるわけですか。

○蛭子智彦委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　まず、この入札につきましては、総合評価方式というのをとっておりまして、プロポーザルと違うところがございます。プロポーザルと総合評価方式の違いは、まず仕様書、設計書、それと評価基準がはっきりしておることが

プロポーザルと総合評価方式の違いでございます。そして、その委員会におきましても、法律の定めによりまして定めておると、条例もでございます。それで、手順から申し上げますと、まず受託者選定委員会によりまして、その年数、契約の期間、入札方法を協議します。そして、それから先ほど言いましたように、学識経験者として県民局の総務企画室長と環境参事を選任いたしました。その、最終的に委員会の協議内容を、学識経験者2名でございます県民局の方に意見聴取をして、それを得て、また委員会の決定事項を市長に報告するというような形で決めたものでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど来、2年を5年にしたほうが新規参入者が参加しやすいと言いますが、今そういう権利を持つてる業者は、確か30者以上あると思うんですね。それで、その書類審査に1万円ずつ集金をして、それは一般財源の中に入っているとお聞きしております。しかし、そのほとんどがもう落札不可能がわかってるような状況なんです。それで、私は何も、今、落札された業者にけちをつけて言ってるのではなくして、やはり今きっちりというパッカー車とかきっちりとした会社に、やはり環境衛生面でもそういう安心したところへ落札させたい、それはようわかりますけども、やはりそういう競争原理というかね、そういうやりたい業者がかなりおるということもやはり考えていただいて、課長先ほど言うたけど、2年を一遍に5年にするやいうことは、ますます何か既定路線に乗った業者がやっていると、これはやっぱり入札制度いうか、この民主主義の公平・公正面から見ても、私はちょっと不可解やと思うんですよ。それと、三原とか緑とかは1戸あたりはなんやけど、やっぱり南淡のほうはかなり1戸で金額が上がってますよね。二千四、五百円ぐらい上がってる、これはどういう原因なんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 申しわけございません。まず、1点訂正をさせていただきます。決定したのは、入札で決定しました。それと、基準を選定するのが委員会でございます。

それで、御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。まず、可燃ごみなんですけれども、これはこの4月からやまなみ苑、広田のほうに運搬していきます。やはり、南淡両地区につきましては、走行距離がやはり寺内と比べて相当遠くなります。それともう1つなんですけれども、やはり収集量と搬送回数を計画するわけなんですけれども、やはり三原地区はその収集回数において減少しております。ですから、このたび入札金額が下がっている。それと、あとやはり南淡地区については、時間内にやはり収集しなければ

ばいけないという制約がございますから、どうしても南淡地区につきましては、高い金額の入札額になったものと感じております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、次長は誰が決定したか、それは入札して決まるのは当たり前の話ですけど、今回は5者でしょ。5者いうことは、最低金額とかそういう予定価格というのは市が決めて、それに基づいて落札したんですか。どうですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、これは得点で決める評価方式になっております。まず、先ほど言いました基準を決めて入札というような形で、入札額においても得点で採点したということがございます。設計につきましては、入札審査会、担当課が設計いたしまして、入札をかける前に審査をいただいております。そういうことで、その設計額につきましても、私どものほう綿密に2回3回と精査いたしたところの設計でございました。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういうことで、2年を5年にしたというようなことは、到底私ら承服しかねることやと思うし、やはりそういう仕事をやりたいという業者もたくさんおられますし、別にパッカー車しれた金額ですし、そんなん落札してからでもいつでもそろえて、迷惑のかからんような仕事はできる仕事やと私は思ってます。ですから、やはりそういう競争原理が働くような、これずっと1戸あたり見たらそれほど変わってないけども、南淡のほうは約2,000円ぐらい高くなっていると。ほかの地域については、西淡のほうは前にそれはなかったから、こっちはデータわかりませんが、そういう面では良心的な形になっておりますけども、やはり新規参入というこの新規の業者に対しても、やっぱり配慮したことを今後十分認識した中でお願いしたいと思います。その点について御答弁願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） やはり、業者の能力、競争力を上げることについては、行政としての指導はさせていただきます。そして、今年度の入札に当たりましては、まず一番小さなところでパッカー車1台、ダンプ1台、従業員4名、不足分は確約書等、必ず

そういう人員と車両を配備できますというところまでハードルを下げました。ということは、4人の従業員で1台ずつ持って、ある程度ここ5年間で実績、つまり私たちの定める実績は、年間100トン以上どうしても上げていただきたい。100トンと申しますのは、1週間に2トンでございます。ですから、1週間に1回収集運搬できるような営業をしていただきまして、ダンプ1台、パッカー車1台、4名でそういうようなお仕事をいただければ、やはりこういう入札、総合評価方式にも参加できるものと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、次長言いよんのは、執行部の勝手な理論であって、それは新規参入するというのはプロが言うとなねん。そんな迷惑かけたり、そんなことはちゃんとできると思うねん。ただ、2年のものを急に5年も倍からの年数にして、それは新規参入がしやすいようにしましたやいう、そんな理屈は通りませんよ。そうでしょう。もう既に2年ずつ1回入札あったもんが、5年も飛ばしたということは、もう既にそういう既存の業者を有利な形にというふうにやっぱりとられてしまうし、もうこれ答弁結構ですけど、やっぱりそういうふうには新規参入を望んでいる納税者、一生懸命働いて一生懸命納税している人もおられるわけ。そういう強い要望もあるということをも十分認識した中で、この入札をやっていただきたい、プロポーザルにしても。そういうことを強く要望して、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 今、ごみの収集の話がありましたけれども、収集形態というのは、西淡は可燃ごみの関係ですけどもステーション方式で、三原は主にかご等、軒先というような形で、かなり収集方法が違うと思います。そこで、働いている人たちの負担というのも違うわけですけども、単純に1戸あたりということで計算できない背景があると思いますけれども、三原は1戸あたりにすれば少ない金額になってるんですけども、そこら辺も勘案した形になってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、収集効率からいいますと、やはり住んでるところが移動距離が少ない、人口が密集している、そういうようなところはやはり作業効率がよくなります。そういうところも単価に反映されている。それとあと、先ほど委員がおつ

しゃられたとおり、収集場所の条件によってもやはり違ってこようと思います。主に三原、南淡は、可燃ごみは軒先収集でございます。ですから、できたら軒先よりも少し一歩進んだ集積かごを普及している。そして、できるだけそういう作業効率を上げたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今回の答弁ですと、三原、南淡については、かご方式を今後考えていくというような答弁だったかと思えますけれども、今の現状すごく一足飛びにはかご方式にはなかなか変わらない、かごを置く場所とか地域の人の協力もいるわけですがけれども、これでやはり負担というのは、働いている方ではないというような入札金額と思ってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） すいません、最後のほう聞き取れなかったので、もう一度お願いできますか。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 方式が違いますので、西淡と一律一緒のような形態でないわけですから、働いてる方の負担というのもこれから大きくなると思うんですけれども、この金額が市としては妥当だというふうに考えてるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 妥当と考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこら辺は、今後点検もしながら、2、3日前にごみカレンダーも新聞折り込みで入ってましたけれども、そこら辺十分出す側と集める側の状況もよく判断していただきたいというふうに思います。

それともう1点、ごみ関係で、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 はい、どうぞ。

○吉田良子委員 それと、今やまなみ苑にごみに移るということで、ケーブル放送しております。しかし、先日の話ですと、4月1日からはやまなみ苑でお昼も受け入れするということですが、三原の清掃センターが閉まっても、やまなみ苑へ3月時点で持っていても、お昼の受け入れはしないことになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、それには2つ理由がございます。まず、やまなみ苑の機関整備工事は、この3月2日最終検査を完了しましたので、その受け入れは可能な施設であると。それと2つ目は、寺内の清掃センターなんですけれども、どうしても安全な閉鎖をするのに2週間かかるということで、やまなみ苑と協議した結果17日から運ぶと。それで、搬入道路につきましては、お昼も受け入れてくれるというようなところで、場所の変更については、皆様方に非常に不便をおかけするわけなんですけれども、やはり閉鎖に時間がかかるというようなことで、17日から皆様に搬入先をやまなみ苑に変更させていただきました。寺内は、その17日からはごみの受け入れはできないこととなっております。

○蛭子智彦委員長 静粛にお願いいたします。
 吉田委員。

○吉田良子委員 それで質問は、その18日以降、やまなみ苑でもお昼12時から1時まで受付してくれるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） それは、お昼休み受け入れていただけるということで、調整ができております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございますか。
 暫時休憩いたします。
 再開は2時5分といたします。

（休憩 午後 1時55分）

(再開 午後 2時05分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 この、100ページの救急病床と、それともう1つ関連して、120ページの小児救急についてお尋ねするわけですが、まず100ページの救急用病床確保負担金191万3,000円、これについてちょっとお尋ねをいたします。100ページよ、その救急用病床確保負担金、これだけ僕らもう必要でないんでないかなと思うさかいに、あえて質問しよんねんけど。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長(川本眞須美) 保険課長の川本でございます、どうぞよろしくお願いたします。

この救急用病床確保負担金は、市内の5つの病院にお願いいたしまして、1週間に2床ずつ、救急外来があったときに入院ができるよう、ベッドを確保していただいているお金でございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで課長ね、実際今日の救急医療用の確保ベッドやけど、この辺の検証というのはしていただいています。かなり、これ当初こういう予算処置を講じた上で、これは南あわじ市独自のそういうふうな制度的なもので、やはり救急搬送時にベッド満床だったら受け入れが長かって、遠いところまで行かんなんようなことで、南あわじ市が先駆けて、南あわじ市だけのこれ事業やと思うんやね。それで、今、今回県病もでき、それぞれさまざまな受け入れ態勢が強化しとる今日にあって、なおかつこの存続する意義があるのかないのかというような検証をされておられますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長(川本眞須美) 委員おっしゃるように、この制度は平成11年4月から行っておるものでございます。ただ救急医療、第一次救急は、市の責務において行うべきも

のでございまして、県立淡路病院は二次救急、三次救急を行っております。平日の夜間におきましては、市内においては応急診療所は休日のみでございまして、それをカバーするものとして必要なものであると考えております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そういう必要なもんだったら他市も、洲本市も淡路市さんもそういうふうなことをしてでも空きベッドの確保すると思うねんけど、他市はもうやってないと思うねんけど、洲本市、淡路市はこういう病院に対してそういうようなことしてますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 同じようなことは行っておりませんが、洲本市においては夜間の応急診療所を開設しておりますので、そちらで対応しているものと思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなら、これベッド1つ5,000円でしたか。これ、190万円いうたら、どういうふうな計算の算出方法になってますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 1つのベッドにつきまして、4,790円でございます。それを1週間に8床確保していただいておりますので、そこで利用いたしますと、この金額が発生いたしません。計算といたしましては、4,790円掛ける週8床掛ける52週の96%分として計算しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長が必要や言うんだったら、もう私はこれ以上言いませんが、僕も先ほど電話して聞いたんよ。救急の受け入れどうですかと、この制度ができたときにはやはり医療機関の充実もなかったんで、その辺で救急の搬送病院先を選定するには困難を来しとったと。そやけど、私も先ほど昼間に司令課にちょっと電話して聞いたら、救急車の出動で受け入れ態勢は、島内の病院がかなり充実してきたんで、その辺はあんまり問題のないような回答を得たのは得たんです。課長が言うから、継続してください。

それで、委員長もう1点ね、この小児救急、この1,900万円について、これについての制度の説明をちょっとお願いいたします。120ページ。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課の小西といいます、どうぞよろしく申し上げます。

小児救急につきましては、県の医療計画によりまして、一次救急が、先ほど保険課長が言われましたとおり、市町村の責務ということになっております。それで、一次救急ということで、夜間のほうでございしますが、夜10時から朝6時まで、在宅輪番の医療機関におきまして診療しております。それで、そのときに事前に電話センターというのを設けておりまして、必要な方はそこで症状等おっしゃっていただいて、診察が必要な場合は医療機関を紹介して、そこで診療等受けていただいております。休日につきましては、日曜、祝日ですが、朝9時から午後5時まで、先ほど言いましたが、洲本市応急診療所ということで、在宅の医療機関のお医者さんがそちらへ行って診察をしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これね、要は島内で夜間救急診るのに、診よんのよの。それで、1日あたり10万円ぐらい出しよんだ、医療機関に対して。そのあたりどうですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 財源につきましては、3市、洲本市、南あわじ市、淡路市で負担をいたしております、その内訳につきましては、10万円がドクターの分でございます。それで、2万円が看護師さんの分でございます。それで、あと残りが1万5,000円になるんですが、これにつきましては、島内の小児科医が不足しております、県立子ども病院なり神戸大学病院のほうから来ていただいております。その交通費という形でお支払いをしております、1日あたり13万5,000円掛ける365日で、南あわじ市の負担が、広域行政割ということで34.26%になるわけですが、これは均等割が3分の1、33%と、人口割が64%という比率になっておりまして、その負担が、休日も含めまして1,920万5,000円ということになっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、これも均等割と人口割でいって、南あわじ市の支出が一番多い

ということなんですか。この3市の負担割合の中で、南あわじ市の負担が一番多いということですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのとおりでございます。南あわじ市が34.26%です。洲本市が33.06%、淡路市が32.68%ということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺の事業効果というか、1日あたり大体小児救急医療の輪番制の医療機関に何人が行かれて、そういう電話センターへの問い合わせ何件ありますか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 電話センターへは、1日2件から3件ということになっております。診療業務につきましては、1日1件弱ということで、できるだけ地域医療を守ってもらおうという観点から、かかりつけ医なりで受診を行ってくれるようにはお願いしておりますが、どうしても診察が必要で、場合によっては重篤等の患者も発生しますので、そのときは診察等はやっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、1日の電話の問い合わせが2、3件で、1日のそういう夜間診療というか、受け入れの医療機関に1件ぐらい来よるや言うけど、これはいつのデータの話なんですか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） もともと小児救急は、夜間のほうでございますが、平成20年の3月から実施しております。それで、そのときのデータでございますが。

○蛭子智彦委員長 今のデータでは。

○健康課長（小西正文） 今ですか。24年度もそうですが、25年度もおおむねその

ような形で推移しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺、私のちょっと知り得とる情報と若干違うねんけど、例えば夜間に発熱とか子供さんをお抱えの人は、そのようなことになれば119番して、それなりのかかりつけ医なりそこへぼんと行きよるわけやの。そういう電話で、このセンター問い合わせとかいうやつより、もう子供さんがやっぱり夜間救急というか、医療機関へ行きたいときいうたら、大概119番かけよんのよの。ほんで、その辺の輪番が淡路市の遠いところであったりしたら、なかなかそういう医療機関行かんと、私はこれ県病が今できたんで、県病のほうで三次救急とかいうようなことあんねんけど、その辺県病のほうの小児救急医を増員してもらうほうがええと思うねんけど、その辺はそういうお考えは難しいんけ。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） もともとは、県病のほうで診療等行っておりましたが、医師の不足等によりまして、医療計画等もございまして、市の責務という形になってきた経緯とございますか、そういうことで3市でするようになってきました。それで、一般開業医につきましては、夜は大体7時ぐらいには終わっておまして、若干10時からの電話等の相談、診療等になりますが、若干空白の時間帯等もあるわけでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、一遍電話でのそういうセンターへのコールの回数と、それと実際その輪番制の病院にお子さん連れて親御さんが行きよる回数よ、それだけもう一度しっかりと正確なデータを精査していただいて、この事業進めるんだったら進めてください。その辺のデータだけ、しっかりとってください。お願いいたします。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 健康福祉部の藤本でございます。

今のお話ですけども、先ほど課長が言いましたように、平成20年に県病の医師がもう全くいなくなると、そういうふうな危機的な状況のもとに、やはりこの一次診療、一次救急については市町の責務だということで、県病はもう手を引くと、そういうふうな状況になったときに、3市また広域行政、県も交えまして、今の体制をつくったということでご

ざいます。毎年この実績といいますか、それらも検証しておりまして、今おっしゃいましたように、電話の件数であるとか、実際にそれぞれのお医者さんの診療を受けた人数であるとか、そういうものは毎年いただいております、今言いましたように、大体1日実際は1.何人程度の診療、そういう実績でございます。ですから、小児もそうですけども、成人も含めまして、やはりこの一次救急の今後の体制といいますか、そこらは非常に懸案事項といいますか、やはりこれから3市含めて、また医師会、県も含めまして、いろいろ検討していく課題であろうなと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、この輪番制は私は必要や思うんねんで。ただ、搬送手段として、淡路市さんのほうの遠いところが、たまたまその当直にかかっったりするんだ。ほな、どないしても、親が発熱した子を連れて、けいれんしよる子を連れていくのに、そんな遠いところまでよう行けへんし、場所も地形もわからへんねん。わかります、言いよることが。ということは、どないしようかというたら119番押しとるわ。まあいうたら、最寄りの医療機関へ行きよるのが現状ですよということだけよ。本当にそうなんやで。そらそうでしょ、南あわじ市の方が南あわじ市で当直医だったらええけど、洲本市さんとか淡路市さんのほうの遠方の人とこだったらよう行けへんのと、医療機関の場所も知りませんわ。それだけは、もう一度しっかりと検証しといてください。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 児童福祉の少子対策のところ、116ページの委託料で、子ども・子育て支援事業計画策定というのがありますが、ちょうど安倍内閣も子育て支援を重視しようというところです。この計画の策定にあたっては、南あわじ市はどのような方向といえますか、考えでされるのかをお聞きしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 少子対策課の田村でございます、よろしく願います。

子ども・子育て支援事業計画についてでございますが、これは国からの基本方針が昨年の夏に出まして、それを受けまして、各市町村では子ども・子育て会議の設置というのが努力義務としてされました。ただし、その会議を通じての事業計画については義務づけら

れております。当市におきましても、昨年11月に子ども・子育て会議を設置いたしまして、先日第2回目の子ども・子育て会議を終了したところでございますが、昨年度のニーズ調査の結果も踏まえまして、今後、平成27年度から5年間の支援事業計画策定に向けて、今年度は子ども・子育て会議の意見を反映しながら、計画策定に向けて取り組んでいく予定でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。子ども・子育て会議というのは、どういうことをどのようにしようとするのかだけ教えていただきたいんですが。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 国の基本方針でもございましたように、子ども・子育て会議のメンバーの関係もございまして、子育て当事者の意見を反映しながら、事業計画を策定することとされております。事業計画の策定にあたって、昨年度のニーズ調査によりまして、保護者の子育て支援に対するいろいろな利用状況とか利用規模をアンケートで調査いたしました。それと合わせて、それぞれの保育所、幼稚園、また子育て学習センター等、いろいろ子育て支援にかかわっている当事者の御意見を子育て会議でいただきながら、事業計画に反映するというものでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 最後にもう1点、子育て関係では、ボランティア的な人も随分かかわるだろうと思うんですが、南あわじ市はそういう方大分おるんでしょうか。これだけお願いします。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） これは、地域支援の中に入るかと思うんですが、南あわじ市でも一時預かりですとか、子育て支援センターのほうでもボランティアとして、補助員として支援をいただいている方がたくさんいらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 95ページと98ページの、関連ありますんで外出支援サービス、障がい者と高齢者の外出支援サービスと、透析患者の通院支援についてお聞きしたいと思います。

この件につきましては、一昨年、昨年、この予算委員会でも同僚議員から質問されました。特に、その障がい者に対する外出支援サービスはことしも600万円、それから老人福祉の関係では660万円と、この項目については活用度合いが非常に高いということなんですけど、一方その透析患者の通院移送事業委託料と、これは障がい者の場合は19万8,000円、それから一般高齢者の場合は31万7,000円ですか、というふうに分かれてるんですけども、昨年、一昨年の議論を聞いてますと利用度合いが非常に少ないと。特に透析患者のほうね。昨年もこういう予算をおいてるんですけども、障がい者のほうは利用者がなかった。それから、老人関係は確か4名が登録されとったけども、2名しか利用されなかったと、いろいろ活用できるような工夫が必要でないかというような質問でございまして、工夫すると執行部のほうもお答えされとったんですけども、まず第1点は、今年度の利用状況をお伺いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 透析患者の移送事務、これについて答弁をお願いいたします。
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 私のほうからは、障がい者の関係ですけども、障がい者の方につきましては、ことしも利用者がおりませんでした。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 長寿福祉課の大谷です、よろしくをお願いいたします。

高齢者の透析患者の利用につきましては、24年度には3名でございましたが、本年度もほとんど変わらないということになっております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ほとんど変わらないというのは、どういうことですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 追加ということの、登録はないということでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これも、昨年の質疑の中で利用者が少ないと、何で少ないのかなというように、障がい者の方は非常にお若いと、透析患者の方ね。大体はマイカーで通院されとるといような実態がある反面、やっぱり患者の組織のほうから要望があって、多分おかれてると思うんですけども、予算措置されてから3年目ですか、こういう実態であると、昨年もタクシーの利用券の使い方であるとか、いろいろ工夫が必要であるというように議論があって、執行部も何か工夫していきたいというように回答だったんですけども、ことし1年間やはり同じような利用状況ないと。ということは、これ予算としてはちよっとおき方として問題があるのではないかとというような、おかんでええと私は言わないですけどね、何らかの形で工夫されて、患者の方が利用しやすいような、何か工夫をする必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 透析の団体から要望がございました。ということで、利用券6枚つづりを出させていただいてるんですが、それは使い勝手のいいようにということで、今、要綱のほうを変えるように準備を整えております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 担当部局のほうも、手をこまねいてるわけではないと思うんですが、やはりそういう要望がある以上、利用してもらう必要があると。したがって、やはりその患者の人たちにもう少し接触して、こういうちゃんと市はしてるんだから、利用してくださいよというように啓蒙、啓発活動をする必要があると思います、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員のおっしゃるとおりと存じますので、そのように啓蒙、啓発のほうに力を入れていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） タクシーの券の使い方の以外ですけども、タクシーだけでなく、南あわじ市と委託契約をしております、移送用の車両も利用できるようになっており

ます。それと、あともう1点、自動車の減免については、自動車税の減免を受けていては、要件の一つでは利用はできなかつたんですけども、それも撤廃をしております。あと、長寿福祉課長が申したその利用券の使い方について、今ちょっと要望のほうを検討してるところでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 よろしく申し上げます、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 99ページの、老人会の運営補助金についてお伺いたします。

入のほうで、老人クラブ活動強化推進事業補助金というのがありますけれども、それが昨年5万2,800円掛ける、そのときは201クラブの3分の2だったんですけども、今回、県の第三次行革プランの中で4万8,000円になったということになっておりますけれども、このことについて市の対応、そして予算的にはあんまり変わらないように思うんですけど、その辺どうなってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 老人クラブの活動の補助金なんですが、健康づくりのほうで以前、委員おっしゃるように、その金額でございましたが、これまで国の基準というのが3,500円でした。それで、県のほうが県単費のほうで4,400円というような基準額、月額ですが、持っておりました。そこで、この県の行革によって、国の基準に直すということで900円下げましたが、健康づくりを進めてほしいということで、なお県ほうで500円を積んで、健康づくりに推進していただきたいということで、月額4,800円というようなことになっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと、今、説明いただいたんですけど、ちょっと理解できないんですけども、4万8,000円県から来る、それで国の基準で県が4,400円プラスするというようなことなんでしょうか。ちょっと、再度お願いしたいんですけど。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 説明のほうは、ちょっとわかりにくくて申しわけありません。もともとの県の基準単価というのが、月額4,400円でした。それが、国の基準3,500円に戻されたということでございます。それで、新たに健康づくりということで、県のほうは500円を上乗せしたということで、活動補助金的には現実に400円が下がったようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 つまり、1万800円が減ったということですか、単位クラブの運営補助金は。年間にして。クラブ活動に対してと、分けて聞いとるように思うんですけど、どうですか。もうちょっと、ちゃんと答えていただけますか。

○長寿福祉課長（大谷武司） 年間にしますと、4,800円1クラブあたり減額となったということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 4,800円老人会の補助金が減ったということになりますと、その分をどうするかということで、老人会独自でいろいろするところもあるかと思えますけれども、自治会の会費からその点を補填するようなどころも出てきてるといような話も伺ってるんですけど、そこら辺は聞いてますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） その辺については、調査はしてございませんが、当地域では、以前から老人クラブのほうには自治会として補助しておりますので、そのあたりについては、加算というようなことは聞いてはございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか、ちょっとわかりにくい答弁なんですけれども、それぞれの自治会で子供会なり老人会、祭礼のあるところは祭礼に、自治会集めた分からいろいろ補助金出してますよね。それで、今回老人クラブの補助金がこういうふう減ったということで、上乗せで自治会がその分を補填するところが出てきてるといような話があるんですけど、そういうことは聞いてませんか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 調査もしておりませんので、聞いておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 こういうふうに、今、南あわじ市では一番活発な団体だと思うんですけど、こういうふうに減らされると、どうしても影響が出ると思うんですけど、そこら辺はどういうふうに理解してるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 活動費にあたって、影響が出るというようなことですが、費用的には当然下げられるわけですが、やはり地域において健康づくりというような意識は高まってきておりますので、活動自体はそう変わらないものというように考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、健康づくりに特化したような答弁だったわけですがけれども、老人会の活動というのはいろいろな活動をしていますので、健康づくりのみにはなっていないと思うんですが、そこら辺でやはりこの県に対して、老人クラブからこれを下げるなどという要望もしていたわけですが、そういうことに応えきれなかったわけですが、やはり市としてはここは補填すべきものではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 市としましても、そのあたりについては協議したわけなんですけど、この県のほうの行革の減額というのが、時期的にも遅うございました。ですから、そういう予算のほうに論議というか、反映させるということが時間的にも無理でありましたので、上乘せということは今は考えてはございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 行革プランのほう、示されたのが遅かって、予算に反映できなかったということであれば、補正予算等で対応できる話ではないかと思いますが、市長の見解もお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、老人会の活動が活発であるし、県のそういう支援も減ってきたということでございます。以前は、健康づくりということで、別途市のほうから、ささいな金額ですが上乘せをしておりましたが、今回何か見直したようでございます。やはり、何に主をおいていくかということが、これからの予算付の中で大事やと思います。健康づくりで老人クラブに支援を厚くするんか、もっと障害を持った人等にそういうお金を回していくんか、その辺は一つの市の方向性を決めるのに、大変これから重要になってくると思います。今までやったら、いろいろそういう積極的なところもしてきたところでございますが、最近のように、なかなか県もシビアになってきておりました、その分を全て市が差額を支援するということが、非常に難しい状態になってきております。ことしの場合は、もうこういう予算を組んでおりますので、それで進めざるを得ないというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 老人クラブの活動、今、市長がいわれた健康づくりも活発にされております。その老人クラブの活動を通じて、やはり将来的には介護に陥らないようなこと、また病院に行かないような形になって、仲間づくりで楽しく遊んだりいろいろなことしていくというところでは、一番前提の単位クラブの活動でありますから、そこら辺を充実させることによって、医療費の削減なり介護保険の削減につながってくるので、やはりそこら辺は重点的に予算配分をしていくというところに、ぜひ切りかえていただきたいというふうに思います。市長の答弁は伺いましたので、なかなか厳しい話でありますので、これで終わります。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれ関連で、私も言いたかったんですが、97ページの敬老についてお伺いしたいと思います。

まず、この97ページの敬老祝い金1,700万円余りがあるわけですが、この1,700

0万円の使途についてお聞かせいただけますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 敬老金の事業でございますが、敬老祝い金、80歳以上の方が今3,000円。それから、会場の運営ということで5万円の4会場。それでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の答弁では、1,700万円を80歳以上の方に3,000円ということですね。それと、この4会場に5万円ということなんですが、もうちょっと具体的にお聞かせ願いたいんですが、この80歳以上の対象者3,000円は、これ80歳以上何人おりますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません、ただいま申し上げたの訂正させていただきます、敬老金のみということでございます。それで、対象者なんですが、26年度の計上につきましては、5,680人を想定しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと、これ聞き返して申しわけないんですけど、5,680人というのは、80歳以上の方がこれだけおるということですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 対象者のほうが、5,680人ということでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、これ敬老会、今、南あわじ市は4会場ですわね。その4会場ですわね。敬老会に招待するのは何歳以上の方で、南あわじ市では対象者は何人おりますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 案内は70歳以上でございますが、ちょっと今しばらくお待ちいただけますでしょうか。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩しまして、3時から再開したいと思います。

（休憩 午後 2時46分）

（再開 午後 3時00分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

答弁。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません、26年度の計画では、1万1,240人を予定しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで私が聞きたいのは、去年の敬老会に、確か去年の敬老会も旧町4会場でやったと思うんですが、1万1,240人、これはことしの数字ですが、4会場での出席者は何人でしたか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 25年度の敬老会につきましては、出席者数1,541人で行いました。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、課長、全体からしたら12%か3%ぐらいの数字だと思うんですね。これ、私は思うんですがね、会場へ行っとった人も言いよるし我々も思う。敬老会をあえてしとって、そんだけの出席者数、それだけしかいない出席者で、果たしてええ

んかということなんですわね。こういうことで。これ、所管の委員会でもこういう質疑があったときに、課長が答弁したのか誰が答弁したのかちょっと、今、記憶は定かでないんですが、今年でも来年でも近い将来、旧町のときにやってた旧地区ごとに戻して敬老会をやってみたいと言うたんか、そういうことも考えておるといような発言があったんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員さんおっしゃるとおり、私のほうが申し上げました。それで、この26年度につきましては、今までどおり4会場ということで、予算のほうさせていただいております。27年以降につきましては、この4会場につきましては、スタッフといいますか、その運営する人的な不足が生じるように思います。そのことから、方向はそれぞれの21、もしくは1というような選択肢になると思いますので、であれば地域の方々の力を借りながらというほうにお願いをしていきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の課長の答弁ですと、ことしはともかく、次年度27年度からは今言ったように旧地区ごとでやるというように、今、進めておるといことなんですかね。これ、自分の地区のことを言って申しわけないんですが、もう賀集地区はこの中の経費をもうて、ことしからでも地区でやらんかと、それでないともう意味がないねん、本当に出席者が非常に少なくて、やりよる意味がないんですね。ほな、市としたらことしも敬老会すみましてよですましたのか知らんけど、やっぱり対象者にとってはそんなことではぐあい悪いんですわね。当然、どこでやっても出かけることのできない人も当然おりますけどね、やっぱり今やりよるより旧地区ごとでやったほうが出席者が多いし、やっぱり和やかな敬老会になるんでないかというのが皆さんの意見です。今の南淡のやりよるのを見て、今あの文化体育館でやってますけどね、我々はもう行っていつも見るんですが、昼御飯食べよるときまで見たことないんですが、あの椅子に座って敬老会の人、70歳以上の人があの椅子に座ってお茶飲みながら御飯食べるのに、どなして食べよんのかと本当に思うんですよ。やっぱり、我々が今思っとるのは、地区ごとに公民館がありますし、そこで座ってゆっくりと話しながらやるというのがええんでないかということをお願いしますが、ここで聞きたいんですが、あの公民館で仮にやる場合に、公民館で飲食とかそういうことはしたらいかんというように言う人がおるんですが、公民館使用に際して飲食、仮にお酒を飲んだりするということは、これは禁止されとるんですか、公民館という

のは。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 公民館での飲食なんですけども、基本的には、大ホールとかいう部分については飲食禁止という形になっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そうってきますとね、仮に27年度から旧地区ごとに、恐らくするとしたら地区ごとの公民館ですると思うんですが、大ホールでいろんなものを敷いて、座布団敷いて飲食をするやいうことになったら、それはできらんのですか、公民館では。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 申しわけございません、大ホールというのは、座席の固定席のあるホール、今のところ三原と西淡については飲食禁止とさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、南淡の文化ホール固定席で飲食しとるん違うんですか、敬老会るときには。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど言いました、原則でという意味です。敬老会のみ、今現在ではやり方をしていると思います。飲食ですよ、文化体育館のほうの。基本的には認めておりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 認めておりませんことをやりよるのは、どないいうことですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 特に必要だという意味で、認めてるということ
です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますとね、特に必要と認めるということになると、何か
申請書出して、その管理者から許可を得てやっとするんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 何回も言わせていただきますけど、一応飲食禁
止と。スポーツ大会のときとかああいうときは、当然中で飲むこともございますけども、
基本的にはフロアでの飲食は禁止させていただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 原則とか何か言い出したら、まあ27年度から仮に旧地区ごとでやっ
た場合は、当然使うのは公民館に類似したところを使うと思うんですけども、敬老会で
昼食、お茶等のことを原則できないところで敬老会やるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 一応、教育施設では、条例上は飲食禁止という
形になっておりますので、確かに任意といたらおかしいんですけども、必要に応じて実
際やっているとは思いますが。例えば体育館で敬老会するときでも、学校の施設ですので、
本来公には、食べられますよ、飲みめますよというのは言われてないとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、そしたらどないするの、ほんなら。そんなこと言うて、
原則いかにところでけんどやるやて、そんなことで地区で敬老会して、座って御飯食べたり
お茶飲んだり、お酒飲むかどないか知らんけど、そういうことは原則できないとこでやる
んか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 実際、現実が多分、何回も言いますが、皆さんの賛同のもとで、そういう形でやってると思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それだったらそれでいいん違いますの、できますでええん違うの。そうでないと、今度地区で会場設営できへんやな、そんなこと言い出したら。そこはきちっとしといたらんと、今度する人が困ると思う。

それと、これ見ておりますと、敬老会委託料とか、この97ページの食料費300万円余りというのは、この食料費というのは、今までの敬老会の当日のいわゆる弁当代に充当しとると解釈していいんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それから、98ページの敬老会運営委託料20万8,000円というのは、これはどういう経費ですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この分につきましては、会場の設営であったり、それに掛かる準備、それから出演者の関係への運営費でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、先ほど言いました、ちょっと地区の独自のことを言うて申しわけないんですが、賀集地区はもうこんな敬老会はとてもじゃないけど参加しても意味がないと、できたら地区でやりたいということをおっしゃるんですね。ほんで、ことし自治会とか関係者がどんなような結論を出すかわかりませんが、仮に地区でやった場合に、こ

ういう食料費とかそういう必要経費は出していただけるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 経費につきましては、今の敬老会の経費を再度見直しまして、できる方法を探っていきたいというふうに思っております。
その分につきましては、検討させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今の答弁聞きますと、答えはどのようなふうになるかわかりませんが、地区で決めて、27年度から各地域でやるんなら、もうことしから賀集地区はやりたいんやと言うたときには、そういう経費について相談に乗っていただけるということですね。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 敬老会の行事につきましては、かねてより参加者が少ないと。どのような方法がええのかと、いろいろアンケート等もとりながら検討はしてきております。課長が言いましたように、27年度からは市民交流センターができて、やはりその地域ごとのいろいろな活動が強化されるに当たりまして、やはり敬老会の行事もそういう市民交流センター、その地域ごとでやることも一つの考えかなと、そういうところで、市といたしましては、これからそういう開催に向けて団体等との話も進めてまいりたいと思っております。ですから、今年度に限って、そういう一つの地区が外れていくと、そういうことはちょっと考えることはできないと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 105ページの住宅資金回収業務委託料、これ昨年もこの業務委託があったわけやな。ことしも、こういうふうには予算が出てるといふふうなことなので、多分この回収業務がまだまだ残つとるから予算に出たと思うんですけども、この1年間のこの回収業務委託の実績はどのようなふうになつとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 回収業務を委託しておる件数につきましては、4件でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 去年、多分13件で3,229万円ぐらい残つとる、滞納が残つとるというふうなことで答弁いただいたと思ったと思うんで、その1年間でどれだけ回収できたかという実績を今聞いとるんで、その答弁をお願いします。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 申しわけございません、25年の見込みといたしまして、現年度分につきましては、198万1,392円のうち、収入見込みは23万5,176円。過年度分につきましては、3,326万8,046円のうち、61万8,196円でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 こんなん言うたら、大変失礼やと思うんやけども、少し回収率が悪いのではないかなというふうに捉えておるんですけども、現状かなり難しいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 滞納がございます13件のうち、返済計画のないものが4件ございます。合併前に時効があったもの、また行方不明の方の分1件でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今後の見通しとしては、どうなんでしょうか。回収。

○蛭子智彦委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 今現在、返済計画のある方4件につきましては、分納等もございしますが、少しずつでもお返しいただいております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 回収は難しいと後ろで言ってますけども、できる限り何らかの方策で、
努力してほしいなと思います。

もう1点、委員長よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 ほかに質疑。そのあとに。
森上委員。

○森上祐治委員 健康づくり推進事業費の中の、寝たきり歯科訪問委託料について質問
したいと思います。

これ、時代も変わってきまして、いい時代になってきたなど、私も子供のころから歯が
悪いんで、定期的に歯医者に通ってるんですが、非常にこういう予算をおいていただいと
るのは安心しております。この、10万1,000円のおいた経緯について、まずお伺い
したいと思います。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 歯科医師会のほうへ委託しているわけですが、寝たきりの老
人について、診察までなんですけども、治療はまた歯科医師へ行ってもらって治療をして
いただくということで、最初の歯の健診といいますか、という形で、医師と歯科衛生士プ
ラス交通費の分でおいております。大体5万円ぐらいですけども、5回程度の計上をして
おります。

○蛭子智彦委員長 課長、質問に対して経緯ですから、なぜこういうのをおいたかとい
うことを答えていただかないと、答弁になりません。

森上委員。

○森上祐治委員 要するに、今の説明である程度わかったんですよ。ということは、私
が聞いたかったのは、何らかの形で歯科医師会と提携を結んどんねんなど。ということは、
今の保険課長の答弁では、歯科医師会のほうから言うてきたという認識を私持ったんで、
ある程度わかったと言うたんです。そんでよろしいんか。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 済みません、そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 我々、昔からお医者さんの往診というのは聞いてましたよね。ところが、歯医者さんも家まで来てくれて、最初の診察をしてくださると、私はてっきり時代も変わったから、今やったら治療はやっぱり歯医者の中でやる、ぎりぎりやると。私、多分技術革新でポータブルなああいう歯医者の道具ができて、そういうポータブルの機械を持って歯医者さんが来てくれて、治療してくれるのかなと思っちゃったけど、そうではないんですよね。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 治療についても、若干本人とか御家族の方の希望によりまして、治療も若干されていると聞いております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 さっき、何や5万円とか何か課長おっしゃってましたけども、15万1,000円おいて、利用実績は1年間でどのぐらい、何人ぐらい延べあったんでしょうかね。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 余り、ちょっと実績はないんですが、2件前後だと思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 多分、私も何年先の将来かわからん、その2件のうちの一人にはいるかもわからんですが、歯の悪い人はこういう制度があるとわかったら、希望が出てくるかもわからないですよ、こういう超高齢化社会の中でね。どんどんこれから情報が広がれば、多分希望者が出てくるというような予算措置だと、私は非常にええことやなど、歯科医師会のほうから、こんなサービスをしますよと言うてくれたという背景があるということなんですけども、ますますこういう情報提供の必要があるんじゃないかと私は思います。今、高齢者で歯の悪い人も、今は歯医者に通えても、近い将来はちょっと寝ついて歯医者まで

行きにくいというようなときには、まず希望を出したら歯医者さんと歯科衛生士さんが来てくださるといような形を頻繁にできるように、これはやっぱり福祉の充実をモットーにする南あわじ市の、わずか15万1,000円の予算ですが、非常にこれは光のある予算だと私は評価したいと思うんで、ますます今後市民に対していろいろな形で、特に老人会あたりでこういう制度もありますよということを、情報提供をよろしくお願ひしたいと思いますが。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今からも、推進と周知徹底を図っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 近年、社会問題となってまいりました、父子家庭についてお聞きします。

この項には一つもありませんので、現在、当市には父子家庭というのは幾らぐらいあつてという状況はつかんでおるのでしょうか。母子家庭の問題はあるんですが、父子家庭のこと。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 人数はつかんではないんですけども、児童扶養手当が一人親の保護者の方に支給しております。それが、ことし26年の1月末現在で、455名の方に児童扶養手当を支給しております。その中で、父子の方が40名いらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そういう、40名ということになりますと、やはりこういう目のところにそういう問題を挙げてほしいなど、母子の健康の維持とか健康づくりとか、いろいろ母子と書いてあるところで、3つか4つかしかずと調べてなかったんですが、父子という言葉はありませんが、男女同権でございますので、社会福祉や健康に関しても、ぜひつくるべきではないかということをご提案いたしまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 答弁よろしいですか。

長船委員。

○長船吉博委員 114ページ、放課後児童健全育成事業、学童保育業務委託料554万6,000円。これ、昨年も予算として同じ金額なんですね。ということは、まだその10カ所の学童保育をやってるところ、そのままということで理解してよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 26年度におきましては、現時点では10カ所の予算でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 その中で、学童を希望されてる地区あると思うんですけども、全くそういう地区はないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 未開設校区という意味ですよ。今、10カ所以外に、まだ開設できてない校区については7カ所ございます。福良、それから辰美、それから湊、西淡志知、三原志知、灘、沼島というようなところで、要望が保護者の方から上がっているところが3カ所、昨年度聞いておりますが、市の方針といたしまして、できましたら子供の安全確保の意味で、小学校等の校舎内での余裕教室というところを目途に、いろいろ昨年も協議いたしました。が、なかなか余裕教室もないというところで、今回は10カ所ですとどまっているわけなんです。が、この未開校区につきましては、今後も引き続き開設に向けて、いろいろと学校との協議も含めまして、努力をしていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、未開校区で3カ所の要望があるという課長の答弁で、その中で、やはり児童を学童にするにはその小学校、その学校でするのが一番最適だというふうな答弁だったと思うんですけども、教育部長、今、課長の答弁の中で、学校の空き教室、これの実態よ、これだけ児童減つとるんやで。今、わしらのとき1学年が、福良なんて今1学年より少ないんや、こんだけ減つとるねん。それやのに、空き教室ないやいうて、これいかにしても不思議な話やの。そんだけ必要なん、そんな調査やつとるんですか。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 教育部の太田です、よろしくお願ひいたします。

今、子供さんたちの学童保育であったり、そしてまた教育委員会のほうでは、放課後子供教室ということでやっているわけなんです、その中の学童保育について空き教室、今、少子化の関係で、教室の部屋が余ってるんじゃないかというような質問なんです、これにつきましては、今、学童保育を希望しとる地区と、そして学校と相談をしてるといふような経緯がございます。あいてる教室があれば、そうしたことも考えていくというふうに思いますが、今後十分検討していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 部長な、あいてる教室やいうて、わしは言いよんのは、その各学校で生徒数が何人で、どれだけ教室が必要で、そういうあいてる教室がどれだけある、そういう調査をしているのかと聞きよる。

○蛭子智彦委員長 的確な答弁をお願いいたします。
教育部長。

○教育部長（太田孝次） 今の御質問に対しまして、そうしたことに対して、学校側と協議をしておりますので、あいている場所全体をこちらのほうで調査しているのかと云えば、詳細については調査はしていませんが、現実にはその場所ということになれば、対応というか協議をしているわけなんです、全体を通じて詳細には検討は今後していくという感じを持っております。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育課長の安田でございます、よろしくお願ひします。

空き教室の調査ということでございますが、施設の使用条件につきましては、全て把握はしております。それがあいているかどうかということでございますが、どの学校もそういう教室を使って少人数指導をしたり、生活科の実習をする部屋に使ったりということで、一応全ての教室を何らかの形で使っているというのが現状でございます、空き教室というようなものは今のところはないというのが、年度年度の現状でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんならね、学童というのはいつするんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学童保育は、放課後ということでございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほな、その放課後使うとる。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） それぞれの部屋には、使っていなくてもいろいろな備品でありましたり、その作品でありましたり、まだつくりかけのものでありましたり、そういったものが置いてあるというのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんならね、学童を今3カ所要望があるんよ。その3カ所よ、学校で皆保護者はしてほしいわけ。なぜか言うたら、子供の安全を守るために。それを、僕が言いたいのは、常にその教育委員会の学校のあいてる部分とか、その学童の担当課と常に横のつながりがあって、その未開校の13カ所の中から、今からほかにも出てくる可能性があるわけや。そやから、そういうのにすぐに対応をできるような形で調査をしとるんかという意味で言いよるわけ。保護者だけじゃなしに、その地域の全体の人々も、今の時代学童を望んどんねんから。特に、南あわじ市もこの支援について力を入れとんねんから、それを学校で使いよるよって、そんなもん整理したらええわけじゃないか。そしたら使えるじゃないか。そんなんを使うてます、もの置いてますやいうて、そんなんですまして、そんなん通せへんで。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今年度、現在使っているということでございますので、

これは、今、検討して、できるだけ学童保育で使えるような状況にするということで、少子対策課とも協議をしております。ですから、可能な学校につきましては、できるだけ近い年度に開設できるような方向で協議しておりますので、本当に空き教室がないところにつきましては、やっぱり教育活動優先でございますので、これは本当にどうしようもないというようなことで、なかなか開設に至らないかもわかりませんが、調整のつくところにつきましては調整させていただきます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そやから、学校で本当に現実あいてなかったら、これ少子対策課がほかのところ絶対確保しに行くわけ。そのためにも、早いことその空き教室があるのか、その学校でその学童が使えるのかどうかということを速やかに判断していきたい。これが、やっぱり行政のスピーディーさ違うんですか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今年度から、そういう要望があるということで聞いておりますので、もう既に調整に入っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今既に、少子対策課長が3カ所要望があるというふうなことで、1カ所はもう僕も学校側がオーケーというのは聞いてとるんです。それはそれでええんよ。そやけど、まだ未開校のその13校区があるわけよ。それを、やっぱり今後の対応のために、今、教育委員会のほうで、可能かどうかということをやはり調査しておいたら、把握しとると言うんやけども、できるかでけへんかの問題やって、そこらは十分できるような方向で、学校に指導なり検討をしてほしい。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 同じ答弁になりますが、検討しておりまして、福良につきましては調整済みでございます。湊と辰美につきましては、今のところ余裕教室が本当にない状況でございまして、なかなか難しい状況だということでございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 南あわじ市も本当にこの学童、国も力入れて補助金も出してくれとるので、今後より一層その学童の人数もふえてくるだろうし、また国も今3年生までも、今6年生になったん。6年まで上げるのか。そやから、今3年生までもやけど、今上げるという国もあるんで、より一層その学童の何がふえてくるんでしょ。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 今、対象学年のお話が出ましたんですが、27年度から、子ども・子育て支援事業計画の始まる年度から、対象が6年生ままでというところで、今はまだ低学年のみでございます。それから、先ほど委員さんがおっしゃられました未開校区の数は7カ所でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長は非常にデリケートやよって、余り聞こえにくかったみたい。僕も間違ったんで、それはそれでええんやけども、今、本当に27年度から6年生ままでということになると、当然ふえてくるわけじゃないですか。その、やはりこの期間の間に対応できるような方策をやっぱりとってもらわないかんし、それから学童の保母さんの方もふやさないかんだろうし、そこらの対策を頑張ってやっていただきたいんですけども、見解はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 答弁よろしいですか。見解を。
少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） やはり、学童1カ所開設になりますと、場所の確保、それから指導員の確保、それからいろいろ環境整備からいろいろ手順があるわけでございますが、やはり子ども・子育て支援に向けて、やはり市民の方、全ての方が平等にいろいろな支援を受ける機会を提供できるように、これからも努力したいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 116ページの、先ほども質問が出ました、子ども・子育て支援事業計画策定委託料についてお伺いたします。

これは、条例で策定委員会をつくるということで、委員の公募も委員の選定も行って、

先ほど会も開かれてるという話でありました。それで、きょうの神戸新聞などを見ますと、まだ国のほうは子ども・子育て会議の基準検討会を開き、2015年の新たな子育て支援制度を目指す7,000億円の充実策を示したということで、まだ国はこの子ども・子育て会議のことについては、今、検討をずっとしている中で、この計画はいつごろ出す予定なんでしょうか、南あわじ市として。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 国のほうでも、子ども・子育て会議は継続してされております。各自治体におきましても、それぞれ子育て会議を設置しながら、支援事業計画に向けて今いろいろ準備を進めているところでございます。この平成26年の半ばごろまでには、支援事業計画案というのを策定しなければならない、もう後ろが決まっております。そこで、余り期間もないわけでございますが、タイトなスケジュールで、ニーズ調査の結果を反映した形で、できるだけそういう期限に間に合うような形で、当市も進めてまいりたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この、策定計画づくりということでもありますけれども、これは本当に慎重にしなければならないというふうに思っております。以前に、南あわじ市教育施設再編基本計画というのが出されて、それもこういう委員会を開いて、その後の基本計画でありますけれども、今、西淡のほうで問題になっている幼稚園の再編計画についても、この答申では平成25年度から2年間を目途に、丸山、阿那賀、伊加利幼稚園を統合します。統合にあたっては、阿那賀幼稚園への統合を検討しますというふうに書かれております。しかし、この計画について、やはり保護者からいろいろな意見が出て、今そういう方向には至ってないということになっております。それだけに、どれだけ関係者の声を集めたものにしていくかということが問われてくると思います。特に、この教育施設の再編基本計画では、本当にこの検討委員会の中でこの幼稚園のあり方について十分議論できたのかということが、これ問われてるというふうに思っております。それだけに慎重にしなければならないし、合わせてやはり市民の多くの声を聞くためには、パブリックコメントなども実施する必要があると思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 当然のことながら、事業計画案を26年度の半ばに一応

作成しまして、それからまたその経緯の中で、パブリックコメントというのも実施していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど申し上げましたように、こういう計画については、やはりいろいろな方の意見の反映がなければ、やはり計画はできたけれども、あとからいろいろな違う思いが出てきたということではあってはならないと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと合わせて、この子育て支援の国の考え方では、消費税の財源をあてると言われておりましたけれども、それも4,000億円足りないというようなことが今明らかになってきて、そのお金をどうするかという話も出てきております。その中で、南あわじ市も保育士の処遇改善ということで、子育ての保育所の民間保育所の保育士さんの処遇改善ということで、昨年、補正予算でこれも組まれておりますけれども、また新年度もこの処遇改善の補助金が出ておりますけれども、補正予算で上げられたお金の処理の仕方については、どういうふうになってるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今年度の分の処理の分でしょうか。今年度については、年度末に各民間の保育所から請求があつて、一括して支払うということになっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 民間から上がつてきて、払うということでもありますけれども、南あわじは南あわじ市補助金等交付規則というのがありまして、その中で補助金を出す場合、事業計画書収支計画書を出さなければならない事業と、出さなくてもいい事業と2つに分かれておりますけれども、この出すにあたって、どういうふうな要綱なりを決めて、出すというようなことにしてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 当初、この処遇改善の計画のときに、要綱ということではおりました。それが、ことし限りになるかもというようなことがあつて、それで県の要綱の例示をしたものをいただいて、そのとおりにつくってたんですけども、ことし限りで

あれば、南あわじ市等補助金の交付規則の中で、もうその中で動こうということになっておったんですけども、文書法制とかのやりとりの中でやはり要綱をとということで、今その要綱をやりとりをしている最中やったと記憶しています。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、始め当初3年ぐらい出るのではないかというふうに言われてたと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） これは、3年とかじゃなくて、県の安心・安全こども基金を活用した、新たな保育士人材の確保事業ということで、25年度においては、この保育士人材確保事業となったんですけども、これは今また新たにこの制度におきまして、この安心こども基金ではなしに、保育士の緊急確保事業として今回の予算に上げてるのは、県の補助金なんですけども、年度変わって2月になって、国庫補助ということで変わってきております。それで、また予算の組みかえをこれ間に合わなかったのも、また26年度になって組みかえをする予定にしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、民間と公立との保育士の待遇が違うということでこの事業をして、今、民間のところからその補助金の申請が出てるといふことでありますけれども、やはりその基盤となる考え方としては、私立の保育所と公立の保育所の処遇ということになると、一番出てくるのが賃金ということになると思いますけれども、そこら辺の違いの実態調査というのはされてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 実態調査というか、毎年、保育所の運営費の補助金の申請をするときに民間費の上乗せがあつて、それのときに民間から出してくる資料の中で各保育所の賃金というか、一人ずつの月額給料が、職員給料が出てくるような資料がございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、具体的にどの程度違うんですか、割合として。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 申しわけございませんが、資料は持ち合わせてはないんですけども、民間のほうでいいますと、勤務年数のほうが公立の保育士よりも短いので、どの辺の年をとって言うのかなんですけども、新規採用の分だと民間も、これも正規職員なんですけども、公立もそう変わらないのかなというように思います。ただ全体で言えば、やはり公立の職員は勤務年数が相当数長いので、平均的には差があると思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、具体的な数字は持ち合わせてないということですけども、そうすれば、今、民間から出てきてる計画では、やはり具体的にこの保育士さんに幾らか出すというようなところまで踏み込んだ内容になってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 具体的のこの保育士さんとかではなしに、主任保育士に一人当たり月額1万円とか、保育士に8,000円とか、そういう定額でなっております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それだけ民間と公立が違うという話で、それを補填するということですけれども、先ほど言った政府の子育て会議では、この給料アップは当初5%を見込んでおったのが、財源不足で3%にするというようなことも発表されておりますけれども、これはやはり継続的に、この民間保育所も地域で役割を果たしておりますから、そこに働く人たちのことを考えれば、継続的な運用というのが必要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 処遇改善につきましては、格差だけでなしに、やはり保育士の量の問題かと思えます。確保が本当に今難しくなっております。ですので、やはり民間

のほうにということで、この処遇改善がなったことかと思うんです。それと、今後もこういうような保育士の処遇改善事業については、やはり続けていただきたい、国のほうではやはり継続していただきたいとは思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国の補填がなければ、市独自では難しいという考え方なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） やはり、国、県とかの補填ということは期待しておりまして、今の段階では難しいかと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先ほど答弁の中で、保育士の確保がなかなか難しいという話がありましたけれども、先日もちょっと質問させていただきましたけれども、大学を出て保育士の資格を取って、南あわじに保育士で就職したいという話をよく聞きます。しかし、採用枠がこのたび一人で、そして今務めてられる保育士で一人というふうにして、トータルで二人の採用ということになっておりますけれども、やはりその学校を卒業して働きたい、公立で働きたいという人は数多くいると思うんですけど、そういうところの感覚が違うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 最近、ここ数年間はやはり島内で働く、応募される方が少ないように思います。というのは、やはり阪神間のほうで待機児童がふえてるといふか、もう慢性的になっておりますので、そちらのほうで待遇をよくしてでもということで、待遇面でいろいろな面で上乗せをして、学校のほうに働きかけて、先に保育士を確保してるような状況であるとは聞いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは、一人しか採用できなければ、当然申込者も少なくなるというのは当然のことであるので、やはりふるさとで仕事を持ちたいという若い人の芽を摘むよ

うな、今、南あわじ市の体制になっておりますので、ぜひ新規、正規保育士の採用を考えていただきたいんですけど。副市長、いかがですか。最後の質問です。

○蛭子智彦委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 御意見はよくわかります。私どももそうしたいと思っておりますが、やっぱり将来のことも考えたり、やっぱり南あわじ市でも民間の方が頑張っていたら保育所も3カ所あるんですよ。そういうところの今後育成を考えていって、結果その処遇改善が図られていくような方法もないのかなというようなことも念頭にはおいておりますので、そういう点で今後検討してまいりたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませぬか。
廣内委員。

○廣内孝次委員 128ページの保健センターの、これは昨年その前も言うたかな、空調設備のファンの点検委託料、これはどのような空調設備になっとるんか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 法律的には、空調設備の点検等につきましては、義務づけられておりませぬけども、保健センターにおきましては、乳幼児等のお子さんが来られるということで、常に空調を整備して使えるような状態にしていくということで、御理解をいただきたいと思ひます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、どのような点検内容なんか、ちょっとそこらもちょっと思ひんですけども、普通新しい建物であれば大体空冷式が多いんで、割と単純な空調設備やと考えるんですけども、こういうようなやはり必要があるんであれば、もう仕方がないとは思ひんですけども、空冷式の空調機であれば、もうちょっとおかしいなと思ひたら、電気屋さんには言えはすぐ来れる状態ですね。毎年毎年そういうような保守点検があるんかどうか、そこらを十分、これ昨年言うたからちょっと上がってないんかと思ひたら、ことしも上がってきとると。そやから特別な事由、乳幼児云々いうのもあるかもわかりませぬけども、本当にその効果が出とるんかどうか、そこらに関してお尋ねしたいと思ひます。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 空調の位置も、かなり上部のほうに設置されておまして、清掃等も含めて点検のほうを委託しております。そういう関係の部分でございますので、お願いいたしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 空調機器、空冷で清掃とか云々はいるとは思いますが、こういうような保守管理料云々でいえば、これ役場全部、どこの建物にしても皆保守点検をしなければいけないというような理屈になってくるんですね。乳幼児云々というようなことがあるかもしれませんが、これもし故障云々であれば、すぐ対応できるような体制であると思うので、ここはちょっとおかしいと思うんですわ。昨年、指摘したんですけども、これは是非でもこれが必要なんやというような感じで予算計上されとるんかなと思うんですけども、もう一度その点に関しましてお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 済みません、それぞれ保健センターにおきまして、かなりの空調を入れております。その全てという形で、職員で清掃等したらよいわけなんですけども、そもいかないということで御理解をいただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 言っても平行線になると思うので、必要であるものであれば別にどうこういう筋合いでないんですけども、業者さんの口車に乗ってやっとなるような感じであれば、これ当然知識不足で、今まで発注してきたからという勘定でやっってもらう勘定であれば、これやっぱり見直してほしいと思うんですね。やっぱり、ほかの建物のあり方云々考えますと、やはり何か不思議な感じがします。普通水冷式で、ボイラーを設置してやるようなものであれば、保守点検はこれ当然かかってくると思うんですけども、空冷式であればやっぱりそこらはいらんの違うかなと、そういうようなことで検討していただきたいと思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　　本日はここまでといたします。
あすは10時から再開いたします。

(閉会　午後　4時01分)

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成26年 3月14日
午前10時00分 開会
午後 5時34分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（16名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	中 村 三 千 雄
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大 夫
委 員	北 村 利 夫
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
副	市	矢	谷	浩	平
教	育	岡	田	昌	史
市	長	土	井		環
総務部長兼選挙管理委員会事務局書記長		入	谷	修	司
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	岸	上	敏	之
鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長		興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
都	市	山	崎	昌	広
下	水	原	口	幸	夫
教	育	太	田	孝	次
市長公室次長兼新庁舎建設推進事務局長		橋	本	浩	嗣
財	務	神	代	充	広
市	民	高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
会	計	馬	部	総	一
監査委員・固定資産評価審査委員会事務局長		大	瀬		久
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	藤	本	和	宏
総	務	富	永	文	博
緑総合窓口センター所長		片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長		岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長		柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長		松	本	典	浩

財 務 部 管 財 課 長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

II. 会議に付した事件

付託案件

1. 議案第5号 平成26年度南あわじ市一般会計予算

〔歳出の部〕

③款3. 民生費 (P. 92～P. 118) ～款4. 衛生費 (P. 119～P. 133)	209
④款5. 労働費 (P. 134～P. 136) ～款6. 農林水産費 (P. 136～P. 155) ～款. 7 商工費 (P. 156～P. 163)	229
⑤款8. 土木費 (P. 163～P. 175) ～款9. 消防費 (P. 176～P. 181)	284
⑥款10. 教育費 (P. 181～P. 222)	303
⑦款11. 災害復旧費 (P. 222) ～款12. 公債費 (P. 223) ～款13. 諸支出金 (P. 223～P. 224) ～款14. 予備費 (P. 225) ～給与費明細書 (P. 226～P. 233) ～債務負担行為に関 する調書 (P. 234～P. 238) ～地方債に関する調書 (P. 239)	327

III. 会議録

予算審査特別委員会

平成26年 3月14日（金）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 5時34分）

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

ただいまから、予算審査特別委員会を開催します。

本日、できましたら一般会計終了までの審査を行いたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

③款3. 民生費（P. 92～P. 118）～款4. 衛生費（P. 119～P. 133）

○蛭子智彦委員長 昨日に引き続きの審査を行います。

款3、民生費、款4、衛生費、ページは92から133ページでございます。

質疑ございませんか。

生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） おはようございます。

昨日の私の答弁で、印部委員からの御意見というか答弁で、訂正をさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。

公民館での飲食についての発言ですけれども、公民館のあたかも条例で禁止をされているような発言をしたと思います。公民館の運営の仕方なんですけれども、社会教育法の第23条に、次の行為を行ってはならないということで、禁止事項として営業をしてはだめだということ、それから選挙の支援をしてはだめ、それから特定の宗教を支援してはだめという部分で、この法律上ではこの3点になっております。なお条例上では、公民館の使用目的であります生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすることに反する恐れがある場合、また建物、附属施設を破損する恐れがあるとき、管理上支障があるときには使用の制限がかけられておりますので、今現在、西淡公民館と三原公民館の大ホールにつきましては、管理運営上支障があるということで、現在飲食は禁止となっております。

また、スポーツ施設なんですけれども、スポーツ施設の中にも同様に、管理運営上支障があるという場合には使用の制限があります。文化体育館につきましては、可動式電動式ですので、物が挟まったりジュース等をこぼした場合に支障があるということで、文化体育館でも現在飲食のほうは禁止とさせていただいておりますが、敬老会につきましては、特別の事情ということで現在許可をしているということになっております。私の認識不足で、大変申しわけございませんでした。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら確認しますが、ということは、地区公民館の飲食は可能ということなんです。これね、課長、実はきょう朝、私賀集の連合自治会長さんとちょうど合うて、きのうも言ってましたように、ことしはもう賀集だけでも老人会地区でやらんかいと言いよったことをきのう言うたら、どうもそれは予算的な配分もしてくれないし、ことしはどうも無理なようなことを言いよったと。それで、地区の公民館で飲食する場合は、いろんな方々の同意を得てやらんといかんて、この飲食についても難しそうなこと言いよるぞというような話をしてきたんですね、きょう朝。ですから、この執行部のこの答弁というものは、やっぱりきちっとやっといってもらわんと、我々のきのうの質疑であっても、話の進め方が違うわけですね。たまたま、きょうもう連合自治会長さんに会うて、これまた賀集で地区でやるいうても、この飲食ができなかったら、また難しい問題も起こるなというような話をしてきたんです。だから、やっぱり執行部の答弁は、質問する方によつたら邪魔臭かったらそれで構わんという人もおるのはおるねんけど、やっぱり大事なところはきちっとやっといってもらわんと、きのう言うてきょう訂正でそれで間に合うかいうても、もう間に合わんこともあるんで、そこらきちっとお願いします。委員長、こういうことについては、執行部の答弁正確に言えるように、よく注意しといてください。

○蛭子智彦委員長 わかりました。

今、指摘のとおりでございますので、慎重かつ誠実な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑を再開いたします。

質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 ページ、129ページの一歩下、洲本市・南あわじ市衛生事務組合負担金1億2,800万円、これに関連してですけども、清掃センターが閉鎖されて、やまなみ苑のほうで清掃処理全部一括するんですけど、これによるいわゆる設備投資を別にして経費面の差、要するに効果というんですか、これはどんなふうにはじいてますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 23年度実績と、26年度予算を参考に算出したところ、年間おおむね9,000万円の経費削減を見込んでおります。ただし、やまなみ苑におきまして、高額の整備工事が入ってくることは予測しておりませんので、今後またその

経費はさっ引かれるものとして、通常経費削減は9,000万円と見込んでおります。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私もその辺気になって、実は私は25年度の予算と26年度予算で比較したんですけども、4,000万幾らしか出なかったんですけど、ちょっともう少し、大きな項目だけでいいです、9,000万円がどう増減しながら合わせて9,000万円の経費削減になるのか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 24年度、25年度につきましては、施設統合がもう進んでおりましたので、寺内清掃センターの工事費抑制のため、工事費が最低限に抑えられております。まず、23年度の実績につきましては、寺内清掃センターで2億3,506万7,000円。そして、やまなみ苑の23年度の負担金が2,571万9,000円。歳入のほうで、持ち込みごみ処理手数料が3,950万5,000円となっております。それを差し引きしますと、23年度実際ごみ焼却にかかった経費が2億2,128万4,000円でございます。26年度予算ベースにおきまして、経費を算出しますと、清掃センターで4月分どうしても経費がかかる分が216万円ございまして、そしてこの予算書にございますやまなみ苑の負担金が、1億2,885万5,000円となっております。それを足しますと1億3,101万6,000円。持ち込みごみ手数料はやまなみ苑の経費となりますので、合計1億3,116万円。それを差し引きしますと、9,026万5,000円と試算いたしました。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。ちょっと比較する数字が違った、よくわかりました。大体、年間9,000万円ぐらいは経費的には削減されると。ということで、去年ですか、予算に入れました基幹設備の工事が5億7,000万円ぐらいですけども、6年ぐらいで回収できると。あとは、寺内の清掃センターの後処理とかで、何億円か一時的な金はあると思うんですけど、大体去年の投資約6億円は6年ぐらいで回収できると、こんな感じで理解してよろしいですね。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この統合の前に、寺内の清掃センター基幹整備の工事の必要性がございました。それは、去年かことしに約8億円から10億円かけられないかんような基幹整備の計画があったわけでございます。その統合にかかる工事費負担と、それと寺内の基幹整備の必要経費を考慮しての統合となっております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 よくわかりました。やまなみ苑の投資は、そうしなくても寺内のほうでそれだけ以上の投資が必要であったと、だから投資回収という計算からは、今年度からでもメリットが出ると、9,000万円という。そんな理解でよろしいですね。わかりました、結構です。終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
阿部委員。

○阿部計一委員 学童保育についてお尋ねをいたします。学童保育の財源内訳と、保育内容についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 ページ数は114ページ。
少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 学童保育の財源内訳ということでございますが、114ページの子算を見ていただきますと、ほとんどが賃金、指導員賃金が主なものでございます。それと運営に当たりまして、環境整備における備品の購入でありますとか、事務経費、それと。

○蛭子智彦委員長 中身が財源ですから。その内訳について説明をお願いいたします。

○少子対策課長（田村愛子） すいませんでした。南あわじ市のその学童保育の財源は、指導員賃金、国の基本額というものがございまして。

○蛭子智彦委員長 ここの内訳を、もう少し説明してください。

○少子対策課長（田村愛子） 国から3分の1、県3分の1、市が3分の1の内訳でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 教育内容には、ほとんど放課後やと思うんですが、どういう内容の保育をされておるんですか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 学童保育のプログラムといたしまして、遊びの指導、また生活指導が主なものでございますが、放課後の時間を活用した中で、自主的な学習、それから遊び、それから生活指導といたしまして読書等、各学童におきまして、指導員のプログラムによって過ごしていただいております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は全く勉強不足でわからないんですけども、小学生だけですか、中学生もですか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 今、対象児童は、小学校1年生から3年生までとなっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 その、指導されている先生と呼ぶんですかね、保育士というのかな、どういう方が指導されておられるんですか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 学童保育を指導している指導員という形で、配置をさせていただいておりますが、常勤指導員については、保育士あるいは教員免許を取得している方を配置しております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、いろいろ指導されていますけども、そういう忙しい方々のために、父兄のために、まあ言うたら子守みたいなもんやな、それは。子守も保育の一環に入ってるというふうに解釈してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この学童保育は、家に帰っても誰もいない、つまり就労支援といえますか、保護者の方々が就労により保育ができないというのを前提に、お預かりをしているところでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この、117ページの生活保護調整専門員賃金というのが出とるわけですが、この方々の実際の職務内容についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 生活保護調整専門員ですけども、職務内容としましては、収入の未申告のある不正受給の事案等についてのケースワーカーへの専門的見地からの相談助言であったり、処遇困難ケースへの対応についてケースワーカーの相談に応じて、また同行、訪問、及び面接時に同席をしております。そして、警察との連携体制の構築、暴力団情勢等に関する情報交換をすることによって、不正受給の防止を図っております。また、もと暴力団の方という構成員の方で、もとですけどもおりますので、その指導とか職員への安全対策に勤務しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは1名ですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい、1名です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、市内というか、国も生活保護受給者が216万人というか、増加の傾向にあって、当市も若干増加しとるような傾向にあるねんけど、そのあたりの傾向についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） やはり、当市におきましても、生活保護受給者が増加しております。平成24年の3月末で193世帯で241名、25年の3月末で201世帯で259名、そして25年、ことし11月末で203世帯で267名となっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このあたり、本当に生活困窮者に対しては、生活保護というのは私はやむを得んと思うねんけど、近年新聞報道等々を見とったら、結局自助というか、とにかく国民年金かけよったって、将来的には生活保護を受給したほうが老後が安心やいうことで、若い世代、特に20代ぐらいの方々が国民年金への加入も低下しとるような、本当に日本人としての自助努力を怠った段階で、年取ってからあたかも生活保護もうて生活しとるほうが楽やいうていうような感覚を持った若者がふえてきとるというのは、私は非常におかしな世の中になってきとると思うねんけど、このあたりの専門員を増員してでも、その辺適正な、本当に生活困窮者のための生活保護というのはやむを得んねんけど、そのあたり働ける人には働くような、そういうふうな相談というかケアしていただいて、生活受給から脱出できるような専門員的な機能を持った職務なんですか、この方々は。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この専門調整員につきましては、困難事例に対するケースワーカーへの助言とか、安全対策とかを行ってます。それと、就労支援の方も雇用しております。就労支援の方につきましては、30代とか40代、50代の稼働の年齢層、まだ働ける方の支援も行ってるところです。そして、生活保護に至るまでの方についても、就労支援を行っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この上の就労支援というのは、何名がその就労支援としての確保され

とるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この就労支援につきましても、1名確保しているところです。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 このあたりをしっかりと、生活保護から脱出できるような相談員というか、この人員増員してでもやっていただきたいという思いがあるのよの。やはり、人の生き方というのは、やっぱり世の中の役に立たなかったら、生き方というか生きざまというか、そこらもあると思うんで、脱出できるようにこの辺の人員は増員してでも、しっかりとした就労支援したるように今後取り組んでいただきたいと思うねんね。そうでないと、他市でも生活保護受給しとって、一生懸命市内でもシルバーに行っって、自分自身から自助の努力で生活しよるお年寄りがようけおるわけよね。それに引きかえ、日ごろから生活保護もらいながらパチンコとかボートとか行っって、ふらふらふらふらしよるやつら見とったら、本当に一生懸命勤労でないけど、一生懸命しよる人はつらい思いしながら、シルバーでしながら生計立てよるお年寄りがおるわけよの。そやから、ここらしっかりともっと支援者をふやしてでも、不正受給というかそのあたり私はないと思うねんけど、その辺しっかりとできるような人員配置すべきやと思うねんけど、どうですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 生活保護の受給者についても、その就労支援とか、生活保護は支援を必要な人には確実に保護をとということですが、この生活保護の制度の基本的な考え方は維持しながらも、国のほうでは法を改正して、就労自立支援の強化を26年度から図っておりますので、またそれに向けて、本市としても取り組んでいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 本当に病気で働けないような方々には、私は支給してええと思うねんけど。それと、先ほど課長の答弁であったように、生活保護も扶養の義務というか、何か法改正されたとかいうような報道があっってんけど、そのあたりは当市としたら、私も何人か相談に行っった、比較的南あわじ市生活保護受給厳しいハードルで、私行ったら大概却下

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴巳） 実績なんですが、24年度は32基、25年度のほうは、現在のところ22基の見込みとなっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この処理区外というか、下水の整備区域外の地区とかが決められてると思うんですけども、当市において処理区域外の地区と、それぞれ対象になる戸数というのはどうですか。それと、それぞれの地区の整備率というのはどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴巳） 処理対象区域の整備基数なんですが、それは1,174基です。既に整備済みの基数は715基、整備率は60.9%となっております。これは、25年3月31日現在でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 地域は、どことどこというのはわかりますか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴巳） 旧緑が整備率52.02%、旧西淡79.14%、旧三原44.90%、旧南淡66.31%、トータル60.90%です。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴巳） すいません、どこそこの地区ということですか。失礼しました。緑でしたら、倭文土井とか安住寺、サンライズ周辺とかになっております。西淡は、宝明寺、阿那賀、志知川、西路、晴海ヶ丘。三原のほうは、榎列山所、神代浦壁、馬廻、社家。あと南淡は、牛内、長原、東町鴨路、灘地野、大川、潮崎。それと、あと下水道の計画にのっとらない地域が該当してございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、そこに必要な基数というのが、さっき言うていただいた1,174基ということなんですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴巳） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 区域内でも、今いろいろ起債の制限とかがあって整備が余り進んでないので、うちところはまだ来えへんのかとってよう怒られるんですけども、区域外というか、余り遅いんだったら地区から外してくれと言われたようなときの要件というか、何軒以上だったらみんなが同意したら外せるとか、あるいは一番端っこのほうやったら1軒でも外せるとか、そういうのはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 下水道課の次長の岩倉です。

先ほどの、まず企業経営課長の合併浄化槽に関する建設費の関係の話も、一旦ちょっとさかのぼらせていただきます。先ほど、浄化槽の設置個数の範囲、1,174軒といたしましたけども、これはあくまで現在の住宅関係で把握しとる軒数でございます。委員も御承知のとおり、年々宅地造成等々が進んでおり、どんどん増加しております。そうしたことで、区域外の浄化槽の設置戸数については、あくまで1,174軒ということですが、新たに出てきた分についてはどんどん増加してるというのが現状です。

それと、区域外というんでか、先ほど整備状況によって下水道を整備をやめて、浄化槽区域というふうな話でございましたけども、下水道の整備については、あくまで一つの基準を設けた中で認可区域を決めて、委員も御承知のとおり、もう南あわじ市全て、24処理区の浄化センターができ上がっております。浄化センターというのは、あくまでその区域の汚水を処理するために必要な処理場ということでの能力を備えた処理場でございます。そういった関係上、簡単に認可区域から外すというのはなかなか難しい点があるかと思えます。ただ、今回政府のほうもアクションプランといいまして、ここ10年でもう下水道事業全てやってしまえやというような今流れになってます。そういった関係で、非常に効率の悪い場所等々につきましては、経済性なんかも加味した中で認可区域を外すという

処理も、この平成27年度において可能となるような今動きがございます。そういった関係で、先般蛭子委員さんのほうからの一般質問の中で、うちの部長のほうもお答えしとったと思うんですけど、西淡の一部、高屋戒旦寺のほうの地区、これ全てで19軒程度の民家がある区域なんですけども、これが非常に区域といたしまして、その区域に行くまでに、非常に1,700メートル近くの管路を引っ張らなければならない区域になってます。非常に経済性が悪いということの中で、先般自治会全て19軒の署名押印をいただいた上で、認可区域としては外して、合併浄化槽区域にしてくださいというふうな要望を受けてございます。そうしたことで、その区域については、私どもも受けていこうかなということ、今、事務処理のほう進めておる状況です。

以上です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 よくわかりました。やっぱり、下水があるところとないところで、将来他所からやってくる人にとっては、やっぱりあるところへ行きたいというふうな意思が働くような気がするんで、外すというのも市にとってはありがたいことやと思うんですけど、外すというのもなかなか大変なんかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしたんですけども。そしたら、ある一定の条件のあるようなところで、そこらの全員の同意があって市と協議すれば、27年度からそういうことも検討できるようになってるというふうに理解してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） そのように理解していただいて結構です。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

阿部委員。

○阿部計一委員 今、ちょっと関連でお聞きしたいんですが、そういう下水道の合併浄化、市の指定では下水道を引くというところが、そういう住民の要望によって合併浄化槽になったと、こういう解釈でよろしいですか。今の。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） まず、認可区域を決めるに当たりまして、民家1戸あた

りの大体費用比較をするんです。例えば、合併浄化槽の場合、大体5人槽ですと国の基準でしたら83万円、それに対する国もしくは市が補助するの大体40%に決めてございます。そうしますと、今、浄化槽の交付要綱のところであってあります、1軒当たり33万2,000円というふうな、今、合併浄化槽のほう補助するんですけども、合併浄化槽つくって方につきましても、これ年間の維持管理がいります。下水道の事業につきましても、莫大な費用と処理場の維持管理費がいります。そういった中で、実際に1軒当たりの負担がどれぐらいになるのかということを経験します。実際には、下水道の事業非常にたくさんいっとるやないかと思われるところはあるんですけども、いろいろそれぞれ計算するにあたりましては、下水道の管路でありましたら現実的には70年使えると、合併浄化槽やったら26年しか使えないと、そうしたら1年間にどれだけの経費がいるんやということで、費用比較をするわけなんです。先ほど、阿部委員のおっしゃられる点に今からお答えしていくわけなんですけども、結論からいいますと。よろしいですか。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、今、下水道会計非常に厳しい状況になっておる。それで、今はそういうことで下水道を、私は逆なんですよね。たまたま議事を休んでおるときやっただんで、うちのも12、3軒あるんですけどね、合併浄化槽、吹上地域でも。これは、私の事務所とかアパートとか、これは全部早く下水道にして、気持ちのいい快適な生活を送ってます。そういうことで、議会出てきとったらそんな承知せえへんけども、はっきりいって、ただバッチをつけてなかったというだけで、そんな勝手なことやって、今でも自分のとこ金でも出してでも引いてほしいという気があるねん。それで、仕方ないよって合併浄化槽にした、そんなら、今、維持管理、これも市のほうで管理してもらわなったら、うちの息子もほうなんか7万円払うとんねん、維持管理で。合併浄化槽とやで。そんなら、本当に下水道引いてもうたほうがよっぽど、吹上の三叉路からうちまで直線やで、あれ砂地ですわ。あんなやろうと思ったらわけがないと思うんよ。やっぱり、一旦決めたことをそういうふうな形で話し合いで決めていくやいうのは、それはそれで結構やけども、やっぱりそういう引きたくても引いてくれんというようなところもあるということをやっぴりよう考えてほしいなど。ほんで、やっぱり一回次長に言うて、あっこから直線で引いたら何ぼかかるのか知らんねんけども、地元の阿部はん何ぼ出してくれや、そんならするわというような話にならんとも限らんので、本当に下水道引いたらまるで違うんよ。そやから、やっぱりそこらをな。それと、今、蛭子委員の名前が出たけども、そういう合併浄化槽をしても、蛭子委員、今うちは7万何ぼも取られよんねん、維持管理に。そんな誰も知らへん、現実なんよ。けんど、もっと安くやってるとこもあるわけ。その辺を、次長、一つ統一して、そんな法外なものを取られんようにしてもらわなったら、合併浄化槽にし

でもこれは本当に維持管理に大変なことになってくるということで、その辺お願いしまして終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 保育所の関係で、ちょっとお聞きします。
今、南あわじ市の市立の保育所の正規の職員と、嘱託・臨時職員の比率といたしますか、
人数はどんなことになってますか。

○蛭子智彦委員長 ページ数では109ページ。よろしいですか。
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 保育士ですけども、所長を除きまして、25年の4月1日現在で言います。正規職員が49名、嘱託職員が58名、臨時職員が27名、合計で85名となっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 昨日も、今度、私立の保母さんの給与の関係で、質問等がありましてお聞きしますと、市立の保育士さんと嘱託職員の方と給与面で差がないというような話やっと思ったと思うんで、それで間違いはないですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 民間の職員ですけども、手元にありますのが24年の分しかない、4月なんですけども、短大で新卒で入った方なんですけども、これは今4園ある保育所の例です。18万1,200円と、諸手当が1万1,600円と、これは民間の正規保育士です。本俸が18万1,200円と、諸手当が1万1,600円となっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それでですね、私立のほうはこういう今回500何万の国からの助成があるんですが、市のほうは何か考えて、これに合わせてやるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 民間の処遇改善のことですか。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 処遇改善に合わせて、市のほうも考えられとるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 民間に対してじゃなしに。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 市立の保育士さんの。

○蛭子智彦委員長 整理しますと、つまり民間のほうにはこれだけの処遇改善やられてると、これは先ほど言った市の職員のほうも同じぐらいであれば、民間だけをするというのはおかしいのではないかというような趣旨ですね。

福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 処遇改善につきましては、安心子ども基金によって、10分の10ということで補助金として出ております。市におきましては、こういうような上乘せとか、そういうことは今のところはございません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、民間のほう処遇改善をするけれども、市のほうは考えてないということですか、再度確認します。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この制度につきましては、きのうも申しましたように、私立のほう賃金が安いとかではなしに、保育士の確保をするということで、待機児童のための国の施策でございます。当市におきましては、待機児童はございませんけれども、一律に

こういう民間に対しての処遇改善がなされているところがございます。ですので、公立のほうにつきましては、こういう職員の賃金に上乘せとかいうようなことは、今のところは考えてはおりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 正規職員やったらね、それは必要ないと思うんですけども、嘱託とか臨時の場合は必要ではないかと思うんですけど、それをやらなくても、南あわじ市の看板で保育士さんが募集すればいつでもあると、そういうスタンスで理解されとるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 募集すればいつでもあるとかいうのは、昨今本当に募集してもなかなかないというのが現実です。これは民間であっても、やはり同じような声が聞こえております。民間のほうで、そうやって国のほうとしましては、処遇改善で賃金を上げていこうということになっております。南あわじ市としても、嘱託職員は多いですけども、年々給料のほうもアップしていくような状況でございます。ちょっと厳しいんですけども、公立のほうとしましては、今の状態ではいくということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、公立のほうの保育士さんについては、年齢が若いのに、処遇改善が不満のために退職されるというような方が少ないということによろしいですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 処遇改善のために退職するのが少ないとかでなしに、若い方も退職する方も年齢が高い方よりも多いです。それは、処遇改善が悪いからとかではなしに、若い方については、やはり結婚して3年4年を休んで、また登録して、公立保育所のほうに戻ってきているというような傾向が今あります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もうちょっと詳しく教えてください。そしたら、今、若い人は、結婚とかそういう出産とかいうことで一旦退職されて、それである程度子育ての見通しがつい

た時点で再就職するという、そういう方が多いんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） ここ数年、そういう傾向が見られてます。それと、新卒の方とかも、それとかUターンしてきた方もいらっしゃいます。ずっと勤めて、3年4年で結婚して、それでまた子育てがちょっと一段落して、子供さんが保育所に入ると同時に、また保育所のほうに帰ってきてくれるというような方も、何人か毎年いらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 結局、今の話聞いてますと、正規職員であれば育児休暇、出産のときの休暇とか、そういう処遇面でかなり制度的にきっちりしてはいますが、この嘱託職員についてはそういう制度がないから、一旦退職というような格好で退職されて、それで再就職しとるのではないんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 嘱託職員につきましても、育児休暇が付与されております。それで、育児休暇を取ってまた復帰して下さる方もいますし、一旦退職する方も、それは千差万別です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。それでは、ちょっと市長に確認というか、考え方をお聞きします。

ある人から、市のほうはこの公立の保育所を私立に、いわゆる指定管理下というような格好で移すと、そういう話が私聞きましたんですが、市長のほうでそういう考えで今進められておるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 全体的には、今すぐということではないんですが、やはりそういう一つの方向性も私は必要やというふうに思ってます。ですから、そういう対応ができるところから、とりあえずは地域なりそういう保護者、そういう人たちの意見も聞きながら、

全部ではなくても、1園ずつでもそういうことを検討する、私は、今、時期が来てるというふうに断言します。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、ある一定の私立の幼稚園というか、そういう福祉法人と具体的に話が出ているということで理解してよろしいですか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） まだ、そういう一部仮定の話もございますので、どこがどうということは申し上げられませんが、そういう意欲を持っている民間の施設もあるということは現実です。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 大体わかりました。これで終わるときです。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今の保育所費と関連して、同じ109ページの臨時調理師の賃金について質問します。一般質問でちょっと時間がなかったんで、調理師さんのことについて聞く機会なかったんですけども、この調理師について若干質問させていただきたいと思えます。

まず、今、市内の保育所、幼稚園で、調理師さんというのは何名いらっしゃるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 調理師につきましては、これも25年の4月1日現在ですけども、正規職員を含めて33名の方がいらっしゃいます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 御承知のように、小中学校は立派な給食センターがあって、完全給食

という形が実施されてるんですけども、保育所は自校給食というか、各保育所で調理師さんが頑張って子供たちに給食を提供してくれてます。学校も保育所も幼稚園も、やっぱり子供の成長にとって食というのは非常に大切な分野であると、私も認識しとるんですけども、若干私も市内の保育所とか所長さんとか職員、何名か話をお聞きしました。いろいろ、今、頑張って仕事をされてるんですけども、いろいろ課題もあるようであります。まず、この33名というのは、各保育所ごとに複数の調理師さん全部配置されとるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 各保育所全てが複数ではございません。灘の保育所だけが1名です。あとは複数おります。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 極端に園児の少ない保育所ということは、給食つくるのに1人でいけると。あとは、基本的には2名配置をされてると、これは非常に立派なことだと思うんですけども、話を聞いてるとですね、職員とか所長さんなんかの要望、希望なんですけども、まずその前にですね、調理師さんの勤務の様態といいますか、正規、嘱託、臨時の内訳はどないなっとんですか、お聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 正規職員が1名、嘱託職員が16名、臨時職員が16名の合計33名でございます。なお、これは4月1日現在ですので、その間やめられた方とか、何人か入れかえとかありましたので、この内訳については、今、若干変わってるかと思えます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 正規職員1名と、あと嘱託・臨時が16名ずつと、合計33名ということなんですが、私もちらっと話を聞いて、1日ずつと聞いて回っただけなんです。具体的に、その辺のしんどさとか、問題点とか十分に把握してるわけじゃないんですけども、とにかく調理師さんの仕事も大変だということですね。彼女たちの希望としたら、最低限度16、16の嘱託と臨時職員を基本的には嘱託職員でお願いしたら、仕事がスムーズにいくねんというような声を聞いたんですけども、課長の見解はいかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 年度当初は、そのように複数の職員の嘱託で各保育所、灘保育所は1人なんですけども、配置をしておりました。今年度につきましては、2名いた嘱託のうち1名がけがで休んでおったり、出産で休んでおったり等で、その方については、臨時職員を雇用したりして嘱託職員1人で頑張っているところもあります。ですので、原課としましては、2名ずつの嘱託職員で配置していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど申し上げたように、私も具体的には把握してないんですけども、とにかく調理師さんが複数で毎日毎日の献立をつくって、食材いろいろ調達してされてると、大変らしいですよ。ただ、嘱託と臨時の形になったら、具体的に私もわかりませんが、とにかく彼女たちが言うんだったら、かなり状況が違ってくるという実態があるようであります。私も、ぶっちゃけた話聞いたんですけども、鍵山課長筆頭に職員の人たちは、所長とか保育所の調理師さんとか頻繁にかかわってられてよく話を聞いてくださると、信頼が非常に厚いと私認識をいたしましたので、今後ともこういう嘱託職員の複数配置というような強い要望があるようですので、また健康福祉部のほうで頑張ってくださいと思います。最後に、藤本部長の見解もお伺いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 委員おっしゃいますように、やはり保育所における給食、やはり園において温かい食事を提供するということは、やはり子供の健全な育成に資すると、当然のことをございまして、やはりその調理をする上で最低限必要な人数は確保したいと思っておりますし、いつも言っておりますのは、やはり小さなペースで複数の調理師が調理をするわけで、やはりそのチームワーク、嘱託、臨時も含めてですけれども、やはり一つの目的意識を持ってすばらしい料理をつくってくださいと、我々も努力しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 御努力を、くれぐれもよろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。
再開は11時5分とさせていただきます。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○蛭子智彦委員長 再開をいたします。
民生費から衛生費に関連してはここで終結をして、次の項目にいきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

④款5. 労働費 (P. 134～P. 136) ～款6. 農林水産業費 (P. 136～P. 155) ～款. 7商工費 (P. 156～P. 163)

○蛭子智彦委員長 それでは、款5、労働費、款6、農林水産業費、款7、商工費。ページ数は、134ページから163ページまでの審査を行います。
質疑ございませんか。
川上委員。

○川上 命委員 134ページの、まずこの委託料について、1,300万円、これ説明をお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長 (阿部員久) 緊急雇用対策事業費の委託料でございますが、2点ございまして、まず1点が、このたび新たにできました地域人づくり事業委託料で、1,000万円でございます。この内容につきましては、未就職の卒業者や、また結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術を習得させるというふうな内容で、委託という形で設けております。もう1点の、企業支援型雇用創造事業委託料でございますが、これは昨年からの継続ということで、事業を開始した月初めから1年間ということで、約3カ月ほど残っておる分がございます。その分で、300万円おいております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 説明と趣旨はよくわかるんですけど、実際どうですか。成果そのものが上がっておりますか。どのように判定してるんですか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この、地域人づくり事業なんですけども、これは国の緊急雇用創出事業の臨時特例交付金を受けて、県が障害者相談支援事業サポート事業としております。内容につきましては、障がい者の総合支援法に基づく相談支援事業所等で雇用し、障害福祉サービスの利用計画の作成の補助を行うという人材育成、及び相談支援事業所での人材確保を期待される事業です。これをした背景にありますのは、平成24年度から27年度末までの3カ年の間に、障害福祉サービスの利用者全員に計画相談をつけるということになっておりますが、この計画相談の進捗率については全国的に低く、これは3年間でどうしてもしなければならぬ事業ですので、これを達成するために、県のほうがこの事業を活用して、計画相談の実施件数をふやそうとするものでございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 担当課長としてどうですか、成果は十分上がっておりますか。

○蛭子智彦委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 成果は、来年度の事業でございますので、今から来年の事業で、どうしても南あわじ市としましても、この計画相談を100%としなければなりませんので、成果には期待しております。それで、市内の相談支援事業所の2カ所を委託する予定をしておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 この件はこれでよろしいねんけど、次に移ったらいけませんか。

○蛭子智彦委員長 ほかになければやっていただいたら結構ですが、他にございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 この緊急雇用については、1月の広報でいろいろな募集をかけていた分だと思うんですけど、それでよろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この緊急雇用につきましては、直接雇用がもう国のほうが終了したということで、今年度につきましては、市単で緊急雇用を行うということで、先般の広報で募集した分でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これも、広報を見てみますと、いろんな分野でたくさんの人を募集するということですが、そこで一つお伺いしたいのは、三原、南淡図書館における受け付け業務も4人募集しております。それで、これまでもこういう形で図書館業務について、緊急雇用で応募をお願いしたと思いますけれども、これ、今、何年目になるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 緊急雇用で、図書館業務を何年目になるかということなんです、確かなことはわかりませんが、3年目ないし4年目ということではないかなというふうに思います。3年はなると思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いろんな募集をしてるわけですけども、こういう図書館とかになりますと、単なる受け付けだけでなしに、本の整理とか書庫の整理とか、いろんな専門分野にもかかわってくると思うんですけども、これは毎年のように緊急雇用してるということになれば、何回も本人は応募できるんですけども、ホームページで今誰が当選したという番号で知らせておりますけれども、全部を入れかえていくということになれば、業務に支障が出るような話も少し伺った、私も図書館へ行ってよく本借りたりするんですけども、支障が出るようなことになってくるのではないかと思うので、毎年全員を入れかえるということでもなしに、半分ずつ入れかえるとか、そういうふうな工夫はされないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員おっしゃるように、できるだけ継続的な雇用で、できるだけ住民と接する機会がありますので、そういうふうには考えてるんですけども、現在緊急雇用の事業の中身でいきますと、多くの方に就労支援をしていくということですので、そういう中で、現在臨時職員として雇用させていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ちょっと、質問と答えと違うように思うんですけども、毎年新しい人をどんどん入れかえるということではなしに、半分ずつ入れかえるとかで、業務に支障がないようにしてはどうかということなんですけど。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 冒頭言いましたように、例えば検索のシステムの使い方とか、そういうことにつきまして、職員と一緒に現在緊急雇用の方がやっている。あとは、蔵書の整理等につきましても、別に支障があるというような状況にはないというふうに理解をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それは課長の理解であって、現場とは少し違うというふうに思っています。ですから、こういう緊急雇用で働く方々、職種によっていろいろな状況があると思うので、そこら辺は毎年入れかえるのではなしに、半数ずつ入れかえるというような工夫をされてはいかがなものかと思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員のおっしゃることも理解をしておりますので、今後また考えていきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、検討していただく、考えていただくということで理解して
よろしいんですね。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 臨時職員の任用につきましては、総務課と相談
という形になりますので、その中で相談をさせていただきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 総務課長、よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど、生涯学習文化振興課長が申したように、業務の内容
等を精査しながら、対応していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 139ページ、食の拠点について質問します。

ここに、食の拠点施設実施設計業務委託料とか、施設整備工事費6,500万円とか出
てますが、話を進めていく上で、これは一般質問でもありましたし、新聞報道でも出てお
りましたが、集客ですね、入場者とかそういう類のものを40万人とか50万人とか出て
ましたが、もう一遍そのことからお聞かせ願いますか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 食の拠点の入場者数のお話でございます。これにつ
きましては、現在考えておりますのは、入場者数の見込みと申しますか、食の拠点施設を営
業するに当たりまして、収支的にどうかということで、収支損益がゼロになるベースをど
の辺にあるのかなということで、入場者数を見込んでございます。数字的に申しますと、
約54万人の入場者があれば、収支的バランスがほぼゼロになるんじゃないかというよう
な格好で見込んでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでね、この54万人の見込み、もうざっくりで結構ですんで、島外からの観光客はどの程度、市内のリピーター客はどの程度、ざっくりでええんですが、どの程度見込んでますか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 入場者数の見込みでございますが、我々見込んでおりますのは、島外、島内もちろんございますんですけども、考え方としまして、食の拠点を中心にしまして、そこへ交通的にどれぐらいの時間で来られるのかということで考えてございます。30分、60分、90分、120分、150分以上と、そういうふうな圏外で、どれだけの人がそこにみえていただけるかなということを考えてございまして、島内で申しますと、30分、60分が圏内であると考えております。そこで、集客率を見込んでおりますのが、約15万人程度と考えてございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 どっちが15万人。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 島内です。今、申し上げたんですけども、30分という圏内で申し上げますと、市内もしくは洲本市になると考えてございます。そのリピーター率は約6%から7%、計算上は6.6%にしておるんですけども、リピーターがあるんじゃないかと。60分になりますと、淡路市であったり、また神戸市、鳴門市等も入ってくるんですけども、いわゆる島内である淡路市においては、2回程度ということに見込んでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私は、この食の拠点については、委員会でもしよっちゅう聞いとるんですがね、どうも市のやり方が何か早く早く前へ行き過ぎとるように思うんですね。常に質疑で執行部の答弁は、食の拠点をつくったときの損益分岐点、運営経費を出すためにはどなしたらええかということばかりを考えとるんですね。私が聞きたいのは、この市がこの食の拠点をやることによって、市内の同業者者がどのような状況に影響を受ける

かということが一番大事だと思うんです。そうでしょ。市内業者、市内の企業を育成していくのが市の役目。市がこれを旗振って、どんどんどんどん進めていく結果、市内の類似業者がどのような影響を受けるかという、そこを担当は調査したことがありますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そういった店舗等の数でございますが。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなこと聞きよらへん、影響を調査したことがありますかというて聞きよる。

○蛭子智彦委員長 影響について、農業振興部で答弁ができますか。
印部委員。

○印部久信委員 担当部が調査したことがありますかということ聞きよる。

○蛭子智彦委員長 ですから、農業振興部で答弁ができますか。
農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 調査については、特にございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それがおかしいと思うねんな。市がこの食の拠点をやることによって、地元の業者が相乗効果が出るとか、相加効果が出てプラスになるんやったら大いにやってください。この市がやることによって、地元業者がマイナス影響を受けるんなら大変なことや、これ。これをやる上において、市がやった場合に、地元業者がどのような影響を受けるかという調査もせんと、どんどんどんどん前へ進んでいって、この食の拠点が運営するには利益が出るか、損益分岐点はどうかやこうやって勝手な数字を上げてやりよるけど、それはつくったことの運営を考えるよって、そんなら地元の業者はどうなるんですかいうて。担当部に聞きますけどね、今、南あわじ市に飲食業、それとか野菜を売つとるような食料品店、担当部幾らあるかまずそれ把握してますか。担当部で答えてください。そんなことも知らんとこんなこと進めて、南あわじ市の地元業者潰す気か。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 食料品店で136事業所、飲食店で119事業所でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それを、商工観光課に私はきょう朝言うてあったから、そこから聞いてるんでしょうけどね、担当部はまず市がこういうことをした場合、南あわじ市の市内業者がどないなるかいうのを考えとかんと、このことをつくってこの施設が利益が出た、運営でペイできた、よかったよかったでないねん。これができたことによって、地元業者がなくなったら、何をしよるかわからんの違うの。そんな調査せんと、これ何をやとるんですかいうねん。ならね、私もいろんな人に会って聞きますけどね、こういう意見がある、「あんなんされたら、うちらお手上げや」言いよんねん。皆さん方も御承知かと思うんですがね、賀集に南あわじ地方卸売市場というところがあるんです。毎日夏場は7時半から、冬場は8時から競りやってますわ。そこの業者は、大体毎日20人から30人ぐらい地元業者が来てまして、そこで競り落として、自分の食料品店で青物を当然売りよるわけです。そのこのそういう人に聞いたらね、市があればやったらうちらお手上げや言いよんねん、皆。どない思うん、ここらは担当部、どういうふう理解してこれを進めとるんですかという。そんなことも、今これ飲食業の軒数もわからんと、食料品店の軒数もわからんと、やることにやったらどういう被害が出るかという調査もせんとやとんねん。ほんで、つくったもん、13億円かけたもんがよ、これがペイできるかできないかそんなことばかり言いよんねん。市は、地元業者潰してどないするねん、一体。お手上げや言いよんねん。どない思いますか、担当部。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど次長が、食の拠点でどんだけの効果があるかという詳細を説明いたしましたけども、私のほうの試算によりますと、54万人来られて、実際購買者が28万人を想定しております。その28万人のうちの島外が15万人、島内が13万人。島内の13万人のうち、南あわじ市の換算しますと6万人です。全体の28万人のうちの6万人、大体21%。総売上、野菜関係、肉、魚合わせて7億円を見込んでおります。7億円の21%といいますと1.5億円、これが南あわじ市に影響される分だというふうに考えてます。ただし、市内の影響というのは確かにあることはあると思います。

しかし、淡路島農産物のファンが拡大すること、また新たな需要が喚起されて、民間企業へのプラス効果が大きいと思います。また観光誘致に伴って、経済効果の波及も大きいと思っております。ということは、1.5億円の消費は食の拠点でカバーされますけども、経済効果といいますと、全体枠7億円プラス産地間交流も含めると、8億円等の経済効果が出るものと思っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、あくまでもあなた方の勝手な推測であって、予測であって、こんなものは市場調査もやってないし、実際南あわじ市内の業者に話も聞いてないわけでしょう。こうやったらこうなりますから、あなた方南あわじ市の類似の業者が年間1億5,000万円の売り上げが減りますよ、しかし観光客が入ってきてこうなったらそれ以上の効果があなた方ありますよ、そんな説得力果たしてあるのかな。けど、現実に南あわじ市の市内の業者がそんだけお客さんが取られるわけ。それで、今、部長が言うたように、1億5,000万円向こうで買った場合、市内業者の売り上げがそんだけ減るわけや。そうでしょう。そういうことも勘案してやっとするんですかということになるわけ。今までの話を聞いたら、市場調査もできてない、軒数も把握してない、そんなことで前ばかり進んでいきよる、そうでしょう。ほんで、事業主体をどこに求めるか、今いろんなことを模索してやっとするらしいけど、なかなかその事業主体を、こんな名前出したらええんか悪いんかともかく、農協にお願いしたって、農協もなかなか即断即決できない。何でかいうたら、やっぱりいろんな要素があるから農協がやりましようと言えないんです。農協であったって、本来商協との品物の取り合いしながらやっとする。今度は直販所した場合、わずかといえども農家の品物が農協経由でなしに直販所へいく、農協は何もプラスになったりすることは絶対ない。それでまた今言うたように、ブランドの地域発信するんなら、食の拠点せいでも何ぼでも島外にアンテナショップつくったら発信方法はあるわけですよ。そういうことから考えますと、このやりよるのほうはもうちょっと慎重に考えてやらんといかんと思うんです。

それと、これに関連しましてね、ちょっと私はいつも気になって聞きたいんですが、こういう市がこれをすることによって、同業者に対してのマイナス影響が出るわけですね。私は聞きたいんですが、合併前か合併後に下水道工事をやるということになったときに、し尿業者がいろんな反発があったんでないのかなと思うんです。当然、自分の職域が、仕事が減るわけですからね。そのときに、市はそのし尿業者に対して、これと同じような条件ですわね。関連業者に対して、どんな対応をとったんですか。何にもせずに、下水道工事というのは進めたんですか。し尿業者のいわゆる収入源を絶つようなことを市がやるわけですか。その場合、し尿業者は「ああ、そうですか、どうぞやってください」い

うようなものであったんですか。何か話があったんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 正確な資料は持ってないんですけども、下水道工事行うときに、今、委員がおっしゃられましたように、当然し尿業者の仕事が減ります。そうしたことの中で、そのし尿業者のほうの職を安定させるために、特措法といって特別措置法がございました。それによりますと、今後市が行う下水道施設の浄化センターの管理業務等々については、その従前し尿処理を行っておる業者に特別に仕事を与えて、特措法からいきますと、向こう10年間で、その業者についても、自立できるような期間を猶予してあげるといふことでの仕事を特別に与えたというふうな処理をいたしてございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 私も、何かなかったら、その業者の人もなかなか生活権を奪われるというようなことですので、なかなか難しかったと思います。そういうことをやって、それなりに業者に対応しとるといふことですわね。今、部長の答弁では、間違いなしに1億5,000万円が、市内地元の消費者がこの食の拠点で使うということになったら、どこかで1億5,000万円の売り上げが減りよるわけや。それを観光客がふえて、何が来て、活性化してそれでペイできるやいうものの、私らが聞きよるのは、食料品店であれ飲食業者であれ、こんなことして市がやってやってくれるのは構わんけど、我々の減った分の生活費は誰がみてくれるんですかちゅうねん。今言うたように、下水の場合は特措法か何かでそれなりの対応したという。南あわじ市の場合は、市内業者は1億5,000万円売り上げ減っても、どっかから回ってきて観光客がふえてきて、また活性化になってそれでいけるだろういうて、そんな勝手なことを思いながらやりよる。やるのはええけれども、市内業者が立ち行くようにも考えてもらわんと、皆これやることによって皆泣きよるですよ、関連業者は。こんなことやられたら、うちはお手上げや言うて。そんなことを言いよんのですよ、実際。私はだからいつも言いよんねん、市は商売するのは結構、しかし民間圧迫はいかんいうねん。やることによって相乗効果、相加効果が出るんなら大いにやってくださいと、これは今どうも市民の税金もらいよる人の事業、市が何か芽を潰していきよるように思って仕方ないねんけどな。ここら、どんなように考えて、その業者に対して市はどんなような対応をしようと思っとるんですか、その辺を答えてください。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）　　これは、あくまでも農業振興策ということで、うちは取り組んでおります。御存じのように、いろいろ論議はあるんですけども、この施策を打つことによって、農業の振興につながるというふうに思ってます。まず1点目ですけども、それは民迫にならないかというのは、昔からいろんな論議はされてきております。でも、地域の活性化という面からいいますと、御存じのように南あわじ市の主要産業であります。その産業を見ますと、中心は三毛作体系でやっておりますけども、今後の将来の南あわじ市の農業を考えた場合、こういう部門、新しい直売所という部門も必要であるのではないかなというふうに思っております。農協のほうも、この件についていろいろ話し合いするんですけども、農協も重要品目を中心に、今、販売しておりますけども、これもいつまでも続くもんじゃないと、軟弱野菜とかこういう植え方も必要であろうというふうに考えております。だから、農協のほうもある程度御協力をいただいておりますような状況でございます。特に、この軟弱野菜という部門につきましては、これから高齢化が進む中で、何とか農業を維持していくためにも、こういう分野も人であろうというように理解を得ております。これを一つの産業の活性化に結びつけたいなというふうに思っておりますので、この食の拠点については、ある程度意義があるのではないかなと思っております。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　今ね、農業振興部は農業のためにと言いましたけどね、南あわじ市は全ての産業が大事なんであって、基幹産業は確かに一次産業であり、瓦であり、いろいろそういうことはわかりますよ。その産業を育成していかんなんことは当然や。ただし、その産業を育成するためにおいて、市内の業者にマイナス影響を与えるようなことがあっていいもんですかということをお願いする。何も、私は農業振興をやめやいうのと違う、どんどんやってくださいと、やる方法もいろいろあると。ただし、市内業者で、同じ南あわじ市の市民で商いをしとるところに対して、市がやることによってマイナス影響を与えることは、これはいかながなもんですかというねん。それは何ぼ詭弁を言うても、その人らにとったら痛手ですよ。そうでしょ。そやから、そんな一方的にこれをやったらこうなるというものの、反面負の面があるわけ、負の面が。その負の面をどういうふうにするかということが大事なんです。市がやらんと、民間業者がやってきてやるのやったら、何ぼでもやられてもこれは仕方ない。ただし、今までは大店法といいまして、大きな店舗が出店するときには規制があった。それが小泉内閣によって規制解除やよって、大型店がどんどん出てきた、お蔭で南あわじ市の小売店がほとんど壊滅していきよる。そこにまた今度は市が13億円もかけて、野菜とかそういう産直をやった場合、今の地元で生き残っておる業者にマイナス影響を与えるようなことをしてはええんですかちゅうねん。そんなことでは、市としてやりよるのはおかしいと私は思う、そういうことです。終わるときです。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
 長船委員。

○長船吉博委員 関連質問ですけども、産業振興部長、商業の観点で答弁願います。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この食の拠点につきましては、私どもの部署では、まずは交流人口の増大につながることを考えるのが第一番と思っております。またさらに、私どものほうでは、これをいかに水産関係のところも関係者と協議しながら、どう効果を出すかということも大事と考えております。商工業につきましては、直接の今回の計画の中では、直接的な納入関係、仕入れ関係等は直接はないことはないんですが、直接のことはないので、そこらはやっぱりもっともっと商工業の関係は研究しながら、進めていく必要があると考えております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 答弁になってないと思うんよの。ほんなら、部長、今、印部委員が言いよったように、大店舗来て、今、本当にこの南あわじ市の商業者かなり減っとるんよの。10年前の商工会員の数と、現在の商工会員どれだけ減っとるか答えてください。

○蛭子智彦委員長 答えられますか、数字はありますか。
 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） その数字は、ただいま持っておりません。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 どれだけ減っとるか、一回調べてください。びっくりするわ、本当に。それを、それだけ大店舗来て影響を受けとるということを、印部委員が言いよるわけや。この食の拠点をすることによって、どれだけその同種の商業者が影響を受けるか、僕らでも言われるんよ、今、直販場へ産直みたいに玉ネギ売っとるじゃないですか。そういうところでも、もう影響を出るといって戦々恐々としとるわけ。そんなん、部長、感じへんの。どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 当然、ここ10年の間でいろんな動きがあったので、私自身は感じております。まず、コンビニが進出したときからもそうだったと思っておりますし、さてこの南あわじ市内でそういった業に携わっている人が、このままでは時代の流れで乗っていかないということも理解しておりますし、そこらはそのように承知しております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 あんな、印部委員は、公がこんなんしてええんか言いよんねん。民間の企業が来るのは仕方ないと、ほやけども、コンビニやいうのは民間よ。公のものですうものをしてええのかと、民間の地元の企業に影響を与えてええのかと。ほな、商工観光課の商工の部分で、何のためにその課があるんよ。違うの。商工業の発展に寄与するのに、援助するために、協力するためにあるの違うんですか、部長、どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） そのようなことがあると思いますが、やっぱり商工業者もまず守るだけじゃなしに、新しい取り組みを考えていくのも一つの方法だと思いますし、市がこれをやっていいのかということなんですが、これはやってよいかどうか、否かということであれば、私自身は今の政策で進むべきものだと考えておりますし、それについて、そしたら産業振興部ではその関係するところをどう育成するのかということところが、やっぱりこれは十分課題だと考えております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 農業振興部長、もう大分前にわしこの食の拠点で質問したよの。そのときに、産業振興部とどれだけその商業に影響を与えるかということ、一回調査しといてくれというた質問したことあると思うんよ。これ絶対記憶にあると思う。それを全然産業振興部、こんなん今の答弁やこと全く無視でしよ、何もしとらへんで。産業振興部長も聞いとったん違うかなと思うけどな。どれだけ地元業者にこの影響を与えるかということ、一回商工会とも協力し合って、話し合って調査するべき違うんかということ、わし言うとったはずや。それも何もやとらへんねん。それで産業振興部やいうて、よう大きな

声で仕事できるとるなと僕は疑問に思うねんけど、部長いかがですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） この、調査不足というところはあると思うんですが、それは我々ももっともっとすべきやと考えております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 するべきじゃなしに、もう勝手に前へ進みよるやないか。それを、早いことせないかんの違うの。するべきでありますやいうて、そんなことおかしいわ。農業振興部長、わしそういう当初質問したことあるよの。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのように、この食の拠点については、推進協議会を立ち上げて、その下部組織にワーキングチームも入っております。商工関係も入っております。その中で、随時協議しながら進めてまいっております。ただ、よく民迫民迫と言われるんですけども、この間矢谷副市長が民迫の件について答弁させていただきました。ただの直売所だけではなく、それ以外の食の拠点ということで今回整備しております。だから、ただの直売所以外にも、この地域については主要産業である農業はまた住民も参画できると。地域の生産者や、住民などの多様な関係者が参画できるということで、一つの分にこだわらずに、また観光で南あわじ市は一つの主要産業なんですけども、交流拠点の役割、または情報発信基地としての新鮮な野菜を島外にアピールする場であるということで、直売所に限らず、いろんな分野の要素が含まれている施設でございますので、その辺を考慮いたしまして、主にこの主要産業である農業の将来を見据えた振興策として、管理運営の人たちも農協、酪農協、漁業組合ということで、第一次産業の南あわじ市の中心な団体が中心になって管理運営していただくということで、民迫民迫とよく言われるんですけども、それを踏まえて、先ほど言いましたように、1.5億円近くの消費が民営圧迫するかもしれませんが、経済効果はそれ以上にあるというふうに私は理解して、これを進めていきたいなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 部長言いよんのは、理解できる部分は理解できるんよ。そやけども、

仮に食堂とせんかよ、もうこれ早うずのくににしても、それから各ホテルにしても、小さな食堂にしても危機感持つとるわけや。ほな、その商工会に入って、話してますというふうなことやけども、それは商工会の上の肩書のある人一部やんか。それが商工会の会長が、その商工会の中に戻ってきて、全体の中でそういう説明一つ僕ないと思うよ。商工会総会の中でも。ほんで、そこで意見出たら、今度総会大もめになる可能性あるよ。そうやってようやらへんで。これ、確実に民迫があるからようやらへんねんで。それで、それに入っとるよというふうなことでは、わしはいかんと思うねん。

○蛭子智彦委員長　わかりました、ちょっと待ってください。議事整理しますから。今、そういうことですので、担当部局に聞いてもこれ以上の答弁がちょっと出ないので、市長もしくは副市長にということをおっしゃっていました。それでよろしいですか。まず長船委員の質問がございますので、それが終わってからということをお願いいたします。よろしいでしょうか。長船委員、それでよろしいですね。担当ではちょっと答えにくそうなので、答えが変わらないので。

矢谷副市長。

○矢谷浩平副市長　今、印部委員、長船委員からいろいろ御指摘ありました。ちょっと、一つ私言わせていただきたい点がございまして、神田部長のほうからいろいろ数字出して説明をさせていただきましたが、それに対してそんなものは推計にすぎないと、こちらの勝手な計算にすぎないということなんですけれども、じゃあその市政といいますか、市の中の業者が潰れてまうわと、どうしようもないわというの、それもやはり私は推測にしかすぎないと思います。ですから、一方的に神田部長の答弁に対して、推計だと決めつけるのはいかがなものかなと考えております。

もう一つですけれども、これは私の考えなんですけれども、やはり時代の流れというのがございまして、長船委員のほうから、大手のスーパーが入ってきて、民間の小さな商店が淘汰されていってるといってお話がありました。私こっちに来てちょうど半年になりますけれども、いわゆる八百屋さんというのを、これ私の観察が足りないだけかもしれないんですけれども、八百屋さんというものは見たことありません。食料品店はあります。そこには、青果物も並んでますし、果物も並んでるし、冷蔵食品も並んでるし、お菓子も並んでます。ですから、野菜に特化したお店ではないんですね。いわゆる八百さんを、私は見たことありません。やはり目立つのが、その大手のスーパー。この大手のスーパー、こういうのもちょっと答弁としてまずいかもしれないんですけれども、資本は本土であったり四国であったりということだと思います。ですから、淡路の中のお金が淡路の外に出てしまっていると。一方で、例えばその淡路島オリジナルの何かそういう食を扱うものがあれば、島内のお金は島内に還元されますし、島外のお金も当然島内に入ってくるという

ふうに考えます。それをその地域の活性化というか、経済の活性化というかは、これはちょっと議論はあるところなんですけれども、そうした考えも一つあるのかなというふうに考えております。

民業圧迫ということなんですけれども、これはこの間もちょっと答弁させていただきましたが、あらゆる業種にある話だと思います。例えば放送でありますとか、医療でありますとか、じゃあ大きな、例えば市立の病院あるいは国立の病院が建ったら、周りにある小さな医院どうなるんだというのもやはり同じ議論になってしまうと。やはり、そこで市として市の将来を考えて、何かをしなければいけないというときには、そこは政治判断がやはり必要になってくるのかなというふうに考えております。ですので、確かにその民業への影響ゼロかという、確かにあるとは思いますが、それをしのぐ何か形で市の活性化にこの拠点がつながっていくように、当然今後かなり大きな影響が出れば、何かそれに対する対応というのも考えていかなければいけない場面というのが出てくるかもしれませんが、まずはその活性化につながる取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、矢谷副市長の答弁が、100点満点の答弁のように思われても私は困るんですね。その、副市長の答弁は副市長の見解であって、我々は学校の先生から指導を受けてやりよるの違うんです。今言われたように、大きな影響があったときに、そのときはそのときの対応を考えたらいいと言いましたけどね、大きな影響があったあとはもう立ち上がることができないと思いますよ、業者は。例えば、食料品店等で大きな影響があるということはもう倒産や。倒産した人は、どないして対応して立ち上がりませんか、そんなことはできないです。もし対応するのやったら、今この関連業者に調査をし、それなりの対応をしたらいいんだ。先ほど私があえて聞いたのは、し尿処理業者はそのときにどうになりましたかと言うたら、国はその特措法でそれなりの立ち行くような対応を考えた。そんでこそ、そのし尿処理業者も下水道を普及させるために皆サインを示したんだと思います。この場合は、このここの南あわじ地方卸売市場等とも一切話もしてないんですよ、ここはもう恐らく今持ってきておる野菜やことも、出荷が減ったらもう立ちゆかんとやうてますわ。そやから、先に実態というものを知ってから言ってくださいよ。実態を。実態を調査せんと、このものがこうなりますあなります、活性化になります、そんなこと言われて、それでもし被害が出たらそのとき対応考えますやてそんなことでは、それは通らん。

○蛭子智彦委員長 ちょっと待ってくださいね。今の質問や答弁なんですけれども、質問

の趣旨は影響の調査、するかしらないかということであったかと思うんですが、この影響の調査について必要性を認め、調査するかしらないかという点に限って答弁をいただけますか。農業振興部長と産業振興部長、どちらでも結構ですけど、答弁いただけますか。どちらでも結構です。

農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 調査してみます。

○蛭子智彦委員長 それで結構です。

谷口委員。

○谷口博文委員 反対の立場の人ばかりの意見やさかい、私はこのまま何もせなんだから、南あわじ市全体が沈没してまうと。ほんで、民迫民迫と言うねんけど、どんな業界でも私はげた屋やから、靴屋できてきたらげた屋はげた屋でまた違う生業を考えるべきなんよ。私が言うとなのは、やはりこれだけ社会状況の変化がある中で、今やったら大店舗が来たら、それは商店街何か考えていかなあかん。それと、南あわじ市として、こういうやはり観光振興なり農業振興なり産業振興考えた上にこういう施設は私は必要やと、それがやっぱりこの中の全国的な流れの波に乗っていかなんだらいかんと思うねん。まして、南あわじ市が一番食の宝庫で、どんどんどんややっぱりそういうふうな一次産業やないけど、さまざまなやつを発信するようなそういう施策を打つよ。それはそやけど、今言うたふるさと納税のときにそういう産品送るとかしながらでもやっていって、これせなんだから、これもしせえへんたら南あわじ市は沈没やぞ。本当言うて。何もかも反対反対言うて、そんなもん沈没さすようなこと言うて、そんなんばかり、私はどんどんどん推進すべきやと。ただ、今言いよったふしに、ある程度のその方々の生計も立てられるように、卸売り場の人よ。確かにあそこへ私も卸売り場へ行って、市振りよるやつ見よんねん。近くの農家の方がそこへ持って行って、それを購入して販売しよる人もおる。そやけど、そのあたりの方がそこへでも入れるように、そういうふうなこと創意工夫したらええんや。そんなもん、何もかも反対反対いうて言うたら、こんなもん何もせなんたら、南あわじ市は沈没やぞ。私はそない思うんで、頑張ってやってください。

○蛭子智彦委員長 今のは質問ですか。これはもう質問ということで、質疑ということで求めております。今後も、質疑をしていただくように、御協力のほどよろしくお願いいたします。

時間ですので、12時になりましたので、暫時休憩をしたいと思います。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前 11時58分)

(再開 午後 1時00分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

労働費から商工費まででございます。

質疑ございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 同僚議員の印部委員が質問した同じところの農業振興について、この項目を2、3質問をしたいと思います。

この、新規就農総合支援事業補助金2,250万円、これは大体説明せんでもわかっておりますが、適正にちゃんとできておりますか、これ。どうですか、今までの経過。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 遅くなりまして申しわけございません。

新規就農総合支援補助金、いわゆる青年就農給付金でございますが、現在25年度で4名の方、お二人と1御夫婦でございます、適正な方が申請されて交付を受けられてございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 この、要件ということを読んだら時間かかるわけですが、こういった要件を満たした中で、最長5年間、年間150万円ということでございますが、これもしか5年して、150万円5年間もらって、ちゃんとしてからだめということになった場合、どういう補償とか、もうそれでしまいですか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 結果的に、5年後就農できないということも、それぞれのケースによってあると思いますが、補助制度上は問題ないかと思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 今、ちょっと語尾がわからなんだんですけど、年間150万円だったら5年で750万円ですか、満額もらえば。そういった中で、6年目に就農ができないと、自分が農業やめてしまった場合、その責任はどこにあるんですか。もうそのまま認めるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 先ほどお答え申し上げましたとおり、制度上は問題がないと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 制度上問題がないと違うねん、もしかやめたらどないなる、さっきの何やけんど、計画立ったけどもしか計画倒れになったらどないなりますかって言いよんねん。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） ですから、万が一のお話かと思えますけども、5年後、6年目7年目に何か事情があって、就農をやめられるということは問題がないのかなと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 いやいや、もう少しはっきりしてもらおう。仮に、私が5年目6年目でどうしてもこれできませんよと言うて、750万円もうてやめた場合には、そのままでもよろしいですよというような見方するのかどちらかということ。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） これについては、給付上要件がありますけども、自営終了5年度には、農業で生計が成り立つ実現可能な経営開始計画を策定する必要があるということで、それを策定していただいておりますので、行政ともその中身について精査しながら、5年間自立できるように指導していきます。万が一の話は、避けときます。5年間

して、あと何かのトラブルがあつて継続できなかつてもペナルティーはないんです。ないけども、継続できるように、5年間で行政とか入って指導していきます。何とか自立できるように進めていきたいということです。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 それは、お互いに頑張っていかな、税の無駄遣いになりますんで。

それと、このよう似た就農定着対策事業はどうですか。これもよう似ておまして、3年間というて、これは1年目は月額ということで15万円かな、これは。2年目が10万円、3年目が月額5万円、これは大きいですね、これ。こんだけの助成内容で、これは実際に実施しとるところあるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 予算計上させていただいてます。このたびは80万円なんですけども、年度途中で就農されておりますので、2年目から3年目にかかる農業者がお一人おいでです。ですから、3年目の方がお一人おるということで、御理解をいただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと、今聞き漏らしたんですけど、何人で何年目と言うたの。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 一人で、3年目です。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 これもかなり大きな金額であるし、これは就農希望者と条件も非常に前の新規と違ってやわいんですが、こういったこと自信持っておりますか、どうですか。自信を持ってやっておりますか、この事業。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 今、お一人の方は大阪からこちらのほうにお越しをいただいて、野菜、レタス等をつくられてる農家でございまして、本当に一生懸命取り組んでいただいている農家だというように思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっとうわさとは違うようなけど、間違いございませんか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 申しわけありません、うわさはちょっと存じ上げてないんですけども、ただいま申し上げましたとおり、一生懸命取り組んでいただいております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 その下のこの項目の中のやつ、2、3聞きますということで、ちょっと連続して聞きますよ、よろしい、もう一旦切りますか。切ります。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 160ページの、南あわじ市温泉郷連絡協議会補助金382万5,000円について。

これ、簡潔に言いたいねんけど、このうずしお温泉の出るのが悪いんで、先般も話したみたいに目的税、入湯税、31の観光施設で利用しよると。このあたりを、1,000万円ほど次年度でもつけてもうて、今ちょうど温泉が出るのが悪いさかい、その辺だけ調査するような事業予算つけてほしいねんけど。まず、382万5,000円についてお尋ねします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この、南あわじ温泉郷連絡協議会の補助金382万5,000円でございますが、これは現在南あわじ市内に6つの源泉がございまして、そういった温泉の利用協議会への補助金ということでございます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この温泉から出たやつを、市内の31施設にそういう源泉を持っていて、宿泊施設、ホテル等で利用しよるといふ事実は間違いございませんか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 間違いございませんか、そのとおりです。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでよ、伊加利のうずしお温泉が非常に観光客に好評な源泉やいう、そういう日本一の美人の湯やというような認識をお持ちですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その中でも、特にうずしお温泉、これにつきましては非常に泉質もよく、日本一というふうに認識しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もそこを利用しよるさかい、いつもつるつるでええお湯なんやけど、そのお湯の出が非常に悪くなるといふ事実は認識しておられますか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この組合の事務局長からも、減っておるといふことは聞いております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それに対する対策は、何か考えておられますか。考えてないといふことはないでしょ。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　これは、そういうことを聞いておりました、対策は何かないかというようなお話も先般聞きました。それで、市としましては、先ほど来ありましたように6つの温泉がございまして、それぞれ成り立ちも違います。特にうずしお温泉の場合は、西淡町時代に掘って、いろんな経過も私も聞いたことがございます。そこで、それを掃除をするであるとか、そういった方法もあるようでございます。1,000メートル掘ってますので、それを洗浄するとなればかなりの経費もいるようにも聞きますし、これは十分その方法論を協議して検討する必要があるかなと、先般の一般質問でも御答弁させていただいたとおりでございますので、これは十分検討が必要だなというように考えております。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　私は、検討やそんななどないでも構わんねん。要は、入湯税を取りよって、市のほうへ4,000万円ほどこのたびでも入り代入っとんだ。この入湯税というのは、こういうふうな観光振興なり消防施設整備のための使途として、目的を持った上で入湯税というのは集めとるわけよ。そのときに、観光施設のお風呂の源泉が足らんようになってきて、非常に水道水とまぜたような状況になってきたるさかいに、やはりその源泉のよさというのはわからんようになってくるさかい、至急その辺の調査なりをしていただいて、これはもう対策を講じてほしいという思いがあるねん。そやから、その辺を検討するのでなしに、その辺の対策はどういうふうなお考えでやっていただけるんですかというて聞きよんねん。

○蛭子智彦委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　経費のかかることでございますので、前向きにしたいと思います。それと、ただその量なんです、西淡町で掘った当時は毎分90リッターほど出とったようなんですが、今、半分以下に落ちておるといふ数値も確認はさせていただいております。ただ、これを一つ心配があることなんです、もし洗浄なりしてその量がふえたということになれば、単純にその温泉の質も変わるというところがございまして、今、日本一のべっぴんの湯ということになっておるんですが、その質が変わるといふところは十分気をつけてやらないと、せっかくよい質のものが、こんなことはあってはならんことですが、もし泉質が落ちるやいうことも、やっぱり考えておかないといけないのかなというふうな認識をしております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要はね、そやから調査費を乗せてくれという話しよんのよ。この調査費を、今回予算措置を講じていただきたいという思いがあるねんけど、その辺はあかんのだったらあかん、やるんだったらやる、どっちかで言うてもらわなんたら。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 先ほどからありましたように、6つの温泉がありまして、それぞれのその温泉の所有となっておりますので、これを例えば市の入湯税なんかを利用してするとしましても、100%市がすべきなんか、そこらも十分内部で検討させていただいて進めていきたいなというように思います。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、要はあそこのやついうたら、入浴施設というか観光、旅館、ホテルでお風呂に持って行って使いよんのだ。そんで、31施設の中で、うずしお温泉の水というのは何か所に持っていきよんので、ほんなら。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 21カ所と認識しております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市内31カ所ある、入湯税徴収しよるような施設の21カ所に、このやつがいきよる施設で、それが足らんいうて言いよんのだの。そやから、調査する費用だけでも何とかしていただいけへんかというお願いしよんねん。どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 私は調査したいと思っとるんですが、やっぱり財源が必要でございますので、それは十分協議させていただきたいと思ってます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そやから、その辺の対策を考えてもうて、財源もそれはもちろん確保せなんだら、それは予算つけへんだったらでけへんさかい、その辺の予算措置を講じていただけへんかと、入湯税も入りよるさかい、その辺を使うてもらわれへんかというて言いよんねんけど、副市長、どないよ。

○蛭子智彦委員長 答弁ですか。
副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほどの、入湯税いただいとる温泉というのは、6カ所から出とるんです。6カ所から出てきて、6カ所のうち伊加利のほうから出とるのは21に配ってる。個人のところで掘ってるんですわ。ですから、これは全部個人の所有なんです。それで、伊加利の温泉も、今、市は関係ないんです。そこから出た湯も、21に分配してるんですけど、それはその伊加利の温泉組合の中でお金をいただいてとってるわけなんですわ。そやから、あくまでも個人のものなんです。ロイヤルホテルもそう、休暇村もそう、そういうことやから、安にその部分だけができるということではないんで、全体の話として検討していくという話をしとるわけなんで、伊加利の温泉は、できた経緯も川上委員さんにはよく聞いておりますので、そういう部分も含めてトータルで話をしていかないと、その部分だけを、入湯税いただいとるからいうて、その部分だけを我々としては手立てをするわけにいかんので、それじゃうちもここから上がってきた温泉で入湯税払ってるやないかと、それを掘るときには支援していただけるんですかと言われると、少しいかなものかなということになるんです。サンライズは、これはあくまでも南あわじ市の源泉ですので、そこについてはそれは市がやることは間違いなくやれると思いますけど、検討させてください。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなら、6カ所の温泉か、6カ所どこどこあって、6カ所の温泉のやつをどここの施設へ配送しよるか。市内で6カ所あって、31施設で入湯税取りよるところへ、そういう源泉を持っていきよるんだ。それで、うずしお温泉は21カ所へ持っていきよるわけよの。ほな、あとの6カ所というのはどこどこへ持っていきよるの、潮崎とかいろいろ、6カ所というのはどこよ。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　まず、うずしお温泉につきましては、先ほど言いましたように2カ所、これはよく御存じだと思います。それから、2つ目はサンライズ温泉、サンライズ温泉はサンライズでございます。それから南淡温泉、これは休暇村とロイヤルホテル。それから潮崎温泉、潮崎温泉につきましては、今、配送しておるところがプラザ、やぶ萬、ゆーふる、そんなぐらいと認識しております。それから、もう1つ筒井温泉があるわけですが、これもゆーふるのほうへいっとると聞いとるんですが、少し出が悪いように聞いております。それから三原温泉、三原温泉につきましてはさんゆー館、そういったところでございます。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　三原温泉だったら入湯税取っとらへんねんがの。普通の風呂やさかい、入湯税取ってないわの。取ってないでしょ。

○蛭子智彦委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　今現在、入湯税につきましては、宿泊施設から取っておるといってでございます。申しわけございませんでした。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　ということは、サンライズは市のやつであれで、あと潮崎と南淡温泉の1カ所と2カ所と、結局入湯税を取りよるところは主にうずしお温泉だ。

○蛭子智彦委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　宿泊施設は、ほかの温泉も入湯税は取っております。

○蛭子智彦委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　要はね、こないしてせっかく市内来て、観光客ではないけど交流人口増えよとこで、これ南あわじ市のお風呂がええちゅうことで皆どんどん来よるやつが、それがなくなってきたら、やはり観光客も激減したら商売が成り立たへんさかいに、それだけ早いこと調査して、もうやります言うてくれよ。もう調査しますいうて、副市長、そんなこと言うたけんど、もうその辺何とかお願いでけへんだかいうて、こっちお願いしよ

んねんけど。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 先ほど、副市長から御答弁させていただいたように、成り立ちが個人の温泉もあるし、そういういろんなまちまちでございますので、それを含めて南あわじ温泉郷ということで、合併後組織をつくってやっております。そんな関係上、どこそこをこうやる、どの温泉をこうということの市としてはないように、日本一のうずしお温泉も何とかやっていきたいという思いがございますので、その辺を何とか御理解いただいて、前向きに検討していくというような考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと、これ今の岸上部長の答弁についてですがね、ちょっと不誠実やと思うねんな。この、うずしお温泉についての調査、自分もやりたいと思ってます、しかし財源がというような答弁があったんですね。自分もやりたいと思ってますというんならば、このたびのこの予算書に、これ今上がってきとるときに、この予算の原案つくるときに財政員に対して、あなたはこれをやりたいがゆえの財政要求をしましたか。ちょっと財務、これ岸上部長からこの調査するための財政要求ありましたか。予算要求。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 私は伺っておりません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、ちょっと委員長聞いてくださいよ、今、谷口委員が質疑したときに、最終的に思い余って、私もやりたいと思ってますが財源がありませんと言った。やりたいと思っとるんなら、財務に、この原案つくる以前に予算要求しとかんとあかんやないか。そんで、予算要求が認められなかったら、私がやりたいねんけども財源がありませんでしたというんならええけど、予算要求もなしに、谷口委員の質問に対して思いつきで私もやりたいやいう、そんなことでこの場を治めよんねん。そんな不誠実な答弁どこにあるの。やってないやないか。やっとなって、財政当局が財政を認めないと、それでこの予算書に上げることができなかつたいうんならやる気があったんや。やる気がありますけど財源がありませんいうたら、自分の頭の中で言いよるだけやないか。それがゆえに、

財源要求したんか、してないのにそんなこと言うな。そらあかんぞ、そんな答弁。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長、誠実で責任のある答弁をよろしくお願いします。

○産業振興部長（岸上敏之） 確かに、この予算資料を作成するときには、要求はして
ございませんでした。それで、答弁が悪かったということは、ここでおわびを申し上げあ
す。それで、そのしたいという気持ちなんです、これにつきましては、今後やっていき
たいということで、そういう意味合いのことで申し上げたことで、大変表現の悪かったこ
とはおわび申し上げたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、岸上部長はこのたびの補正に財源を求めるのか、来年
度予算に財源を求めるんか、やりたい気持ちはあなた一人のお金でできないでしょ、財政
当局と話すんでしょ。補正で上げてやる気ですか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 補正で上げてやるという以前に、先ほどからありました
ように、温泉郷の全体の組織があるものですから、そこと十分考えさせていただいて、よ
い方法をこれから考えて、予算要求すべきものであればしていくというような考え方で
ございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 予算要求せんといいて、予算の裏づけなしにもの動きますか。全てこの
市の行政というのは、あくまでもこの予算の裏づけがあって動いとるん違うんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 全くそのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやからね、もう我々議会が質問しよんのを、もうちょっと自分も確

信持てるような答弁してもらわんと、そのとき済んだようなこと答弁で次々前へ進んだら困るん。今言うた言葉であつたら、必ず補正に上げるか、来年度予算に上げるというぐらゐのことで財政当局と話せんとあかん、あんた1人でお金回されへんでしょ。終わります。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 部長、もう副市長もあの答弁間違うとるわけや。今は、業者にわたってますけど、契約書の中には最終的には戻すと書いてあると。知らん間に、市の町の財産を民間に移してしもとんねん、それはもう明らかに、伊加利地域も相談なしにやっとなるわけ。そうでしょ。この前、会したんでしょ、私と。それで、副市長も間違うとる。6カ所の温泉があるいうて、またそれぞれ皆違うわけや、条件が。入湯税取りよるわけや、これ。ということは、これ詰まってもたら修理もくそもいうて、谷口委員言うたようにせな仕方がないでしょがな。水が少なくなつて、今、供給しよるのがゆとりつくから松原荘から全部供給しよるわけや。それと、丸山、阿那賀、伊毘。そんで足らんということで、松帆の新たにできたところにも供給をせんということやったんやな。断つたわけやな。そういったことをやった中で、すばらしい湯が足らんということで掘って、もしかがちゃがちゃしたら、あんたは水が薄くなつて、岸上部長言うたでしようが、違うんですか、やっぱり量が少なくなつたら、やっぱり需要供給満たすためには、やっぱり何らかの処置をせんなんでしょうが。それで、何とかしますと、予算取りますと、今、印部委員も言われたように、予算取りますいうて予算取る準備をせんことには、初めから前向きに考えますっていう。前向きということはやりますということと一緒に、これな。そやさかい、もう少し答弁をもっとしっかりしてもらわんとことには、見よつても本当にせつかく谷口委員があれだけ頑張つて南あわじ市の観光、鳴門の渦潮含めた中での美人の湯よ、これ西淡町の人皆美人になりよるねん、これな。そういうすばらしい湯をやな、何で確保しようとしてるの。

○蛭子智彦委員長 これは、産業振興部長よりも副市長のほうが答弁よろしいですか、どちらがよろしいですか。

○川上 命委員 副市長に言うて、副市長ちょっと間違えとるとこもあるねんで。

○蛭子智彦委員長 副市長、御答弁いただけますか。
副市長。

○副市長（川野四朗） 合併のときには、先ほどおっしゃつたように、あそこのも

のについては市のものでなかったかなと思いました。ただ、その後ずっと何か変遷があったようで、私も認識がなかったんですけど、この間ちょっと聞いてみましたら、先ほど御紹介のあったように、新しいところに供給をお願いしたいということを書いていたら断られましたと。市のものなのに、何で断られないかんのかなと、私のほうに質問があったんです。ちょっとおかしいん違うかなと、また問い返してみましたら、これはもう温泉組合で権利を持ってやってるんで、そのような対応になったというようなことちょっと聞いたんです。それで、それじゃそれはあくまでもその温泉、うずしお温泉のほうですよ、うずしお温泉のそのものだけの権利かなというふうに思ってたんです。今度、川上委員さんにその後に聞いてみると、「いや、経緯があって、いつの間にかそうなるんや」と、「もとは伊加利のもんやったんです」というような話だったんです。ですから、ちょっとそこら辺は我々のほうも整理をしてみないと、なかなかわからんわけなんです。ただ、その入湯税をいただいとるんで、温泉協議会というのは、その宿泊を伴って入湯税を払っていただいとる業者の、さっきおっしゃった31あるわけですね。そういう払っていただいとるんで、そういうところの温泉の振興を図ろうということで、補助金、今、出してるわけですね。できたら、そういう補助金の中でも、そういう調査をしていただいて、やっぱり南あわじ市に温泉が十分に出てくると。出てきて、要求があるところにも分けていただけるようなことをするのは、これはやぶさかではないだろうと思うんです。ですから、そこらあたりはよく検討させていただいて、その補助金の中でやれないという話であれば、またその温泉組合とも我々もよく相談した上で、対応していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 最後だけ言います。副市長、これは、権利そのものはいろいろ問題がある中で、伊加利地区はもう今この間の会合のときには全部水に流しとるわけ、何も言わないと。ということは、権利は温泉組合にわたるとるけど、これはまた戻せるというような条文も中に入ったと思うねんな。戻すという、最終的にはな。だから、そういったことは抜きにして、せっかくのうずしお温泉やさかい、要はどうあろうと水が出るように努力をしてくださいと谷口委員が言うてくれよんねん、これな。こんなありがたいことあれへんねん。こっちが言わんなんことをな。ありがたことやさかい、それはやっぱり副市長な、やっぱりもっと岸上部長もいきさつよう知っとるはずや。そんなん起こったら、これ温泉全部ペアになるで、はっきり言うたら水利権で。本当にだめにしてしまうよ、する気やったら。しかし、そんなことしてなんやと思うさかい歩み寄っとるわけ。そやさかい、谷口委員せっかく言うてくれとんねんさかいに、委員が言うてくれとんねんさかい、それをくんだ中で調査設計、ちゃんと予算取ってしたらどうか、します言うたらええのに。それは何年かかるか知らんけど。要はそんなぐらいの返答したらええのに。こっちはこれだけ

余裕持ってあんたに言うたんや。どうですか。

○蛭子智彦委員長 川上委員、先ほどの検討するということの。

○川上 命委員 検討するということやない、やりますと、一応、調査段階の中でやります言うてくれたらほんでええ。

○蛭子智彦委員長 職責をかけてでもやります、というぐらいの答弁がほしいということですか。

○川上 命委員 職責までかけない、どうせもう1年ほどしかあれへんねんから。

○蛭子智彦委員長 そうですか、そしたら産業振興部長、答弁。

○産業振興部長（岸上敏之） 要するに、今までの成り立ちを再度確認をして、南あわじ市の温泉郷組合との関係も見ながら、うずしお温泉の泉源をふやす方法を考えるために、内部で検討させていただいて、できるならば予算要求もしていきたいというようなことで、御理解をいただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員、よろしいですか。
阿部委員。

○阿部計一委員 私も、先ほどからの遣り取りを聞いてますと、川野副市長の答弁ですと、個人資産に公的資金を投入するのはいかなものかということが、一つのネックになってると私は思うんですけども、4,000万円という、どういう形であれ入湯税が市へ税金として入ってる以上、これはそういう調査費ぐらいつけても何ら問題のないもんやと思うんですよ。ですから、やっぱり執行部もその辺ははっきりとした答弁をすべきやと思うんです。何ら、そない遠慮するもんやないと思うんですよ。ですから、そんな前向きみたいな、前向きということは行政用語でしないということなんです。ですから、やっぱり何らその個人的資産に公的資金を投入するというのは、それは問題あると思う。けど、個人的資産であつたって、市に4,000万円もの入湯税が入るとんねんから、そら調査をするのに、それは副市長は含みを持たして、補助金で足らなんだらというようなことおっしゃってましたけど、やっぱりもうちょっとしっかりとした答弁は、私はしてほしいなと。これだけの委員が熱意を持って、市の観光資源の確保に力を入れて言いよんねんから、そんな逃げの答弁はそれはちょっとおかしいと思いますわ。わずかなことでしょ、調査す

るというのは。私はそない思います。

○蛭子智彦委員長 副市長と産業振興部長の答弁は、似通った答弁のように思うんですけども、市長のほうから御答弁いただくわけにいかないでしょうか。

市長。

○市長（中田勝久） 私も、内容もっと十分承知しておればよかったんですが、その間に発言をしたかったんですが、一部は承知しておりますが、今、副市長と川上委員との話の中身については、ここで十分これは知ってますと言えないところがあるんですが、要は観光振興ということで、とりあえずは今後担当のほうなり、また組合のほうと相談をして、必要な場面では、これは市の100%持ち出しできるかどうかは別にして進めていきたい、このように思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 すいません。139ページの、私も食の拠点についてお伺いいたします。

食の拠点は、補正予算で大きな金額が上がっております。それとはまた別に、今回新年度予算で上がってるんですけども、この工事費については何を整備する予定なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 工事費の、6,500万円についてでございますが、6,000万円につきましては、今、建築を予定しております直売所兼レストラン棟からですね、イングランドの丘のいわゆる入場ゲートの前へ通路橋を建てると、設置するという工事費でございます。あと500万円につきましては、当然、今のイングランドの丘の第一駐車場に建築をする予定でございますが、現在の駐車場が潰れるという格好になります。当然、その駐車場の潰れ分をどこかで確保しようということで、近隣の農地をお借りしまして、そこに仮設の駐車場をつくらうという仮設駐車場の工事費としまして、500万円を計上してございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、下にシャトルバス運行負担金というのがあります。私は、これは中山から、5月の連休などですとファームパークに淡路交通なりがシャトルバスしてますけれども、このシャトルバス運行負担金は、時期をいつにするのかということと、今言った中山からのシャトルバスなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） この、シャトルバスの運行なんですけども、現在のファームパークのほうで入場者数がおおむね7,000人を超えると、現在の既存の駐車場が満車となるということを聞いてございます。そういった場合に、臨時の駐車場ということで、中山峠のほうで駐車場を確保して、シャトルバスでお客様を送迎してるというような状況にあると聞いてございます。そんな中で、ただいま説明申し上げました仮設の駐車場を確保しようとはしてるんですけども、結果としまして第一駐車場の既存の駐車場を全部全て確保することはできませんので、当然今の現状よりも減るということでございます。その中で、現在から減った駐車場ですと、イングランドのほうと協議を行いますと、約3,500人以上のお客様がいった場合に、駐車場が満車の状態になる可能性があるんじゃないかという結果になってございます。ということで、工事着工を予定しております、本年の7月以降にこの3,500人を超えるお客様がいった日を、過去のデータから見まして、その部分12日間なんですけども、その部分に相当する臨時駐車場へのシャトルバスの運行費を、こういったものを計上させていただいてる、そういうことでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 第一駐車場が潰れて、近隣の農地の借り上げ料なりで500万円ということなんですけども、この農地で何台確保できて、今の駐車場との関係ではどういうふうな状況になるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 現在の第一駐車場につきましては、駐車可能台数が400台でございます。それで、当然工事では全部使えなくなります。400台がマイナスになります。その中で、仮設の駐車場ということで、現在考えておりますのが約3,000平米の田んぼをお借りすることとしてまして、通路を含めまして1区画25平米で計算しますと、大体120台程度が確保できるかなと思います。その差、いわゆる280台が今よりも減少するというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 280台減るということで、先ほどのシャトルバスは7月からの話であつたかと思うんですけれども、そうすると、先ほど言った5月の連休などのシャトルバスは、淡路ファームパークのほうでお金をみるということになるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 工事着工するまでは、今と全然変わりませんので、今までのイングランドの営業体系の中で考えていただくということで、考えてございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、今回6,000万円を、新年度予算で連絡橋をつくるという話でありますけれども、これまでも質問の中で、ファームパークと食の拠点は住み分けをしていくというような話もありました。ファームパークにもレストランなり、体験ゾーンなりがあるけれども、そこら辺は食の拠点の観光客と住み分けをするという話でありますけれども、当然お客さんの奪い合いというようなことになるかと思っておりますけれども。それと以前にも、副市長はファームパークのリニューアルも考えてると。それは、基金を少しずつためてリニューアルをするというような話があつたかと思っておりますけれども、今回こういうふうに13億円も使って施設を新しくするのでなく、ファームパークのリニューアルということの中で、産直市場の拡大とか、そういう試算はされたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 農業公園株式会社ではやっておりません。それは、農業振興部と我々のほうでは、いろいろの想定をしながらやっておりますが、双方がうまくいくような今後の計画をしていこうというコンセプトで、今、打ち合わせをいたしております。今、食の拠点の施設の2階の食堂については、農業公園株式会社に指定管理をしていくというようなことも含めて、今、打ち合わせをしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか、そういうふうに両施設うまいこといくかなという不安はあ

るわけですが、それで食の拠点の関係で駐車場が潰れるということになれば、近隣の農家の人たちにも大変不便をかける状況になるのではないかと思うんですけど、その辺の対策などはどう考えてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 近隣の農家さんへの不便というのは、例えば耕作とかの関係ですか。

○蛭子智彦委員長 不法駐車とかです。
農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 済みません、不法駐車等につきましては、場内の交通整理員等を配置をして、万全を期したいというように思っています。また、食の拠点施設の整備に当たりましては、都市計画法第29条の開発協議等もやってるんですけども、その中で大規模集客施設にかかわります周辺への影響という、県条例のことがございまして、その中でファミリーマート前の交差点、また国道の養宜交差点におきまして交通量調査等しまして、その交通量の解析、どういうふうに渋滞になるかとか影響があるかないか、そういった調査もやってございます。その中では、特に影響はないというふうに出ています。

以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、先ほどの話に戻しますと、レストラン部門はファームパークに指定管理するという話でありましたけれども、ファームパークの中の食堂についても、大きな影響が出るのではないかと思います、そこら辺は大丈夫なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 大丈夫だといって大見えは切りませんが、双方努力をして、双方にいい方向に持っていくと、これは何も受け身でなくて、今後やっぱりPRを十分にしていって、先ほどの54万人という話もございました。もっとももっとこちらのほうに来ていただけるようにということは、これは市を挙げてPRをしていかなければいけないのではないかなというふうには思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、リニューアルの関係ですけれども、冬場ファームパーク行きますと、もう特にイングランドエリアは大変寒いということで、それを補うようなものがないわけで、先ほど温泉の話もありましたけれども、あそこに足湯をつくるとか、それと夏場ですと反対に暑くて日陰が少ないと。小さい子供を連れて行きますと、日射病状態になるような恐れもあるわけで、そこら辺ではあすたむらんどなんかへ行きますと、もう水で遊ぶところがあるんですけれども、そういうところもないというようなことで、なかなか小さい子供を冬場・夏場連れて行くというのは大変な状況もあるわけですけれども、そこら辺は今回の食の拠点のこういう事業をするのではなく、私はリニューアルをしながらサブグラウンド、サブ会場として活用するという方策はなぜ考えられなかったのかということをおもうわけですが、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） いろいろ、細かいところまでのアイデアを頂戴しまして、ありがとうございます。私ども、先ほどおっしゃったように、やっぱりアウトドアの施設ですので、雨の日の遊ぶ場所がないとか、暑いときにはどうするのか、寒いときにもどうなのか、それはよく考えております。なかなか、先ほど言いましたように一気にリニューアルということはいきませんので、今、使用料として市のほうに大体二千七、八百万円ずつ納入をして、今、蓄積をしてるわけですし、その蓄積がある程度できれば、そういうふうなところにリニューアルをしていきたいというのは思っております。今でも、暑さ対策には、何かシャワーみたいに雨が降ってくるというようなことはやっておるわけですし、夏の暑いときにはテントをできるだけ多く張って、子供さんが熱中症にかからないようにと、そういうふうな配慮もしておりますけど、やっぱりアウトドアというところで、非常に我々も心配しているところがございますので、今後いろいろ検討しながら、できるだけ来園者の皆さん方が楽しんでいただけるような施設にはしていきたいというふうには考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は、先ほども言いましたように、やはりリニューアルの中でサブ会場としていけば、これだけのお金を使う必要もなくって、ファームパークももっと充実したものになると思うんで、そこら辺は発想の切りかえというのはできないのかもしれない

んけど、そういうところにお金を使うんであれば納得できる話ですけど、13億円という大きなお金です、借金もしますから、それは後年度にまた将来つけが回る話でありますので、こういう計画は見直すべきだというふうに思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 135ページの、働く婦人の家の講師の報酬ですけども、昨年に比べて倍増になってるんですけど、これは講座の内容とか数とか、そういうことで充実してるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 人権教育課の土肥です、どうぞよろしく申し上げます。
ただいま、原口委員からの質問なんですけれども、ここの講師報酬費が今年度55万8,000円ということで、25年度は27万円、28万8,000円ふえておるということでございます。この部分については、前年度、25年度につきまして、出前講座の部分が教育費のほうに入っておった部分を、26年度こちらのほうが正当ではないかということで、出前講座を28万8,000円こちらのほうに入れかえをしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、25年度と余り内容については変化がないということですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 働く婦人の家ということで、これもいつときは県下にもかなり数があったと思うんですけど、もう今残ってるのは、県下ではどこどこですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 私のほうは、6カ所あるということだけ存じておりますけれども、場所的にはちょっと把握しておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ここでやってることが、その婦人の家という特徴というのは、どんなことでやってるんですか。公民館とかとまた違うという意味での、婦人の家としての本来の目的があって、残しておるんだと思うんですけど、婦人の家の特徴とかいうのはどういうところなんですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 働く婦人の家の設置目的としまして、働く女性に対して、日常生活に必要な援助を与え、その福祉向上を図るという目的でございます。それで、この婦人の家の事業といたしましては、各種の講座を開設したり、そういう休養やレクリエーションなどの場所や機会を提供する内容でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 働く婦人ということで、専業主婦とかあるいは未婚の方とか、そういう部分というのは、対象外ということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 働く婦人の家の使用者と申しますと、特に働く婦人の家と名称はなっておりますけれども、そういうふうな未婚の方でも使用はしておるような状態でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 かなり、婦人の家として残ってるところは減ってると思うんですけど、女性の家というか、名称もちょっと婦人の家でええのかなと思ったりもします。それと、あと中身としても、例えば子育てのために一旦職を離れた人が、またスキルアップしても

う一回働くというための準備とか、そういう部分も以前若干やりかけとったような気がするんですけど、そういう職業訓練とはいいませんけど、そういう素養を身につけるための講座とかいうのはあるんでしょうか。それと、子供を預かったりもしてると思うんで、これもええことやと思うんです。子連れで利用したり、あるいはお母さん方の交流の場になったりするのにもええことやと思うんで、そういう女性の家としての役割というか、そういうものをもっとアピールをして、独自性をやっぱり出していくべきだというふうに思うんですけど、現状なり考え方はいかがですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 働く家のほうの自主講座でございますけれども、料理教室とか手芸、それからフラダンス等の、そういうふうな形の現在は講座を開いておるわけでございますけれども、先般もちよっと運営委員会を開催したところ、運営委員さんのほうからほかの講座もちよっと考えてみたらどうかということで、今後そういう運営委員会の中でも、委員さんがおっしゃられたような形もどうかということで、提案していきたいと思っております。なお、子供を預かっておるといふところについては、子育ての学習センターが入っておる関係で、その人らが利用したような状況でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 地区公民館とか中央公民館あるんですけども、やはりこの名前にふさわしいような、ある程度特化させたようなことで、全市的に参加者が集まってくるような施設として、ぜひ活用を続けていただきたいというふうに要望して終わります。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

2時10分まで休憩とさせていただきます。

（休憩 午後 1時57分）

（再開 午後 2時10分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

市長は、昨夜の火事の御見舞いということで、1時間ほど中座をするということで、御了解をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いします。

廣内委員。

○廣内孝次委員 ページ、140ページの認定農家協議会補助金、これの認定農家の現況についてお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 認定農家につきましては、市内で約800農家ございます。その中で、協議会に参加されてるのは450農家でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この補助金ですけども、恐らく研修とか試作とか、そういうものに活用されていると聞いておりますけども、この分配方法ですね、支部の均等割りと人数割りというような形でいっておりますけども、割と差があるということで、1人あたが一番多いところで幾らぐらいの補助金になるか、お尋ねしたいと思います。それと、一番低いところですね、その差についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど次長が説明させていただきましたように、この50万円の振り分けなんですけども、8支部がございます。人数割合と実績割合、実績割合の内容といいますと、総会をしていたら、点数制なんですけども、総会が2点、役員会1回開くごとに1点、講演会、研修会1回開くごとに2点、視察を1回したら2点、その他のうちが認める行事をしたら1点ということで、点数制と人数割りで配分を分けております。1人あたりの一番低い集落と、多い集落といいますけども、ちょっと計算せなあかんで、少し時間いただけますか。結果が出たらまた報告しますので。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 要するに、認定農家の方は、農業に対する大変強い担い手の意識を持って取り組んでおられると思うんですけども、大勢おる支部ですね、その活動も割と盛んにやられていると思うんですけども、1人あたりにしまして700円ほどしかないということで、まだまだやりたい事業があるのにできないという話がございます、片や少ない支部に関しましては2,000円からあるという、これは大変不平等でないかと。それと、割

と大きい支部のほうが、活動は盛んなような感じがあります。その点に関して、どのような考え方をしとるかお尋ねします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 配分方法は、先ほど部長が申し上げたとおりなんですけども、単価等につきましても、この認定農業者協議会でそれぞれの地区の代表さんは集まっていたいて、その中で協議をいただいた上で、決定をさせていただいて御了解をいただいている、そのように思っています。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 榎列、倭文支部が割と、147名ですか。それと、南淡に関しましては、南淡支部1つだけなんです。この2つが極端に少ないような形になっております。それで、やはり数の多いところは、やはりいろんな事業に対しても意欲的に取り組んでおりますし、やはり動けるような補助金の配分方法、または補助金の増額等よく聞くわけなんですけど、その点に関してはいかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 配分につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、協議会の中で協議をいただいて配分されておりますので、それでいいのかなと思っています。ただ、予算自体の額の枠ですね、これにつきましては、協議会の中においても、もう少しどうにかならないかなというような御意見も頂戴はしてございます。今後検討させていただけたらと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 市の補助ですんで、多少の指導もできると思うんです。協議会の中で、どのような話し合いがされとるんかは知りませんが、やはりこれ余りにも不平等であるような気がしますんで、そこらの指導を十分するということはできないんでしょうか、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 私もその会議に出てるんですけど、指導といいますか、お話はさせていただけるかと思います。ただ、最終的な決定につきましては、協議会で決定をいただくということで、話を進めるものであると思ってございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 協議会のメンバーというのは、どのような校正になっておりますか。何人ぐらいの人数でやられてるんか、お尋ねします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 8支部ございまして、それぞれの代表さん1名ずつでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 もう、その点からやはり不平等さが出るとるんじゃないかと思うんですけども、やはり何名あたり何人とかいうような考え方はできないんでしょうか。これは、協議会の問題かもわかりませんが、そういうような指導もできるんじゃないかと思うんですけどね。やはり、これ南淡なんかだったら支部1つでありますんで、これ808人ほどですか、やはり少ない補助金の配分でございますので、やはり活動に支障を来すというような話も聞いておりますんで、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 現実には、今、次長が説明させていただいたように、8支部が役員が来て、協議会で協議をしておるんですけども、このここに認定農業者も50万円あるんですけど、担い手協の関係で120万円あるんです。そこへ、協議の中でどうしても必要な場合は、認定農業者と担い手協、担い手協は大枠です、その中に認定農業者があるということで、認定協のほうから一部支援しよるケースもあります。さっき委員さん言われましたように、人数が多いのに割り当て少ないと、そういう件については、今後協議会のほうで再検討してみます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 多少、そういうような、不平等さの出ないような体制を指導していただきたいと思いますのでよろしく。それと、補助金に関しては、これ市単独補助になると思うんですけども、増額は考えられないでしょうかね。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほども説明させていただいたように、担い手協の協議会ほうも120万円おいてあるので、財政ともいつも協議するんですけども、その分野との協議の中で調整してくれということですので、今後そういう方向で進めさせていただきたいなというふうに思っています。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 トータルして120万円、それでも恐らく割と活動を盛んにしている支部はとにかく足りないという話を聞きますんで、検討していただきたいと思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 農業振興費の140ページ、耕作放棄田のことが補助金が3つあります。耕作放棄田の保全事業、それから耕作放棄地活用総合対策事業、耕作放棄地再生促進事業とありまして、各補助金の、字でわかるんですけど、違いとその補助金の渡し先ですね、どこで何をしてるのかということをお聞きします。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 耕作放棄田の関係の事業でございます。まず、耕作放棄地再生促進事業、これは市の単独事業でございます、耕作放棄地再生利用緊急対策事業というのが国の事業でございます、これの随伴補助ということで、市のほうが補助をしてございます。緊急対策事業につきましては、これは市の予算を通りません、農業再生協議会のほうに国から直接いってる事業でございます、この事業は耕作放棄地を再生して、5年以上耕作をされる方につきましては、反当5万円の助成をする事業でございます。その上に、先ほど市の耕作放棄地再生促進事業としまして、随伴で市の経費で反当5万円を助成するものでございまして、この事業をやられますと、合わせて反当10万円の支援をするというものでございます。

2つ目、耕作放棄地活用総合対策事業、これは、耕作放棄地を再生しまして、特産物の生産のために果樹の苗を植えるというものでございまして、果樹の苗木の無償提供をするものでございます。

それと、最後3つ目なんですけども耕作放棄田保全事業、これも市の事業でございまして、地元の農会さんが事業主体となりまして、農地を1年間保全管理するというものに対して、反当1万円以内の助成をするというものでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 渡し先がよくわかりました。それで、この事業概要説明書によりますと、復元すべき耕作放棄地は約200ヘクタールあると。昨年度比800万円から500万円に減少しておるんですが、減額の理由等をお聞きしたいと思ひますし、現在どれほど復元されているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○蛭子智彦委員長 復元再生状況。
農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 耕作放棄地につきましては、市内全体で、全体と申しますのは、中山間地域であるとか、農地・水の地域以外の地域でございまして、これにつきまして、平成23年度で合わせまして214ヘクタール、それが現在190.2ヘクタールになっているような状況でございまして、そんな中で、事業実績に応じまして、予算措置をしてるというような状況でございまして。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ふやしていくんじゃないかと、財源が減ってきてるんですけども、この辺はどういうことでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど次長が説明させていただいたように、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、国の事業があったんですけども、今も5年間延長されたんですけども、さっき言いましたように、一反あたり5年間維持するということで5万円。あと、市の随伴に5万円をつけております。これは、1つ耕作放棄地を再生する場合に、1反当15万円ぐらいいるであろうと、国から5万円、市から5万円、地主が5万円ということ

で、10万円支援するんですけども、去年からこの市の随伴を考えたんですけども、当時考えたときに、アグリア일랜드が耕作放棄地に関与して、耕作放棄地を解消しようという話がありまして、アグリア일랜드も相談したんですけども、当初が800万円予算をおいてありました。800万円を5万円でするので、それほど取りかかっていただけかなということでも予算計上しておったんですけども、なかなか援農のほうに結構忙しくて、耕作放棄地のほうに手が回らないということで、このたび24アール耕作放棄地を再生していただきました。それについては、市の支援もしております。今年度どうですかと、アグリア일랜드に相談したら、もうできるだけそれに取りかかるように計画しますということだったので、どう見てもそれだけの面積はクリアできないなということで減額させていただいております。500万円にしております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この南あわじ市は、農業が一番主産業ですが、この事業等はどれほど頑張ってやっていくつもりでおるのかという、何か目標的な年度でやるようなんじゃなくて、暫時このお金でやっていくという考え方ですか。そういうことだけ聞いておきます。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 一般質問にもありましたんですけども、農政改革の中に中間管理機構、これは担い手に農地を集約するんですけども、これも当然耕作放棄地の解消も組んでおります。本格的に、今年度から中間管理機構が始まりますので、それも踏まえながら、耕作放棄地も含めて、解消に向けて推進していきたいなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この、耕作放棄田保全事業の40万円と、総合対策の20万円というのは、この補助はどこへいつているのかだけ聞いておきます。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 保全事業につきましては、農会でございます。耕作放棄再生促進事業につきましては、当然されてる農業者でございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 農会は先ほど聞いたんですけども、これ全部で農会に分配しとるようなお金ですか。

○蛭子智彦委員長 今の説明で、農会と農業者という説明であったんですが。登里委員。

○登里伸一委員 40万円と20万円という金額で、全部の農会に出していくということかどうただけ聞きたいんですけども。どこか、まとめてやるとこへいくとか、そういうんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 保全事業ということで、地元の農会が事業主体でございまして、そちらのほうに反当1万円ということで、支援をさせていただいてるところでございまして。

○蛭子智彦委員長 事業を取り組んでるところという意味。

○農業振興部次長（森本秀利） そうです、もちろん。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 同じく140ページの、農振の補助金について伺います。

人・農地プランというのが、一番のメインだと思うんですけども、今、いろんな新規就農とかに対する支援は、まずそこで認定というか、担い手になるというのが第一条件というか、一番大切なことかなと思っておるんですけども、今、人・農地プランで認定されておる農業者の数とか、法人なりの数というのはあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） すいません、中核農家の数まではちょっと、今、資料ないんですけども、人・農地プランの策定をいただいております集落の数といたしまして、6集落でございます。ですから、最低6人以上ということにはなるとは思うんですけども。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、その6集落が人・農地プランをもう採用してて、それを採用してる、その人・農地プランをもう既に取り組んでるところの中での担い手というか農業者、例えば誰それがその中核ですというか担い手ですよというふうなことは、その6つの団体についてはもう明確にされておるわけかと思うんですけど、その認定されておる人の数とか、そういうのはわかりませんか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） おっしゃるとおりでございますが、ちょっと今そこまでの資料を持っておりませんので、済みません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、この大分前から5年間150万円であったり、その準備期間2年間であったりというのが民主党のときからできてて、引き継いでおると思うんですけども、その辺でアグリアイランド、あるいは青果商、あと農業生産法人も対象になれるというふうに質問で答えていただいた記憶があるんですが、その辺は、今、具体的に、この人・農地プランの中で位置づけられてはいないということですね。今から、これは見込まれておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今、6集落の人・農地プランが作成されております。その中に、今、委員さん言われるアグリアイランドとか、農業法人、青果業というのは今現在入っておりません。今後、それを含めて推進していくために、予算にも計上しております140ページに集落の未来設計図策定支援事業、これは人・農地プランをできるだけ各地域に策定してほしいということで、市単で新たに設けた事業でございます。できるだけ人・農地プラン、各集落で自分らの10年後20年後の地域のあり方を皆で協議していただきまして、中核的な農家を支援していただきたいなという思いで計画をしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、それぞれ生産法人であったり、青果商というのはそれぞれ帰属しとる土地があるんで、その集落の中で認定されたらええかと思うんですけども、アグリア일랜드というのは、そしたら仮に人・農地プランの受け皿になるとしたら、どこの人・農地プランになるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 人・農地プランは、あくまでも属地主義でいきますので、例えばAという集落にアグリア일랜드がそこへ貫入していた場合、その人・農地プランに入っただけならば結構かなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、それぞれアグリア일랜드が土地を借りる、あるいは所有する、そしたら複数のその地元で認定されると、わかりました。そしたら、その認定されると、例えばそこで雇用というか研修の受け入れになるのかもわかりませんが、雇った人というか、受け入れた人というのに対しては、150万円ずつ5年間は可能やと思うんですけども、違いました。その、担い手になったところが受けても、就農にはならん。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） アグリア일랜드で雇用されておりますので、その新規就農者にはならんと。独立すればなると思いますけども。今、アグリア일랜드は、5人おられるんですけども、農の雇用でことし1年対応するというように聞いております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 雇用しとったら、雇用ではあかんと、例えばアグリア일랜드が円滑化団体になつとると思うので、そこが耕作放棄を解消して預かったり、あるいは所有したりした土地をその新規就農というかその人が借りて、それを使って例えば5年間やるとすれば対象になるわけですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） その場合は、対象になるというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それと、その前段の2年間の研修期間の対象としては、認定団体というか、認定の期間で研修を受けるのは対象になると思うんですけども、以前聞いたときは、県立農業大学校はその認定されとるというふうに聞いたように思うんですけども、その県立農業大学校へ2年間通う研修として、150万円ずつもらって通えるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） それは新規就農準備型ということで、2年間終了後就農する予定であれば、2年間支援いただけるということでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは、例えば今回吉備国際大学が3年4年というところになってきたら、まだ今おりませんが、卒業前2年間仮にそういう対象になるような期間に認定されれば、島外の非農家とかから来て、そこに学生として席をおいておる間そういう将来就農という希望を持っておれば、150万円ずつ受けることはできるんですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） はい、支援をいただけたらと思いますけども、吉備国際大学の学長にもその旨は伝えております。学長も検討してみると、認定いただきたいと。県の認定が必要ですので、その取り組みはやってみますという回答は得ております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、仮に来年以降認定されて、大学の3年4年時でそういう専門のコースみたいな形の教育でもされて卒業して、アグリアイランドが円滑化団体として持っているような土地とかをその子に貸し付けて、その子がどこかの人・農地プランの中の担い手となって地元に残れば、もう5年間150万円もらえるという設計ができるように思うんですけど、間違いないですか。

○蛭子智彦委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） そのとおりだと思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 まず、玉ネギのバイオマスの事情について聞こうと思ったんですが、順調に稼働されてるようなのでやめておきまして、152ページ、中間育成場の関係1,300万円についてお尋ねします。

事業概要の12ページではいろいろ書いてあるんですが、今、ヒラメ、タイ、オコゼ、エビなどということで載っておるんですが、その中で定着性のある根付きの魚、また価格の高い魚が安定的にとれるよう推進しますとあるんですが、年々減少しているこの漁獲量をふやすということで、なかなか難しいと思うんですけども、今これらに該当するものでどういうものが対象で、今、中間育成やっていますか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 水産振興課の榎本でございます、どうぞよろしくお願ひします。

ただいま、委員さんのお尋ねの件でございますけれども、今、中間育成の中で、マダイ、ヒラメ、アカウニ、それからクマエビ、クロアワビ、サザエ、カサゴ、マコガレイ、ガザミ等が、今、中間育成しておりますけれども、その中で、今、大阪府なんかすごい力を入れておるんですけども、キジハタ、いわゆるアコウという魚でございますけれども、これはいわゆる根付きの魚ということで、他所に泳いでいかないというふうな習性を持っております。それが、今、非常に高価な高値で売れるというふうなところで、今、兵庫県もかなり力を入れていただいておりますので、それを当南あわじ市におきましても、積極的に取り入れていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 今、アコウということで、高級魚で取り組めるということで、大変結構なことなんですけど、いま一つ言いたいのは、提案なんですけども、県の栽培センターの協議会で発言の機会があると思うんですけど、あれは部長が出席されとるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） それには出席はしておりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 課長が行っとるの。誰が行っとんの。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今年度はまだ出席しておりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと、私の思い違いかもしれませんが。そういう機会をつかまえて、例えば、今、南あわじ市で3年トラフグということで、養殖のトラフグを盛んに宣伝してやる、ブランド化ということでいろいろな反響もあるようですが、トラフグとか、それとかカレイとかメバル、それからアワビ、ナマコ、アイナメ、そういうふうな魚種に取り組みましたらどうですかということと、今取り組まれてる魚種についてどのぐらいの効果があると、この前も一般質問で言うたかもしれませんが、一度よく検証していただいて、効果のある、ここにも書いてあるとおり、余り移動しない地元における魚に取り組んで、方向転換してほしいと思うんですけども、その辺はどないですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今度、一度その会議がございましたら、提案させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ぜひ、県のほうにお願いして、せっかくああいう施設であって、これ

だけ毎年1,300万円というようなことで予算も取っておるんですが、なかなか効果のほうが見えてこないという一面もあるみたいで、その辺をよく研究していただいて、効果のある魚、また定着性のある魚ということで、それを全面的に取り組んでほしいと思います。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） キジハタにつきましては、もう以前一度提案させていただいております。それから、キジハタにつきましては、今、大阪府のほうが非常に力を入れておりまして、その効果も出ているというふうに聞いておりますので、当市におきましてもその辺に力を入れていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 トラフグはどないですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） トラフグにつきましては、まだ私のほうも勉強不足でございまして、それがいわゆる種苗のほうの中の主流の中に入っておるんかどうか、それが存じ上げておりませんので、それも一度確認させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 トラフグはですね、養殖業者の方に教えてもうたら、稚魚の売るところわかると思うんで、それは購入せんとなかなか無理やと思います。今、まだ兵庫県もしてないから、できらんやつで地元で定着しとるやつは、購入の方向で考えてほしいと思います。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 一度、検討させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 商工振興費、157ページの、売り出そう南あわじ物産販売促進業務委託料というのと、その次のページに、南あわじ市特産品等販売開拓支援事業補助金というのがあります。これには瓦も入っておるんでしょうか、それだけお聞きします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この、売り出そう南あわじ物産販売促進業務委託料、これにつきましては、毎年恒例の西宮また大阪等へ物産展、またネット販売ということになっておりますが、もちろん瓦もその中に展示等しております。それから、その次の南あわじ市特産品等でございますが、こちらにつきましては、いろんな特産品がございますが、もちろんこれも瓦というのが含まれております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 144ページの、農地・水の関係の負担金ですけども、これ市の分ということは、国からの分と合わせるとこの倍の金額が交付されとるかと思うんですけども、今この事業に取り組んでおる団体数、面積は幾らになりますか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 農地整備課長の喜田と申します、よろしくお願いたします。

先ほどの御質問ですけども、農地・水事業の関係なんですけども、今、共同事業で79組織。それから、向上事業で55組織取り組んでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 それぞれの面積、対象になる面積と、カバーしてる面積ということになるのかな、をお尋ねします。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） まず、共同活動の田の分ですけども、田で2,628ヘクタール、畑で93.5ヘクタール、それからこの向上活動につきましては、田で20.6ヘクタール、畑で0.8ヘクタールでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 向上のほうは、多分共同に取り組んでるところの団体が、向上だけで取り組んでるとこというのではないかなと思うので、そしたらその田と畑の市全体の面積に対するカバー率というか、どれぐらいの面積を、パーセントでいいですけど、カバーしてますか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 計算しましたら、農地で全体の85%活動してございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 思ったより高かったんで、安心したんですけども、今回拡充されて交付金額もふえるということで、うちの地元も活用させてもらって大変助かってます。新規にあと15%のカバーということであれば、余りないかもわからないんですけども、新規に参入したいというふうな団体の希望というのは、今のところないんですか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 新規の推進につきましてなんですけども、今回まだこの活動事業してない集落に対しまして、毎年文書で推進の通知を行っております。それで、この平成26年度に対しましては、新規で2組織加入を見込んでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 見込んでるといのは、大体もうオファーが来てて、それが認可できる方向でいってるということですか。

○蛭子智彦委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 2組織に関しましては、していただけるだろうということで、見込ませてもらっております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 162ページの、15節、工事請負で、慶野松原の工事費350万円
出とるので、この中身について説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 慶野松原関連施設修繕工事でございますが、これにつ
きましては、松原荘の近くにあります児童公園がございます。ここの公園の、遊具等のリ
ニューアルの工事費ということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 あの松原の中にグラウンドがあるんですけども、あの周辺の海岸のこ
とは、何か商工観光のほうに来てませんか、話は。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） うちのほうへは、特に来ておりません。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 教育委員会のほうへは来てませんか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 今お尋ねなのは、社会教育センターの裏のグラ
ウンドということですか。いえ、聞いておりませんけども。

○蛭子智彦委員長 款5から款7までのところで、ほかにございますか。
暫時休憩いたします。
再開は3時とさせていただきます。

(休憩 午後 2時55分)

(再開 午後 3時00分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

⑤款8. 土木費 (P. 163～P. 175) ～款9. 消防費 (P. 176～P. 181)

○蛭子智彦委員長 次第の5で、款8. 土木費、款9. 消防費、議案書は163ページから181ページまでです。

印部委員。

○印部久信委員 166ページ、道路橋梁維持工事費と、あと169ページの河川維持工事費等ですが、まずお聞きしたいんですが、この5,000万円ですが、24年度でもいいし、25年度の現在までの数字でも結構なんですが、自治会からどれぐらいの件数の要望が挙がってますか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長 (赤松啓二) 建設課の赤松です、よろしくをお願いします。

自治会からの要望なんですけども、地区としては140から150ぐらいの地区数の要望が毎年挙がってきます。件数でいいますと、以前にも言わせてもらいましたが、一つの要望書で数カ所のところもあれば、数十カ所の箇所数を挙げてくるような地区もございますので、箇所数についてはちょっとその数倍になるかと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 この道路維持、河川維持とか排水路整備とか河川環境整備というのはね、この地元要望が挙がってきて、これを施行してもらうことによって、この市民の人が本当に喜ぶ事業なんです。25年度、今のところこの要望が挙がってきて、どれぐらいの事業が施行されてますか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長 (赤松啓二) まず、この5,000万円の道路橋梁維持工事費ですけども、

3月10日現在で、今159カ所修繕しております。河川のほうは、これは排水も含めてですけども、22、3カ所ということになってます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、今言われた数字で要望が挙がってきたのは、ほぼこれ施行できてるんですか。それとも、まだずっと積み残しがあるんですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 積み残しはございませんとは言いたいんですけども、5万円未満の小規模の修繕ですと、いなりこ等でも対応はできてるんですけども、それ以外で積み残しというのはございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、課長、その積み残しというのは、予算が足らなくて積み残しとるのか、それとも発注工事で工事がおくられて積み残しとるんか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 当然、予算の関係もありますけども、地区からの要望というのは多岐にわたっております。ですので、市の対応できない分もありますし、いろいろなケースがございますけども、市で対応できるものについては、1年2年おくれというような形で修繕やっております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、市で対応できないものという言い方をしましたが、市で対応できないものというのは、一体具体的にどんなことですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 例えば、本来でしたら民間でということは、個人でやってい

ただくべしものとかですね、農業用の用水であったり、改良区の管理のものであったりというようなことです。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 過去、この補正組んでやったというような事例はありますか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） この、修繕について補正を組んだということは、私の記憶ではございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この1億3,000万円か4,000万円の予算で、ほぼ毎年自治会から挙がってきたる要望は、おおむねこれで施行できておるということですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） この、修繕の予算につきましては、26年度もそうですけども、市長のほうから特別枠として追加でいただいたこともありまして、件数としてはかなり消化できているとは思っておりますけども、要望の件数からすればどうしても、先ほど言いましたように、おくらしている、待っていただいている部分もございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、防災・減災という意味からも、やはり早期に修理修繕をすることによって、災害を未然に防げるということも考えられると思いますんで、今後こういう要望が挙がってきた場合に、できるだけその要望に応じてもらって施行してほしいと思います。特に、予算予算といって、予算がない場合でも、その場合はぜひ市長、副市長に言って、補正でも組んでやっぱり対応していただけるように要望して、終わります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ページの170ページ、海岸漂着物対策推進事業委託料、この中に入るかどうかちょっと確認まだしてないんですけど、先般の2月22日に湊のほうでしゅんせつ工事をしたところ、県のレッドデータブックのAランクに指定されている、そういう植物がそのそこにあって工事がとまったという新聞記事があったんですが、これのその後の経緯をちょっとお聞かせ願えますか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 今の委員さんのお尋ねの件でございますけれども、昭和53年の3月やと思いますけれども、湊港湾の埋め立てによりまして、ちょうど海岸線と埋め立ての間に水路が今できております。その一番西の出入り口のところが、砂によって埋まってしまっておりました。その関係で、ちょうど閉塞地のところでそういうふうな、今レッドデータのAとおっしゃいましたけれども、私のほうではCランクというふうに承知しておりますけれども、ハマツナというふうな希少植物が、ここ2、30年の間でなくなっていったようでございます。それで、私も勉強不足でそれを知らなんだわけなんですけれども、それを水産の事業のほうで水産多面的機能発揮対策事業といいまして、中山間事業のような水産の関係の事業がありまして、それで湊漁協がそれに取り組むということで、ちょうど今おっしゃいましたように、海岸の漂着物の除去、それからしゅんせつ事業等を漁業者が中心となって実施いたしました。ところが、今おっしゃられたような希少植物があったというようなところで指摘を受けまして、それは漁協のほうとも相談いたしまして、これからずっとあと、ことしを入れまして4年間、ずっと続けていく事業でございますけれども、そこは夏場になりますとちょっとよどみまして、悪臭も最近は出てきておるといふようなところで、そこを水路を通すことによって循環してきれいな水になるということで、また生態系も戻ってこようかというふうなことで、漁業者の方が積極的に実施したものでございます。今後は、その生態系に配慮するような施行の仕方を、県を交えてまた指導いただきまして今後もまた続けていかなければ、結局そのよどんだところが直らないというふうなことになろうかと思っておりますので、我々も注意しながらまた実施していくというふうなことでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、今後また再開するわけですね。あの場所。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 湊漁協さんはその意向でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もう1点。この工事というのは、漁協がやらなんものですか、それとも先ほど言いよったように、埋め立てでああいう場所が生まれたということで、当時の西淡町が施行してああいう地形になり、こういう悪臭が出てきたということになつてくるんですけども、市というか、西淡町の後継の行政としての南あわじ市が施行ということは考えられないんですか。要は、事業主体を、漁協から南あわじ市が代替で代行するというようなことは考えられないんですか。

○蛭子智彦委員長 水産振興課長、答えられますか。

○水産振興課長（榎本輝夫） 埋め立ての部分につきましては、南あわじ市の所有になると思いますけれども、あとの海岸線につきましては、建設海岸になりますので、洲本土木の管轄になろうかと思えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 私が言うとなのは、要は原因が埋め立てによってああいう海岸ができたということで、南あわじ市がやれないかということを知りたいんです。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 管理課の和田です。

今、言われとるんは、去年やった事業を、改めて漁協主体ではなしに、南あわじ市が事業主体としてやれるかどうかということでしょうか。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時13分）

（再開 午後 3時14分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫）　　これは、南あわじ市とそれから兵庫県の中で、一遍協議させていただきたいというような話もあるんですけども、ちょっとそぐわんような事業かなというふうなところもございまして、一応県と一遍協議させていただきたいと思いません。

○蛭子智彦委員長　　よろしいですか。

ほかに。

吉田委員。

○吉田良子委員　　175ページの、市営住宅の建設についてお伺いいたします。

今回は広田地区で市営住宅を新築工事する、20戸という形で予算が組まれておりますけれども、この広田地区に今回決まったことについてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長　　都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司）　　この、市営住宅の建てかえ事業については、平成20年度に、南あわじ市において住宅マスタープランというのを作成しております。平成21年度から平成30年度までの10年間ということで、平成18年に住生活の基本法が施行されて、今まで従来住宅の利用の確保から、質に重点をおいた住生活の向上ということで法が施行されて、南あわじ市においても、建てかえ計画をマスタープランにおいて作成しております。その中で、昭和30年代40年代の木造住宅から順次建てかえをするということで、計画としましては、平成22年度から24年度にかけて、もう24で終わっとるんですけども、福良住宅の40戸を集約建てかえをしております。それで、今年度から27年度にかけて、広田地区において広田住宅ということで20戸を計画しております。そのあと、28年度以降なんですけども、西淡・三原で20戸、賀集・阿万で20戸、合計100戸の計画をしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長　　吉田委員。

○吉田良子委員　　今言われたように、福良はもう40戸済みで、緑が20戸、三原・西淡で20戸、賀集・阿万で20戸ということで、マスタープランで計画が示されておりますけれども、今回広田にいった背景についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 広田地区においては、対象住宅として昭和38年の西宮川住宅、それから41年から42年に建設されました市場住宅というのがございます。そこを集約建てかえということで、場所的には地理的な現地建てかえということで、今の現の市場住宅の中に建てかえるということで決定をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、次に三原・西淡で20戸という計画ですけれども、これもそしたら広田が終われば、こちらに取りかかるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） まだ場所は未定ですけども、そういう計画でおります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 このマスタープランをつくるにあたって、先ほど課長が言われた100戸という積算の根拠の中に、南あわじ市の市営住宅といわゆる県営住宅の軒数をはじいて、その中から100戸という数が出てきてるといふふうに思っております。しかし、今、県営住宅を見てみますと、南あわじ市に数はあるんですけども、入居できない県営住宅もあります。それが、この計画の中に入居可能ということで数が含まれてるんですけども、実態とかけ離れた形でこの計画が組まれてるのではないかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） この、マスタープランの作成については、この当時20年に作成したんですけども、平成17年の国勢調査をもとに策定をしております。持ち家ですとか借家等、それから当然、今、言われた県営住宅の戸数も加味してしております。それと、一番大事な人口推計等を配慮して、そういう計100戸というふうな計画を立てております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 県営住宅のことなんですけども、榎列にある5階建ての県営住宅なんですけれども、今4戸あいてます。入居希望の方も聞いてるんですけども、県は修理費が高くつく、家賃が安いから修理してももとが取れないというような言い方するんですけども、本来公営住宅のあり方でいえば、そういう企業的発想で公営住宅はできてるわけがないので、おかしい話があるんですけども、入居希望者があるので、ぜひ県に対しても県営住宅改修して、入居希望を募るようにしたらいかがかと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 県営住宅につきましては、空き室がありましたら市のほうに募集の依頼がありまして、それで市の市営住宅と一緒に募集をするんですけども、そこから空きが幾らあって、その工事費が高くて入居を停止しとるとかいうのはこちらでちょっと把握してないので、また県のほうと確認して、今後のことも考えて確認したいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 私は県のほうに直接話したら、そういう話でありましたので、ぜひせっかく入居希望がありながら、県のそういう対応はいかがなものかと思しますので、このマスタープランではもう入れる戸数に入ってますから、それをもとに100戸という計算もされてるわけですから、ぜひそこら辺は県に対して強く要望お願いしたいというふうに思います。

それと合わせて、この広田地区の新しい市営住宅の家賃設定というのは、幾らぐらい考えられてるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 住宅の家賃設定については、近傍同種家賃ということで、近くの民間の住宅等、また部屋の大きさ等で住宅の使用料が変わってくるんですけど、所得によってですけども、最近であれば福良の市営住宅を例にとりますと、2DKで2万4000円から3万4000円、3DKであれば2万7,400円から4万8000円というふう

な、これは福良に関してですけども、若干広田の場合変わってくるかと思えますけども。
以上です。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 広田を見てみますと、民間の住宅、特に若い人向けの住宅の建設がかなり進んでるというふうに思います。そうしますと、どうしても家賃がそれに伴って結構高い割合かなというふうに思います。それと比較して、市営住宅の家賃を決めるということとなしに、やはり公営住宅は安く入れるような状況をつくり出していきたいというふうに思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 先ほども言いましたけども、公営住宅法で家賃の算定基準というのが決まっておりますので、当然部屋が大きければそれだけ家賃が高くなるということはありますので、同じ同種の民間のアパートなりマンションに比べては、やはり低所得者のためというか、家賃は低減されているかと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 ぜひ、近隣のアパートの家賃を参考にとということとなしに、やはり、今、課長が言われましたように、所得の低い人が安心して入れるような状況をつくってほしいと思います。生活保護の世帯では、家賃設定というのが決められておりますけれども、そういう安い家賃のアパートというのは、なかなか探すのが大変な状況が今ありますので、高い民間住宅はそれなりにあるんですけども、やはり安い家賃で入れるところが少ないので、そういう家賃設定ぜひお願いしたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 答弁。
都市計画課長。

○都市計画課長（原口久司） 公営住宅法で家賃算定等決まっておりますので、低所得者また住宅困窮者の住宅建設ということになっておりますので、そこらは十分配慮しているかと思えます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この、164ページの排水ポンプ設置工事実施委託料と、もう1つは170ページの港湾のほうの排水対策工事実施設置、この件の設置場所はどこですか。

○蛭子智彦委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） まず最初に、164ページの排水ポンプ設置工事実施設計の分ですけれども、この分につきましては、現在西淡庁舎前につきまして県道工事が行われております。それに伴いまして、排水の検討も必要やということで、内水対策として市のほうで排水ポンプの設置を、今後水量また位置、容量等を検討していくための設計の委託料でございます。

あと1つ、港湾費の170ページの排水対策工事実施設計の委託料500万円の方ですが、これにつきましては、概要書のほうでも御説明させていただいておりますように、福良地区でございます。具体には、福良地区で現在県のほうが高潮対策ということで、パラペットのかさ上げ、並びに水門、並びにかさ上げ等を行っておりますけれども、内水対策につきまして、それも市のほうで実施ということで、おおむね福良の部分につきましては3カ所程度残っております、仁尾と向谷地区が内水対策の必要性があるということで、それもどういう形で内水対策を施すか、水量また位置、容量等を決定するための設計費用です。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは、湊の役場周辺の東地区のこの排水ポンプの設置、それはありがたい話ですわ。この辺は、もう上部のほうで土地改良事業では場整備しよって、あの辺の周辺の住民がやっぱり上からの水が一気に来るとということで、もうこの辺設計したら、やっぱり設置までに予算措置を講じていただいて、あの辺の道路冠水、庁舎の1階のテーブルまで浸かるぐらいのやはりそれだけの水が来るとということで、その辺の能力に応じたポンプの設置をお願いしたいのと、もう1点、再々何回も言いよるねんけど、この南あわじ市内で一番内水対策で問題視されとんのが、やはりその櫛田、北阿万、古津路でないけど、あの宝明寺川の周辺やと思うねんけど、その辺の事業計画というのは、これは湊の東はありがたい話や。今言うた、宝明寺川のほうの内水対策についての事業計画はどうですか。

○蛭子智彦委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 都市整備部の垣本でございます。

今、委員おっしゃられた宝明寺川の流末ということで、今これ本会議でもそういう話題が出たとは思いますが、結局宝明寺川自体が倭文川を下をくぐってサイホンになっております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんなん、もう十分わかっとなねん。そんならね、宝明寺川の上部のほうに市有地なり県有地があるのよ。そこへポンプを一つ据えてもうて、そこから倭文川へばんと排水、内水対策するように、計画の中に、来年でええさかいに載してくださいよ。どないで、南あわじ市で一番困るところを、事業というのは優先順位というのはあると思うねんね。やはり、一番困るところから予算措置を講じて、順次解消していくというのが市の工事のやり方や思うねん。優先順位を間違わんようにやっていただきたいというだけお願いしますわ。先般の18号の台風の時でも、十分わかっとなんと思うんで、そこらだけしっかりとしたそういう認識を持っといてくださいよ。

○蛭子智彦委員長 答弁。
都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 以前、農業関係の事業で、その場所で排水ポンプを設置するという計画がございました。それが過去にできなくなって、位置的には榎田地区の一番低い地点でございますので、そこで排水ポンプを設置すれば、かなりの効果があるとは思われます。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あると思うさかい、役場の前もこれもありがたい話や。本当にありがたい。これは、低地に住んどる人が、もうこれで湊の人が本当に1年2年、ことしの夏の台風だけ乗り切ったら、何とかやってくれるなというぐらいの思いで感謝して、私もこれ今聞いて本当に涙しよんねん。ありがとうございます。あとは、また松帆のそっち側で、何とかお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 答弁ありませんか。

もう一回だけ、もう少し方向性なり何なり、答弁できませんか。
都市整備部次長。

○都市整備部次長（垣本義博） 今、倭文川が積みブロックで災害普及されました。そんな中で、過去に宝明寺川から倭文川にどれだけの水路を掘れるのかというような検討もしたことがあるようでございます。今後、地元との調整をしながら、検討は必要かなと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 まとい会の補助金について、お尋ねをいたします。ページは、178ページです。

これ、誤解のないように、きょうはもうインターネットですか、テレビ等も出ておりますし、また皆さんにもお聞きを願いたいと。それで、まずお聞きしたいんですが、補助金の定義についてお尋ねをいたします。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 補助金の定義ということでございます。公共的な団体等の活動に対して、その不足分について助成をしていくというように考えております。
以上です。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も頭悪いんで、いつも広辞苑の持っとるねんな。それで、それ引くところない書いてあるねん。そういう、自分である程度お金を出ししながら、その足らずを会費なり徴収して、足らずを補うのが補助金の定義やと、私もそない思うねんけども、今からちょっとお尋ねします。私も、こういうことはこれで2、3回になるんですけども、当初30万円あったもんが20万円になって、今もいってるわけですけども、非常勤消防団というのは、私はいまだに住民の生命と財産を守るために非常勤で仕事の傍らやっているということで、これはもう日ごろから敬意と感謝の気持ちを持っておりますし、日本に生まれそして地元で育ったものは、私も消防団、20歳から10年間消防団員として努めてまいりましたし、これは何も特別な存在でなくして当たり前のことやと思っております。中には、消防団員というだけで、鬼の首を取ったような発言をする幹部もおりますけども、

そういう人は案外少ないわけでございます。そこで、このまとい会なんです、まず初めに、この前もお聞きしましたが、今それぞれ行政、公共団体、地域に貢献したOBの団体で、補助金をもらっているところがありますか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 私の知る限りでは、まとい会だけかなと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、これはもう私もこういうことは本当は言いたくない。しかし、そういう今の非常勤消防団員の現職の人、また団長をやった人、阿万地区にもまとい会というのはあるんですよ、団長OBで。この、今私が議論しているまとい会というのは、これはもともとは阿万地区の消防団のOBがやった会なんです。今もあります。そこは補助金なんかもうてません。それでね、これ私課長からも決算書もいただいております。これ見よったらね、これ繰越金が25年度で12万2,730円、まあまあ1人3,000円の会費でいってるわけよね。そういう中で、これ25周年記念基金特別会計やいうて、40万円ほど基金積み立てとんのよね。それで、大体私これ常識的に一般社会通念上、社会の中でそういう補助金をいただいて会費を集めているとはいえ、40万円も基金をためこむやいうのはね、こんな団体どこにもないと思うんですね、その点どうですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） まとい会に関しまして、委員御指摘のとおり、その積み立てによってる分については少し課題があるかなと思います。ただ、ここの分について、平成5年に以前の三原郡の時代にまとい会がございまして、そこからずっと続いてきたということでき聞き及んでおります。その中で、できてきた積み立て等の部分もあったのかなと思うようなところもございませうけれど、実際補助金の中で繰り越しが実際多かったというところなんで、適正な形ではなかったのかなとは認識をいたしております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはね、課長の答弁ではね、これは難しいと。これは、平成17年政友会で私ちょうど会長させていただいて、そのときまで議会のOBの補助をいただいたんです。そのときに、中田市長が相談を受けまして、そういうOBの皆さんに諮った

ところ、それはもう当然やということで、その年から補助金をカットしております。それで、議員もこれはやはり歳費をもうて議会で福祉のためにやっとするんですけども、とはいえ厳しい選挙をやってですね、そして任期を努められて、いまだにOBの方でも地域発展のために我々もアドバイスをいただき、一生懸命やっただいております。そういう南あわじの最高の議決機関のOBたちの補助金でさえ、17年度には切ってるんですよ。それで、これはいろいろ寄附したりなんかしとるけど、大げさに見よったら研修費50万円とか、これははっきり言うていっぱい総会のお金ですわね。断つときですけど、私議長したときは行ってませんよ。もし呼ばれとったら、その前ではっきりと皆さんに「おまはんら、こんなん遠慮すべきや」と、あのメンバー見たらね、そうでしょ、市長が出す言うても遠慮するのが道義やと思う。そんな非常識なね、補助金をもらいながら積み立てをするやいうてな、そんなこと通るけ。今回でも、厳しい仕事の中でかなり補助金カットされたところもあるねん。それが、OBで何年もいって、我々のときは初めて退職金5万円、2人やったんでもう吹上の団に寄附をしてやめましたけど、今なんでしょ、団長クラスになると何十年、十四、五年になってきたらそれなりの国の方針に基づいて結構な退職金もいただいとる、歳費もいただいとる。その上、そんな貯金するやいうようなことで、これはもうちょっと責任のある人ならな、こんなん全体のこれ何億の補助いっとるねん。そんなこと通りますか。そら、課長の答弁じゃあかん。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 阿部委員につきましては、このまとい会につきましては、かねがね私所管でないときにも御意見いただいて、こういった会でいろいろ発言をいただいとることは承知してるところでございます。それで、おっしゃることはよくわかります。ただ、このまとい会につきましては、現職の消防団幹部も入りましての消防団の支援というような意味合いで、非常にその御貢献もいただいとるるところでございます。確かに、決算において25周年記念事業をやるとうことで積立金としておいてございますが、やはりそこらは不適格な運営といわれれば、御指摘受ければそのとおりでございます。それで、まとい会の存続自体は、やはり現職の消防団の支援にもいただいとるるところでございますし、また地震が起こった際にも、会長あたり駆けつけていただいて、我々の支援もいただいとるるところでございます。そういった中で、地域防災力の強化・充実のためには、やはり経験豊かな消防団幹部のOBの力が必要だと私は考えます。そういった中において、繰越金が多くなっていることも事実でございます。内容につきましては、十分精査するとともに、補助金の廃止も含めて、今後検討はさせていただきたいとそのように考えます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員　　これは、私もこんなん言いたない、言いたないけど、これはやっぱり私も選挙で選ばれてきて、そういう多くの消防団、現職、それからそういうOBの団長さん方々、不公平やということを言われとんねん。それで、私は何もまとい会を解散せえとかね、そんなこと言っとるん違いますよ。県の何かおつき合いもあるとか、そんなん知ってます。それは、そんなんは堂々と一般会計から経費を上げてやったらええんであつて、補助金を出してそれを積み立てとるということに対して、それで差し引きこれ繰り越しでも会費だけやっていけるようなもんでしょ。我々は17年度にやな、みずから市長提案に基づいてきっぱりとそういう補助金カットして、そのOBの方々今も政友会で御活躍をいただいて、今度また会あつて議長に来ていただいて講演していただくんですけども、市長も来ていただくときもあります。そういうことですので、これはやっぱり今後検討しますやいうようなことでない、誰が聞いても、第一そんなん単年度会計でやっていくもんであつて、補助金を積み立てるやいうて、そんなことを堂々と予算書に載せるやいうて、それは余りにも地域住民をばかにしとる。わずか20万円にしても。カットされるところはされとんねん。はっきりしたこと言ってください。ことしはもう仕方ないわ、今後どないするのよ。

○蛭子智彦委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　委員の御指摘を受けまして、ことしの中でまとい会のほうと十分協議をさせていただいて。

○蛭子智彦委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　協議やする必要ないだあな。わしらあえてこない言いよるのか、あえてテレビ見て聞きよる人もおるよつて言いよんねん。

　　もっと責任のある人がはっきり言うて、防災課長やそんなん責任あれへんがな、はっきり言うたらええやん。ことしは構わんと言いよるねん。

○蛭子智彦委員長　　総務部長。

○総務部長（入谷修司）　　先ほども申し上げましたように、ことしは構わんということでございますけれども、次年度27年度に向けて、特に現職消防団とともに動いておる部分もございますので、現職の消防団幹部とも協議した中で決定させていただきたいと、そのように考えます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなん聞こえへんな、胸はって堂々と答弁したらええねんか。

○蛭子智彦委員長 もう一度。
総務部長。

○総務部長（入谷修司） 27年度予算に向けて、考えていきます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 どない考えるのよ、そんなことをはっきり言えへんのけ。補助金を積み立ててしよる、そんなことをことしはそれは仕方ないな言いよんねん。来年からそんなはっきり言われへんのけ。そんなこと、住民の中で通るけ、はっきり言うて。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） ですから、先ほど申し上げましたように、廃止も含めて考えていきます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんな、こっちも譲歩しとるねん、大概。廃止も含めてやなんて、そんなあんたもうおらへんやないか。

○蛭子智彦委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これは、私の口から廃止しますとは言いがたいところもございしますので、同じ答弁になりますが、廃止も含めて検討するように、次の方に申し送っていきます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部計一委員 はい、それで結構です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この、178ページの、消防の備品購入と消防設備整備補助金500万円とこの4,300万円、これについてお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 内容説明ということですか。

○谷口博文委員 4,300万円の備品の内容説明。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 4,300万円の内訳について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、小型動力ポンプ5台、積載車1台、ポンプ自動車2台の計4,300万円となっております。あと、補助金のほうの500万円につきましては、各分団等から出てきたものを補助金という形でなっております。それで、事前に確認した分と、あと少し足した中で、500万円を計上させていただいております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般もちょっと一般質問させてもうてんけど、あの救助資機材とか、本当に短時間で倒壊家屋の下になつとるような、こういうふうなエアジャッキとかスプレッターとかいうやつよ、今後例えば沼島であったりとか、阿万であったりとか、福良であったりとか、やっぱり津波の40分で来る中で、限られとる中で救助する上で、本当に時間の短縮できるような、そういうような資機材の配備を考えていただきたいと思うねんけど、その辺について、もう一度、再度そういう計画はございませんか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在、26年度の予算のほうについては、反映は出てきておりません。そこについては、また消防団のほうとの活動の内容もございまして、消防団と協議をさせていただいた中で、できるものからしていけたらとは思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それとね、この4月13日、昨年地震において、消防団の詰所もその辺に松帆のほうで損傷というか、被害があったわけやな。ほんでね、津波で、福良であつたり湊の消防団の詰所が、それなりに高台移転をせないかんというような、私はそういう気持ちがあるねんけど、そのあたりは市の防災課として、例えば湊地区、福良の消防団の詰所、その辺の耐震、要は地震でそういうふうなシャッターなり、消防自動車出動できへんだら話にならん。だから、そのあたりのやはり今後消防団の詰所の、それなりの耐震機能を持ったような屯所の整備であつたりとか、やっぱりその辺やっていただきたいのと、湊であつたり福良であつたりする消防団の器具庫の、その辺の高台移転を今後計画に入れてもうて、その辺の予算編成していただきたいと思うねんけど、そのあたりはどうですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 南海トラフということで、津波の被害というところで、今のほうにおいても高台移転というようなことが言われております。それで、それとはまた違うんですが、今現状では一点どうしてもその用地の確保とかいろいろあるんですが、今現状では前から福良のほうでもそういうような御意見が出ておまして、そのときには、用地をどないぞつくってよというような中での動きの中で、動いていたように思います。それで、今現在では民間の方のちょっと御協力等がいただけそうな形のことで、用地等が提供のような形で動いていきよるといふ部分もございまして、できればそういうような用地とか、どこかいいところがあるとか、そういうような部分で何とか前へ進めていけたらと思うんですけれど、今現状ではこちらのほうで用意していくような形での計画はいたしておりません。

以上です。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その、計画いたしておりませんというのは、私は納得できらんよの。南海地震が来て、消防団の器具庫、そのあたりのところが高台移転とかやな、きょうも湊でも火事があつたんやけど、湊の老朽化したやつを、例えば西淡庁舎の跡地のところへ持ってきてやってやると。ほな、あそこの道路の県道拡幅もできると。ほんで、いざ災害時において、私はもう消防団ある程度集約していかなんだら、地元で用地こしらえるとか、建物3分の1地元でもてやいうてね、こんなばかげた制度は今からの時代通用せえへんと思うねん。だから、その辺はある程度、再々言うように集約して、それなりの設備したってくださいよ。それでないと、消防団員の方々にそれなりの資機材の配備と、やっぱりしっ

かりとした建物というか、そこらもしたってもらわなんたら、こんな計画ありませんいうて今の答弁やったら、私はもう納得できらんねんけんどもよ。福良にしろ湊にしろ、消防団の高台移転というのは、それは計画ないんけ。これ、南海地震が来て、消防団とかそういうやつ公共の施設、耐震や高台移転せえやいうて、国なりそういう指針を示されとる中で、南あわじ市の防災担当課長がそんな計画はありませんやいう回答で、そんなんでええのけ。それは、10年かかってでもやりますとかいうぐらいのこと言うてもらわなんたら。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） ちょっと、説明の形が説明不足で申しわけございません。今現状でという話の中で、その具体的に今これという部分についてははっきり案が出てないところもございますけれど、その国のほうの高台移転の等も、ちょっとまだ要綱等できてない部分もございます。それで、そこらで補助がもらえるのかどうか等も含めて、研究をさせていただいた中で、進めていけるところは進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 委員長、これで終わりにするけんどもね、やはり南海地震というのは非常に市民が不安に思っとると。ほで、県もそういうふうな防災・減災5カ年計画でないけんども、防潮堤のかさ上げとか、未整備部分やってくれたりしよんねんね。その中で、それはもう高知にしたってどこ行ったって、どことも常備消防でも高台移転しながら、消防団の器具庫なんかでも高台移転しながら、それでそういうふうな方向にきとるねん。ほんで、補助メニューというのは当然あるのよ。だから、その辺を上手に活用していただいて、先般も言うたような、ああいうふうな緊急性のあるような救助資機材にしたって有利な補助があるので、そのあたりを使っていただいて、やるべきことはやってもらわなんたら、私はその中で優先順位してください言いよんのは、福良であったり、阿万であったり、沼島であったり、湊地区であったり、松帆地区であったり、これは三原のこの辺の近辺は津波はもうけえへんさかい、だからせめてその辺だけでも、それなりのことを年次計画でも立ててもうてやってもらわなんたら僕はあかんと思うねんけど、その辺どうですか。

○蛭子智彦委員長 答弁できますか。
防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その整備等につきましても、いろいろ協議した中で、それぞ

れの地元においてもみずからいろいろ考えた中で、そういう移転等も含めて動いていただいているところもございます。そこらの中で、行政と地元という中で、ベターな方向へ持っていけたらと思いますので、行政も汗をかきますが、地元のほうでも汗をかいていただきたいという形の中で、今後どういう形になるかはっきりわからない部分もありますけれども、前へ進んではいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あのね、この車両配備でもね、分散よりある程度集約して、団員がそこへよってきたらぼんと出動しやすいように、それは点在してぼっと来とって、今まで各地区ごとにおいといたって、もう昼間やいうたら団員やいうたって誰もおれへんねん、実際の話が。そやから、これだけやっぱり機動力があるような道路整備であったり、車の性能ようなとるさかいに、その辺も含めた上で、とにかく本当にその今やった南海地震の津波の被害予想されよるようなところの消防団の器具庫だけは耐震もし、高台移転もやったるような計画で、とにかく努力してください。これで終わりますわ。

○蛭子智彦委員長 土木費、消防費について、その他質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 なければ、次第の5についてはこれで終了したいと思います。
暫時休憩をして、再開は4時10分とさせていただきます。

(休憩 午後 3時58分)

(再開 午後 4時10分)

⑥款10. 教育費 (P.181～P.222)

○蛭子智彦委員長 再開します。

教育費について、質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 199ページ、婦人会の補助金。これ、昨年から比べて7万円減額になっとなのよな。これのまず根拠から、お答え願えますか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 婦人会の補助金でありますけれども、26年度予算要望しておるのが282万円ということで、25年度につきましては289万円ということで、7万円減額しております。この理由につきましては、平成25年度に入りまして、西淡・志知の連合婦人会が解散しております。このときの西淡・志知の婦人会への地区補助金が7万円ということだったので、7万円減額しております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 去年も、この予算委員会で婦人会の補助金が問題になった。今、この南あわじ市の婦人会組織というのは、何団体あるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 今現在におきまして、南あわじ市の連合婦人会の加入団体、集落なんですけれども、203集落あるうちの58集落ございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 その集落で、これだけの補助金をもらってるって、南あわじ市全体で200何ぼ言うた。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 集落は203集落です。そのうちの58集落が、南あわじ市の連合婦人会の加入団体でございます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほな、約150弱の集落が婦人会がないわけよ。本来婦人会というのは、その入ってない150弱の集落の中にも婦人がおるわけ。それなりに、婦人の地区自治会か何か知らんけども、婦人の方が活動してるはずなんですよね。去年も問題になっ

たのは、やっぱりそこらの婦人組織のこの補助金の平等性というのが必要ではないのかということで、去年小島議長それから原口委員も質問しとるわけ、予算委員会で。その中で、今後その婦人会組織自体をやはり考えるべき時期に来てるのであるという答弁だったんですね。1年たって減ったのが7万円、それも志知の1地区やったかな、1地区の婦人会がなくなったんで7万円減額したと。なんじゃこれ、その昨年からの答弁から変わってないわけ。現実、はっきり言います、福良婦人会組織なくなります。婦人会組織は、自治会組織の下部組織で婦人会が活動、今後本年4月からそういう活動になります。そこらに補助金が渡るのか渡らへんのか、もう婦人会組織はないから、それを自治会の下部組織ですからもう渡しませんで、そういうふうになるんですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 補助金については、連合婦人会への補助金ということで、予算要求をして計上をしておるような次第でありますので、連合婦人会以外の部分の補助金については、それを補助するという事は、ちょっと難しいんじゃないかと思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そしたら、昨年の答弁はどうなるんかということになってくるのよ。やはり、昨年も婦人会をもっと平等な形でこの補助金を皆さんに行き渡るような考え方を持って、婦人会組織のこの補助金の配り方をまた考えていきますというふうな答弁だったわけ。教育長、どうですか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） おっしゃるように、現在婦人会のあり方というところを、昨年からは連合婦人会の役員の皆さんいろいろ議論を重ねてまいりました。おっしゃるように、市全体から見ても4分の1程度というような状況の中で、現在この58集落の地域であっても、連合婦人会組織というところの存続というのが非常に厳しい状況があります。これらを踏まえて、婦人会の役員の皆さんと、今、基本的な話し合いがまだ最終決定というところではないんですけども、方向性とすれば、先ほどおっしゃってましたように、自治会の下部組織として、今いわゆる地域の連帯感、単位集落でもやっぱり高齢化が進んだりしてきて、連帯感が非常に弱くなっておると。特に、やっぱり女性の活躍する場面というのは、単位集落には結構あるわけですよ。特に、高齢者の声かけであったり、子供たちへ

の声かけとか、常日ごろから交流がないのに、いざ例えば大きな地震がいったときに、やっぱり日常生活で声かけができていないような状況で、いざのときに対応というのはなかなかこれ難しいと。こういうようなこともありまして、やっぱり自治会の下部組織として、それぞれの単位自治会の中に女性部といますか、そういうようなものをつくっていただきたいというようなことで、連合自治会のほうにも申し入れをしております。連合自治会も、本部役員の皆さん、それから21の地区の自治会長さんというんですか、連合自治会では理事の皆さんなんですけども、その方々にも今現状の婦人会の状況を報告して、その経過としては、ほぼその方向で進んでいただけるものかなという思いがありますけれども、まだこれからの連合自治会とは協議をしていきたいと、このように思っております。

質問の補助金のところなんですけども、これにつきましても、今おっしゃってますように、福良のように27年からという思いが、今、我々連合婦人会は、27年4月ということは、26年度中に、連合婦人会の中にも連合婦人会が非常に未練のある方もおいでになるんですけども、基本的には26年度に一旦連合婦人会を解散しよう。27年の4月から、それぞれの単位集落における自治会の下部に入ると、こういう流れで今進めておるわけなんです。福良の場合は、1年前倒しというような話を持っています。福良以外にも、前倒しをするようなところもうわさでは耳に入ってきております。ですから、26年度の補助金につきましては、この3月末で解散する婦人会もあちこちに情報としてはありますんで、一旦3月末をもって、4月以降にそれらについては改めて協議をする中で、適切な補助金の配分といますか、そういうようなところを考えていきたいと、このように思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 本当に、今までだったら、この58集落本当にどれだけ活動しておって、どれだけ補助金の使途が明確に上がってきてるかいうたらなかなか上がってきてない。そんな中で、補助金を出すというのはいかかなもんかというのも指摘されとったわけですね。ですから、もっともっとやっぱりこの南あわじ市の、今言う自治会組織がある中の下部組織になれば、全体的に平等に婦人組織に補助金が配られるという、これがやっぱり基本なんですよね。その基本をやはり早急に、27年度になるかもわからんけども、それなりにやっぱり全体的に、この一部じゃなしに、全体に補助金を行き渡るような方策ができたなら、26年度からでも手始めにやっていただきたいと思うんですけども、この点いかがですか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 思いは十分理解もできてますし、我々もやっぱり活動されてるところにはそういう形でできないかなという思いがしてます。でも結果とすれば、それぞれの集落単位の取り組みと、あるいは旧村的な意味合いで地区で取り組んだる福良地区というのと単位と、いろんな違いが出てくると思うんですよね。その辺についても、当然これは最終的に自治会の下部というようなことになれば、ある程度単位自治会に委ねるところが非常に多くなるというようなどこもあるんで、我々の思いはそれは単位自治会で、やっぱりいろんなケースがあると思うんですよね。特に、海岸部のいわゆる南海トラフの関係で心配されるエリアと、そうでないエリア、それぞれ女性の役割もかなり違いも出てくるのかなど。あるいは、連合婦人会に入っていなくても、今、単位自治会の中でいわゆる女性部としての活動されてるところも結構あるんです。ですから、その辺もあるんで、一概に今回福良地区が先行するよというところは十分理解するんですけども、それ以外にもされているところもあるんで、その辺も踏まえた中で、できるだけ皆さんに公正に扱えるような取り組みを考えていきたいと、このように思います。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、婦人会補助金という形で予算が上がっております。ですから、やはりその活動の内容、またその婦人会組織のあり方、全体的なですよ、あり方とか、そんなんもやはり十分把握した中で補助金を出すべきだと思っておりますので、補助金もやっぱり有意義な使い方をしてもらわなくあい悪いし、そしてまた公平性も大事だという観点で、今後シビアな形で出して、チェックもしっかりやっていただきたいというふうに思っております。チェックの部分はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） チェックの部分につきましては、決算書を提出して、こちらのほうでチェックはさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それは連合婦人会ですよ。支部の決算書なんか出てきてます。極端に言えば、市とか福良とか。

○蛭子智彦委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 地区の決算書につきましては、例えば福良とかだったら、南淡公民館のほう事務局してますんで、その旨見させてはいただいております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ですから、福良は公民館ちゃんと事務局しとるんでこれはきっちり、割合館長もシビアで、これは使えます、これはだめですよというのはやっとる、僕ら理解しとる。そやけども、やっぱり全体的な支部の使い道、使途、決算報告等が余り出てこない。そやから、言いたいのはわかってもらえると思うんで、公平・公正で今後そういう取り組みを速やかにやっていただきたいということで、もう終わっときます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 体協予算に、ちょっとページ飛んでしもたけど、214ページ、体協予算1,000万円について。これは、一般質問でも部長と議論を交わしましたけども、余りかみ合わなかったということで、きょうは課長はなかなか弁舌も爽やかやし、議論がかみ合うんではないかなと思って質問するんですけども、まず初めに、この各クラブの、18クラブの配分についてお聞きしたいと思います。

これも、ずっとデータ持つとるんですけども、この中で均等配分というのは、私はどうもおかしいなと。この前も、健康広場の体協事務所で各クラブの事業計画、また決算書も見せていただきましたけども、これは税収でもない、均等割りやいうのは税でよう聞くんですけども、スポーツクラブの均等割りやいうのはね、これはやっぱり事業によってそれぞれ配分すべきであると思うんですよ。それで、ほとんど見たら、活動してないようなところも9万円いっとんねんな。この辺は課長、どんなふうな形でこういう方法をとられておられるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 体育協会の均等割りの件なんですけども、9万円、均等割りとしては60%、事業割り40%という配分をしているようでございます。この経緯につきましては、体育協会17年度からスタートしまして、21年に一新目指していくということでやっていた経緯の中で、どういうふうに来てきたかちょっと私のほうで定かではございません。ただ、一応団体としましては、登録経費1団体3万円を納めていただいておりますので、その3倍程度ということで、活動支援をしているというふう

に理解をしております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長御存じのように、これは国においても、これはこの前一般質問でも言いましたけども、半世紀ぶりにスポーツ基本法が改正されたというようなことで、この趣旨については、スポーツ立国を目指し国家戦略としてスポーツ政策を推進し、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとして、スポーツを世界共通の人類の文化として規定されていると、こういうふうになっておるわけですよ。それで、非常に国、県においても、そういう非常に力を入れているわけです。そういうことで、組織自体は県の指導等もあってできてると思うんですけどね、残念なことに、常に思うんですけども、その1,000万円という大きな補助を、なぜか南あわじ市の体協自体が何か衰退していくと、機能してないというようなところ、私も非常に心配しているというか、寂しい思いをしております。その中でも、特にそういう少年少女のスポーツ育成のために、一生懸命にボランティアとしてやっている方々に対しての市の対応、その辺が何か置き去りにされていくような気がするわけですけども、この点についてお聞きしたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員おっしゃるように、本当に汗水を流しながら、またときには自腹も払いながら指導していただいている、こういうことに対しましては、心より感謝申し上げます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう中でね、先ほど雑談で言うたけども、春の少年野球大会、秋の少年野球大会、秋には社会人の野球大会、これは言うたように合併したときに市長が春は市長杯、秋は議長杯、社会人野球は市長杯と、3つの優勝旗を、市川君いうて前の市議会の熱心な議員さんおって、お願いをして寄贈していただいとるんです。そういう権威ある大会、今回の開会式には教育長が来て御挨拶をされた。これは大谷君が会長なんです。それで、阿万のグラウンドで準決勝と決勝が土曜日にあったんですね。これは、神戸新聞の支局長も後援ということで御挨拶されてしまったけども、そんなところへ市の誰もが顔を出しとらんというような、私も非常に寂しい思いをしたわけやな。そんだけ、やっぱり市というのは、そういう社会体育に対して、本当にこれ社会体育、学校教育では教育でき

んようなことを指導してくれよと思うんよな。その点どうですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 先ほど委員に初めて聞きまして、その経緯を聞きました。ただ、教育委員会への御案内につきましては、こちらのほうには一報が来ていなかったということもありまして、大変御迷惑をかけたというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういうことを、一々言うてきたからとかね、そらそんなんでもなしに、やっぱりもっとそういう情報を常にキャッチして動いてもらわなったら、そんな本当に寂しい思いをしました。それはそれとして、今スポーツ推進委員というのは、部長言いよった四十何人ですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 41名でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、県のこの推進委員会の会長にしても、今回の推進委員41名というのは、本当に人として人格的に、またそれと実践的にもすぐれた委員が選ばれと思うんです。それで、体協の組織の中を見ますとね、ほとんど入ってない。本部役員にしても見よったら、今まで体協のなかったとこの町から2人も入ったり、特に南淡スポーツは盛んやったけど、本部役員に言いわけみたいに1人が入るとというような、そんなことでこれはぐあい悪いと思うんよ。そういうことも、余り言いよったら内政干渉になるか知らんけど、やっぱり補助金を出しよんねんよって、そのぐらいのことは市として頑張ってもらわないかんと思うんけど、その点どうですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 役員の構成につきましては、スポーツ委員が今現在7名ですか、入ってると思うんですけども、こちらのほうの人選につきまして、また協会のほうと相談をさせていただきたいと思います。ちょっと、どういう内訳でそれぞれ

入っているのか、ちょっとここまではわかりませんので、その辺の構成についてまた勉強させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 この推進委員というのは、そういうすぐれた技術も持ってるし、行動力もあるというような方が選ばれとんねん。そういう人を、やはり体協組織の中へ入れてやっていただくと、これは当然やと思うね。

それともう1点。この18の中に中体連の体育連盟というのがあって、これ部長とも遣り取りしたんやけども、かみ合わなんだんですが、これは先ほどまといの何でも言いましたけども、補助というのは、一生懸命やってもどうしても足らんというようなことで、行政にお願いをしとると思うんですよね。それで、これ各クラブみんな会費集めて一生懸命やとる。そんなら、中学校体育連盟というのは、どこから会費を取とるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 市のほうの補助金として、中学校体育連盟のほうから、これは学校教育課のほうになるわけなんですけども、そちらから一定金額掛ける人数分という形で一旦入ってきております。それを支出するとき、淡路体育連盟それから兵庫県中体連のほうにそれぞれ納付をしている。残ったお金のほうで大会運営、市の中学生の総合体育大会、それから新人戦の大会等行ってるということになっております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ほなら、もう大体この体協では社会体育に対する補助であって、そういう義務教育の中体連やいう組織やな。そんでこれ、193ページには島外派遣補助金やて250万円もついとるわけやな、中学校の選手の派遣に。そういうこと考えたら、こんな体協に加盟するやいうのはな、これは論外やと思うねん。これは、教育委員会の所管になるわけですか。何でこんな中体連やいうのが入るのよ。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） こちらのの中体連のいきさつなんですけども、当然県体育協会、またその他体育協会を模範にして入っていただいたということなんですけども、委員おっしゃるように、スポーツ基本法の中に、学校体育だけでは今やれなくなっ

てきてる、要するに子供が少なくなってきた、指導者が少なくなってきたということで、社会体育と連携をとりなさいというふうな指針が出ておりまして、そういう関係上、中体連が入ってきているというふうに理解しております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そこら、課長な、第一昔は、昭和50年前半から小学校から社会体育はでけへんよって、我々にどないぞやってくれいうてきたんが学校側の方針やったんや。中学校なんかそっぽ向いとったよ。それが、今いろいろな大会に先生行くよっていうて、そんな理屈は通るけ。中体連は中体連として学校教育から予算ついとるやないか、島外派遣で250万円、こんなん社会人の子供、青少年の育成しよるいろいろなスポーツ団体、こんなもんあれへんで。そんなところへ、何で補助金があるのよ。そんなんおかしいわ。こんなもんおかしいで、そんな二重に金を配分して、一生懸命ボランティアでやりよるそういう小学生やそこらのいろいろな部活に対して、わずか育成やいうて60万円しかおいとらへんやないか。

○蛭子智彦委員長 教育長、答弁できますか。
教育長。

○教育長（岡田昌史） この件については、先の一般質問のときにも委員から御質問がありました。義務教育の中での中学校のクラブ活動というのは、当然この体協からもらうというのは筋が違うんでないかと、こういうお話でありました。私も調べてみました。結果としては、中学校のクラブ活動というのは、言い方悪いんですけども、いわゆる教育課程からは外れた課外という位置づけになっております。ただ、この中体連が今南あわじ市の体協の一つの団体として加入しておりますけども、あくまでも南あわじ市の中での大会といいますか、スポーツの取り組みというところでの助成事業というようなことで御理解をいただきたいと、このように思っております。ですから、島外へ出るとかあるいは淡路大会とか、そういうような分野についてはこの中の事業とは全く違うと。あくまでも、南あわじ市のスポーツの振興というところの分野での部分で加入しておると、こういう理解をお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 でしたらね、そういう小学生の社会体育でやってるいろいろな組織がありますけども、今、育成会事業やったら年間全体的に60万円早い者勝ちの予算組んで

あるわな。これを、中学生に限り島外遠征250万円、それやったら教育長ね、小学生に対しても、ましてボランティアで、忙しい中一生懸命そういう学校では習えん教育をしてくれよんねん。先ほども質問しましたけどね、学童保育に約500万円の補助金もおいとんねん。はっきり言うて、これ子供の子守しよるのも、学童保育も子守の一環や思うて、これ社会体育で指導しとるのも、子守言うたら指導者に失礼やけども、子守をしながら一生懸命教育しよんねん。それやったら、教育長そういうふうになあわじ市だけのもんやと言うんであれば、小学生にも、今、大会が多いから、もう県大会とかいろいろあります。そういう補助もしていただけるんだったら、それはその話は私は結構やと思うけども、中学校は中学校でこういう恵まれた待遇で、小学校はわずか60万円やいうような、みんな自腹切って県大会とか行きよんねん。その点どうですか。今後そういう配慮をしていただけますか、それであったら中体連もやってもうて結構やと思いますわ。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 小学校の社会体育というのは、もちろん指導者の皆さんのボランティアで支えられておるといのは、もう重々承知しておりますし、この件と今おっしゃってます中学校のクラブ活動、この分野は当然小学校の時代に、皆さんのいろんなボランティアで活動された子供たちが、中学校でそこで花を咲かせていくような今取り組みになっておるとい思います。ですから、おっしゃってますように、小学校の場合、そういう体育活動の部分で対外的なといのはほとんどないわけです。おっしゃってますように、社会体育でいろんな形で、今南あわじ市では、少年野球であったり、バレーであったり、サッカー、あるいはミニバスケットとか、いろんなものが今盛んに行われております。これらについては、ただおっしゃってますように、もっと市が面倒をみるべきではないかという話になるんですけども、南あわじ市の場合では、今何とか交流試合であるとか、そういうようなところの支援は、極一部ですけどもさせていただいております。これらといのは、小学校と中学校といるところでかなり違いがあるという認識は、もう委員も持ちやと思うんですけども、今、少年少女のそういうスポーツ団体が、県大会あるいはもっと上へ行くケースもあるんですけども、これらに対してもっと支援せえとこういう話なんですけども、これらについては、一度精査をしてみますけども、なかなか厳しいかなとい勘定してます。この辺については、私への宿題というような形できょうのところは終わっていただきたいと、このように思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 余りしよったらワンマンショーになるんで何やけど、これもポイント

制、ポイント制でもこれずっと今データ持っとんねんけど、例えば人数によって1ポイントとか、協会主催はワンポイントとか1ポイントとかいうことで、これ予算配分しとるわけやな。そやから、そういう予算を組むのは難しかったら、この1,000万円で、これまだそうは言いながら、これまだいただいた分から上納金3万円体協へ納めよんねん。上納金、まだ3万円取られよんねんで。そやから、はっきり言うて、検討するんであれば、この均等配分9万円やるのおかしいねん。一生懸命やりよる人数の多いとこと、そんな組織つくったらこれ皆補助金出しよんねんか、はっきり言うて。そんなんやったら、何ぼでも補助金こしらえます、補助金というか組織こしらえて加盟してきますよ。そういうことですから、この辺をチェックしたら、かなりの金額が出てくると思うんですよ。その辺を十分検討して、それとやっぱり今回は60万円やけど、私は野球のことばかり言うけども、サッカーもそうや思う。野球でも協会が2つあって、間なしに県へ行ったり、いろいろ相当費用がかかる。それは勝手や言うたら勝手やけども、余りにも開きが多すぎると。やっぱりこの60万円やいう補助金にしても、やっぱりもうちょっと考えたらなんたら。中学はこれは趣旨が違う言うけどそんなことない、同じ子供ないか。特に、市は少子化対策で一生懸命力を入れてやっていきよる中で、やっぱりそういうことを、例えば推進委員をもっと体協の常任理事の中へ入れるとか、本部役員入れるとかして、私ははっきり言うてこれ組織改革、昔南淡でもめたことある。そのときに、町長を会長にして、それでそういう実動部隊を理事長にしてうまいこといって、非常に体育が振興した事実がある。そういうことで、私は本当言うたら市長に会長になってもうて、そういう優秀な人材何ぼでもおる、若手で。理事長になってもうてやっていくと、南あわじのスポーツがますます盛んになっていく、これは私の意見ですけども、そういうことで、今、教育長検討すると言いよってんけども、もう一回この250万円、こういう派遣費あるねんな。ほんで、小学校は60万円しかないねん。これも早い者勝ちやな。ほんで、後からいったらもう予算がない。その辺を、教育長どうですか、考える余地はございますか。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 先ほど申しましたように、勉強させていただきますということで。そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員、質疑継続ですか。

○阿部計一委員 教育長、本当によ、勉強やいう答弁ないだ。

○蛭子智彦委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） その60万円自体が、おっしゃってますように、早い者勝ちとかいう言葉がありましたけども、この辺についても再度確認する中で、必要などところについては勉強して、努力はさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 202ページの地区公民館の管理運営の経費と、続けての公民館の活動交付金とは同じような類いだと思うんで、合わせてお聞きしたいんですけども。

まず、202ページの地区公民館の管理運営のほうですけども、24年度1,062万円、これが25年26年は多分これ市民交流センターのモデル事業が始まったという関係やと思うんですが、288万円減額して、774万円の予算で行われております。地区公民館活動交付金のほうは、24年度が882万5,000円だったのが、26年度の予算では832万4,000円ということで、50万1,000円減ってます。これも、その交流センターのモデル実施の影響かと思うんですけども、その経緯について伺います。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、公民館の活動交付金の832万4,000円なんですけども、こちらのほうはおっしゃるとおり、神代、三原、志知が公民館のほうから、本来活動交付金の中から、そこで手伝っていただいている臨時の事務の方の賃金を計上させていただいたようです。それを、交流センターの職員が行きますので、その分が大体減額になったということです。

それから、こちらのほうの管理運営費につきましては、ほとんどが事務補助員、例えば西淡のほうなんですけども、こちらのほうの事務補助員に月6万円掛ける12というような形でおかせていただいて、三原は従来から活動交付金の中に、臨時の方、お手伝いしていただく方を計上した上で交付をしてしております。その分の差を何とか埋めようということで、管理運営という名前でおかせたという分です。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 結構、それぞれしきたりが違ったので、ややこしくなるとるような気がするんですけど、例えば地区公民館長の館長の経費というか、あれは報酬になるんですかね、の比較でいくと、今度交流センター5カ所、センター長という形になったというこ

との影響が出るとるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） いえ、それは影響は出てないです。4万円掛ける12カ月ということでなっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、交流センター長というのは、公民館長とセンター長と兼任ということで20万円もらうと、4万円が公民館長やということは、その4万円については、公民館のほうに計上されているという形ですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） はい、センター長につきましては、そういうことになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、気になってるのが、公民館活動のほうの交付金なんですけども、今回減った分が神代と三原・志知の分の人件費的な分野いうか、パート代みたいな部分が減ったというふうなことやったと思うんですけども、実質の活動に対するいろいろ事業費が出るとると思うんですよ。それは、その活動実績によって、各館でかなりの差があるように思うんですけども、言いたいのは、今度市民交流センターになって、今度活動交付金というか、地域づくり協議会に対して市全体で1,500万円で、人口割りと均等割りみたいな形で金額が決まってくるという、地域づくり協議会としての活動の交付金はあると。その、従来の公民館活動としての交付されとった分については、維持しますという答弁をずっといただいてたんで、現状その活動に対して交付されとる金額というのは幾らであって、それは27年以降も変わらずに交付されるというふうに考えてよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） おっしゃるとおり、現状維持をしながらやって

おります。神代につきましては、今年度は52万8,000円ということで、活動交付金をお支払いする予定になってます。ただ、ちょっと違うのが、維持管理の仕方がそれぞれ公民館によっていろいろ違う、これが問題がございます。特にこれから問題になるのは、西淡これは湊、それから南淡が福良、緑ですね、広田になるわけなんですけど、その辺についても、今後活動していく上で、貸し館業務が多分中止になると思うんですけども、夜間管理については現状維持をするためにおいていく、管理と活動については、それぞれやっぱりきちっと分けながら、予算計上なりそれから計画をする。実は、その4館につきましては、館長レベルでなしに、もう一つ若手のレベルで館運営、それから館の事業をこれからどうしていくのかを、ちょっと遅いんですけども、何とかビジョンを出せるような形で会を開いてくれということ、今、提案してやっていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、課長の答弁で、その活動自体に対する交付金と、管理というか、そういう補助員が入ったりしたときの維持管理費みたいな部分とは、きちっと縦分けをされるということなんで、それは影響を受けていないというふうに理解しましたので、それはそれで結構かと思います。せっかく新しく地域づくり協議会が主体となって、地域で活動するに当たっていろいろ事業を考えるわけで、既に以前から実施しとる事業プラスアルファを求めていかんといかんというふうに思うんで、今までのやつをそのままやるんだったら、その上澄みの分は、本来は交付されたらおかしいみたいな話やと思うんですよ。ただし、交付金として先ほどの基準で1,500万円を分けて配るわけですから、それが従来やってる事業とごっちゃになってしまって減額されるようなことがあると、またそれは活動を鈍らせる話になるんで、そのきちっと25年度までの明細というか、そういう配分の基準の額と、26年度以降、27年度からですけども、交流センター始まって以降と、きちっと変化がないというのがわかるような示し方での予算付をお願いしたいというふうに思ってます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 ちょっと、今入ってきたので、先ことはわからんのですが、公民館長は今までは4万円をいただいて、いろいろとお世話を願って公民館の、その中で福原君の答弁を聞いておりますと、センター長と公民館長と2つの職を持つということ。これは、元来人格的に選べば、公民館の場合は大体学識経験者で経験豊かな人、地域を把握しとる

人が大体やるわけですが、センター長は事務を知らないと、パソコンも打たなければならん、ということは限られたということで、役場の職員が主に多くなるわけです。今のところは伊加利の場合は。そういった中で、身分はどういうようになってるんですか。センター長は。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 公民館長と同じく、非常勤特別職です。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、同じである、それは構わんねんけどな。勤めよ、結局センター長の場合、日曜日、晩とか祭日に出てきた場合に、代休というようなことも聞きよったんですけど、そんなことはあることですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 既に、モデル地区の5地区でもう実施しておりますが、土曜日とか日曜日出られた場合には、平日で振りかえ休日をとっていただいております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、職員も臨時職員もという意味ですか、伊加利の場合でとった場合。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 嘱託職員でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 嘱託職員ということは、どういう職員契約をしていくのか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 地公法の17条で、根拠がそれになりますが、1年契約で3年まで延長させていただいております。契約自体は、一旦1年契約します。それで、3年まで延長が可能ということです。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ということは、嘱託職員で1年契約で、1年ごとに書きかえをしていくと、一応は何ら事故を起こさなかった場合は、そのまま継続して60歳までいくと、そしてボーナスもつくということですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） その、事務局補助員を選定していただくに当たりまして、地元のほうで推薦をしていただいております。それで、市役所のほうで面接をして、契約をさせてもらっております。先ほど委員がおっしゃられたように事故等がなければ、また地元のほうとも不都合がなければ、そういうような形で延長契約をしていくような形になると思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ボーナス、ボーナスはつくんか、今ちょっと聞き損のうた。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 数字的には、私も把握しておりませんが、そういうのはつきます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 普通の臨時職員並みに、2カ月はつくんですな、1年で。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） はい、2カ月でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ただ、現実的にモデルケースということでやっておりますが、センター長も日曜、祭日、晩出てきた場合には代休をとるということでございます。そしたら、公民館長もとった場合は、かなりそういった機会が多いということは、常に代休をまともにとられた場合には、それは事務員もそういったような傾向でとられると、非常に手薄になる場合もあるし、人が回らない点も出てくるようなこともある。それと、地域交流センターの役員は、全部それぞれの仕事を持って奉仕で出てきております。そういった中で、そこで月給をもらった中で活動し、そしてもしか晩出た場合とか祭日出た場合には代休をとるということは、そこでちょっと摩擦みたいなことがあるような感じもするわけです。そういった面、どのように感じてどのように指導しているのか、ちょっとお聞きしたい。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） とにかく、初めての試みでございます。そういった意味で、27年4月から本格スタートするまでに、2年間そういうような実証をしていきたいというふうに考えております。実は昨夜も、センター長さんそれから事務局補助員さんに集まっていたいて、いろんな意見交換をさせてもらっております。一部のところでは、そういう振りかえ休日がとりにくそうであるというような情報も入ってきております。この一般質問でも、市民生活部長が答えたかと思いますが、3月4月で検証して、5月にまた公表させてもらいますというような答弁をさせてもらったかと思いますが、今、市民生活部と市長公室、それから教育委員会のほうから生涯学習、それと三原公民館の職員が集まって、いろいろ情報交換をしているところでございます。心配されてますように、その事務局補助員とセンター長さんが同時に振りかえを取らなければいけないような自体になる場合には、本課からも応援行けるような体制をとりたいと思っております。とにかく今はデータ収集して、どのぐらいの応援がいるか、その辺も今後1年間検証したいと思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 よくわかったんですけど、余り過保護になりますと、やっぱり皆地域で奉仕して、仕事を持ちながら一生懸命やってる今までの姿が消えてしまう場合もあるということで、法界恪気ということもあるということで、そういった面、やっぱり代休とそういったセンター長の役割、公民館長とセンター長の役割というのを十分今のモデルケースの中で認識して、経験で一ついい方向に向かっていっていただきたい、かように思いま

す。

○蛭子智彦委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 地域づくり事業が一番のメインというようなことで、市民説明会等もさせてもらっております。そこで、事務局側のセンター長、それから事務局補助員等、地域づくり協議会のメンバーさんとが変な関係になるというのが、一番事業がスムーズにいかないような状況になると思います。そういった意味では、センター長会、事務局補助員との会合の中でも、そういう事業がスムーズに行くように、地元とうまくいくような形で今後進めてくださいというような話はしていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 時間が長くなっておりますが、休憩を挟まずに審査継続したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、審査継続します。
原口委員。

○原口育大委員 202ページの、公民館の改修工事費1億9,840万円ですけども、これは三原公民館の改修かと思うんですけど、それでよろしいんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 1億9,840万円の内訳ですけども、三原公民館の改修、中央公民館への移行ということで、これが1億8,000万円計上させていただいております。あと、賀集公民館で310万円、こちらのほうは高圧受電並びに調理室のほうの改修。それから、三原・志知公民館なんですけども、どうしても吉備国際大学ができてから駐車場がないという問題が大きく言われておりますので、こちらのほう660万円ほどかけて駐車場のほう、コンクリートで張ってくださいという地権者の要望がありましたので、その分を計上させていただいております。それから神代公民館、こちらのほうは市民交流センターの開設に伴いまして、玄関回りを直していきたいということと、あとは維持管理に伴う改修、それぞれの館の改修ということになっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 三原の中央公民館になることに伴う改修工事ですけども、これによって部屋のスペースとかはふえるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、中央公民館ということですので、活動拠点、会議室等がふえてくるだろうということを見越しております。ただ、あの公民館の中だけでしか部屋ができませんので、さわれるところは保健センターになる部分、機能訓練室、それから事務室等があると思うんですけども、あの周辺を主に改修をしながら進めていきたい。また、調理室それから和室が、和室は多分格子戸になってますので、外へ音が漏れたりしますのでそういう部分の改修。それから図書室、現在入りにくい不便なところがありますので、あれを改修していく。2階のほうにつきましては、やはり大ホールさわりますと高くついてきますので、まずステージのほう、ステージに向かって右側、上手のほうのおりていくところがすぐ階段になっておりますので、出演する方が大変危険な目に遭いますので、あの辺をフラットにしていきたいなというふうなことで、改修をしていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の話でも、保健センターという機能、それと、今、自習室みたいになっとるんですけども図書室的な部屋、これは改修の対象ですけども、今そういう目的で使ってる保健センターなり、自習室として使ってるという機能自体はどういうふうになるんですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、三原につきましては、住民健診を行っておりますので、それを当然担保していくということで、改修をしていきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、中央公民館になって、仮に事業がふえたときのその部屋の数とのバランス、これは今の話ですと、部屋数というのは余りふえたりせえへんみたい

なんですけど、その事業量がふえて、今でもかなり厳しいと思うんですけど、その辺のバランスというのは考えていただいていますか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 機能訓練室につきましては、真ん中でパーティションをするなり、2部屋をとれるようにしていきたいのと、それから事務室、それから検査室というのがあったと思うんですけども、本来この壁を取りたかったんですけども、どうも耐震壁みたいなので、小会議室に2つを変えていきたい。それからもう1つは、ちょっとこれもやり方だと思いますけど、現在設計のほうに携わっていただいとるんですけども、図書室それから展示コーナーありますので、あの辺をパーティションで何とか形で移動して大きな部屋ができたり、そういうことができないだろうかというふうには考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、保健センターという機能は、中央公民館になっても、いうたら三原地区保健センターみたいな役割は残るわけですか。

○蛭子智彦委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 保健センター、先ほど言いましたように、住民健診、公民館でやっておりますので、そういう場所として機能を持たしていけるスペースは残していきたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。事業量との部屋のバランスというか、その辺がちょっと心配してますので、活発に活動していただくのはありがたいねんけど、スペースが足りなくて周辺にいろいろ今でも迷惑かけてますんで、そういうことがないようにお願いしたいと思います。終わります。

○蛭子智彦委員長 教育費について、その他ございますか。
登里委員。

○登里伸一委員 簡単にいきます。182ページの、教育振興基本計画策定と関連するんですが、淡路三原高校になる前は、南あわじ市の中学生が三原高校に入る開門率が54%でありました。今、まずどないなつとるのかということと、それに対して教育委員会はどうのような考えであれしとるのかということ、簡単に答弁ください。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 淡路三原高校につきましては、定数のほうが生徒数に応じて変化きっちりしておりますので、入学の割合等につきましては、ほとんど変化がございません。あと、県のほうには毎年、これはPTAのほうから陳情というような形で要望して、やはり生徒数の増減に応じた学級数が設置されているというふうに感じております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 淡路高校へ行つとる満車の状況とか、ほかの人は54%以外は私学へ行くか、もう方法しかないんですね。やはり、せっかく淡路三原高校が狭いんであったら大変ですが、何とかこれをふやすほうに努力願いたいということを要望しまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、登里委員から、淡路三原高校の話がありましたけれども、今度新しく中学校3年生になる方々から、第一学区になると思うんですけど、ちょっとそこをお尋ねいたします。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 県教育委員会のほうでは、27年度から学区の編制を変えて、淡路につきましては、従来淡路学区ということでしたが、神戸それから芦屋と同じ区になりまして、第一学区ということになります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われたように、芦屋、神戸、淡路が第一学区で、その中で子供がどこの高校、また私立行きたいかということで選択できるということで、先日チラシが入

ったんです、ある塾の。そこでは、公立高校と私立の高校の偏差値がありまして、公立高校の一番神戸の中でランクが高いと言われる学校と、ランクがずっとこういうふうに一覧表になって出てるんですけども、これはかなり衝撃的な内容であります。これは、この塾の中で複数志願制とか、そういうことについてもいろいろ書かれてるわけですけども、このことで淡路三原高校の定員が減るんじゃないかというような心配もあるんですけども、その点は大丈夫なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 高校の定員の、なかなかちょっと予算上での話がちょっと難しいので、予算との関係の中でどの項目かということをやっとやってみてもらってと思いますが、よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田良子委員 それと、予算の関係でいえば、県は高校生向けの給付型奨学金制度を、新年度新たにつくるというような話がありますけれども、そういう情報も入ってるかと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 県のほうの奨学金制度の内容につきましては、説明会等で聞いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これは、不十分ながらも、県は一步給付型の奨学金制度を踏み込んだわけですけども、南あわじ市は今まで利子補給という形で子供たちの支援をしてたわけですけども、県もこういうふうに給付型に踏み込んでいってますから、これに上乘せするというような考え方はいかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 現在、高校ではなしに大学以上のということで、利子補給ということで補助金をしております。高校につきましては、従来から全くないわけですが、進学率等も本当に99%になっておりまして、無償化ということでずっと進んできたわけですが、今度の入学からはそうではなくなり、また生活の状況によりまして、先ほどおっしゃいましたような給付もされるということで、今まで以上の上乗

せということに実質なってくるかと思しますので、市のほうとしましては、従来どおり大学の進学というようなところで、利子補給のほうを続けていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 新年度予算でも、200万円ほど利子補給でおいてますけれども、この実績というのはどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 本年度、3月現在でございますが、67名に対しまして88万円程度の利子補給をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 本来なら、全額予算化されたものが子供たちに使われたらいいわけですが、なかなか実績は、過去の例も聞かせていただいても上がらないわけでありますので、そこら辺もうちょっと、吉備国際大学の入学者に30万円の支援金が出されているわけですが、やはり市内の子供たちに対して新たな給付型、いろんなやり方があると、工夫もしなければならぬ点多々あると思っておりますけれども、そこら辺の方向転換についてはどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 決算委員会でも同じ質問がございまして、同じお答えになろうかとは思いますが、現在、今年度も40名の方の新規の申請がございまして、当初から申しますと、12名、17名、34名、40名とふえてきております。お答えが同じになるんですが、やっと定着してきて、それで40、40ということでふえていきますと、4年間で約四四、百六十というようなことで、これで平均的に一万数千円の補助をしておりますので、あと何年か後には200万円に近づくのではないかというふうに予想しておりまして、今やっと定着してきたところでございますので、この制度を続けさせていただきたいと、このように思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市民の方々からは、吉備国際大学の関係で、やっぱりどうしても比較されるというようなことになりますので、そこら辺また思い切った支援策が必要になるかと思うんですけど、市長はいかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） いろいろな施策は、ある程度そういう取り組みをした中で、過年度5年という経緯を見て取り組んでいく、これは必要だと思います。当然、吉備の場合も、今、1年が過ぎたところでございます。ですから、そういう状況が増えていくし、また委員おっしゃってるようなことも今後、今、課長からお話ありました経緯も見ながら、考えていかなければいけない、ここで新しいことをどんどん取り組んでいくということは、非常にいろいろまた課題が出てくると。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 いろいろ課題は出てくると思うんですけども、前に言いましたけども、今回消費税増税とかいろいろな形で負担がふえていくわけですから、それがまさに組み立てていないということ、子供たちの貧困率も大変高くなってきてるわけですから、その連鎖を間違えないような形の取り組みというのを求めていきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 教育費について、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑦款11. 災害復旧費（P. 222）～款12. 公債費（P. 223）～款13. 諸支出金（P. 223～P. 224）～款14. 予備費（P. 225）～給与費明細書（P. 226～P. 233）～債務負担行為に関する調書（P. 234～P. 238）～地方債に関する調書（P. 239）

○蛭子智彦委員長 それでは、続きまして、質疑の7、災害復旧費から地方債に関する調書まで、ページは222から239までを議題といたします。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。
それでは、最後に総括的な質疑はございませんか。
副委員長。

○中村三千雄副委員長 数字のことについては、各委員からそれぞれ質問があったわけ
でございます。私は、施政に関することの中で、時代というのはもう世界は一日一刻変わ
っておると思っております。施政方針演説にも書いた理念が、S T A P細胞が発見されて、
そして本当に素敵なニュースが世界中を回りました。それから、しばらくせんうちに問題
が見つかって、いろいろ最終的な結論は出ていないというような目まぐるしいような世界
状況の中でございますし、市政もやはり国の政策なり、いろいろ変わった中で方向転換も
していかなければいけないというような状況もあると思います。そこで私は、22年度か
ら、というのは市長4年前に市長になってから、そしてことしの26年度の施政方針も読
まさせていただきますと、特に感じますのは、施策についてはかなりいろいろ新庁舎の問題
とか、いろいろ具体的な大きな事業がありますけれども、市民満足度の高い経営判断にあふ
れた行政経営ということの中に、全く22年度から26年度まで同じような文章でござい
ます。といいますのは、やはり施政というのは、市民の幸せのため発展のため、その建設
者になるのは、その市長の施政に基づいて、職員がいかにしてそれを謙虚に受けてやっ
ていくかということに尽きると思うんです。その第一は、やはり職員のやる気なり資質の問
題が一番重要でなかったか。私も、以前一般質問の中で、職員の意識改革なり、職員の見
識を上げてもっともっとやりなさいという指摘はし、職員の服装、勤務態度も大事にした
らどうですかという提案もいたしましたとは思いますが、特に私が言いたいのは、来年度新
庁舎ができるということは、市民の一体化はもとより、職員がその中で。

○蛭子智彦委員長 具体的に質疑をお願いします。

○中村三千雄副委員長 64ページ、それにかかわっての64ページでございます。と
いうのは、職員の研修、それにつきましては、先ほど冒頭に言いましたが、同じようなこ
とを繰り返しながら、やっぱりそういうような研修をどのような形でやっぱりやっ
ていこうとするのか、新庁舎に向けてのそういうような一体化に向けて、どのよう
な形の職員教育をしていくのかということをまずお聞きしたい。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、指摘されている施政方針の中身の表現、そう大きくは変
わってないと私自身も思います。ただ、一番末端の自治体というのは、なかなかそう国な

り県なりの施策の展開というのは大きくはできますが、一番市民と接触をし、日々の生活内容が十分わかってるものになると、あんまり極端なことをすると難しいし、また市のお金だけで潤沢なことはできません。いつも言っているとおり、国、県から、いかにその施策また方向性を理解していただいて、事業展開に結びつけていかないと、先々心配される状況、収入は減るわ、人口は減るわ、福祉はふえるわ、高齢者はふえていくわ、そしたらそれ誰が支えるんかということをおはいつもいつも思います。それをはっきり表現するか、濁して表現するかの違いで、やはり私たちもそうでありまして、委員の皆さんもそうでありまして、市民もそうであると思います。ですから、そういう言われたとおり、職員の資質を上げる、私自身も資質はそう上がってませんが、そういう努力は日々してます。ですから、いろいろ人の大きな本は読みませんが、ここがポイントやなというやつはちょこちょこ目を通しております。ですから、今回の委員の先生方の質問に対して、少し私も腹立たしいところがありました。もっと、自分のエリアは決まってるんです。何かの何といったら、そのほかまでどんどん遠くへ出えやということ、その以前に私もよく言ってるんです。しかし、そういうものを分かるようがための研修、これはもっともっと私は予算にしたら少ないと思います。もっともっと進めていって、本当にきのうもお話ありましたとおり、建物はできたわ、中は変わってないじゃないかと言われないうにせえと言われたのが、私は胸に刺さっておりますので、十分そういうところは今後、予算はこれですが、いろいろ可能な限り取り組んでいきたい、このように思います。給料が泣きますよと。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○中村三千雄副委員長 最初のほうで市長が申し上げた、私もそれだけの予算審議を感じますのは、やはり今、市長も含めて56名、約1割の職員がここに来ておるわけです。市民は、いろいろな形で見えております。最低限、やっぱり課長の皆さん方は、自分の与えられた持ち場の分を、基本的な数字なり、基本的な方針だけはきちりと臨んで来ていただきたいということを希望し、要望もしておるんですけども、もう一度、市長、そういうようなことを徹底的に、職員教育と質の向上のためにされるといふ、もう一度職員に対してのメッセージ、市民に対してのメッセージをお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、私のことをいいましたが、ほとんどの人は一生懸命やってくれてます、確かに日々見てる中で。しかし人間というのは、ええことしても案外褒めてくれないんです。ちょっと失敗すると、10倍も100倍もなってくる。こういうことを職員も十分自覚して、自分がいかにそういうことに指摘されないようにするかというのが大事

ですので、私も余り今まで細かくは言ってこなかったんですが、やはりきょうの、この間からの答弁も聞く中で、少しは「市長、何やきつなつたな」というふうに言われるかもわかりませんが、いろいろ指摘をいただいた数字なり、事業、これも積極的に取り組んでいく、こういう姿勢で職員を指導していきたいと思います。

○中村三千雄副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 せっかく出していただいた補助金の資料ございます。これを見たときに、228の補助金というのが出とるわけですが、そのうちの現状維持もしくは減額になっておるのが163項目あります。228のうち163項目あるんですね。4月1日より消費税の増税ということで、これは実質的には、同じ金額であればその消費税増税分だけが減額になったに等しい分なんです。この補助金というのは、その活動を支えていくという、阿部委員の質疑にもございましたけども、自分たちそれぞれの団体の活動を補助していく、支えていくということで、大事なものとしております。取りわけ、消費税増税あるいは年金引き下げ等々において、老人の方、社会的弱者の方のためには非常に大きいというのが言われとるわけですがけれども、そういった高齢者や障がい者に対する補助金、助成金というものがふえてないかもしくは下がっていると、障がい者の日常生活用費、あるいは老人クラブの活動費、こういったものが下がってるから自分で出そうかと。ここは地方自治体として、そう大きな金額ではないと思いますので、その分についてやはり一定の助成を今後図っていただく、消費税の動向やらあるいは景気の動向、地域住民の暮らしの動向を見ながら、助成を図っていただくというような考えをお持ちでないのかどうなのか、その点を市長にお尋ねしたいと思います。

○中村三千雄副委員長 市長。

○市長（中田勝久） やっぱり、景気はよくなってると思う企業なり社会背景もあるわけですが、いつも申し上げてるとおり、一番末端のこういう田舎と言われるところには、そういう明るい日差しは、光はどうしても薄いわけでございます。しかし、とは言っても、具体的にこんな消費税が上がったさかい、それを全部カバーせえとか言われてもこれはできません。やはり、そういう国の施策というのはしんどいところもあるんです。聞かないかんし、聞かなんだらどないなるんか、独立性をもっていけばその裏返しですけど、お金を自分で出さないかん。自分の、南あわじ市の財政のため、調達せないかんということですから、その辺の兼ね合いがどないできるか、委員長のお話も聞く中で、またそれも可能な限り検討はしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 それでは、委員間討議を行いたいと思います。
委員間討議、皆さん御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結いたします。
これより採決を行います。
平成26年度南あわじ市一般会計予算について、この予算を原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。
この議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
これをもって、本日の予算特別委員会は終了としたいと思います。
次の審議は、17日10時から開催します。
よろしく願いいたします。

(閉会 午後 5時34分)

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成26年 3月17日
午前10時00分 開会
午後 4時49分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（14名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	中 村 三 千 雄
委 員	吉 田 良 子
委 員	柏 木 剛
委 員	木 場 徹
委 員	廣 内 孝 次
委 員	印 部 久 信
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	登 里 伸 一
委 員	阿 部 計 一
委 員	川 上 命
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（3名）

委 員	谷 口 博 文
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
課 長	垣 光 弘

書	記	船	本	有	美
書	記	齊	藤	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
副	市	矢	谷	浩	平
市	長	土	井		環
総	務	入	谷	修	司
選挙管理委員会事務局書記長					
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
産	業	岸	上	敏	之
農	業	神	田	拓	治
市	長	橋	本	浩	嗣
市長公室次長兼 新庁舎建設推進事務局長					
財	務	神	代	充	広
財	政				
市	民	高	木	勝	啓
生	活				
生	活	森	本	秀	利
環	境				
課					
農	業	岩	倉	正	典
振	興				
部					
次					
長					
兼					
下	水	喜	田	憲	和
道	部				
次					
長					
兼					
下	水	佃		信	夫
道	課				
長					
市	長	富	永	文	博
公	室				
課					
長					
総	務	堤		省	司
部					
総	務	藤	岡	崇	文
課					
長					
総	務	大	谷	武	司
部					
情	報	川	本	眞	須
課					
長					
財	務	阿	部	員	久
部					
管	財	北	川	眞	由
課					
長					
市	民	宮	崎	須	次
生	活				
部					
税	務	江	本	晴	己
課					
長					
兼					
収	税	西	岡	義	文
課					
長					
健	康				
福	祉				
部					
長					
寿	福				
祉	課				
長					
健	康				
福	祉				
部					
保	險				
課					
長					
産	業				
振	興				
部					
商	工				
観	光				
課					
長					
産	業				
振	興				
部					
企	業				
誘	致				
課					
長					
農	業				
振	興				
部					
農	業				
共	済				
課					
長					
下	水				
道	部				
企	業				
経	営				
課					
長					
国	民				
宿	舎				
副	支				
配	人				

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件（特別会計）

1. 議案第6号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算……………336
2. 議案第7号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算……………354
3. 議案第8号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計予算……………361
4. 議案第9号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算……………390
5. 議案第11号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算…390
6. 議案第12号 平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算……………398
7. 議案第10号 平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算……………426
8. 議案第15号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算……………429
9. 議案第13号 平成26年度南あわじ市下水道事業会計予算……………444
10. 議案第14号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計予算……………451
11. 議案第16号 平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算……………455
12. 議案第17号 平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算……………456
13. 議案第18号 平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算……………456
14. 議案第19号 平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算……………457

Ⅲ. 会議録

予算審査特別委員会

平成26年 3月17日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時49分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会を開催します。

なお、谷口委員、北村委員、砂田委員、それから健康福祉部長、それぞれの事情によりまして、欠席届が出ております。

それと、マイクの都合によりまして、コードレスじゃなくてコードのものが入っておりますので、移動する際にはつまづかないようにしていただきたいと思います。

それでは、3月14日に続き、審査を行います。

1. 議案第6号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算

○蛭子智彦委員長 本日は議案第6号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算をまず議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 新年度予算で前年度と比べて、今回、予算計上された分について、まず初めにお伺いいたします。

歳出の部分で、保険者ネットワーク関連機器移設業務委託料、ページ15ページ、その下の、国保情報データベース改修委託料というのがありますけれども、これについてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長(川本眞須美) この保険者ネットワーク関連機器移設業務委託料は、新庁舎に移ります関係上、国民健康保険で国保連合会とつながっているパソコンを移動する際に必要な経費でございます。

続いて、国保情報データベース改修委託料は、現在、国への交付金等のシステムをパソコンで使っておりますが、それがバージョンアップするために必要な経費でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、ページ21ページの保健指導事業（未受診者対策）委託料というのが昨年度の予算ではなかったと思うんですけど、これについて説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これは、平成20年度から行っております、40歳から74歳までの方を対象にした特定健診に対するものでございますが、国の事業を活用いたしまして、今まで健診を受けてない方に対して健診の受診勧奨を行うための経費でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、それはどこへ委託するという形になるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そのような事業を行える業者への委託となっておりますが、どこの業者というのはまだ決定しておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 受診を受けられない方に督促というか、催促みたいな形で文書を送ったりするのかなというふうに思うんですけども、そういう関連業者というのは島内には見当たらないというようなことなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 島内にそのような業者はないかとは思いますが、まだそこまでは調べておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、この金額というのは、どうして積算されたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これは、現在、健診の際にデータを利用しております業者のほうから、このような補助事業があるという提案がございました。

そこで、見積もりをいただいたわけですが、国保の被保険者の人数によりまして補助をいただける金額が決まっております。このような事業を行っている業者は、何社かあるとは思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、それは、また入札なり何なりで業者を決められるということになるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 業者の決定につきましては、入札審査会のほうに諮って業者の決定を行っていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 8ページの保険税の徴収というか、見込みから伺いたいんですけど、まず、現年課税の分、滞納課税の分、それぞれ収納率は幾らぐらいを見込んでいますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 国民健康保険の当初予算におきましては、現年分につきましては保険給付費に対して計算しておりますので、私ども課税のほうで予算をはじき出してはおりません。

滞納分については、徴収率は、ちょっと今数字は持ってないんですけども、前年の額と申しますか、前年度実績の数字を用いていると思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、決算のときの収納率を見てると、92.3%とか92.2%とかぐらいなんで、それぐらいを計上してるのかなと思ったんですけど、そうじゃなしに、今言われたんだったら、一応、調定前の金額で予算としては置いてるということなんですかね。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。

当初予算の国保税につきましては、平成26年度の保険給付費であったり、後期高齢者医療支援金、介護納付金であったりを計算いたしまして、それに対して国、県からの補助金等を引きまして、あと必要な額を税に求めているという計算をしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。そしたら、この前、コンビニ収納を質問させていただいたときに、4,170件で7.3%という数字を教えてくださいんですけども、これは口座振替の件数とか、コンビニやと窓口へ払いにくる件数とかいろいろあると思うんですけども、滞納対策に対してコンビニ収納というのは役立つと思うんですけども、そこら辺はどのように感じられておりますか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） コンビニ収納につきましては、一般会計のときにもお話しさせてもらったところでございますが、まだ本年度スタートして決算を迎えておりませんので、実績での検証は今からということになりますけども、国保で申しますと7.3%、先ほど委員のおっしゃったような位置になっておりまして、ちなみに納付書での納付率が、これは2月末現在でございますが約35%、口座振替が約58%という数字になっています。

コンビニがスタートしまして、窓口納付とか口座振替にどのような影響があったのかというのはこれからまた検証はさせていただきたいと思いますが、コンビニ収納につきましては、スタートの検討をする時点から、やっぱり納付者におきましては24時間勤務であったりとか、土日勤務であったりとか、やっぱり平日になかなか金融機関での納付が難しい方、口座振替の徴収も必要条件なんですけども、なかなかそれに応じてくれないか他等が滞納者の中にも少なからずおったのではないかなということで、コンビニ収納がスタートしまして、そういう方たちから時間がないとか、そういう納税ができない理由という部

分では、多少説明はしやすくなったのかなという感じはしております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、徴収回数というのは何回になっておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 国民健康保険税でよろしいでしょうか。

この平成25年4月から7月に課税をしまして、7月からスタートしまして3月までの毎月納付、9回に変更となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと、前までは5回ぐらいだったので少ないなと思ってたんで9回ということで、県の平均ぐらいに追いついたんかなという感じはするんですけども、所得割と資産割の関係をお聞きしたいんですけども、今、うちの市ではどういう比率になっておるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） ちょっと計算させていただきます。

済みません、医療保険分、後期支援金分、介護保険分合わせてまして、所得割が11.4%、資産割が27%というところです。

おかしいですね、ちょっと待ってください。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩。

（休憩 午前10時11分）

（再開 午前10時13分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 申しわけございません。

所得割につきましては、課税所得に対しましての税率でございますが、医療保険分が7.7%、後期支援金分が2%、介護保険分が1.7%、合計しますと11.4%。

資産割でございますが、これにつきましては、課税金額が固定資産税額になっておりますので、それに掛ける税率が医療保険分が18%、支援金分が6%、介護保険分が3%、合計27%となっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 医療分の平成23年の県の連合会のデータで見ると、医療分での資産割が21.7%になってて、それが今の説明ですと18%ということで、それぞれ介護分の4.3%から3%ですか、資産割も、それぞれ下がっていったるんですかね、下げていったるんですかね。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 資産割につきましては、一般質問でも部長のほうからお答えがあったかと思うんですけども、2年前の平成24年度の保険税率の改正時に負担率を全体、医療、後期、介護分で5.3%減とさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、資産割を採用している団体というのは、県下全体のうちで何団体あるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 県下、神戸市も含めて41のうち、これは平成25年度の税率の中での内訳でございますが、資産税割を採用している団体につきましては24団体と認識しております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも前に代表質問で言わせていただいたんですが、この部分が所得

のない人というか、資産だけあって所得のない人には負担になってると思うんですけども、洲本市は医療分見てたら10%、うちは18%とか見てますと、その部分を今から下げていったほうが低所得の方にはいいのかなという、もちろん、その逆の方はふえるわけですけど、そういう印象を持ってるんですけども、そういうふうな方向にはなっていないんですかね。そういうふうには考えてないですか。

○蛭子智彦委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 今、ここでどうのこうのと回答はなかなかしにくいわけでございますけども、これも一般質問のときに部長のほうからお話があったかと思うんですけども、制度スタート時と、この制度が始まりましたは昭和36年ごろだったかなというふうに記憶しておるわけなんですけども、その当時は社会構造、生活スタイル等も全然今とは違うわけで、大きく言いますと逆転しておったような状況の中で生まれた国民保険制度でございまして、そのときは今の4方式と申しますか、所得、資産、均等、平等で算定しておるところも、ほとんどがそういうような算定方式をとっておったわけなんですけども、今現在、国保の、よく言われます構造的な問題、それにつきましては低所得者が多いであるとか、高齢者が多いでありますとか、そういうような非常に大きな状況の変化がある中で、なかなか昔とやり方が変わっていないという部分がございます。

そういった中で、先ほどお答えしましたように、現在、兵庫県下でも資産割を採用しているところが24団体という状況もございますので、当市としましても、その辺を考慮しまして、2年前の税率改正の時点では資産割の減額も考慮に入れて減額させていただいたところでございます。

今後、次の税率改正がどういう形で行うか等も含めまして、その時点ではまた、その辺も考慮に入りたいと思いますけども、御存じのとおり、平成29年度をめどに国保の都道府県移行に向けた検討も国のほう、市町村、県を含めた中で議論がこれから進んでいくと思いますので、保険税を見直すときにはそういった都道府県移行も含めた中で検討されるべきではないかなというふうには思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 その移行するかどうかはまだ不確定やとは思いますが、広域化すると、今まで資産割を採用してないところが採用するというのは極めて難しいと思います。

そうなったら、県下一本で資産割はなくなる方向に行くと思いますので、そのとき、いきなり資産割が急に廃止されても大変な混乱があると思います。

徐々にそれを見据えて、その動向を見ながらですけども、見据えて資産割の比率を下げ
ていっておくほうがよいのではないかなというふうに思っております。

今のところ、収納率も島内では一番高いと思いますし、県下でもそんなに低いほうでは
ないと思うので、その辺は評価したいなというふうに思います。

あと、レセプト点検について伺いたいんですけども、これで何か問題があって調整され
た部分というようなものは、毎年、多少はあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国保連合会での第一次審査として審査を行っておりますし、
南あわじ市でも独自に審査を行っております。

それによりまして、縦覧点検を行って、3カ月に1回しか請求できないものが見つかっ
たり、いろんなことがありまして、効果はあります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 12ページの保険基盤安定繰入金について伺います。

これは、1億8,200万円ということは、保険税に対してちょっと1割程度だと思っ
たんですが、この一般会計繰入金というのは、何か法的根拠があって繰り入れておるん
ですか。それとも、市独自の判断で繰り入れているものなんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険基盤安定の部分は法律で決まっております、保険税
の軽減分と支援分に分かれております。

軽減分につきましては、県4分の3、市4分の1、支援分につきましては、済みません。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前10時21分）

（再開 午前10時22分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。

支援分につきましては、国から2分の1、県から4分の1、市から4分の1繰り入れて
いただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、これ以外に、市独自の判断で、いわゆる保
険税軽減分として市の判断で繰り入れることができるんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 法定外繰り入れということで繰り入れすることは可能だと
思いますが、保険税を軽減するためというのは余り好ましくないとは聞いております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 過去に、南あわじ市は繰り入れを行ったことがありますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成22年度に9,000万円、平成23年度に5,000
万円の繰り入れを行っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それだけ繰り入れを行ったということは、税の負担が軽くなっておる
ということになってくるわけですが、これは、その年度年度はどういう判断のもとに繰り
入れを行ったんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成22年度は本算定を行った際に9,000万円の税収
見込みが見込まれましたので、その9,000万円を繰り入れていただきました。

平成23年度ははっきりとした計算ができておりませんでした。平成22年度9,000万円の不足ということがございましたので、5,000万円当初予算で計上して繰り入れを行っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、平成24年度、平成25年度、それと、このたびの平成26年度は繰り入れを行わないということなんですが、理由は何ですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成24年度、平成25年度は2億円、3億円の剰余金が見込まれましたので、それを使って保険料の維持が図られると判断いたしました。

平成26年度は、まだ、大きい国からの負担金であるとか交付金が決まっておりますので、平成26年度の本算定の際に大きく不足するようであれば、また財務部局と検討をしたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょっと単純な質問で教えてほしいですけど、今の法定外繰り入れというのは、入れたものは後年度戻さなくてもいいんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、戻すということはないと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
木場委員。

○木場 徹委員 直営診療所のことでちょっとお聞きします。ページは28ページ。

外来収入で198万5,000円減になっておりますけども、これ、沼島、阿那賀、伊加利、灘診療所分ですけども、どこの診療所で減っているのか、わかりますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 前年度当初予算との関係だと思いますが、阿那賀診療所、伊加利診療所、灘診療所で減額となっております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その主な原因ですけども、どういうふうに分かれていますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成25年度は、たまたまというか、沼島診療所が前年度と比べまして診療費が増となっておりますが、やっぱり、そこに住んでいる人口の減でありますとか、重症な患者さんは一旦大きな病院に紹介したりしますと、そのまま大きな病院にかかったりしますので、やっぱり患者数が減っていると思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 阿那賀診療所についてお伺いするんですけども、平成24年度末に大鐘先生が退職されて、非常勤で、今、診察をしていただいておりますんですけども、それにあわせて診療日数が減っていると思うんですけども、平成24年度までは年間231日前後あったと思うんですが、平成25年は、もう3月末ですけども、どのぐらいの診療日数になりますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。診療日数については資料を持っておりませんが、水曜日と土曜日が半日ずつでございますので、それを1日と計算しますと、今、委員おっしゃった日数の5分の3になると思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それで、5分の3になった分、患者数はどないですか、減ってませんか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 阿那賀診療所の患者数ですが、若干の減はございましたが、当初、診療日数が減ることによって大きな患者さんの減を予想しておりましたが、思ったほどの減はございませんでした。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、地元の自治会ははじめ、平成24年度並に診療日をもとどおりふやしてほしいという要望を聞いておると思うんですけども、平成25年度はそういう格好でいったんですけども、平成26年度はどういう形態でやる予定ですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 昨年度、地区長さんとかいろんな方の要望もありまして、大鐘先生と、そのほかの先生ということで、今も続けて募集をしている段階でございますが、まだ見つかっておりません。

その関係で、申しわけございませんが、平成26年度も休診となっている日を埋めてくれる先生が見つからない限り大鐘先生のみで、今の診療日数のままでいきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 診療日にけがとか病気したらええんですけども、生身の体ですんで、いつ病気になるか、けがするかわかりません。それで、一番心配されるのは、だんだんと地元の患者さんが、きょう行ってもあかんなどということで、ほかの病院とか行った場合、その人が一旦離れると、今度また、阿那賀診療所に戻ってくるというようなことは非常に考えにくいと思うんです。

ですから、ことしも1年なかったらそれでいきますわという今の回答やったんですけども、そういうことで放っておきますと、2年目、3年目になると、何かそれが常識のように、今でも1年で、私の家も家族もよく利用させていただくんですけども、あ、きょうは休みの日やなど、よそ行かかということになりますと、診療所離れというのが進むように思いますけども、その辺どのように、今のことについてはどうですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確かに、委員おっしゃることはごもっともだと思いますが、

現状といたしまして、阿那賀診療所に来られている患者さんの90%が慢性疾患の患者さんでございまして、月1回ないし2回の通院をされている方でございます。

その方につきましては、そのまま阿那賀診療所で診療を受けていただいているという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 できるだけ早く、放っとかんと、1年探してできらんもんが2年目に同じ探し方をするとなかなか見つからんように思うんです。やり方を変えて探してほしいと。

ここ言うてはんねんけど、ないなど、こういうことで努力してますということで1年間待っとなるんですけど、なかったと。ですから、2年目になったんですから、その辺もうちょっと真剣というか、住民の立場に立って、ぜひ早く探してほしいということです。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そのことについては検討させていただきます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ちょっと検討じゃなしに、探してほしいんです。もう一度言います、探してほしいんです。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） その探す方法について検討させていただきます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 国保の関係でこれまでも言われておりました、歳入で10ページの前期高齢者交付金ですけれども、これも前年に比べて減っておりますけれども、この要因についてお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 前期高齢者交付金の算定に当たりましては、基礎となる1人当たりの医療給付費ですとか、後期高齢者支援金の額、前期高齢者の加入率がわかりませんので、当初予算では平成25年度及びこれまでの実績をもとに算定いたしております。平成25年度につきましては、当初予算では13億1,684万円を計上していましたが、実際の交付額は12億3,000万円でした。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これがなかなか南あわじ市にとっては厳しい状況になってると思います。そしたら、今の話でありますと、また本算定するときにはもっと減る可能性があるような話しぶりだったんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今申しあげましたとおり、今の段階でこれがどのように出るというのはわからないという状況でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それと、前年の歳入の関係で医療費、8ページの税がふえてると思いますが、昨年と比べて3,000万円ほど。これはどういう要因なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医療費の算定に際しましては、本年度の8月までの実績と昨年度の実績にプラス2%で計算しておりますので、医療費が上がっております関係上、国、県等の補助を引きましても、税に求める額が多くなるということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、本算定するときには税率の引き上げということが予想されるということでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そういうことではございません。

税につきましては、できるだけ据え置くという方針に変わりはありませんので、剰余金であるとか基金であるとかを活用したいと考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、一般会計の資料の中で、国民健康保険の財政調整基金の状況というのが出されておりますけれども、それを見ますと、平成26年度中に、積み立ては若干ありますけど、取り崩し額が見込まれておりませんけれども、それが予算にも反映してるわけですが、今の説明ですと、医療費は上がるけれども、税は据え置きたいというような考え方が示されておりましたけれども、医療費がふえて税が上がって、そしたら基金も取り崩さずにどういうふうな運用をされるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 基金につきましては、必要であれば補正予算で計上していきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、本算定するときには税を据え置くという考え方の中でこの予算が組まれるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、税率につきましては、運営協議会の関係もございませぬので、ここではっきりと据え置くという約束はできませんが、そのような方針でやっていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今まで医療費と税の関係で、やはり医療費が高ければ、当然、皆さん方の中にも税は高くても払う意思はあると思うんですけれども、それが、そういう状況でないということがこれまで明らかになってきておりますけれども、今年度予算では税と医

療費の関係はというふうになっていると見込んでいるでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、委員おっしゃっておりますのは、県下でどういう状況であるかということでございますので、県下、ほかの市町の税率でございますとか、医療費の関係が今はわかっておりませんので、それが県下で何番になるとか、そういうことは今はわかりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これまでのわかってる範囲でお伺いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 考え方だけ説明いただけませんか。
保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 考え方は、先ほどから申しておりますように、医療費はふえますけれども、税は据え置いていきたいという、このようなお答えしかしかねます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それをもう一步踏み込んで、先ほど印部委員からも言われておりましたけれども、法定外繰り入れをしながら税の引き下げということではいかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今までも、この税のことでよく議題になるわけですが、当然、本算定でないとはっきりしたことは申し上げられませんが、さっきも話あったとおり、一時は9,000万円、5,000万円という、そういう繰り入れもいたしました。

おかげで基金も少しできております。そういう状況で本算定の時点が来ないと、なかなか、今、仮定の話をする、また、ああ言ったやこう言ったやということになるんで、とりあえずは本算定の時点までその推移を見ていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 本算定では、ぜひ、据え置くということでなしに、もう一步踏み込んでいただきたいということを申し上げておきます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 8ページの国民健康保険税が約5%前後にふえておりまして、8,794万5,000円の対前年比増に当たりますが、これの要因をお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 要因でございますが、平成26年度の推計される保険給付費、後期高齢者医療支援金、介護納付金が年々上がっておりますので、その分を見越した結果、保険税に求める額が多くなったということでございます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。

社会保障と税の一体改革で、政府の方針は都道府県に保険者を移していくということをやっておりますが、南あわじ市は、新聞をちょっと見たときに、2万六千何がしか毎年これでいきますと税が1人当たり得になるということを見ました。

それで、専門家の立場から、そういうふうになった場合のいいところも悪いところもあるかと思えますので、その辺のお話を聞きたいと思うんですが。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 委員、今おっしゃったのは、平成22年度か平成23年度分の保険税が県下の平均と比べまして南あわじ市が高い分、県が保険者になったときに、平均になればその分安くなるということであったかと思えます。

ただ、平成29年度に都道府県が保険者になるということで、今、国と地方が協議をしております段階でございますので、その保険税自体がどうなるかということは、今の段階でははっきりしたことはわからないかと思えます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 要は、県に収束されたら喜ぶべきなのか、その辺の、負やけど、こう
いうことで長所ありですよというのがあったらお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただ、今のまま県に移りましても、国の補助金とかが同じ
でございましたら、小さな赤字の団体が大きな苦しい団体に変わるだけだと思いますので、
国からの支援をもっと求めて県に移行すればよいかなとは思っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員、よろしいですか。

○登里伸一委員 ありがとうございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは質問外やけども、きょうは大事な予算審議をしょんねんけども、
委員長、福祉部長が欠席をされとるのやな。これは天下御用とか病気とか。

○蛭子智彦委員長 病気です。

○阿部計一委員 病気ですか。それやったら、もうしゃあないけどな、肝心なときに欠
席されとるので、それ、ちょっと聞きたかったんです。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。
これより委員間討議を行います。
御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、意見がございませんので、討議を終結をいたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第6号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

2. 議案第7号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第7号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑に当たりましての資料配付がございますので、まず、この資料を配付していただけますでしょうか。

(資料配付)

○蛭子智彦委員長 配付が終了いたしました。

お諮りいたします。

この資料について、執行部よりの説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、執行部よりの資料に基づく説明を求めます。

保険課長。

○保険課長(川本眞須美) 先月、2月27日に開かれました広域連合議会におきまして、平成26年度、平成27年度の保険料率が決定いたしましたので、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして、報告させていただきます。

後期高齢者医療の保険料は2年に一度改定をされ、平成26年度は3回目の改定となり

ます。

1人当たりの医療給付費が増加していること、後期高齢者負担率が引き上げられることなどによりまして、保険料の増加が見込まれるところでございますが、これに対しまして、広域連合の剰余金や兵庫県の財政安定化基金を活用することによりまして、保険料の増加抑制を図っているところでございます。

平成26年度、平成27年度の保険料率が表1のとおり、均等割額を現行の年4万6,003円から、1,600円増加をした4万7,603円、また所得割率を現行の9.14%から0.56ポイント上昇いたしました9.70%へとそれぞれ改定となっております。

今回の改定に当たりましては、保険料の上昇を抑制するために、広域連合の平成25年度剰余金見込額38億8,000万円、この全額と、兵庫県の財政安定化基金から2カ年にわたる交付金34億2,000万円を活用いたしております。

これによりまして、表2のとおり、被保険者1人当たりの平均年保険料額の伸びが1.1%となりまして、前回の改正時における伸び率6.09%よりも低くなっております。

表3のとおり、保険料増加抑制措置を講じなかった場合は6.54%の伸び率が見込まれるところを、この剰余金と基金によりまして1.1%の伸びに抑え、被保険者の負担を抑制しております。

裏面をごらんください。

賦課限度額につきましての国の基準が改定されましたため、表4のとおり、国の基準に合わせまして2万円に増額し、57万円に変更しております。

低所得者の場合は、所得に応じて保険料の軽減をしておりますが、国の基準が改定をされたため、低所得者の負担の軽減を図るために2割、5割の軽減対象を拡大いたしました。

保険料の軽減は、同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額の合計額や基準額以下の場合に適用されますが、表5のとおり、2割軽減は被保険者数を乗じる金額を35万円から45万円に変更して、所得基準を引き上げ、また、5割軽減は被保険者数の範囲に被保険者である世帯主を含めることとし、単身世帯の5割軽減が新たに適用されることになっております。

以上が資料の説明でございます。

なお、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、この保険料率の改定分を見込んでの計上となっております。よろしくお願いいたします。

○蛭子智彦委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

吉田委員。

○吉田良子委員 今、説明がありましたけれども、この資料で見ますと、兵庫県に設置されている財政安定化基金ですけれども、これは今、総額幾らあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成25年度末で、現在55億円ございます。

それで、平成26年度、平成27年度、2カ年にわたりまして17億円積み立てますが、今回、広域連合のほうに繰り出しますので、平成27年度末には38億円になっていると聞いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 基金の取り扱いなんですけれども、これは、市からもここへお金を繰り出してると言うんですけれども、使い道としては、もう少し繰り入れをするというような考え方は県のほうではないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 基金への繰り入れは、国、県、広域連合で行っておるものでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 この基金を、今言いましたように、もう少し取り崩して保険率を下げるということはできないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これは広域連合と県との話になってくるかと思いますが、これまでは一旦、平成24年度の改正時までは後期高齢者医療は元に戻すという話できたかと思うんです。

このたびの社会保障と税の一体改革の国民会議によりまして、後期高齢者医療自体が必要な改正を重ねながら続けていくということになっておりますので、この基金の使い道につきましても、本来の保険給付費の増であったり、保険料の収納不足に使うというふうの方針が変わってきているかと聞いております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それで、今、もっと基金を使って、県の支援ももっと必要だと思いますし、この後期高齢者の医療はどうしても医療を使ったら、それがすぐに保険料にはね返るといふようなことで、これから将来的に引き上げは常に改定のたびごとになっていく制度のように思います。

そこで、税と社会保障の一体改革の話もありましたけれども、やはり、高齢者を支えるという意味からいえば、国や県の支援が必要だと思います。

さっき言われたように、国保の広域化の話もありますけれども、これは自治体ではどうしようもない予算になっているかと思います。そこら辺は、市が手を差し伸べるということとはできない制度だと思っておりますが、その点はどうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そのとおりだと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そこで、先ほど言った低所得者の軽減の問題ですけれども、これも県のほうで決められているわけですが、75歳以上の保険者だけで軽減を考えるのであればいいんですけど、これ世帯主も含まれているというところで、世帯主の所得が多ければこの軽減にかからない、ここら辺も制度として変えていく必要があるように思うんですけど、その点いかがお考えでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これにつきましても、法律で決まっていることですので、南あわじ市としてどうするということはできないかと思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 国保みたいに考え方が全然反映されないような制度なのでどうしようもないんですけど、やはり、私は国や県のもっと支援を深めて、こういうふうには医療費が上がったら、その人たちにはね返るようなやっぱり仕組みづくりというのは変えてい

く必要があるというふうに思っています。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これは、余剰金というたら耳ざわりいいんですけども、要は余分に取り過ぎた分が余剰金になってるという解釈しますんですが、違うんですか。

○蛭子智彦委員長 今のは広域連合の話ですね。

わかる範囲で答えていただけますか。

保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今回の剰余金の関係ですが、平成24年度の改定の際に見込んでおりました保険給付費の伸びが思ったよりも少なかったと聞いておりますので、この剰余金が出てきたと思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、市と直接関係ないと言えないんですけど、新聞報道等では国では230兆円からの、そういう取り過ぎた分の金が余っとんのやな。それでも、そういうことが国会討論でも一切出てこんというような不思議。それで、これ剰余金というように形で出てますからね。要は、余分にそういう市民からとった分がたまってきたということでしょう。

ですから、やはり、余分に取り過ぎた分を市民に還元していくというのは、これは当たり前やと思うんやな。そやけど、それを余剰金の配分についても程度があると思うんですけどね。

ただ、余剰金やいうたら、何かそういう組合自体が努力されて余剰金にされたんじゃないしに、要は、市民がそれだけ余分なお金を払っておったということとは違うんですか、これ。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 結果としてはそうなるかと思いますが、医療費の抑制のために、広域連合が国保であれば健康診査であるとか、努力はしておりますので、全てが全て取り過ぎた分とかという分ではないとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、今回、賦課限度額も2万円アップされております。今、限度額を払っている南あわじ市の市民の方、どのぐらいおられますか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成25年度の一番最初の本算定のときの結果でございますが、33名の方が限度額に達しておられます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 33人しかおれへんわけ、限度額。

ということは、限度額ということはお医者さんに行った場合、2割負担という方へのことですか。じゃ、ないんですか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、委員おっしゃっているのは1割、3割の関係で3割負担をされている方だと思いますが、この方は、これと負担限度額の55万円というのは少し意味合いが異なってまいります。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 この第5表の2割軽減、5割軽減が改定されることによって、例えば南あわじ市だったら人数的にはどういうふうな変化というか、軽減がふえるとは思いますが、人数はどれぐらいの変化があるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これも、平成26年度分につきましては、まだ算定ができませんので、平成25年度の算定で、同じような所得でございましたら、現在、2割軽減にかかってない非該当の方が228名減ります。

2割軽減の方で、次、5割に移る方がいらっしゃいますので、2割軽減で173名減ります。

5割軽減で401人ふえる予定でございます。

○蛭子智彦委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　なしと認めます。

それでは、委員間討議を終わりました採決に移りたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長　それでは、採決を行います。

議案第7号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長　挙手多数でございます。

よって議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

再開は11時10分からとさせていただきます。

(休憩　午前11時00分)

(再開　午前11時10分)

3. 議案第8号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計予算

○蛭子智彦委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第8号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 これ、ページ数関係ないんですけども、国の試算ですと、何か2000年ですか、確かこういう制度ができて、それから14年、法務省の試算では約3倍になると、40歳から64歳までの方は確か30%ですかね、29%ぐらいは40歳から64歳までの人が負担しておると。国が50%と29%で、そして、あと21.数%、その辺ちょっと忘れたんですけども、南あわじ市で40歳から64歳までの、これ若い方の保険料というのは、案外未収が多いんと違うかと思うんですけども、今後、これアップしていく中で、その辺どう思われますか。

○蛭子智彦委員長 歳入の滞納分、あるいは歳出の第6次計画などについて説明をしながら答弁をいただけますか。

滞納の状況と、それから、今後の見通しについて、第6次計画策定業務委託というのが予算計上されておりますので、これにふれながら、今の質問への答弁をお願いできますか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの2号被保険者の関係なんですけど、これについては、保険料として徴収されておまして、私のほうではそちらのほうのデータは持ち合わせておらないんですけど、2号被保険者の40歳から64歳までの方につきましては29%ということで、1号被保険者65歳以上の方につきましては21%の負担をいただいております。

それ以外の部分につきましては、国、それから県、市町村というようなことで負担率を100%としているところでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと質問の仕方が悪かったと思うんですけども、要は、南あわじ市で40歳から64歳の保険料の徴収率がわかってましたら。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 健康保険のほうからの徴収でございまして、滞納はないと思います。

○蛭子智彦委員長 これは、収税課長のほうでわかりますか。
税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（藤岡崇文） 今の委員のお話でございすけども、先ほど長寿福祉課長が申しあげましたとおり、介護保険、1号被保険者は別としまして、先ほどから御質問がありますとおり、40歳以上65歳未満の方につきましては、それぞれ被用者保険、または国民健康保険の、国民健康保険でいいますと、その税率の中に先ほど少し御説明させていただきましたけども、介護保険分として徴収されておりました、その部分についての被用者保険というのはなかなか収納率は数字はつかんでないと思うんですけども、国保におきましても若年層でどれぐらい収納率があるのかとかいう数字はつかんでおりません。

ただ、100万円未満でありますとか200万円未満の低所得者につきましては、国民健康保険税の約60%、70%程度の方が滞納者を占めておりますので、その辺、所得の低い方につきましては、その中には、最近でいいますと、やっぱり派遣労働者とかも含まれてきますので、そういう若年の若い層の方でも介護分を含めての保険税の滞納者がおられるという現状がございす。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私もあんまり頭ようないんで、余り理解できませんけど、その辺でその数字的なことやめときますけども、保険の徴収ですわね、この介護保険というのは年間何回になっておりますか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 6期でございす。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 何月と何月で。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 偶数月でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 偶数月はわかっとなけど、何月と何月ですかって、偶数月といたら、そのぐらいわかるけどやな。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 済みません、4月、6月、8月、10月、12月、2月でございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、ほんまに当初から2.5倍にも上がってくると。2014年度でも5,000円オーバーするんでないかというような予測されとんねんけどね、これは何ですか、年金から引きよる分とは違うわね、40歳から64歳ですから。年金から引いてる分は、あれは後期高齢者ですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 年金からにつきましては、1号被保険者の方々につきましては特別徴収ということで徴収をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 74ページ、75ページあたりになるかと思うんですけど、介護予防、結局、できるだけ介護保険を使わないで済むようなための施策というか、事業もあるかと思うんですけども、どのような事業でそういう目的をされておるのか、何かありましたら。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 保険給付の関係の抑制といいますか、予防事業というのがございます。

この予防事業につきましては、軽度の被介護者、それから重度の方もそうなんですが、訪問サービスであったりということで、機能の低下を抑制させていただくような内容の介護給付をさせていただいているところでございます。

例えばですが、いきいき百歳ということで、筋力を低下させないような事業を進めさせていただいてもおります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 介護の認定を受けてる受けてないにかかわらず、例えば、今、全くそういうのが必要ないような高齢者に対しては、今言われたんだったら、百歳体操なんか、両方まじってると思うんですけど、そういうふうな事業をやってるということですかね、ほかに何か要支援であろうと、介護の対象にならんようにいろいろ老人クラブとかに対してやってるような事業というのはここから出てるわけではないんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、申しあげました「いきいき」というのは、二次予防者ということで、要介護認定を受けられている方を対象にはしております。

認定されてない方も当然入ってるんですが、基本的に認定された方の予防ということで行っております。

それと、もう1点、老人クラブの話だと思うんですが、この老人クラブの関係の事業につきましては、この保険給付のほうではしておりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。ということは、同じように見えるんですけど、そういう出どころというか、やっぱり介護保険から出す分というのは介護認定を受けた人対象の分だけを出しておるといったことなんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そうでございます。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
木場委員。

○木場 徹委員 ページ、78ページ。2、事業費の委託料の食の自立支援事業委託料
1,320万円、それともう一つよろしいですか、その下の扶助費の家族介護慰労事業3
0万円についてお尋ねします。

まず、食の自立支援事業について、どういう流れになっているか説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1点目の食の自立支援なのですが、これにつきましては、
社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、食の必要な方に届けていただいております。
お弁当の単価については、1日1,000円ということにさせていただきます。

それと、もう1点ですが、この介護納付金につきましては、1年間給付を受けたことの
ない被介護者を抱える家族の方の奨励というか、慰労ということで給付させていただいて
いるところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 まず、食の自立のほうは、社協に必要な方から委託して、必要な方に
1,000円で給食を配付しているというんですけど、例えば、これ民生委員さんとか、
そういう方に申し込んで、それから1カ月とか、そういうことで契約をしてやっておるん
ですか、それとも、社協に直接というようなことでやられておるんですか。

要は、どういう方が対象になるかちょっと知りたいんです。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） これにつきましては、申し込みをいただきまして、それ
で、その方の状況というのを判断して給付の決定をさせていただいているところです。

配ることにつきましては、社会福祉協議会のほうに委託というようなことで事業を進め
ているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 ということは、給食の、要は持っていく、そういうのを社協に委託しておると、給食自身はその人が1,000円で買っていると、そういうことですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） その申請というか、決定した方に届けていただいているということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 いや、要は、この1,320万円が社協に委託しておるねんけども、これは、要は経費で、給食自身はその人が自分で買っていると、その持っていくのにこんだけ、1,320万円出しておるわけですね、今の話やったら。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。

弁当を社会福祉協議会のほうでもつくっていただきまして、それで、1食当たり1,000円ということで。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 1,000円、1食。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい。個人負担が400円ということで、うちのほうにいただいております。

申しわけありません。1,000円の内訳なんですけど、個人負担が400円、それで給付が600円ということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 その600円について今回1,320万円、何食かしらんけども、負担をしていると、そういう理解ですね。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 600円ということではなくて、この予算につきましては、1,000円の1,100食ということで計算させていただいております。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長、雑入で個人負担金528万円入ってますね。そのことを説明していただければいいんじゃないですか。

答弁、長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 個人負担といたしまして、歳入で雑入で400円掛ける1,100人ということで負担金をいただきます。

それで、この歳出のほうで1,000円の1,100食ということで計上させていただいているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 500万円と、この1,320万円と合わせて事業をやっていると、約3分の1負担もうて、あと3分の2は公費でやってると、そういうことですね。わかりました。

次、介護の家族介護の慰労事業について30万円ありますけども、これ対象は何名ですか。

○蛭子智彦委員長 ページ数は78ページの。

○木場 徹委員 その下のほう。

○蛭子智彦委員長 先ほどの下の分ですね。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この対象につきましては、給付を受けられない方ということなので、その数字につきましては把握はしてございませんが、見込みということで、これにつきましては3名を見込んでおります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これは、何かこれも、そういう認定とか、対象になるとかいうのはどこで判断して、どういう申し込みをとってやっておるか、それを説明お願いします。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 要介護4、5、重度者の方で、1年間給付を受けたことがないというところを確認いたしまして、申請によって給付をさせていただいているところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 1年間、介護の給付を受けてない人が、要は3人いるということですね、今の話ですと。その方が対象になるということですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 対象者というのは、先ほどもちょっと把握はしてございませんが、見込みとしましては3名ということでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これは、長寿福祉課に直接申し込めば、そういう年に10万円いただけると、家族にいただけると、そういう制度ですね。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 何かこれについて、私らも初めて聞く話やけども、そういう啓蒙とか、市民の方、対象者にそういう啓発というか、知らせはしておるんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 啓蒙につきましては、在宅介護支援センターの事業所での会であるとか、そういうときに、そういうことを説明させていただいて、情報をそこから、高齢者の方々に周知を図っていただいているというところが実情でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もうちょっと知らせたほうがええと思うんです。それとも、自動的に役所のほうから、全然未利用の人だったら、通知して10万円寄附するとか、そういうことだったらわかるんですけども、今の話だと、自分で申請せんなん分はもっと、対象者が3人というのはちょっと少ないように思うんですけども、その辺がちょっと弱いん違うかなと思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今後は広報、それからホームページのほうに掲載して、周知に努めたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 わかりました。ケアマネジャーとかいろいろ、そういう専門の人もおりますんで、広報とともにその辺をちょっと充実してほしいと思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 78ページの、先ほどの食の自立支援事業委託料なんですが、この委託先というのは社協に法的に委託をするということで、法的根拠に基づいてやっておられるんですか、その点お聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 法的根拠ということではございませんが、公の法人ということで、市民に近いといいますか、市民の福祉の増進を考えられる法人であるということで社会福祉協議会のほうにお願いしているところでございます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、そういう事業に参入したいという方があれば、例えば、もう今ですと社協がそのままいってると思うんですが、そういう福祉事業に参入したいと、1,320万円といたらかなりの金額ですよ。そういう希望される方があれば、一応、これは市として、例えば2社、3社あれば、またいろいろな方法で、そういう機会を与えられるわけですか。その点をお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほども言いましたとおり、法的な根拠というのはございませんので、民間の事業者の参入ということの希望というのがございましたら検討していかねばならないのかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 大体これは期間は1年ですか、この契約したら、何年。その辺、ちょっとお願いします、聞きたいと思います。契約期間。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1年でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、ページ70の、13の委託料、これ第6次計画策定業務委託料ということでございますが、319万5,000円と、非常に額が大きいわけですが、これは、どういうところへ、どのようにお願いしておるのか。

それと、ページ76の13の委託料、これ1,155万3,000円、これ非常に大きいわけですが、総合相談業務委託料、これもどのような内容なのか、説明をお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。もう一度、ちょっと聞こえにくかったものですから、お願いできますでしょうか。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 70ページの委託料、319万5,000円、第6次計画策定業務委託料、これについて、内容と、どこに、どのようにお願いしているのか。

それと、ページ76の13の委託料、これ1,155万3,000円、総合相談業務委託料、これはどういう内容で、どこにお願いしてるのかお聞きいたしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありませんでした。

まず、6期計画の関係ですが、これにつきましては、どこにということはまだ決まっておられません。

これにつきましては、検討委員会のほうを立ち上げまして、それで内容を審議した暁に、業者を審査会のほうにかけて選定をいただくというようなことになるかと思えます。

また、内容につきましては6期計画につきましては、平成27年度、平成28年度、平成29年度の3年間の介護保険計画を立てるものでございます。

それから、総合相談の委託料でございますが、5在介ございまして、そこに高齢者の見守りであるとか、機具の使用の指導とか、そういうところを委託しているところでございます。

○蛭子智彦委員長 わかりましたか。もうちょっと、言葉が聞き取りにくかったので、もう一度丁寧に説明いただけますか。

いいですか。

川上委員。

○川上 命委員 その6次計画策定業務委託料と、こんなもの初めから、ことし初めてでないと思う、わかっとるもの。それを今、まだ計画が全然、業務委託どこにするとかがわからんというのは、これはどういう意味ですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この計画につきましては、最終年度、この5期の最終年度が平成26年度でございますので、この5期を加味しながら次の6期を策定していくというようなことでございますので、この最終年度に業者を決めて計画を立てていくということでございます。

それと、先ほど在介と申し上げましたのは、在宅介護支援センターということで、特別養護老人ホームのほうに設置していただいているものでございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 この二つの件については、かなり金額が大きいわけですし、相手方も委託ということになれば、どのようにこの予算を積算しているのか、ちょっと教えてください。予算書出とるんでしょう、何か根拠があるんでしょう、これ。一千何百万円もというたら。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 内容につきましては、見守りに幾ら、それから、福祉用具の指導に幾らというような細かい相談業務を積み上げさせていただいて、その分を実績に応じて支援センターのほうに委託をさせていただいているというところでございます。

○蛭子智彦委員長 介護保険の計画、金額の根拠。計画策定に必要な予算があるわけでしょう。それはどこから積み上げるかということをお教えください。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 計画の金額の根拠ということなんですが、これにつきましては、ただいまさせていただいて、何て言いますか、業者の方がいただいているところで、この計画につきましては、見積もりをいただいた額を参考として計上をさせていただいているところでございます。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

○川上 命委員 もう、よろしい。

○蛭子智彦委員長 ちょっと答弁がわかりにくいので、ちょっと今、質問者もちょうちよしたところがあるんですけども、これは会議記録に残りますので、しっかりと答弁い

ただかないと大変問題が残ると思いますので、十分な答弁を求めたいと思います。

今後、十分注意をしてください。

原口委員。

○原口育大委員 78ページの食の自立支援、もう一回聞きたいんですけども、これ、1,000円で割ると1万3,000食ぐらいになるんですけど、対象者というのは何人なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午前11時45分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。

人数ということではございませんでした。1,100食掛ける12カ月ということで計算させていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 この食の自立という意味なんですけども、1,100食をもらってる人というのは1日3食、全部もらうわけですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1日1食でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ようわからんですけど、要介護で、調理のためにヘルパーさんに来てもらうような支援というのもあったように思うんですけど、そういうのとの違いは何なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 訪問介護など、訪問ヘルパーの派遣とは、これは違った部分でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 その違いなんですけど、自立というのは、毎日そしたら1食で過ごすということなんです。あとの2食はつくれるんだったら、3食とも自分でつくったらええと思うんですけど、それはどういう制度になっておるわけですか、この1食だけいただいてというのは。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この自立支援につきましては、目的としましては、ひとり暮らしの高齢者に対して自立の観点からサービスを提供することによって、生活の質の確保を図るというようなことを目的にさせていただいているものでございます。

それと、内容につきましては、栄養バランスというような観点を持っておりまして、お配りさせていただいているのは1食のみということでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、調理のヘルパーさんに1時間来てもらって1食でええんだったらええけど、調理してもらったら、そのほうがいいんじゃないんですか。弁当配る必要というのがようわからんですけど、調理のヘルパーさんに来てもらうのとの違いというのは、そしたら介護認定を受けてない人でもお弁当はもらえるんですか、介護保険の中から。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 食の自立支援につきましては、認定ということではございません。

それと、ホームヘルパーの派遣ということにつきましては、これは、その方の自己資金により、いわゆる食事をつくっていただくというようなことでございまして、食の給付を

するものではないので、そういうことでヘルパーの派遣とは内容が違うものでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほど介護予防を聞いたときは、保険の対象の方だけが百歳体操にしても、何かこの予算から出てるように聞いたんですけど、介護認定を受けてない人に対して、この場合はそういう支援を1,300万円もしてるという話なんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この場合は、認定をしていない方についてもさせていただいているということでございまして、単身世帯の疾病とか、病気によって調理が困難な方に限りさせていただいているというようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 ようわからんけど、やめますけど、調理が困難な方で、365日1食ずつもらってて、あと2食は、そしたら食べないで過ごしてもらいたい話になってしまうんで、介護認定を受けて、介護保険の中で対応すれば1割負担で1時間つくってもらいなりでいくほうがリーズナブルや思うんですけど、もし、そういう予算を置くんだったら、介護保険からとは別のところに置かないと、どうも説明がつかんと思うんですけど、そういうことではないんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） これは介護保険の予防の観点から認定をしてない方への、いわゆる予備軍といいますか、虚弱の65歳以上の高齢者の方々にも事業を進めているもので、やはり、認定の抑制につなげるものと考えて実施しておるものでございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 私もちよっといろいろ質疑聞いて、私も再質問したいんですけど、ちよっとこれ、この問題難しいこともいろいろあるんだろうと思うんですが、たまたま部長も病気とはいえ、万やむを得ず休んでおると。何か今、聞きよったら、同僚議員が質疑し

ておっても、そんなんやったらもうええわというような投げやりなことになってしまいよんねんな。

やっぱり、こういうことは、我々はこの委員会の中で質疑を通して市民に知らしめるといふ大きな仕事があるわけやな。

今、原口委員であれ、阿部委員であれ、川上委員であれ聞きよっても、わかりましたというような答弁が出てないよに私は思うんです、委員長。

これを受けて、意見がないから採決します言われても、委員長、これ困ると思うんです。これ、一遍ちょっと検討したらどないですか。そうやないと、意味がなしに、とにかく前に進まさんかいいうような採決やられたら困ると思います。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

○蛭子智彦委員長 それでは再開します。

再開に当たりまして、午前中の審査で川上委員の質問、それから原口委員の質問に対しての答弁が非常に不十分であると判断をいたしますので、執行部よりの再度の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（川野四朗） 先ほど委員長さんのほうからお話がありましたように、午前中の答弁につきまして、明確な答弁ができなかったことをおわびを申し上げたいというふうに思います。

今後、努力して、もう少し勉強していきたいというふうには考えておりますので、どうかお許しをいただきたいと思います。

それで、3点の質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、食の自立支援事業のことですが、この事業の目的につきましては、ひとり暮らしの高齢者等に対し、食の自立の観点からサービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の自立と生活の質の確保を図ることを目的として配食をしているわけでございます。

対象者につきましては、市内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、老衰、心身

の障がい及び疾病等の理由により、食事の調整が困難な状況にあるなど、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると市長が認めたものについて対象者といたしております。

サービスの内容につきましては、対象者の身心の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集しまして分析をして、食の自立の観点から関連サービスの利用を調整しておるものでございます。

栄養のバランスのとれた食事を調理して、定期的に居宅を訪問して食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認もこの事業で実施をさせていただいております。

それで、先ほどの対象者からいただく利用料につきましては、1人1回400円ということになっております。

それで、平成26年度の委託料につきましては、月1,100食を予定をいたしております、12カ月分で1万3,200食、結果1,320万円の予算を計上させていただいております。

それから、もう1点目の介護保険事業計画策定業務委託料、これにつきましては、介護保険事業計画及び策定業務の委託でございまして、市民の皆さん方からのアンケート調査等を踏まえて、第6期の介護保険計画を策定していくものための業務委託でございまして。

業務委託の委託先につきましては、また入札審査会等で業者を選定をいたしまして、そこでプロポーザル形式だと思いますが、そういうふうな形で委託先を決めてお願いをするものでございます。

それから、もう1点、在宅介護支援事業委託料につきましては、これは、市内にあります特別養護老人ホームをお願いをいたしております在宅介護支援センターの業務の委託でございまして、そのほかいろいろと、在宅介護支援センター業務の委託料1,100万円ということになっております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 それぞれの方、よろしいですか。

原口委員。

○原口育大委員 そしたら、1,000円のお弁当を自己負担400円で1,100食、月に配るということなので、おおむね対象者の数というのはわかるかと思うんですけど、何人ぐらいなんですか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 配食サービスを受けてる回数がそれぞれ違うようでございます。

申請に基づいて、こちらのほうで判断をして、この方向回かということのようでございます。

実人員は、大体98人というふうになっておりますが、100人程度ということでこちらのほうは対応させていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 副市長が答えてくれるのでお聞きしますが、今の内容からすると、介護保険の枠組みですよりは福祉の分野ですほうが予算的には適当なような気がするんですけど、そういうことについてはどういうふうに考えておりますか。

○蛭子智彦委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 平成18年度までは南あわじ市単独で配食サービスということでやっておったんですが、介護保険法が改正になりまして、介護保険の中でもこういう事業が展開できるということになって、平成18年度からは市のやってた配食サービスと、介護保険でいう、この食の自立支援というものを合わせて今やっておるわけでして、食の自立支援のほうでは介護認定を受けてなくても、予防のための配食ということが可能になったよということで、今、このような形にさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、介護認定を受けてる方は、これは利用してないわけですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 介護保険を認定されてる方も受けております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、介護保険の場合は、そのサービスを受けて1割負担みたいなことやと思うんですけど、そこには差はないんですか、認定受けてる人と受けてない人の差はないんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 要項に基づいてやっておりますので、それは影響して
りません。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 これに関連してなんですが、78ページを見ておきますと、任意事業
費ということに書いてあるわけですが、今の副市長の話聞いておって感じるんですが、
この1,320万円というのは介護保険料の中から出されている予算ですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） それぞれの保険料といいますか、これにつきましては、
21%の、申しわけないです。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時07分）

（再開 午後 1時08分）

○蛭子智彦委員長 再開いたします。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この部分につきましては支援事業ということで、介護給
付金のほうが29%交付ということで、保険金から支払っております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういふことですから、今、副市長が冒頭答弁されましたように、そ
れでそれに対して原口委員が質疑したように、できるからこういうことにしとるというこ
となんですが、我々の考えでしたら、できるからこういうことをしとるよりも、福祉のほ
うで、これ全体をくくって、福祉のほうでやるならば、介護保険料にこだけ分はね返っ
てきえへんわけですわね。我々の介護保険料払ってるのが何百万円かこれにはね返ってこ

ない、簡単に言うたら、その分安くなるというようになるわけですので、できたら、これをやれるからここでやっておるというよりも、当初の、これは福祉的な考えということで、介護と切り離して福祉のほうでやったほうが介護保険料を払っておる人にとってはよりありがたいんでないのかなと思うんですが、その点いかがですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この市町村のと、今、委員さんのおっしゃる部分のところですが、次期計画においても、市町村事業というような、結局、給付のあり方が検討されているところでございまして、やはり、この市町村の独自性のある事業に対しても給付金を入れるというようなことで予防につなげていきたいというふうにしております。

○蛭子智彦委員長 課長、介護保険でやった場合の財源と福祉でやった場合の財源と、説明はつきますか。

その点の答弁を求めていると思うんですけど、違うんですか。

市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 前の担当でしたので、今のことについて説明させていただきます。

確かに、福祉であったら介護保険料のはね返り分は確かに減るかも知りません。ただ、市全体で考える中で、当然、この制度が一般会計から介護やというふうな移行をなされたという中で介護保険料の保険料を算入する割合は3分の1ぐらいだったと思うんですが、その分の影響は確かにありますが、市全体としては、もちろんこっちの制度のほうが有利やという考え方があります。

ただ、私の記憶では、その一般会計の福祉というときに、県とかの補助金があった中で、それが介護の制度が変わるときに、移行というふうな形で介護に変わっていったような記憶がございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 その説明で、それでええんですが、我々、今の冒頭の説明だけ聞くと、できたら、そういう福祉なら福祉でやってもらったら、我々の介護保険料が少しでも軽くなると。あえて、やれるからここへ持ってきて介護保険料を上げる必要はないんじゃないかというのが私の言いたいところであって、今の説明であれば、おおむねわかりました、おおむね。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 いきいき百歳体操についてお伺いいたしますが、前年度では予算があったわけですが、今回、今年度当初予算の比較をいたしますと、75ページです、それがないように思うんですけど、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） いきいき百歳体操につきましては、二次予防の事業の中に計上させていただいております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしますと、引き続き百歳体操は介護保険の中で実施するという
ことでよろしいのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、そのとおりでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それともう一つ、よろしいでしょうか、委員長。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 違う項目になるんですけども、介護保険は3年に1回見直しという
ことで、3年間いろいろ財源を調整して、基金を3年間でそれを消化する
ということになるかと思うんですけども、平成26年度の年度末の基金
もありますけれども、これは平成26年度中に消化する予算になって
ないんですけど、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 給付割合につきましては、見込みのとおり、伸び率がいておりません。ということで、大体7,000万円程度の基金への積み上げということで見込んでおります。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 若干補足させていただきます。

介護保険の保険料の算定というのが3年間の給付見込みから入ってくる財源に基づいて算定します。

その際、残っておった基金については全て取り崩すというふうなことで、入ってくるお金全てを見越して算定をいたします。

平成26年度は、今の第5期、平成24年度、平成25年度、平成26年度までの3カ年の最終年度になるわけですが、当初、計画の段階では基金はゼロになるという見込みでやっておったわけですが、給付費等が見込みよりも少なかった、あるいは、そういうふうな理由で必要な金が少なくなった、その結果として基金が少し残るようになってくるという見込みになってまいります。

ただ、その基金については、次回、第6期の中で、また、その基金を活用して保険料を下げる財源として活用するというふうなことになってまいります。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 これを見てもみますと、約6,462万円の基金残高になってます。それは、やはり平成25年度に4,600万円の積み上げがあつて、そういうふうなことになっておりますけれども、先ほど部長が言われたように、この保険料を集めるに当たって基金については3年間でそれを全部使うということですけど、今言われたように、使う費用が少なかったんでこれだけあつたということになりますけれども、次、第6期の事業計画を立てるに当たって、本来、本当に必要な費用を計算しなければ、こういうふうな、また基金が積み上がるというようなことになるんじゃないでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 平成23年度に事業計画を策定したんですが、その時点での保険給付費の総額と財源との差し引きの結果、今の平成24年度から平成26年度までの保険料を算定したわけです。その保険料については3年間固定ですので、そのとおり入ってきます。

それに対しまして、給付費が減れば、その分はお金が余ってくる、つまり基金に積み立てることができるという状況が今の状況であります。

当然、第6期、平成27年度からの3カ年の計画を策定する際には、その基金の残高を全て取り崩すという見込みの中で算定されるわけですから、この基金が残れば残るほど第6期の保険料の下げの要因となると、基金が残れば、それだけ保険料が安くなるということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 その基金が残れば、それは安くなるのは当然ですけども、本来、先ほど部長が言われたように、3年間でそれを使い切るという方針から言えば、ちょっと違う考え方だというふうに思います。

それで、第6期の事業の委託なんですけれども、そこら辺で、この業者はどのような業者を選定するかわかりませんけれども、そこら辺、計画策定委員会なり、そこら辺、きっちりと精査しなければ、また、こういう同じような状況が生み出されるのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 答弁のときに、その3年間の中で、前年度の分が、例えば教育費がふえた場合の補填に使うとかいうことも可能かどうか、そのあたりの説明をしていただけますか。

市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 3カ年間、保険料が固定でございます。その間、変えませんが、したがって、いわゆる、その保険料を下げるとかという話ではまずございません。

したがって、基金が残った、その分については年度途中で給付費に必要な場合は、当然、当初の計画どおり給付費に充当するわけですが、当初の見込みよりも給付費総額が少し下がってきたと、その結果、財源に余裕が出てきて基金に積み立てることができると、今、そういう状況ですから、むしろ、当初の見込みよりも好ましい状況であると思っております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 本来、介護保険でサービスを利用しなくても元気でいられることは本来に理想だというふうに思います、それぞれの高齢者にとっては。

しかし、財政的な面から言えば、やはり当初計画の見方が少し甘かったのではないかと

と思いますが、その点いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 給付費の見込みが甘いかどうか、それは、結果でございます。1円も違わんように給付費を見込むということはまず不可能でございます。

年齢構成、介護度の状況等々を勘案して、その給付見込額を算定していきます。あくまでも見込みでございます。若干の差が出るのはやむを得んと思っております。

ただ、給付費が見込みよりも多過ぎて足らんという状況は避けたいというところがございます。理想はゼロになることでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 財政的な考え方で赤字を出さないという方向は一定わかるんですけども、やはり、きっちりとした、なかなか高齢者ですから、日々体調も変化しますから、当然、給付費が若干変動がある、人口も高齢者がふえてきてますから、そこら辺見込みもかなり難しい部分はよくわかるんですけども、保険料にはね返るといふ点から言えば、やはりきっちりとしていただきたいなという思いがあります。

それともう1点よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 なければ続けて。
吉田委員。

○吉田良子委員 70ページの、先ほど言った第6次の策定業務委託料ですけども、この積算については、先ほども答弁があったかと思いますが、この積算はどのような形で出されたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この積算につきましては、実績のある業者から見積書を参考にいただきまして、それに基づいて計上させていただいたものでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 それも、先ほど副市長の答弁あったわけですから、そういう業者に見積もりを依頼して、そして入札でプロポーザルでということでもありますけれども、その業者は排除される中で入札が行われるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 排除することはありません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういうふうに、ある一定の業者がそれを積算していったら、その業者が入札に入っていくということになれば、一番有利な立場で入札に入っていくということになっていくのではないのでしょうか。

もう金額がわかっていますから、それをもとに入札に参加するということになれば、何かほかの業者はある一定不利になるというようなことが考えられないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 一応、見積書は聴取しています。

ただ、この見積書を我々のほうでも精査をいたしまして、南あわじ市版としてそういうのは幾らになるのかというようなこともやりますので、必ずしも見積もりした業者が有利になるというはございませんで、まだ、これよりももう少し安くできるよというような業者も出てこようかと思えます。

したがって、内容と金額と、両方の面から我々のほうは審査することになると思いますので、先ほどおっしゃっておったように、見積もりをしていただいた業者については、我々としては、今のままのものとしてやっておりますので、変わることもありますので、これから入札審査会等で、これがふさわしい金額なのかどうかを検討した上でそういう部分に取りかかっていくと思いますので、必ずしもそうは言い切れないというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そしたら、そういう業者から見積もりが出たやつを職員で精査するという答弁でありましたけれども、そしたら、最初から職員でそれをつくったらいかがなんでしょうか。それは精査するだけの能力があるのであれば、最初から、そんな業者に頼らずとも、市独自、職員独自でそれをつくることできるのではないのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） 職員の能力の限界をやっぱり超えてると思います。

アンケートの様式とか分析、それから、新設状況の把握とか、ヒアリングシート等々、本当に多くの項目をやっぱり積算してきていただいておりますので、職員でやると大まかなところしかできないのではないかなというふうなことは、これ見て考えられますので、やっぱり専門家にやっていただいて、適切な金額で我々も発注したいし、業者としても適切な価格で受注していただきたいというのは我々の思うところでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今言われた、初めて計画立てるのであれば、それはそうかもしれませんが、この介護保険については第6回目ですから、これまでも、こういうふうに緑色のきれいな冊子はできてますけれども、これまでの計画の上に積み上げていくわけですから、いわゆる業者よりも市の職員が現場を踏まえて計画を立てていくということになれば、一番状況がわかってる職員が具体的に計画を立てるということまでできないというふうに思われるのでしょうか。

○蛭子智彦委員長 川野副市長。

○副市長（川野四朗） できんことはないかもわかりませんが、大ざっぱなものとしてはできないと思います。やっぱり単価も変わってきますんで、3年間もすると。

人件費なんかはある程度わかると思うんですけど、ほかのものも全部細かく積み上げていかないかんわけなんですけど、やっぱり我々としたら、そこまではなかなか積算根拠ができないのではないかなというふうに思います。

したがいまして、やっぱりこういうふうな専門家の見積書をいただいて、それをもとに我々としても精査するというほうが一番現実味に近いところのものができ上がってくるのではないかなというふうには思いますけど。

○蛭子智彦委員長 答弁ありますか。

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 見積もりにつきましては、複数社参考にいただきまして、そのいただいたものを参考にしながら委託料を決めているところでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そうしたら、この319万5,000円は複数の業者から見積書を取って、その中で中間的というか、最安値のところしたのかどうか、そこら辺はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 最安値ということではないんですが、それに大体落札率というか、金額を下げまして、それで、この委託料を算定したわけでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、第6回目になるわけですから、ここら辺は、やっぱり先ほども言ったように、市の職員が包括支援センターとか、現場へ足運んだり、いろんな形で市内の高齢者の状況というのはよくわかるし、単価の変化というのは国から当然指示が来るはずだし、アンケートもするし、そこら辺は市独自でそれだけの能力があると私は思っているんですけど、それは職員の中では無理ということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 今のちょっと課長の答弁にもあったんですけども、基本的な考え方がちょっと混乱してるようなので、整理をしていただけますか。

財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 設計とか建設物価とかで設計金額、一目瞭然のようなものについては、そういうような単価の算定につきまして、参考物件として使用することがあるんですけども、この単価につきましては国からの指示があるようなものではないと思いますし、やはり実勢価格を使う上で、私、詳細を把握しておりませんが、複数社から見積書を徴して実勢価格等を把握した上で担当者の判断で予算計上していると、こういう手法はほかのものにつきましてもあるものでございますので、御了承いただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 先ほど何回も計画をつくってるんだから、職員だけでできるん違うかというふうな御質問であったかと思います。

それについて、私自身の経験として申し上げますと、非常に困難であると思っております。平成23年度、私、第3期、第4期、第5期の計画策定に携わりましたが、3回を経てもなかなか、やっぱりコンサルさんの専門知識が必要やと、そういうふうに感じました。以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 繰り返しになりますので、私はもう第6回目の委員会ですから、その策定委員会をするに当たって、委員からいろんな意見も聞きますし、そこら辺ではやはり市職員でそこは努力すべき課題だというふうに思っております。

もう繰り返しになりますので、終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかに。

木場委員。

○木場 徹委員 ページ71ページ、居宅介護住宅改修費、それから、次のページの72ページの介護予防住宅改修費、いずれもマイナスになっておるんですが、これはどういう理由でマイナスか、何か需要が少なくなったとか、そういうことで決めたんですか、説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この減額につきましては、実績から見込みをしまして、減額とさせていただいておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 制度自身は変更はなかったんですか。ただ、需要というか、申し込みが少ないということですか。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 平成25年度の見込みについていないという実績のもとに減額をさせていただいております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 要は、実績でつかんでいるということで理解してよろしいですね。

○蛭子智彦委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、実績から推計させていただいております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、質疑なしと認めます。
質疑がございませんので、ただいまより委員間討議を行いたいと思います。
御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 委員間討議を終結いたします。
それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。
議案第8号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

4. 議案第9号 平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第9号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第9号、平成26年度南あわじ市訪問看護事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

5. 議案第11号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算

○蛭子智彦委員長 それでは、次に議案第11号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員　これは入のほうで、125ページなんですけども、使用料・手数料、前年度から200万2,000円減額になってます。

これは、どういう理由で現額になるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　使用料の減額につきましてお答えします。

まず、最終処分場の入なんですけれど、非常に毎年ばらつきがございます。それで、過去5年間なり8年間なり見てみて、最近、ここ平成24年度、平成25年度、これがやはり搬送される、処分する量が多かったということで、通常の数値と、あと消費税も8%を見込んで現在の予算額となっておりまして。

○蛭子智彦委員長　長船委員。

○長船吉博委員　今、次長は消費税8%見込んでこういう予算額になっておりますと。8%になったら上がるん違うの。

○蛭子智彦委員長　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　消費税の増加分で試算いたしますと、230万円ぐらいの今の差がございました。

○蛭子智彦委員長　長船委員。

○長船吉博委員　消費税の差が230万円ほどあるというふうなことなんですけども、これ施政方針にもあるんですけども、地場産業、地域産業を応援する、支援していくという南あわじ市の姿勢からすれば、この業者さんは5%から8%になる3%だけ上がるん違うんやな、わかりますか。

これ、運送業者に渡したら、運送業者の分、もう3%上がるわけ。それだけ地元業者さんは負担率が高くなるわけですね。

特にこの瓦業界、地場産業の。本当に厳しい中で、これ6%も払わんなんことになった

ら、大変な出費になるわけですよ。そこら、どういうふうに担当課、受けとめておりますか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この事業につきましては、毎年、市からの消費税を支払っております。

それで、平成24年度の決算額で417万1,000円、それで、現在、平成25年度の予定納付も合わせまして796万4,200円お支払いしております。

私ども、手数料を上げなくても、8%をやはり国に納められないかんというようなことがまず一つと、あと、地元の負担ということなんですけれども、民間と比べたら、本当に格安といえば格安なんで、そういうことも御理解していただきましてお願いしたいと思いません。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 私が業者だったら、黒字であれば、それは払わさせてもらいますよと言うかもわかりません。しかし、今、この世の中の現状、これだけ油代とか、いろいろ高騰になっておる、非常に地域産業の厳しい中で、市長、確か、この瓦産業組合か、そっからから、この消費税等々についての何らかの要望とか来ておるんじゃないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今現在は来ておりませんが、何かそういう話もあるん違うかなというのには耳に挟んでおります。

まだ、そういう実質的に協議はしておりません。

ただ、これはそこまでいろいろ話せんでええのかわかりませんが、やはり地元の、あの処分場、ある程度期限があります。まだまだあると言いながらも、近い将来、あそこの処分場は使えなくなる。その場合のこともある程度、剰余金を確保しておかないと、今、ああいう施設をするということになると、そうたやすくいきません。

そんなことも一方では踏まえながら、現実、まだそういう話は来ておりませんので、また、そういう話がありましたら、協議はしたいと思いません。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 現実に、本当に地場産業としての現状、厳しい状況の中で、この消費税、当然、さっきも言いましたけども、会社経営についてはほとんどが3%上がるわけですよね。ですから、より一層、今まで苦しい中でも企業努力して収支決算がプラマイゼロぐらいであっても、消費税が3%上がることによって赤字経営に落ち込むことにもつながるわけです。

ですから、やはり、市長が言ってるように、地場産業を応援していくということの中で、やはり今後、そういう部分も一考していただきたいなというふうに思っておりますので、一度、そういう要望等々が来たときには、ぜひとも考えてやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いして終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今の処分場は、次長、大体、あと何年ぐらい持つんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 8年と見込んでおります。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、長船委員はそういう瓦、地場産業にもっと力入れというような話ですけども、私はちょっと逆な話であって、これは、今でも産廃の処分には差がついているわけですよね、瓦の残骸を捨てるんには一般の企業とは差がついておるといようなことで、これは、やはり地場産業だけで南あわじ市は持つとらへんのやな。

それは何百という一般企業がそれぞれ産廃処分場を利用していきよる中で、ほな、次長、何ですか、あと8年、今の体系のままで、瓦業者は、私はそれなりの補助金にしても、地場作業という特典の中でいただいております。私はそない思うとる。

これ、もう、あそこが満杯になるまで、今の価格を維持していくつもりなんですか。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） ただいま8年と申し上げたのは、搬入量と処理容量の関係で8年と申し上げました。

ただ、地元と、この施設、開設時に覚書を交わしております、20年の期間の覚書を交わしております。

そして、平成26年度は、その最終年度となっておりますので、もう一度、地元の調整を図らなければいけないという、まず状況がございます。その地元との協議によって、また次の延長期間というのが設定されるものと考えております。

それと、もう一つなんですけれども、処分場の手数料の金額なんですけれども、おおむね処分費だけが、建築廃材につきましてはリサイクルを基本とした料金がございます。それが大体1トン当たり2,000円ということで、県のほう、去年の7月23日の震災の折に県内いろいろ調査いたしましたら、やはり、南あわじ市の産廃処分場が、本当に格段に安いというようなこともあるのと、それと、リサイクル料金にほぼ見合った金額にしとかなんだら、建設リサイクルが進まないというような指摘もございますけれども、担当課といたしましては、この処分場、続く限り、今の料金設定を継続させていただきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 安い高いというより、私は、やっぱり公平・公正というか、そういう観点から、それは地場産業を保護するというのはよくわかります。ただ、南あわじ市は地場産業だけで税収足りませんか。私も調べたけども、たかがしれた税金でしょう、入りよんの。

そういう中で、あそこがある限り、一般の業者が、これ消費税も上がっていく中で、いつまでもそういう差をつけるんですか、もう合併して10年ですよ。ですから、そういうことも考えた中で、やはり、そういう地場産業という税制面である程度配慮されてるやん、補助金や何やらで。

そんなことを考慮した中で、今後、やっぱり考えていってもらわなんだら、もう合併して10年になるねんから。どこから、こんだけの税金が来よるというようなことを、やっぱり試算していかんだら、補助金に見合う税金が入るんか入りよらんかぐらいのことはわかっとうはずやと。

そやから、私はもう人形でも、これは所管外やけど、所管って、今の問題外よ、そういう何か、地場産業いうたら何をしても構わんみたいな、そういう言い方が、ほんまかちんと来るねん、はっきり言って。

それは、南あわじ市でどんだけのそういう関係業者が瓦以外で、そういう、もうちょっと公平・公正いうことも、これから考えて、投棄料についても、今後考えてもらわなんだら8年でいっぱいになる、それまでこのままいくんやいう、そんな、わしは、公平・公正西淡町のときはそれはそれでよかったけども、もう一回答弁して、8年間このままいくんやったら、いく言うてもろたらよろしいのや。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この最終処分場の開設した目的というのは、やはり、瓦くずの不法投棄なり、やはり、自分の土地で処分するということが非常に問題となり、環境を害するというようなこともあって、そのために設置したというのが一つの原因になってございます。

ですから、今の産業が続いていく限り、そういう不法投棄の防止と環境の保全を考えた上で、私はこの処分場の生い立ちから考えまして、今の処分場はこういう料金設定すべきではないかと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 不法投棄は、別に瓦でなかったって、不法投棄業者というのは何ぼでも違反してあるやないか。

それは、これから一般企業もようけあるのやよって、不法投棄は瓦だけに限ったことではないと思うねん。

そやから、もっと、そういうのも10年にもなるのやから、瓦は瓦でそれは安うしたんの、それでええわ。そなんやったら、一般企業もそれなりの、もう10年にもなるねよって、そういう多くの企業によって、南あわじ市というのは、その税収で支ええられとんねんから、それは、国から100億円近い交付税もいただいておりますけども、そういうことも考えたら、地場産業、地場産業ということが、そんな理屈はこれから通らんで、それは。

税収計算して、こっちもこんなこと言よるから、内容を調査しとんねん。市がどんだけの税入りようねん、はっきり言って。私らから言うたら、不公平もええとこやと思うわ。それを、これから8年、そういうことをやり切っていくというんか。そなんもん、まともに税金払えるかい、そなんんで。

○蛭子智彦委員長 阿部委員、ちょっと政治的な高い立場の判断も要るのかなというふうに思うんですけども。

○阿部計一委員 そなんもん、瓦のこと言よんのに、政治的な立場って、何言うとのや。

○蛭子智彦委員長 なかなか難しそうな感じもするんで、平行線のように思いますので。

○阿部計一委員 最後に、市長にも聞くつもりや。

○蛭子智彦委員長 わかりました。

もう一度、市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、これからの処分期間ですけれども、平成26年に、やはり地元と相談して決定しなければならないということであります。

ですから、8年とおっしゃられたのは、あくまでも搬入量を計算しての8年、また、地元とお話ぐあいでは、それよりも短くなったり、あるいは、また搬入量が減少した折にはもう少し長くなったりということも考えられます。

もし、この処分場をどうしても、それは期限がございますから、次、もし願いがかなうならば、次、どこかで新しい処分場が開設できたとしましたら、その時点で料金設定をもう一度、次の施設で考えるべきでないかと私は考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私は何も、8年ぐらいやって、その期間を続けるんか続けへんのかという次長の見解を聞きよんのや。

続けるのやったら、続ける言うたら、その中で、またこっちは、答弁者変えて聞くがな。

○蛭子智彦委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 続けていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そんなら、同じことを市長にお伺いしますけども、合併して10年、やはり、そういう多くの一般企業の産廃も出ている中で、やはり、そういう公平・公正な面からも、私はそういうことをやっぱり考えていただきたいと思っておりますけども、市長はいかがなものですか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 料金問題もさることながら、今、次長から話あったとおり、地元との約束事が平成26年というふうに一応なってるわけで、やはり、私はそちらの問題が大きな問題やと思っております。

それがうまくいった上で、今、次長が言ったような考え方で取り組むんか、その辺が一番大きな問題で、地元はだめですよと言われたら、料金どころか、次なる大きな問題を抱えることになりますので、それは続けながら、その時点を経過した中で一つ決めさせていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、今、次長と私のやりとりの中では、今、市長が言われたような、平成26年度そういう話し合いをしてっていう話ししましたか。しましたか、そんなら、私は飛んでるわけやな。

市長、よろしく、ええ話になるように一つ努力してほしいと思います。
終わります。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。
意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第11号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。
再開は2時5分とさせていただきます。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

6. 議案第12号 平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○蛭子智彦委員長 　　では、再開します。

議案第12号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 　　まず、予算の関係ですけれども、使用料、いわゆる売り上げが着々と落ちてきておるんですけれども、これをどんなふうに認識して、どう対応するような考え方をお持ちでしょうか。

○蛭子智彦委員長 　　情報課長。

○情報課長（富永文博） 　　まず、使用料の減ということで、2,000万円程度の減と予算上はなっております。

内訳といたしましては、一般の加入の世帯数でございますけれども、230弱減っております。それから、インターネットについては450弱減っております。

これによって、使用料が減っておるわけでございますけれども、今、取り組みといたしましては、加入者の方がやめられたり休止されるというような場合には、ケーブルテレビの特徴と申しますか、非常時の情報を受け取れるとか、あるいは日々、市からの情報を受け取ることができる、もちろん、そういう基本的なことでございますけれども、御説明を申し上げて、とどまっていたくように御説明申し上げます。

それから、番組の制作面につきましても、できるだけ親しみのある番組を制作したいということで、平成26年4月から、若干番組の内容を改変いたしまして、より親しみのある番組づくりを取り組みたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私がお聞きしたかったのは、どう認識しているかということで、なぜ利用者が減っていくのかという、この部分の意味合いなんです。

やっぱり、参加者はもちろんその加入料もありますし、加入権もありますし、個人の場合はいろいろあるし、よそへ行ってるということは、やっぱり使用料に見合うだけのサービスといたしますか、効果的な情報、あるいは運用、その辺に疑問持つから減っていくんじゃないかと、私はそんなふうに認識しとんですけどね、そのあたりに対してどう対応しようとしてるんかという、まずまずこの姿勢、ちょっとずれてるように思うんで、努力してるのはわかるんですけどね。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 加入者の方が減っているというのは、やはり民間の企業が南あわじ市のほうにも入ってこられまして、いろいろ推進等をされる中で、我々の思ってる以上に、やはりそちらに変わられる方が多いということがあります。

ですから、サービスで確かに向こうのほうが、テレビを見れたり、インターネットの速度が速いというので、明らかに魅力のあるサービスもされておりますので、そこで我々が主張できる部分については、先ほど申し上げたような、南あわじ市としての固有の情報であったり、防災等の災害情報を出させていただくと、そういうふうに考えて申し上げたところでございます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これは、一般質問でも何度か取り上げてやっておるんですけど、人間というのはやっぱり経済性で判断していいところ行ってしまうと思うんですよ。だから、結局はもう競争ですから、一般との競争。

ところが、本当は、これ独立採算を目指したがゆえに特別会計にしておると思うんです。一応、総務のスタッフ部門だけじゃないという位置づけだと思うんですけどね。

そうすると、やっぱり、それに負けないような努力、料金面にしても、サービス面にしても、そういう問題をもっともっと真剣に考えないと、どんどんこれ、加入者は新たに家建てても入らないとかという話が私はふえてくると、インターネットはもちろんそうですけどね。料金の差で完全に負けてる、電話と一体になっても負けてると、サービス面で負

けてるのは事実なんです。

だから、これでいいのかどうかということをもうちよっと考えて、しっかりとした方向性、要するに、売り上げがどんどん減っていくと、5%、5%で落ちてくると、もう本当にこれ一般のあれですと、あっと言う間に赤字転落が見えてるわけですね。

そこら辺のところの真剣さ、認識をもう少ししっかり持ってもらって、何かやってもらわないと。

やっぱり、これ、民間に打ち勝つには、私は情報サービスやと思うんですよ。そうすると、やっぱり必要性を感じて入ってくれると思うし、加入料を払ってくれると思うんですよ。

だから、そのところをもう少し、しっかりとやってもらわないと、これ大きな考えですから、と思いますので。そこをどう真剣に考えていくのかだけ、ちょっとお聞かせください。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今、内部的にはでございますけれども、今後の運営についても各部署の担当の方とかもお招きをしていろいろ御意見を伺ったり、前向きにそういうことをしておりますし、この間もちょっと視察に同行させていただきましたけれども、それ以外にも近隣のケーブルテレビ局を視察に行ったりして、勉強等はさせていただいておりますので、今後も努力をしていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 最後です。

ちょっと一般会計の歳入のところでもお聞きしましたけども、逆に一般会計に繰り入れる金額が減ってますよね、その分だけ。

だから、結局、売り上げが減ってる分だけ、この特会のほうはもちろんその分が減っていくと。

全体では一般会計で持っているのは24億円ということで、仮に5,000万円一般会計へ繰り入れしたとしても50年かかるんですよ。これは当初の投資があるんで、これはいいんですけどね。

そうすると、ますます売り上げは減るは、一般会計へ繰り入れする金額は減っていくわという話になっていく傾向があると思うんで、これは、やっぱりもう少し経営的な面での努力を期待したいと思います。

一言言ってもらって、私は終わります。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 繰出金につきましても、先ほど申し上げたのは予算上の減の数字でございまして、今のところ、年間にすると、インターネット含めて1,000万円程度の減に、このままでいきますとなってしまうというふうに考えております。そうしますと、いずれ早晚、繰り出せなくなってくるというふうにも考えております。

そこら辺も十分認識をして、今後もいろいろと研究していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、課長が番組編成を平成26年度から工夫すると、具体的にはどういうふうな工夫をされるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 番組の改編というのも、大変大きな形のものではないのですが、今まで、「いきいきライフ」ということで1時間、それから、企画番組ということで1時間という形で進めておりましたけれども、実は1時間という制限をとりますと、どうしても編集をしてカットする部分があるということでございまして、その枠を「とっておき」という、ちょっと名前は、そういう形で考えておりますけれども、2時間の枠に広げていきたいと。

それで、取材させていただいた内容もなるべくそのままの形で放送させていただきたいというふうに考えております。

それから、ニュースの再放送をしておったんですけれども、ちょっと、そこら辺は同じような名前であったということで、「さんさんニュースアンコール」という形で再度放送させていただいてますよということをアピールをしたいというふうには考えております。

それから、これはちょっと小さな取り組みでございますけれども、市民の方からまちの中で、きれいだなとか、季節感があるなど、そういう風景を御紹介いただいて、ニュースのあと等で紹介をすると、「まちビュー」という名前で現在、これはやっておりますけれども、そういう形でやっていきたいと。

それから、市民の方にみずからカメラを撮っていただいて、市民ディレクターと申しますか身近なことを御自分で撮っていただいて、その画像を提供していただいて放送させていただくと、こういうような形で進めたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今回の内容、まことにセンスのない話ばかり聞こえてくるけど、これ、洲本のテレビでやっとするの、あれ淡路島テレビジョンですか、私、ちょいちょい見るんですけど、うちのテレビ、つけたら、だんじり唄か人形、それから何かの講演。

私、スポーツ出身やからスポーツのこと言うけど、洲本なんか、社会体育の、特に小学校のスポーツ面の放送とか、どんどんやってますよ。

これ、前の課長のとき一回お願いしたら、一回言いわけに、テレビ撮りにきて、閉会式も何も来んと、それで終わったけどね。この前は、何かニューススポーツやいうて、手前みそもええとこで、自分とこの職員が一生懸命テレビに映ってニューススポーツの宣伝やっとなったけどね。

やっぱり、そういうスポーツ、それから、たまには一般の映画とか、そういうことも、やっぱり入れていかなんだら、子供はやっぱりテレビに出るやいうたら、物すごい喜ぶんですよ。

今、もう、そういう社会体育で、スポーツ物すごい多いんですよ。そういうことを今の平成26年度から再編成するや言うけど、スポーツのそも出てない。これは、ほんまに、うちもつき合いで入っとするけど、ほんま、人形宣伝するのもええけど、大概。それと、だんじり唄な、だんじり唄なんか、これ、やるのええわ。子供から、ええことや。

もうちょっとスポーツとか、そういう、あ、この映画やったら見よかというようなこともやらなんだら、これは課長、こら、あかんで、ほんまに。どない思いますか。スポーツの放送、特に。これは子供が喜ぶねん。どない思います。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） スポーツといわず、文化的なものも含めまして、今の取材というのは、例えば出ていって、2時間なら2時間の枠をずっとその現場におるといような形が多いんでございますけれども、ニュース的に取り上げさせていただく前には、もう少し短時間で、主催の方と十分打ち合わせして短時間で取材できるものもあるかと思いません。

なるべくそういう形に移しながら、より多くの内容にさせていただくよう努力をしていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私、特に少年少女のスポーツの、そんなプロ野球みたいに2時間も3時間も放送せえやということ言よんの違うねん。それは皆、ポイントポイントで、肝心などこだけポイントで撮影してもうたらええことであって、平成26年度から、南あわじ市の市長杯も終わったんやな。この間もちょっと関連で言うたけど、市長杯やのに、閉会式には誰も来てなかった、寂しいことやった。

そんなんで、秋には、今度は議長杯いうのがあるねん。それと、社会人野球の、これも市長杯。これは野球だけでなしに、サッカーもあるし、バスケットもあるし、その他いろいろありますわね。そういう面について、どうですか、具体的に、ここで秋のそういう市の子供たちのスポーツの撮影について、どういう意見を持っておられますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今おっしゃった部分のほうどうするというの、すぐには申し上げられないんですけども、もちろん、市内で行われておりますイベントにつきましては、十分情報を収集をして、公平に、そしてできる限り多くのものを取材をさせていただきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、きょう谷口委員は用事があって来れんで、谷口委員の分も言よるわけや。

それで、そんな課長、検討してもらうやいうて、何らかのスポーツを放送しますぐらい、番組編成、今からすんのんだ。そんな、やっぱり人形浄瑠璃とだんじり唄といきいき体操やって、わけのわからん講演の放送とか、そんなん、これはもうほんまに課長、そんな答弁ない、もうちょっと情のある答弁にしてもらわなったら、どない思うで。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほど言っていたかのように、例えば長編という形でなくてもいいよというふうにもおっしゃっておられましたので、ニュースなどでできるだけ多く取り上げるようにしていきたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、谷口委員が言うてくれ言うんで言よんねん。谷口委員やった

らなかなか承知せえへんと思うねん。

ほんまに、谷口委員流で言よんねんけどな、ほんまに冗談のけて、答弁はさらさらとなかなか弁舌爽やかに答弁しよんねんけど、何か、こっちへ伝わってくる答弁にないわけやけども、そういう少年少女のスポーツの放送については、平成26年度は力を入れてやりますとか、そういう答弁はできませんか。

○蛭子智彦委員長 済みません、阿部委員。少し、言葉に注意をしていただけたらというふうに思いますので。

○阿部計一委員 例えば、どのような。

○蛭子智彦委員長 また、それは精査させていただきます。

○阿部計一委員 いやいや、言うてもらわな、そんなん精査できへん。

○蛭子智彦委員長 「承知せえへん」というのは、少しふさわしくないのかなと。

○阿部計一委員 ああ、それは好きなようにしてください。

わし、訂正なんかせえへんで、そんなんするのやったら。

○蛭子智彦委員長 いや、ちょっとそれは、精査させていただきます。

○阿部計一委員 わかりました。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この間も少年野球のことで、委員からも御情報をいただいたところでございます。今後、それらについての取材についても取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっとお尋ねしますが、この職員ですが、一般職員8人ということは、これは8人ずっと、このプロパーになっておるんですか、それとも異動があるんです

か。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） プロパーではございません、異動があります。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 異動があるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） はい。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 臨時職員は何人でやられておるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ただいま、パートの方2人を含めて9名でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 異動があるということは、ほかの課の職員もさんさんネットのほうへ来るとのことやな。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 職員が異動でよその部署から来るかとおっしゃってるんでしょうか。

はい、おります。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほど阿部委員も言われとるとおり、ほんま、誰しもがスイッチを入れると議会か、そういった同じもんばかりして、ぞっとして切るわけや、我々もな。

やっぱり、そういった職員のもう少し研究熱心、どうしたら市民の皆さんによく見ていただくかという、それと、同じ会場に行っても、もっと人の表情とかいろんなアップを写したり、いろいろと皆、映ったら大変喜んどるんだから、そういった、やっぱり人の喜ぶような画面というものを工夫していかなんたらあかんと思うねん。

どうですか。そういったこと、検討しておりますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 飽きのこない番組ということでつくっていきたいとは思いますが、それと、明るい表情という部分でございますけれども、この間もある方から、学校なんかへ取材に行くときには、行ったときはもちろん子供さんとか先生には御相談申し上げておるんですけれども、保護者の方というか、母親の方にも、そこら辺をおつなぎして、よりたくさん見ていただくようにしようじゃないかというようなことをお聞きしておりますので、そういうような形で、少しずつでも努力をしていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 それと、この委員報酬というところですが、この委員は、今、どういうメンバーで構成をされておりますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 現在、10名の方で構成しております。

連合自治会の代表の方、連合婦人会の代表の方というような形で、各種団体の代表の方。それと、公募委員の方が2名入っております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 えっ、公募。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 公募委員さんが2名入っております。公募して来ていただい

ております方が2名おります。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 今までは議会が入っておってんけど、議会誰も入っとれへんわな、今回は。

ということは、それだけのメンバーそろえとるということは、この放送番組審議会委員ということでございます。

そこで、かなりの議論を交わしとるんじゃないんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 放送番組の審議会ということで、年2回の予定で実施しております。

それで、今おっしゃったように、日頃見ている中で感じたことなど、忌憚のない御意見を伺っているところでございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 わかりました。

それと、需用費にちょっと高額な、この光熱費がちょっと2,000万円かな、これ。これはどういうことですか。光熱費、普通から見たら物すごい需用費が上がっておるんですか、どうですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 144ページの財産管理費のほうでございますけれども、下のほうに光熱水費2,042万8,000円がございます。

これにつきましては、伝送路上に信号を増幅する機器をつけておりまして、そのための電気代がこのうちの約半分を占めております。

あと、半分はケーブルテレビ局等の運営のための電気代でございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほどの魅力というか、やはり、速報性と生放送だと私は思うんです

けども、以前、のどじまんを生放送したことありましたけども、例えばきのうのイベントでも、いっぱい民放が来てて、皆それぞれ夕方なり、それを見たいなというふうな気持ちになって見られると思うんですけど、例えば、きのう取材して、さんさんネットも来られとったと思うんですけど、それ流れるのは大分先やと思うんですね。

やっぱり、きのう取材したああいうニュースは、例えばけさのどっかで速報として10分も要らんですけど、流すということをやっぱりせないかんとおもいます。

できれば、毎日、例えば8時15分から30分とか、15分ぐらいでええと思うんですけども、スタジオからの生でニュース、きのう取材してきたことの何十秒かの映像でもええと思うし、そういうものを流すとか、その日の何か市内の行事なり、昨日の出来事なり、そういうものをとにかく速報性を持たさない、僕としては、ほとんどチャンネルひねる意欲がわかんとつか。

それと、定時にやると。今、8時15分というのは、例えば8時はやっぱり皆さん、テレビ、定時というのは、NHKどうしても見てしまうんで、始業時間からいうと、僕は8時15分から30分でええん違うかなと思うんですけども、そういうものがまず必要やと思います。

それと、先ほどいきいき百歳体操の話しましたけども、NHKでもラジオ体操とかいうのは大体決まった時間に流しとるわけで、今、いきいき百歳体操盛んに老人クラブ等が取り組んでますけども、例えば、これが決まった時間に必ず流れるということにすれば、やっぱりお年寄りとかがその時間帯にきちっと見てくれると思うんですね。

だから、そういう速報性、生放送の部分、それと、そういう定時的な、日々の習慣にするような部分、そういうのを検討すべきやと思うんですけど、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ちょっとたくさんで、順序が入れかわるかもしれませんが、まず速報性のことでございますけれども、先ほどちょっと別な答弁の中で、取材もべったりの取材ではなくて、ポイントを抑えた取材というふうなことを申しあげましたけれども、なるべく取材の時間を短く効率的にやらせていただいて、帰ってきて、その分を編集するというのも今後取り組みたいということで、スタッフともお話をしておりますけれども、一度に全部という形にはなりませんので、今後、努力をさせていただきたいと思えます。

それから、生放送のことなんですけれども、委員さんおっしゃったように、一応、定時でやっていければ一番いいんですけれども、どうしても、そのときにはスタッフが何人か、3名から4名張りつく状態になりますので、差し当たっては月に一度、防災的な機器の点検も含めて生放送をやっていきいたいというふうに考えて状況を進めております。

それから、いきいき体操のことについては、御意見をいただいて、一度検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ページ141ページで、ちょっとこれわかりにくいんで説明願いたいんですが、雑入で、建物損害共済金200万円というように、損害共済金が既に雑入で予算にあがっておるといのがわかりにくいんですが、ちょっと説明していただけますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この内容としましては、落雷による伝送路の損傷に対する共済金であると思います。

一応、例年といたしますといけないんですけども、そういうのがございますので、一応、予算として計上させていただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと非常に不可解なんですけど、事故あるべきで共済と、いわゆる、これちょっと置きかえたら火災保険をことしも200万円もらいますよというのと同じ意味ですわね、この損害共済金というのは。

そういうのを雑入であげとくというのは不自然のように思うんですがね。あくまでも共済金というのは掛金しといて、この共済に、何らかの火災保険にせよ、損害保険にするという契約をしておいて掛金をしておいて、事故があつて初めて共済金というものがおりるんやけども、これ、事故があるべきという想定をしてやっとなるやいうことになってきたら、これ、受け手のほうは、こんな年間予算に共済金をあげてある保険を受ける会社ありますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 保険といいますか、市の施設として入っている共済制度でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 市の施設のというのは、どういうこと。これ、どこが受けとる共済、いわゆる損害共済、どこが受けとんのですか、これは。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 町村会でやっておられる制度です。

○蛭子智彦委員長 総務部長、答弁してもうたほうがいいんじゃないですか。総務部長。

○総務部長（入谷修司） この共済金ですが、全国市町村共済組合が運営しております市の施設が対象となる共済に加入をしております、それで、例えば雷が落ちて告知機なり、それがめげたときに、ずっと従来から雑入で受けておるという中で、ここで予算措置しております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、あくまでも、どこであっても可能、共済の保険掛けとるんだったらそれでええんです。

でも、これがことしこれだけ入る、保険金がこれだけ入るだろうやいうことで雑入であげて、これ、いいものかな。

この保険入ったたら、ことしもこれぐらいの保険金がもらえますやいう保険の入り方、あるのかなと思うし、そんなんを受けますか、こんだけ充ててますやいう保険。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 雷による被害が発生した場合、共済金の請求をするわけですが、ございますけれども、その年度内に入ってくればいいんですけれども、どうしても年度をまたぐということがございます。

そのために、計上させていただいております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、南あわじ市で我々がいつもやりよる、専決でやりよる保険

金、年間何ぼ入りますかやいう雑入で収入であげてますか。この建物は雷が必ず毎年おるので、この収入を雑入で当初予算に収入としてあげたりできるの。

もし、事故があつて入ってきた場合は、補正であげるか、次年度、これ、前年度の保険金が共済金が入ったということであげるのが普通と違うの。

最初から火災保険に入つて、ことし火災保険200万円もらうやいう歳入のあげ方、あるの、保険の。

これは、こんなことしたら、受けとるほうはちょっと、こんなんで掛けとるやいうたら怒れへん、受けてくれへんの違う。事故見込んでる。

○蛭子智彦委員長 財務部長。

○財務部次長兼財政課長（神代充広） 今、一般会計のほうの管財課のほうが加入しております自動車損害共済金のほうですが、これについても毎年300万円程度歳入のほうに計上をしておるところでございます。

一般会計は50ページでございます。

ですから、一応、そういった事故があるのを見込んだ上で歳出の計上をしておりますので、今、ケーブルの場合ですけども。ですから、歳入のほうも、それを見込んで計上をしておるといふようなことでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 こんなこと押し問答したないけど、私らの考えとしたら、あくまでも保険というのは、我々はよくいつも言うように、保険やこと掛けといってもらわんのが一番ええんやという考えでやってますわね。

それで、市の当初予算において保険こんだけ掛けといったら、この保険に対しては年間これだけ当初の歳入見込みでこれだけありますやいうのは、何か不自然なやり方やなと思うんですけど、もし共済金が入つたら入つたで、それはまた当初で、そういうことで入と入つてきましたよでええん違うんかな。

事故の保険料がこんだけ当初予算で入りますねんって、そんな保険の入り方おかしいと思うけどね。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） もちろん交通事故も、こういう入、出を置いておるんですが、議会のほうへ長が専決して同意の上程をします。専決するということは、予算がな

ければ専決できませんので、出に修繕料を置いてます。これもそうなんですが、入に見合う出は歳出で置いてるんで、その財源を、いわゆる雑入で保険金になれば出も入もないということで、バランスをとって置いてるというところで御理解賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 行政の予算の仕組みというのはそういうようになっておるんかもしれませんが、本来から言うたら、掛金の出は出、それに対しての入はゼロであっても、普通、常識的に考えたら、そのほうが正しいんですね。倫理的に考えても。

行政の歳入、歳出はそういうことでやっておるというのが、いかにもお役所仕事のような感じを受けるんですけど。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 掛金は掛金で出、置いてます。ただ、保険を活用して、修繕をせないかんという出も置いてます。その出の財源はどこにあるかというたら、共済の保険で賄うということで、いわゆる掛金とは別に修繕費のところと同額を置いてるというのがこうした予算の仕組みでありますので、委員さんおっしゃってることはまさにそのとおりやと思うんですが、仕組み上はそうした形になってるというところで御理解賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれでわかりました。それで結構。

それと、先ほど同僚議員が言っておりましたように、143ページの放送番組審議会のことなんですが、10名で公募が2人ということなんですが、それで年2回ということなんですが、これ、担当課長、年2回やって、実際、我々議員が今、これだけの番組に対して質疑があったわけですが、今やってることに対して議員がおかしいんでないか、こういう方法があるんでないかという質疑があったわけですが、この審議会の中で、今言われたような審議がなかったんですか。あったにもかかわらず、今の現状を取り入れとるんですか、どちらですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 2月に審議会、最近ではやったんですけども、その中では、

先ほど申し上げました程度の、取材行ったときに、いろいろとそのことをPRしたらいいんじゃないかというようなこと。それから、サービスとしたら、例えばインターネットの速度であるとか、そういう部分のことについても御意見を頂戴いたしますし、番組全体の、先ほどニュースの時間帯のこともちょっと出て、お答えしてなかったんですけども、その分についても御相談なりも申し上げているところでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、この審議会のメンバーはいろいろ審議した結果、今のでよろしいということで進めておるんでしょう。とにかく我々議会の中からあれだけ多くの意見が出とるんですが、審議会のメンバーの先生方は審議した結果、今のやり方でこれでいきませんか、これでよろしいということでやっておるということでしょう。そうでなかったら放送せえへんと思うんですが、どうですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 改善するべき点はいろいろあるということで、意見をいただいて、それをできるだけ反映させるように努力をしていることではございまして、委員さんが、今のままでいいというふうなことでは決してございません。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、立ち入ったことを聞きますが、改善すべき点は委員会の中ではどんなような改善の、具体的に挙がってますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 申しわけございません、ちょっと会議録を持ってきてないんですけども、先ほど申し上げた取材時のやり方であるとか、放送時間帯のことであるとか、先ほどは出てこなかったですけど、来年度からCMの募集に力を入れていきたいということがございまして、そのやり方などについても、いろいろと御意見を伺ったところでございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、結論的に言えば、改善はいろいろ提案されておるけれども、その改善はせんといかんとは思っておるんだらうけれども、現在は改善せず今までどおりの放送をやっておるといことですわね。

私は、この間一般質問だったか、一般会計のときだったか言ったと思うんですが、やっぱり、今、課長言われたようにCM放送を取り上げたらどうかというような審議会のメンバーの意見があったということなんですが、やっぱり、そのためには、広告を出すためには、このさんさんネットを多くの人が興味を持って大勢見てもらうというのが大前提なんです。

そういう多くの人が、市民が見てないさんさんネットにCM出したりする人はおらんわけでしょう。やっぱり、そんだけの宣伝媒体として使うためには、どんだけ宣伝媒体としての効果があるから企業が当然使うんであって、普通の民間のテレビであっても人気番組の時間帯によってスポンサー料が天と地ぐらい違うぐらいの何か電波料が要るように聞いておるんですが、やっぱり、そういうことでもっと真剣に改善とか審議会の意見を聞いてほしいと思うんですね。

これ以上は同じようなことなんでもう言いませんが、その点について、課長、ちょっと見解聞かせてください。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 市民の方に、数は多くはないんですけど、アンケートをとらせていただいた中で、ニュースについては週2回の方針なんで、そのトータル的な数字になると思うんですけども、いわゆる視聴率的な、数字的に言いますと6割程度の方が見ておられます。その方々に、今後もそれはふやしていくという形で努力をしていき、また、それによってCMなんかもやってもいいなというふうな形に進めるように頑張りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかに。
熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、先ほどと同じ放送番組審議会委員の構成ですけど、男女比の構成、どうなってますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 女性の方は3名でございます。男性の方7名でございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 年齢の構成比。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 恐縮です。ちょっと皆さんから、年齢の確認をしておりますので、資料として持ってございません。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 大体、その構成してるメンバーの顔見てたらわかるのかなと思ったりするんですが、男女比も7対3でなしに、もっと女性の数を入れるなり、審議会の委員のメンバーの構成には、これから要項とかで変えていかんとあかんのかわかりませんが、年代層ももっと若い年代層を入れるべきではないのかなと。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今、各団体の代表の方ともなっておりますので、年齢とか性別とかについてはどうしても制限があるとは思いますが、そこら辺についても今後検討させていただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 あとは、確認しますけども、審議会委員のそういう審議の内容が決まらなければ番組は変更はできないんですか。全く、そういう審議会委員を通さなくても番組の編成はできるんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ちょっとそこまで考えたことないですけども、一応、基本的にはこういうふうな番組編成をしますということは相談させていただいておりますので、協議会でそれを説明申し上げるということで努力して進めております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうなってきますと、やっぱり、もっとケーブルテレビのほうでどんどん内容的に、斬新な内容をするべきやと。こんな、言うなればどこの、民放等も含めて小さな地域のニュースなんて取材には来ないわけですから、それを逆に考えると、ケーブルテレビはそういうところへ取材に行けるわけですから、きっとおもしろみは出てくると思うんですよ、内容的に。

ただ、それを、何かそういう枠組みみたいなんがあって、その許可が要るとか、そういうことをしてたら、この時代のスピードについていかれへんと思うんで、そこら辺の番組の編成についてはもっとどんどんこちらのケーブルテレビの会社のほうから推進委員会にこうやりたい、こうやりたいっていうようなのをどんどん提案していくと。

その中には、やっぱり、さっきも言いましたけども、審議会の年齢の構成とか、そこら辺もきっちり考えてみると。ときには、高校生も今あれだけいろんなことでテレビ、高校の放送大会みたいなのにも出ていったりするんで、そういう人たちとも意見を聞くというのも一つの手かなと思いますので、その点、これからお願いしたいと思います。

あと、もう1点、済みません、市長が確か、ケーブルテレビを使って教育番組というとおかしいですけど、何かそういう事業とか、勉強に役立つような内容をしたというように言われてたと思うんですが、そういうことへの取り組みは今はされてませんか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そういう考えといえますか、そういう方向で調整を教育部ともしておりましたけれども、なかなか市内の方でそういう講師といえますか、出ていただくことというのは、なかなか選任ができない部分がございます。

それで、これがいいのかどうかちょっとわからないんですけども、そういうものについての教材ビデオみたいなのがあると思います。ただ、これは著作権の関係がちょっとありますので、平成26年度の工事の中で、今、いわゆるコピー権というか、複写制限ですね、あれを掛けれる機械を導入する予定にしております。

そういう中で、それは教育関係だけではないのですけれども、一般の放送の映像ですけれども、放送をしていくような方向でも考えていきたいと思っております。

それから、さっきのほうの御質問で、ちょっと委員さんの御質問とは違うんかもしれないんですけども、おくれればせながらなんですけども、いわゆるツイッターという形で、これはどちらかという若い人向けに情報発信をしていこうということで、一応、そういう規約的なものが内部的にはできておりますので、今後、順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 やはり、ニュース番組は先ほどから話が出てましたように、毎日更新ということが必要かと思えます。

そこで、一番そういうことをするに当たっての、今、ハードルが高い部分というのはどういうことでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 前に、週に一度の更新を二度に変えさせていただいたことがございますけれども、やはり、その折も出てきたと思うんですけれども、スタッフの数と、もう一つは、先ほど申し上げた取材の体制でございます。

今の取材の体制では、やはり市民の方と触れ合っていくことを大切にしておりますので、ちょっと頭のとこだけ取って変えるとかいうことは余りできないとか、したくないとかいうことではございますけれども、そこら辺で、先ほどの速報性ということとの兼ね合いでいきますと、ちょっとそこら御辛抱いただいて、帰ってきて編集をしてという、それも毎日更新というのは、なかなかそれも思うに任せないとは思いますが、問題ということだと、その2点であると考えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 そういう今の職員体制の問題ですけれども、新年度予算では、一般職の職員が昨年に比べて9名から8名、1名減になっています。その分が臨時職員の賃金がふえてますから、臨時職員で対応するというような考え方なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 正規の方の職員の数というのはちょっと別といたしまして、臨時の方1名ふやしているのは、一般の取材活動とCMの募集制作に当たるものとして計上させていただいております。

ですから、臨時の方については今現在9名でございますけれども、10名を予定しているということでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほど質問しましたが、一般職の方は、昨年9名だったのが8名になってますけど、新年度予算で。それは放送とか取材に影響はないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） そのものについては、情報課の中で配置転換をして、たまたまケーブルのほうが1名減になったというふうに認識をしております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 情報課は広報もしてますから、そこら辺では広報の兼ね合いもあると思うんですけども、ケーブルテレビでは1人減ってる予算になってますから、当然、私は、取材とか、そういうところに影響が出るんじゃないかと思うんですけど、その点は関係ないという認識なんですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 関係ないことはございません。スタッフも1名、ケーブルテレビ係の方1名減となっておりますので、大変、取材とかでは苦勞しておると考えております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先ほどから出てますけども、やはり、ニュースというのは早く市民に知らせることが大事だと思います。

南あわじ市は文化祭とかで緑公民館で秋に手芸があつたり、三原公民館で絵画とかいろんな持ち回りで作品展示してますけれども、それも終わった後の放送ということで、見に行きたくても、会場では終わってるということが言われております。

文化祭の開催日に取材に行けば、今、してるから、そしたら見に行こかということで、洲本市のほうではそういう取り組みの中で来場者もふえてるというふうに聞いてます。

しかし、南あわじ市はそういうふうな状況になってないので、やはり職員をふやすなりして、もっと即効性のあるニュース番組にしていってはどうかと思うんですけど、その点、どうでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 予告番組ですね、イベントがある、我々もそのイベントが始まる日であるとか、その前に一定告知的な放送をします。その部分については、先ほどの審議会の方も一言あったように思いますので、なるべくそういうふうな取り組みもやっていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 市長にお伺いいたしますが、こういうふうに職員を減していく中で、やはり充実した、即効性のあるニュース番組というのは無理だと思うんですけど、やはり、職員に手厚い配置というのが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私は放送の専門的な知識は薄いんですが、やはり必要なは、今、皆さん方のお話聞いてても、うちの一般職員をあそこへ張りつけていくこと自身が少し無理がかかると思います。

ですから、どうしてもプロパー、それと若い人、専門のどこへ来たらディレクターもプロデューサーも大体二十歳代ですわ、30代の人ほとんど見ません。それと女性、これを非常に感じます。

ですから、そういうとこにできるだけ徐々に、一気にはいきませんが、やはり、そういう目先を変えていくことによって、市民のそういう関心も上がってくるのかなと。

私が今まで十分してなかったことについてはおわびをしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 吉田委員よろしいですか。
柏木委員。

○柏木 剛委員 一つだけ最後にちょっと、魅力ある番組づくりは言うまでもなくて、今まで議論出ました。

ただ、あとは見てもらう努力というものでいったら、もう何度も何度も言ってるんですけども、やっぱり市民に番組表、これがないと見てもらう努力しとるとは全然言えないです。

これ、いっつもいっつも言いわけ的な話で、画面見てくださいとか、広報紙でちょろっ

と記載してるの見てくださいとか、こんなんじゃない市民見ないですよ。今、60%の視聴率どっから出てきたのかわからんですけど、もっと視聴率をしっかりと把握するなりして。

私も、何度も前、一般質問しましたけど、どんな、金がかかるから新聞折り込みできんどか言ってましたけど、可能性ありますよ、もっともっと知恵使えば、輪転機というか、あれ使ってやれば。こんな印刷代なんか外注しなくていいんですからね。

あと、広報でやれば、毎月、ちょっと時期がどうか言うんですけど、折り込みしたらいいんです。別に印刷製本しなくてもいいんですよ。

そういうことしながらやったら、新聞折り込みなんて、仮に2万世帯やっても5万円もあつたらいくんですよ、1回。こんなもの、100万円、150万円の話で、年間。みんなが見てくれるようになっていくんですよ。

その努力が全く見えないんで、これが第一歩ですよ、やっぱり。いい番組つくるのは当然ですけども、まずは、いつ、どういうことやってるかわかるように、番組表ぐらいつくるのは、どこの市町村でも、どこのケーブルでも、みんな努力してやっています。

その辺に全くやる気がないのが見えるんですけど、この辺、どう考えてますか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 番組表のことについては、以前から何度も御指摘をいただいております。

この間、議会の視察で、岡山県の井原市さんのところへ行ったときにも、そちらは株式会社ですけれども、番組表を月刊で出しておられたということで見本を見せていただきました。ただ、情報課としては、番組表として出すのに、同じ番組名がずっと続いてしまうのは、やはり、ちょっとというのがあります。

1カ月先の番組までということになりますと、なかなか組みきれないという部分があって、印刷費とか折り込み料のことももちろん大切なことなんですけれども、もう一つ別な問題として、そういう内容的なことを考えていけないといけないというふうに考えております。

ただ、この4月については、若干番組が変わりますので、その他の取り組みのこともありますので、広報紙に2ページを割く予定をしておりますけれども、これについては毎月というわけにはいかないと思うんですけども、何カ月かに1回出していきたいとは考えております。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 やっぱり、それじゃ前向きの話じゃないですわ。編集たって、別にあ

した、あさって、しあさっての編集って、1週間かそこらの編集は、半月ぐらいの編集っていうのはもう決まっとなでしょう、大体、番組は。そんなん、あしたどうしようか、あさってどうしようかという話でないと思うんですよ。

だから、恐らく毎月毎月で決まっとうはずですよ、どこのやつを取材してとかね。それ以外のところに行っても、別にそのときそのときで入ってきますということでもいいんですよ。少なくとも、何月何日、何時にはどういう放送してるか、それをもう少しタイムリーに。

私はやっぱり、広報紙やるのが一番ええんですけどね、広報紙の折り込みしてると、多分15日締めとかあったりすると、なかなか難しい、翌月後半まで難しいと思うんで、挟み込みでもいいし、あるいは新聞折り込みでもええと思うんですよ。もっと、それやる気があったら、見てもらう気持ちがあったらね。

それで、加入してもらって、ああ、よかった、加入、やっぱりさんさんネット入っとなってよかったという話に持つていくためには、そんな努力せずに、言いわけ的なこと、お金がどうかじゃなしに、つくづくそない思います。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 課内でといたしますか、ケーブルネットの中のスタッフとちょっとこの間も打ち合わせをしたんですけれども、毎月、できるだけ一部、今は4分の1程度、小さい番組表が出てるとは思いますけど、あれをもう少し大きくして、その時点でわかっている、確定的と言えるものを、何時から何時という形にはちょっと恐らくいかないと思うんですけども、そういうのを入れ込みたいという話まではしておりますので、今後、努力をしていきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もう最後です。私、この前、一般質問で新聞まで見てきてこんなことやってるとかありましたし、広報紙等も、こんなふうやってるって、何ぼでもそんなような事例なんぼでもあるんですよ。みんな努力しとるんですよ、見てもらう努力を。

その辺をもっともっと、そんなちょろっと出して、これでやってますとか、チャンネル変えて見てくださいとか、そうじゃなしに、とにかく、やっぱり見てもらう努力。それは、やっぱりリアルにリアルに、タイムリーにタイムリーに、やっぱり情報発信して、きょうは何やってる、きょうは何やってるかということは知らせていかないかんと思うんです。

それは、何ぼでも研究材料あるんですよ。ぜひ、そんなふうな格好で、もう本当に真剣にやってほしいと思えます。

○蛭子智彦委員長 情報課長、答弁できますか。

繰り返しのような答弁になるんですけども、変わりますか。答弁、変わりますか。

同じ答弁。

この件については、かなり煮詰まってるように思いますので。どうですか、市長。市長に聞くまでもないと思いますので。

木場委員。

○木場 徹委員 144ページ、研修負担金13万円あるんですけど、これの中身について、先、説明をお願いします。

○蛭子智彦委員長 研修負担金、144ページ、13万円。

○木場 徹委員 これ、何の研修ですか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この研修につきましては、13万円ということで、NHKの放送研修センターというのが東京のほうにございますけれども、そこへ参加するための負担金2名分でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 先ほどから、各委員から、魅力ある放送番組の制作について話が出てるんですけど、やはり、つくるのは職員の方であり、人でありますんで、こういう13万円ではちょっと少ないんじゃないかと。もっと、プロパーになるように、先ほど市長も言われましたけども、そういう専門的な研修を受けるようなことをせんといつまでたっても素人がつくったような番組内容で、視聴者の皆さんに見てもらえんようなことが続くんじゃないかと思えます。

ですから、この辺をもっと充実して、アナウンサーはアナウンサー、ディレクターはディレクター、そういう研修を、専門的な研修を受けると、そういうことにはなりませんか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） たまたまこれは東京ですのでこういう形で挙がっております

けれども、神戸のNHKの放送局というんですか、あそこのほうにも何名か行って研修をさせていただいたり、それは兵庫県のケーブルの広域連盟というのがあるんですけど、そちらを通して参加したり、研修の会、別の分にもございます。

それから、このNHKの研修に関しましては、平成25年度2名行かせていただいているんですけども、帰ってきた後に、スタッフ全員で討論といいますか、内容の話し合いをしまして、私もちょっとおりましたけれども、研修もいろいろな形があると思うんですけども、今回の研修は事前に課題が与えられてて、スタッフ全員である程度横の連絡をとって内容を見た中で行ってきておりますので、参加しなかった者も行ってきた者から、こういうふうなことを言われたとか、こういうアドバイスを受けたとかというようなこともあったようでございますので、こういう機会は十分に活用したいと考えております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 もっと研修費をどんと積んで、立派な制作できるように頑張ってください。

終わります。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、香川県のさぬき市に行ったときに、地元の新聞の番組欄にCATVの番組表が無料で掲載されとるという話を聞いたんですけど、地元の新聞に、どっか小さくてもええのでお願いするというような交渉はされたんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 2年ぐらい前だったと思うんですけど、地元の新聞社にお願いしてというか、打診をして、そのときは快い返事ではなかったと聞いておりますが、再度、同じようなことですが、お願いをしてみたいと思います。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 やっぱ、朝刊のどっか一部に載るのが一番効果的だと思いますし、お願いできれば経費もかからるので、ぜひ検討を願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどからずっと、これ、各委員、それと課長の答弁も聞いてったんやけど、課長はほんま真面目な人やなと思いますわ。そやから、この委員の言よることは案外、ほんまに聞いてくれへんの違うか。

やっぱり、審議会のメンバーに、私、恐らく左右されてると。我々言よんの犬の遠ぼえに終わる可能性が多いと。ほとんど行政用語の答弁やったんやな。

それで、差し支えなかったら、今の審議会の平均年齢というのはどのぐらいの年齢になるわけですか。割と年がいったんの違うかと思うんですけども。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 年齢については、御本人からお伺いしておりませんので、ちょっと把握はしてないんですけど、ただ、見かけとしては、やはり年のいかれた方が多いと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、そんないいかげんなこと言うたらいかんな。ちゃんと審議会するのに、そういうきっちり年齢、誰々が何ぼやて聞きよらへんのやから、大体、番組編成見とったら、年いった人が多いん違うかなと、若い人が入ってないなと私は思うんよ。

先ほどの市長の答弁もそうだ、女の人とか、そういうフレッシュなメンバーとか、プロ的な人も入れてって、こんな答弁あったけども、それで聞きよるのやけど、そんな感じでや言わんでも、そんなんわかるとるはずやと思うで。

大体やで、大体どのぐらいで。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼しました。その委員になっていただくときに、何か資料等もつくっていると思いますけど、今、手持ちがないということでお許しを願いたいと思います。

60歳前半ぐらいではないかということです。

○蛭子智彦委員長 一旦休憩いたしましょうか。資料、もしあれば出してもらって。

暫時休憩いたします。再開は3時20分にさせていただきます。その間に必要な資料があれば、また出していただきたいと思います。

(休憩 午後 3時08分)

(再開 午後 3時18分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほども申し上げたんですけれども、就任されたときに各種団体の代表の方については年齢を確認しておりません。

年齢がわかっている公募委員の方お二人については、平均で申し上げますと66歳というところでございます。

名簿を見る中では、平均としては70歳ぐらいかなということでお許し願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長、できるだけやっぱり若い人を入れていただいて、フレッシュなメンバーで、やっぱり市長の答弁にもあったように、今の話聞きよったら、やっぱり、それはそういう形の人であれば人形とか、そういう郷土芸能とかが中心になってくるとは思いますわ。

そういうことで、委員長がもうしゃべんなということですので、やめときます。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 十分な答弁できなかったことについてはおわび申し上げます。最後に、若い人ということについては、今後も努力をしていきたいと思えます。

あともう1点、放送番組審議会は、あくまでも御意見をお伺いするものでありまして、放送する内容についてはテレビ局において決定しておりますので御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 市長からも積極的な答弁もありましたし、委員からの非常に建設的な意見もありましたので、十分にその意見をくんで、今後の経営事業に役立てていただきたいということを委員長からあえて申し添えておきたいと思えます。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
なければ、委員間討議を行います。
御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 御意見がございませんので、討議を終結をいたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。
議案第12号、平成26年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。
よって議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

7. 議案第10号 平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算

○蛭子智彦委員長 それでは続いて、議案第10号、平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田委員。

○吉田良子委員 企業誘致の関係ですけれども、先日、淡路市のほうが二つの企業誘致を实らせたという記事が載ってましたけれども、御存じでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 確か載っておりましたけれども、詳しくはちょっと見ておりません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 先日の代表質問でも企業誘致について質問がありましたけれども、企業団地にかかわらず企業誘致をしてはどうかというような質問だったかというふうに思います。

ここは、企業団地のまだ区画が残っておりますけれども、その売却見込みと、それとあわせて、企業団地にかかわらず企業誘致についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業団地におきましては、あと残り2区画となっております。それで、今現在ですけれども、あと2区画ということで、決算見込みで言いますと、今現在2区画全部売れるとしましたならば、収入のほうは28億4,770万円、それから、支出のほうにおきましては、利息、それから事務経費、工事費等におきまして33億4,615万円が必要でございました。それで、合計いたしまして4億9,840万円の赤字となる見込みでございます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今回は、企業団地2区画のうち、1区画を売却するというところで予算計上されておりますけれども、これもある一定見込みがあって予算計上されてると思うんですけど、その点、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 現在、予算に計上しておりますDF9というところがございますけれども、ちょうど雇用促進住宅の横になりまして、現在、交渉しております。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 なかなか企業を選ぶというのは難しいと思いますが、淡路市のは製造業だったかと思います。いわゆる製造業であれば雇用も多いのかと思うんですけども、そういう業種ではないということなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今まで誘致してきました、やはり製造業が一番雇用の率が高いと思います。

 それで、製造業が一番いいと思ってるんですけども、なかなかそうはいきませんで、今、交渉しているところは製造業者ではございません。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 相手のあることですから、相手の希望のこともありますから、本来、そういうところがいいかと思うんですけども、企業団地においてはそうであったとしても、普通の一般のところの企業誘致ではそういう話はないんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 今現在、企業訪問しておりますと、景気のほうもやや回復ぎみかなというような傾向にあると思います。

 それで、なかなか製造業といいましても難しい状態でございますけれども、企業団地以外のところにおきましても、民有地まで、今、小学校跡地とか、市有地に関しましてもいろいろなところがあいてきておりますので、そこら辺も一生懸命に誘致に努力していきたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 吉田委員。

○吉田良子委員 今、言われた公共施設の取り返しについても法律が変わって合併特例債が使われるというようなことも聞いてますんで、そこら辺も含めて企業誘致、ぜひお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美）　　これまでにも増して一生懸命頑張っていきたいと思
います。

○蛭子智彦委員長　　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長　　質疑なしと認めます。質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長　　意見がございませんので、討議を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長　　異議がございませんので、採決を行います。
議案第10号、平成26年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算について、原案のと
おり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○蛭子智彦委員長　　挙手多数でございます。
よって議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

8. 議案第15号 平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算

○蛭子智彦委員長　　次に、議案第15号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計予
算についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 この平成26年度の予算案ですけれども、事業収入等々、昨年度から比べるとプラスになっておるんですけれども、この収益プラス要因は何ですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、この平成26年度の予算を作成するに当たりまして、前々年度の決算、それから前年度、平成25年度決算見込みをもとに宿泊者数、それから休憩利用者数をはじきまして策定した数字でございまして、伸びるというふうな計画で策定させていただいております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 伸びるということは非常にいいことなんですけれども、今、この職員9名おりますよね。その9名のうち、営業担当というのは何人ぐらいおるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在、正規職員が9名おるわけですが、うち、事務職が支配人、それから副支配人の2名、あとの7名につきましては技術職職員ということで、特に営業という形の専門職員は支配人、副支配人以外はございません。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やはり、こういう観光客を、また宿泊客にたくさん来てもらうというのは、やはり営業職員が本当に必要だと思うんですけれども、各民間企業においてはかなりの営業職を置いて、いろんなイベント、また、ああいうキャラなり、そういうところの売り込みも強くやっておるわけなんですけれども、この国民宿舎に関してはそういう部分はどうなってるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、今おっしゃられました営業ということでございますが、先ほどのちょっと答弁の中で、技術職員、これが7名おるわけですが、うち1名につきましては企画営業担当ということで置いております。

それで、今後、営業するに当たりまして、ソフト面を頑張ってやっていこうということ

で、まず、宿泊、それから食事等のプラン、特に平日のお客さんに来ていただきたいということで、平日にお得なプランの増強、また、温泉を活用したPR、慶野松原の自然資源の活用、そういうようなことをして、利用者の顧客、それから満足度のためにアップしたいというふうに考えております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そういうプランニングはええんよ、プランニングは職員の方々、会議、協議開いてプランニングはしたらええわけですけども、やはり、外への売り込み、それが一番僕は大事やというふうなことを言っとるわけです。それをどういうふうにやっておるのかということを知りたいわけ。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、旅行等の専門誌、「じゃらん」であるとか、それから「るるぶ」であるとかいうふうなのがございます。こういうところへの広告宣伝も行っておるといことで、それ以外に、昨年度から観光協会のほうで、特に宿泊をターゲットにした楽天トラベルのホームページへのアップということで、各宿泊施設、連盟で行っております。

こういった営業についてもやっておりますので、今後も続けていきたいというふうに考えます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、課長言よんのであれば、もう机上でできるわけできるわけよの、電話一本とか、パソコンとか。机上でできるわけや。足を運んで、日参して、名刺配りして、そういう営業はないんですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そういったキャラバンにつきましても、今までも行っておったというふうに聞いておりますが、今後、より一層力を入れて、各旅行業者等へのPRも行ってまいりたいというふうに考えます。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長、ほんまに、言いたくはないんですけども、そういう方面で頑張
ってやっていきますやっぺいしていきますというのは、これ、例年のお話よの。毎年毎年そういう
答弁が戻ってくるわけよの。

その割には、収支決算がアップダウンしよるんよの。大幅な伸び率がないわけや。逆に、
ちょっとした大幅な減額、収入減はあってもよ。やはり支出、もっともっと独自のプラン
ニングを立てて、そして、それをもって足を運んでPRしていかないかんのではないかと
僕は思うんですけども、こういうふうな、これ何ぼ、確実に見たらわかるねん、交際費1
5万円やったかの。こんなんで営業できらんわの。はっきり言うといたろう。商売しよ思
ったら、必ず手土産の一つも持って行って、相手のお客さんの好み、趣味、また、相手の
事務員の方の好み、趣味、そういうものを逐一敏感にキャッチして、まず、自分らをイメ
ージアップして売り込まないかんわけや。

そういうことをやっぺい小まめに、こつこつと、ほんまにやっぺいいかな、今後、じり貧
やと私は思っておりますけども、どうですか、部長。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 去年は地震の影響なんかでいろいろ、ことしも影響が出
ております。

今、御答弁させていただきましたように、これはともかく足で稼ぐといったような意気
込みで、現場サイドはこれからも頑張っていくということでございますし、特に、今の考
え方では平日を、まあまあ宿泊施設、土・日は民間の施設も今までよりはしんどいんです
が、土・日はまだ来ております。

そこで、やっぺい、シルバー年代をターゲットとした協議をさせていただいております
ので、これとて結果が出らんとあかんことやというふうに認識しておりますので、そうい
った取り組みで頑張っていきたいと、かように思っております。

○蛭子智彦委員長 長船委員。

○長船吉博委員 課長、営業やというのは、なれとったら1人でも、顔見知りのとこやっ
たら1人でも行けるんよ。そやけど、本当に飛び込みとか、初めてのとこというのは、やっ
ぱり2人、最低2人おらなあかんねん。

それで、もうはっきり言うといたろ、最低でも交際費100万円はつけたれ、ほんまに。
そのかわり、2年、3年したら必ず上がる。こんな15万円やという交際費で商売はできら
ん、はっきり言うといたろ。それで、ある程度交際費つけといたたら、職員も楽な営業

活動できるわけ。

こんな15万円ぐらいで手土産気つかいもって、手土産1,000円にしよか、いや、これやったらちょっとぐらい、金ないよって、これやったら800円のにしよかよって、こんなせこいこと言うたら絶対あかん。

そやよってに、もう少し気張って100万円ぐらい交際費つけて、頑張ってるように、部長、やったってくれや、どうや。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） まさに損して得取れというのは、これはもう当たり前のことですので、こういうところは前向きに取り組みたいと考えております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 宿泊だけで考えていけば、恐らくもう頭打ちが絶対あると思うので、これは以前にも言いましたけども、イベント関係、そういうような考え方はしてないんですか、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 答弁、できますか。
産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 御承知のように、この国民宿舎のロケーションは自然がいっぱいですばらしいところでございます。

ちょうど、ビーチバレーの競技もできる場所でもありますし、近くには合宿なんかできる体育施設、市内にもございますので、これがイベントかと言えは違うかもわかりませんが、今現在、そういった取り組みでやっておるし、先般なんかでもプロポーズ瓦のことは毎年審査をやらせていただいておりますが、これとても、そない莫大な申し込みではないんですけれども、長年やっておる関係で、ロコミロコミでそこへ訪れていただける方も、リピーターでもおるようでございますし、あらゆることをやはり考えていかねばならんかなというように感じております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 松原荘、昔は結婚式もよくやられとった思うんですわ。あそこに何か施設建ててやるいう考え方もあるんですけども、最近、結婚式なんかであれば人前結婚式、

あのガーデンですね、庭のところをちょっと物を置いて云々とかいうことで、市民が安価に結婚式を挙げれるとか、そういうような売り込みで取り組んでもええんじゃないかと思うんですけども、その点、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） こういったことにつきましては、ホテル関係でも随分以前からやられておると聞いております。

この国民宿舎がそれにそぐうかどうか、というのは、これ現場で一度検証もしてみないと、はっきりとしたことは御答弁できませんので、これも検討の一つかなということで、御意見として承りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 このごろの結婚式であれば200万円ぐらいかかるのかな、大体。年に10件、つき1件のペースですとすれば、2,000万円あがるんやな。やはり、そういうような工夫をして、人前結婚できますというような折り込みをして、やはり、そういうような工夫で、ある程度そういうイベント関係できるんじゃないかと思うんですわ。

ですから、ぜひ、そういうようなものに取り組んで売り上げを伸ばしていただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 質問します。

まず、公営の宿舎を経営する意義というのを一遍話してください、目的。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） ちょっと年数は今、定かでないんですが、全国的にこういった施設がふえた時期がございました。

この松原荘の意義といいますか、これにつきましては、瀬戸内海国立公園で名勝の松原もあるし、ある意味では民間の宿泊施設よりも少し安価なところで、市内につきましてはそういった利用、あるいは、島外の方もこういった施設を好んだ方の利用で、さらには、市民の方に、旧の西淡町の時代からと思うんですけども、やっぱり、町民、市民に対す

る福祉というか、ちょっと話が違ってもわかりませんが、そういうことで、要するに少し安価で広く利用できるといったようなところが一つの意義ではないのかなというように考えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 確かにそれもあるんですが、もう1点あるんですけど、わかりますか。言います。西淡町でこういう施設をつくったというとき、やっぱり地産地消、いわゆる農水産物をPRしようということで始めたわけです。

それで、魚、ワカメ、タマネギ、そういうのを食材に使うということで、ずっとやってきたわけですが、決算見ますと、平成21年まで起債の償還で5,000万円ほど償還して行って、なおかつ利益を上げていたという、頑張ってきたんですが、平成22年度からは償還も終わったんですが赤字転落ということで、毎年2,000万円ぐらいの、去年は1,200万円ですか、のような厳しい状況が続いておりますけども、そこで原点に戻って、地元の食材を使うということで、今、どのぐらいの比率で地元の食材使っていますか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 申しわけございません。そのことにつきましては、資料を持ってございません。

○蛭子智彦委員長 わかりませんか。
産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 直ちに調べさせていただきます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時43分）

（再開 午後 3時43分）

○蛭子智彦委員長 再開します。

お諮りいたします。

説明員の補充をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 どなたがおるんでしょうか。

○産業振興部長(岸上敏之) 支配人が所用のためいませんので、副支配人に、先ほど委員長から話がございます、直ちに電話をして、このロビーにもう来ておるかなというように、ちょっと確認させてください。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時44分)

(再開 午後 3時48分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
先ほどの木場委員の質問、もう一度していただけますか。
木場委員。

○木場 徹委員 そしたら、もう一度言います。
国民宿舎の大きな目的である地産地消、いわゆる南あわじ市内でとれた産物、食材の比率ですね、わからなったら、もう、大体出入りの業者でわかっているところですけども、その辺を把握してますか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人(西岡義文) データ自体は細かい数字はないんですけども、業者自体は、ほとんどが南あわじ市の業者を中心に使ってます。
地元の魚となれば、業者自体がこちらでとれない魚とかはほかから入ってるのかもわからないんですけども、こちらとしては地元の地産地消を目指して、地元の魚を仕入れるように心がけてます。8割ぐらいは地元の魚が使われてると思っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 8割いうと、なかなか大変やと思うんですけども、それで使ってい

ただければええんですけども、まだちょっと足らんとこがあると思うんですよ。

というのは、やっぱり旬の魚をずっと使ってもらいと、旬、旬の魚、それと加工品。例えば干物とか、そういう面でどうですか、今後、もう少し比率というか、上げれるような取り組みはできますか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） 今後、また支配人と協議しながら、また部長とも協議しながらそういうふうな取り組みに頑張っていきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 次、行きます。

宿泊があな施設、シーズンでいくと12月から2月までが大変厳しい宿泊の数になっておりますけども、冬の間、例えば12月、年末から3月入るまでのこの間、どういう施策とってますか、特に宿泊。営業方針。

言います。

私も元経験したんである程度わかるとるんですが、その当時、確か副支配人、その間、営業に出て、春先の学生の合宿をかなり営業で回って誘致したように思うんですけど、今でもやられておるんですか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） 毎年、継続して行っております。

ことしも阪神間回らせていただいて、2月、3月の合宿を何とかということで、秋に回っております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これ、志知に吉備国際大学もできたことやし、岡山の大学へ営業に行ったことありますか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） 一昨年は岡山のほうへ向けての活動をしたんですけど

ども、今年度については、岡山のほうはちょっと営業には回ってなかったんです。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 それプラス、大学プラス、今もここで話ししておったんですけども、大手の企業、かなり成績というか、経常収支が改善されてるんで、この機をつかんで大手を回ると、そういう取り組みはどないですか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） そういう方向で、営業もかなり落ちてきてるのは確かですので、いろんな取り組みを参考にさせていただいて、していきたいと思っています。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 せっかく景気が上向いたときに、そういうチャンスをつかんで、ぜひ安定した経営に持って行ってほしいと思います。

それから、いろいろあるんですけども、うずしお温泉ですね、評判のええうずしお温泉、何かことし見ますと、かなり改善するようですけども、どういうところを改善するんですか、施設。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） ハード面ではいろいろ考えておりまして、今のおっしゃるように風呂なんですけど、ヒノキの部分を平成26年度でぜひ改修したいというように考えております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 これは大胆な発想というか、提案なんですけども、隣に旧丸和さんがニューアワジに変わって、新しいホテル、旅館になっとるんですけども、見に行ったことありますか、副支配人。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） 年末にちょっと利用させていただいております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そこで何か感想ありますか。参考になるようなことがありましたか。
わからなんだら、もうええです。

あそこは、各部屋に露天風呂を配置して、それで、それが売りになっておるんです。ですから、宿舎もこれから本当に勝負するんであれば、そういう改造、今1億5,000万円ですか、1億7,000万円かある、この資金をもとに、そういう方向で各部屋を改造して、個室の露天風呂を使った、そういうことはできませんか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 御承知のように、昭和40年代前半に完成して、平成の初めにリニューアルしたのが現在までの大きな流れでございまして、この、今おっしゃられる各部屋部屋の露天風呂等々につきまして、これはもう本当に欲しい施設だと思います。

ただ、今までの流れから見ますと、やっぱり全体の、これは我々サイドで全体の計画をよく考えて取り組まないで、その部分部分でいきよったら、これは中途半端になるかと思っておりますので、今後は全体的な方向の計画といえますか、そういったものに取り組む時期がきておるのかなというように感じをしております。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そうしたら、そういうことで、一度計画をするわけですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） これとて、今、正直に申しまして、この予算化はできませんので、今後、そういった今の現在の取り組みが必要だというような考え方でございます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 松原も、うめ丸さん、あそこニューアワジと、それからマーレーと、それと隣の何とかいったとこと、ずっと全部改造して、新たな慶野松原になりつつある。

その中で、やっぱり国民宿舎が一番、見て、何か見劣りするようになってきておりますので、ぜひ、この流れに乗って、魅力ある慶野松原づくりにもう一度チャレンジしてほしいんですけども、どうですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） やっぱり、そういうふうな方向で考えていくことが重要だと思います。

それで、言い方はあれなんですけど、民間のホテルさんでできること、この国民宿舎として売りにできるようなところを、これはお金さえ何ぼでもあればリニューアルしてどんどんいけるんですが、この特色ある、やはり施設を目指して、今後、十分検討していきたいなというように考えます。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 あのね、部長、先ほど言いよったように、毎年5,600万円ずつ償還しとったのは、西淡町の時代にそれだけ投資した分を長年かかって、20年からの起債を借りて、それで償還して行って、今の姿になっておるんです。

そやから、あんまり一般会計から繰り入れとか、そういうのをやってなかった、自主独立で努力で今までの格好がなってきたんです。

だから、お金お金と言いよったら、しまいにはどんぶりいきまっせ。わかってますか。

○蛭子智彦委員長 もう少し具体的に質問をいただけますか。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 そやから、あんまり借金のことを心配して商売しておると、なかなか営業の増になってきいへんから、その辺を考えて、投資するところは投資してほしいわけです。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） それは、やっぱり営業という部分ではそういった考え方がごもっともだと思いますし、今の社会情勢なんかを見ながら、これはもう本当に後ろ向きではなかなか行かない話でございますので、そういったところも理解して進んでいき

いなというように思います。

○蛭子智彦委員長 木場委員。

○木場 徹委員 やるんですか。

○蛭子智彦委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） いえいえ、まずはそういった全体的なところも見ながら、営業もせんなんということで、やっぱり、同時に進まないとなかなかでございますので、まずは、今の施設について、もっと検証して、そこから。

検証という言い方は悪いんですが、今までの施設の、例えばリニューアルするとか、そういうところを十分研究する必要があるのかなというように感じております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 同僚議員から、営業を頑張ってやらんといかんということで、よく言われておりましたが、この利用収益の中の3億200万円余りの中で、旅行者のあっせんというのはどれぐらいの割合ですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっとその辺の数字につきましては、私ども把握しておりませんが、旅行者のあっせんというのもある程度は、パーセント的には多いと思います。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 何でそんなこと聞くかと言いますと、267ページに旅行者のあっせん手数料が411万4,000円あがってとんでしょう。予算書にあがってるわけですね。そやから、どれぐらい、3億円の収入のうち、どれぐらい旅行者のあっせんがあるのかなということを聞きよるわけです。

この旅行会社のあっせんのエージェントというのは、大体何%ぐらいのものですか。

○蛭子智彦委員長 副支配人。

○国民宿舎副支配人（西岡義文） ツーリスト関係は大体10%ですね。インターネットを通じての照会については、大体7%ぐらいになってます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、これから逆算したら、大体四、五千万円ぐらいが旅行業者のあっせんということになりますよね。

ということは、地元の利用客とか、そういうものが3億円のうち2億四、五千万円使ってるのかなというように推察できるわけですね。

先ほど、同僚議員が言うておりましたように、営業はそれなりにやっておるんでないのかなと。リピーター客も結構おるのかなという感じを受けておるわけですね。

将来、営業収益がこれ以上に営業でやって、3億円か4億円になりすれば、やっぱり、これ収益も改善してくるんでないのかなというふうに、この予算書から読み取れるわけです。

先ほど、同僚議員も言うておりましたように、旅行業者のあっせんもともかく、営業努力が大事なかなというふうに思いますんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 営業につきましては、本当に重要であるというふうに認識しております。今後、営業活動につきましては、積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 島外は知らんけど、今の支配人は、ほんまに各種団体とか、そこら、阿万のほうでもちょいちょい回ってきますよ。そういう面では足を運んで営業努力をしようと、そういうことがそういう収支に出てると思うんですな。

それで、市長にお聞きしたいんですけど、今、ほとんどが指定管理、民営化という流れの中でいっているんですが、私は慶野松原というのは一つの南あわじ市の観光の顔やと思うんです。

ですから、何が何でももうけなあかんのやいうこと、それはもうけるほうがええんですけども、ある程度、そこそこでいきよれば、私はもうそれで正解やと思うんですけども、そういう流れの中でお聞きするんですが、行く行くは近い将来、指定管理、民営化という

ようなことも市長の頭の中にはありますか。

○蛭子智彦委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど来もお話あったとおり、結構、独立採算がとれてきた施設でございます。

 いろいろ赤が出てきだしたということで、その理由も担当のほうから述べられましたが、一応、建設の資金というのは持っているんで、それを今後、部長が言うてたように、どうするんか、改修していくんか、今、委員が質問あったとおり、市の施設ですから、何とかてんてんにいけばええん違うかという、私はてんてんでいけばええと思います。

 しかし、赤字が大きく出てくるということになれば、そういう指定管理ということも考えざるを得ないというふうに思います。

○蛭子智彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

 （「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

 これより委員間討議を行います。

 御意見ございませんか。

 （「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結いたします。

 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

 議案第15号、平成26年度南あわじ市国民宿舎事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 （ 挙 手 多 数 ）

○蛭子智彦委員長 挙手多数でございます。

よって議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

国民宿舎副支配人、西岡さんにつきましては、突然のことと思いますが、真摯な態度での説明についてねぎらいを申し上げたいと思います。

それでは、再開は4時20分ということにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4時08分)

(再開 午後 4時20分)

9. 議案第13号 平成26年度南あわじ市下水道事業会計予算

○蛭子智彦委員長 　　それでは、再開をいたします。

議案第13号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 　　使用料の関係で質問します。

それに関連するんですけど、平成26年度処理区域内の人口というのは、どういうふうに見込まれておるのでしょうか。使用料に関係すると思うんですけど。

○蛭子智彦委員長 　　企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 　　人数ではなしに、件数で挙げてあります。汚水処理件数、平成26年度は8,935件、これは平成27年3月末の数字でございます。

1年間通しての調停件数は10万5,763件となっております。水道の水栓に基づいてます。

○蛭子智彦委員長 　　原口委員。

○原口育大委員 　　水洗化人口、ここ数年の実績を見てると、区域が拡大していつてるんで区域内の人口はふえなあかんわけですけども、接続率の関係と、結局、人口減の関係も

出てるかと思うんですけど、区域が広がった割には水洗化人口というのがふえてない、水洗化率も下がっておるといふような数字できておると思うんですけども、その傾向というのは、ここ数年含めてどんな状況なんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） これは、やはり接続率が伸び悩んでいることもあるんですけども、高齢化による人口減と戸数の減とが関係しておりますが、少しずつではありますけど伸びておるような状態にはなっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 戸数の減ということは、水道でいったら閉栓みたいな処理が要すると思うんですけど、年間にどれくらい減っていったるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 根拠を見ますと、伸びていっているんですが、コミプラとか農集あたりが、やはり一人世帯とかが多いということもありまして減っていったるような状態でございます。

トータル数字しか今はつかんでおりませんが。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 トータルということは、契約者の数が減った分というのがあると思うんですけど、そういう数字もつかんでないですか。トータルで幾らですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 毎月の調停件数でしかつかんでおりません。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、1年間で何軒がふえて何軒が減ったというような数字はわかるのでしょうか。例えば、平成25年度なり平成24年度。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 平成23年度から平成24年度に向かひまして、公共でしたら831人ふえてるんですが、農集で42人の減、漁集30人の減、コミプラは1人の増となっております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。どうしても、そういうふうなことが今からふえてくると思うんですけど、家がなくなってしまったり、無人になってしまったり、結局そこは、水道だったら栓を閉めれば終わりなんですけど、これ、前にも一回ちょっと聞いたんですけど、下水の場合は公共升のところで何かふたをすとかいうふうなことになるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 前にも一度その質問ありまして、一度お答えしたと思います。

下水の場合につきましては、当然、水道のほうを閉栓しますと、下水は水道で使った水が今度、汚れて汚水のほうに入ることですので、水道のほうがとまりますと汚水のほうに入ってくることはまず考えられません。

そういったことで、栓を閉めたりというふうな処置はしておりません。

ただ、所有者等が変わったり、もしくは自分の敷地等を放棄することによりまして、下水のほうの権利をなくすというふうな処理が出てくる場合があります。

例えば公共升の廃止届というような格好で出てきたような場合につきましては、その敷地と道路分との境界におきまして下水管渠のほうを閉塞するというふうな処置をしておる場合もございます。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料とか分担金とか負担金については、ほぼ収納は100%なんですけども、でも、一部未収があるみたいなんですけども、これは滞納とかというのは、例えば今の時点ではどれぐらいあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 分担金、負担金でございますが、2月28日現在、2,250万円あります。

使用料のほうは、99.8%ぐらい収納できております。

○蛭子智彦委員長 原口委員。

○原口育大委員 こういった滞納をされててということは、滞納してる人に対しては何か処分とかあるんですか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） やはり、分納していただくようお願いしております、できる限り、住民が平等なように努力、収納を納めていただけるように努力してます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
川上委員。

○川上 命委員 南あわじ市で大体、普及率何ぼになっとんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 南あわじ市の普及率ということで、先般も神戸新聞のほう等載っておったと思います。生活排水処理率というような、我々は捉え方しておるんですけども、それは下水道で処理ができる単位、また、プラス浄化槽設置の方々の分を含めましての生活排水処理率、人口普及率というんですけども、平成24年度末で80.4%ということで現在なっております。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 各それぞれ処理場ができておりますが、それ、大体70%以上引かなければ採算ベースに合わないというようなことをよく今まで聞いておるんですが、そういった各処理場、そういったベースに乗るとどこがありますか。

○蛭子智彦委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 採算ベースに乗っていくというのは、公共のような大きな区域を抱えているところでありまして、漁集、農集、コミプラについては、やはり人口の減、水量の減によりまして採算の合うような状態ではありません。

4事業で、公共でその部分、3事業の部分の補っていくというふうになっています。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 ああ、そうですか。私は常に毎回毎回の農集で、できて70%以上入ったら、その処理場は採算ベースに合っていくというように思ってたんですが、違うんですね。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 採算ベースという話となりますとまた変わってきます。

現実、今、まだ全ての浄化センターのほうは継承されておりますけども、まだ面整備、あと25%弱残ってございます。

そういった関係で、本来ですと、適正な料金を設定しなくてはならないんですけども、今の段階非常に、先ほど課長のほうからも答弁あったと思うんですけども、接続率のほう伸び悩んでおります。

そういった中で、料金を上げますとますます伸び悩みがあるということの中で、今、少し抑えた料金で運営しておりますので、70%の方々が接続されたからといって、農集のほうで採算が合うかという、合わないというのが現実でございます。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 よくわかりました。

それと、私は今、水資源のほうで、兵庫県の水資源という会があるわけですが、それは議会から、県、大学の先生等が寄った中で審議をしとるんですけど、下水道は時代おくれやというようなことを聞いて大分腹が立って、その会で言ったんですけど、99%作戦とか言うところに、まだそういった事業が中途半ばなのに、もう既に合併槽がいいと、合併槽の設置が下水道よりもええとかいういろいろなデータを発表して、何とか合併槽に補助金を出せというような、かなり話が進んでいってるんですけど、そういったことは、ちょっと下水道課の方、把握しとるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 合併浄化槽のほうに対する補助金についての上乗せというように国のほうからの指針は私ども聞いてございません。

ただ、先ほど川上委員言われましたように、生活排水の99%の作戦ですけども、今、全国で兵庫県のほうは第3位という、98.4%ということで、第3位の非常に高い水準にございます。

その中で、兵庫県下41市町ですか、ある中で、先般、新聞のほうにも載っておったと思うんですけども、県内の最低が洲本市の61.7%、そして、その次が市川町、淡路市、そして、私ども南あわじ市ということで、今、まだ現在、兵庫県でワーストナンバー4でございます。

確かに下水道整備、非常に多額の負担を一般会計のほうに充てておるわけですけども、下水道、前にも一度言わせていただきましたけども、下水道の整備をすることによりまして、皆さん方、もう御存じだと思っておりますけど、下水道管、非常に民家の生活道路の中に管を埋める工事でございます。

下水道工事を終わったあとを見ていただきますと、本来、なかなか道路舗装の整備をしてくれないところまで下水道が終わると舗装整備してございます。

そういった関係で、道路の舗装の修繕、また、前にも言いましたけども、それに伴います水道企業団の水道の更新事業等も、下水道事業という事業を利用させていただいた中で国の2分の1の補助をいただいて進んでいっているんだということの御理解をいただければ、下水道事業の重要さというのがわかっていただけるのかなと思います。

それと、下水道ですけど、確かに何回も言うように負担はかけるわけなんですけども、こういう兵庫県の中でそれだけ全ての市町村が下水道整備ができとる、その中で南あわじ市だけができてないと言われることによります人口流出というんですか、数々のストップというんですか、そういうような歯どめにも下水道事業は役立っておるんでないかなというふうな広い御理解の中で今後とも御理解いただければと思います。

○蛭子智彦委員長 川上委員。

○川上 命委員 なかなか詳しく説明いただいてよくわかったわけですが、ただ、その席で言ったのは、下水道が完成した暁、この東南海・南海地震ですか、これが来た場合、下水道、南あわじ市のように範囲が広い場合には壊滅状態になってしまうというようなことも聞いておまして、そういった対策というものは、いつ来るやわからん、東南海・南海地震についての対策というものは、何か下水道課で考えられているのか。

○蛭子智彦委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 東南海の対策を言われますと、現実、何もできないというのが今の現状でございます。

前にも、これも一度言ったと思うんですけど、下水道事業の浄化センター、全て流域の一番下の河口付近に設置してございます。そういった関係で、今、例えば西淡地区なんかのような松帆・湊の浄化センターですと、一旦瀬戸内海に津波が入ってしわっと水位が上がってくるようなところについてはある程度の対策は可能かなと思うんですけども、灘、福良、阿万といった津波の高さがもしかしたら9メートルを超えるんじゃないかというふうな臆測というんですか、推測がされている状態の中で、浄化センターのエレベーションが大体2メートル80センチから3メートルぐらいのところでございます。施設の地盤より6メートル、7メートル高い津波に対する防護対策というんですか、災害対策を施すこと自体が今の状態では不可能に近いように思われますので、今、川上委員がおっしゃられました災害対策の対応はといいますと、できていないというのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑がないようですので、これで質疑を終結をいたします。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第13号、平成26年度南あわじ市下水道事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。
よって議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10. 議案第14号 平成26年度南あわじ市農業共済事業会計予算

○蛭子智彦委員長 続いて、議案第14号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 240ページの損害防止のところ、ことし、捕獲おり40基ということを書いてありますが、これは無償貸与ですか、無償譲渡ですか。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 農業共済課の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

この水稻共済損害防止事業と申しますのは、捕獲おり40基となっております。これについては、1基当たり10万円限度で農会のほうに助成をしております。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、助成しておりますということは、もう結局このおりは自分で、その10万円を買うということですので、結果的には無償譲渡という格好になりますね。

過去に今まで何基、市内に設置されておりますか。

○蛭子智彦委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 平成25年度までは209基でございます。

○蛭子智彦委員長 印部委員。

○印部久信委員　　これ、将来にわたって引き続きやっていくと思うんですけど、何年ぐらいめどまではこのような状況でやろうと思っておりますか。ことしきりですか、それとも、来年、再来年、何年ぐらいをめどに、今のところやろうと思っておりますか。

○蛭子智彦委員長　　農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）　　御存じのとおり、現在、イノシシ、鹿、獣害で困ってるような状態ですので、何年というような形は、状況を見て、その辺はまた考えたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　とにかく、しばらく状況を見ながら継続してやっていくということですね。

それと、関連で農業振興部に聞きたいんですけど、農協振興部もおりの設置をやっておるんですが、これは有料ですか。これはどういうシステムになってますか。

○蛭子智彦委員長　　農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）　　農業振興部のほうについては貸し出し、おりを市で買って、猟友会に貸し出しという形をとっております。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　現在、貸し出し数は何基ですか。

○蛭子智彦委員長　　農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治）　　約90基ぐらいあります。

○蛭子智彦委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　今、これ聞きますと、市内に330基から340基、双方で貸し出ししておるわけですが、どうですか、これでどれぐらいまず捕獲して、どないなって、実際農家に聞いても、依然、鳥獣被害が少なくなったというような実感がない、ますますひどな

つとるというようなことなんですけど、これ、ほかにもおりとか柵とかやっていますけど、これは、とにかく農家の鳥獣被害がある限り、とにかく続けていくという体制でやっていくわけですか。

○蛭子智彦委員長 農林振興部次長。

○農林振興部次長（森本秀利） 平成24年度に大体3,000頭ぐらい捕獲をして、一旦、いわゆる共済の作物被害が減ったような状況にあったんですけども、平成25年度もまだ全部確定はしていませんけども、推計でおおむね平成24年度と同等の3,000頭近い頭数の捕獲をしております。また、柵についても同様の整備をしてるんですけども、共済の作物の被害につきましては、前年度に比べますと大分ふえたような状況にございますので、ここしばらくは当然、重点的にそういった捕獲についてもそうですし、整備についても重点的に力を入れていきたいな、そういうようには思っています。

○蛭子智彦委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 以前、農災でせっかく予算がついていても、業者がなかなか仕事を選んで不落が多かったというんですが、近況はどうですか。

これ、農災は関係ないのか。失礼しました。やめます。

○蛭子智彦委員長 ほかに。

川上委員。

○川上 命委員 鳥獣というより、イノシシの防御の金網、これは非常にありがたかったわけですが、しかし、家と家との間とかいろいろなところでは許可のおりらんとともあるんですよ、補助金の。

これは将来どのようになるか、もうずっと許可をおろさないのか、防御ネット。

ということは、もう最近、イノシシもやっぱり、自分が食べ物なくなったら家と家との間とか、防御ネットの張っとらんとこから入ってくるわけですか。そういったところに補助金欲しいってよく言われるんですけど、こういったことは、もう絶対おりらんということですか。

○蛭子智彦委員長 農業共済の事業拡張という趣旨の質問ですか。

農業共済課長、教えてください。

○農業共済課長（宮崎須次） 今、委員のおっしゃられた質問なんですけども、共済といたしましては、この捕獲おりだけを助成をしております。

今の防護柵等については農林振興課のほうの担当になりますので、農林振興課のほうから、また回答があるとは思いますが。

以上です。

○蛭子智彦委員長 委員、所管外というか、バックオーバーということになるかと思うんですけども。

議事整理としましての考え方なんですけども、御了解いただけますか。

阿部委員。

○阿部計一委員 禁猟区についてお尋ねしたいんですが、最近、大見山のとっぺんに大きな鹿、イノシシが出るわけですよ。車、この前も女性の方が衝突したというようなことで、私もちょいちょい出会うんですけども、あの辺は禁猟区やと。その禁猟区を禁猟区外にするやいうことはなかなか難しいことなんですかね。

○蛭子智彦委員長 これも農業振興に関連する話になるかと思うんですけども、できれば農業共済という中での質疑をお願いしたいんですが。関連はするんですけども、申しわけないですけど。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第14号、平成26年度南あわじ市農業共済事業会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

11. 議案第16号 平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第16号、平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第16号、平成26年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

12. 議案第17号 平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第17号、平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。

これより委員間討議を行います。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。

議案第17号、平成26年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。

よって議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13. 議案第18号 平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第18号、平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。
これより委員間討議を行います。
御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。
議案第18号、平成26年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。
よって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

14. 議案第19号 平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算

○蛭子智彦委員長 次に、議案第19号、平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 質疑なしと認めます。

これより委員間討議を行います。
御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 意見がございませんので、討議を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 異議がございませんので、採決を行います。
議案第19号、平成26年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○蛭子智彦委員長 挙手多数であります。
よって議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、第53回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。
お諮りします。3月25日の本会議における委員会審査報告について、どのように取り計らったらよいでしょうか。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 一任の声をいただきました。それでは、委員長、副委員長に一任をさせていただきます。
委員会審査報告につきましては、本特別委員会は全議員により設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審議において出された主な意見等について、取りまとめたの報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。
それでは、副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○中村三千雄副委員長　　それでは、閉会の御挨拶を申し上げます。

4日間にわたる平成26年度の予算審査につきまして慎重なる委員からの御質疑、そしてまた答弁、執行部には今後まだ、それについてはもう少し勉強をしていただければならないということを痛感した委員会でなかったかと思えます。

とりあえず、御苦勞さまでございました。

これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会　午後　4時49分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 3月17日

南あわじ市議会予算審査特別委員会

委員長 蛭子 智彦